

平成 24 年第 1 回定例会会議録

平成24年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期20日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 2日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・施政方針・提案理由説明
3月 3日	土	休 会	(市の休日)
3月 4日	日	休 会	(市の休日)
3月 5日	月	休 会	議案調査
3月 6日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
3月 7日	水	本 会 議	一般質問
3月 8日	木	本 会 議	一般質問
3月 9日	金	本 会 議	一般質問
3月10日	土	休 会	(市の休日)
3月11日	日	休 会	(市の休日)
3月12日	月	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
3月13日	火	委 員 会	
3月14日	水	委 員 会	
3月15日	木	委 員 会	
3月16日	金	休 会	議事整理
3月17日	土	休 会	(市の休日)
3月18日	日	休 会	(市の休日)
3月19日	月	休 会	議事整理
3月20日	火	休 会	(市の休日)
3月21日	水	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成24年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

3月2日（金曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第1号	19	19
2. 本日の会議に付した事件	21	21
3. 出席議員氏名	23	23
4. 欠席議員氏名	24	24
5. 説明のため出席した者の職氏名	24	24
6. 事務局職員出席者	24	24
7. 開 会	25	25
8. 開 議	25	25
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	25	25
10. 日程第2 会期の決定	25	25
11. 日程第3 施政方針及び議案第1号から議案第41号まで一括上程・説明	25	25
13. 日程第4 報告第1号、報告第2号上程・報告・質疑	52	52
14. 日程第5 議事第1号上程・説明・討論・採決	55	55
15. 日程第6 請願第1号、請願第2号上程	56	56
 3月3日（土曜日） 休 会		
3月4日（日曜日） 休 会		
3月5日（月曜日） 休 会		
 3月6日（火曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第2号	59	59
2. 本日の会議に付した事件	59	59
3. 出席議員氏名	59	59
4. 欠席議員氏名	60	60
5. 説明のため出席した者の職氏名	60	60
6. 事務局職員出席者	60	60
7. 開 議	61	61
8. 日程第1 委員会付託	61	61
9. 日程第2 一般質問	65	65
(1) 東 裕人君質問	65	65
「施政方針について」	65	65

○市長 福村三男君答弁	66
東 裕人君再質問	66
○市長 福村三男君答弁	67
東 裕人君再々質問	69
○市長 福村三男君答弁	70
(2) 東 裕人君質問	71
「国保税について」	71
○総務部長 谷口 誠君答弁	71
(3) 東 裕人君質問	72
「新庁舎問題について」	72
○市長 福村三男君答弁	73
東 裕人君再質問	73
○市長 福村三男君答弁	74
東 裕人君再々質問	75
○市長 福村三男君答弁	75
休憩	78
開 議	78
(1) 怒留湯健蓉さん質問	78
「市職員の処遇と人事管理について」	78
○総務部長 谷口 誠君答弁	80
怒留湯健蓉さん再質問	81
○総務部長 谷口 誠君答弁	82
怒留湯健蓉さん再々質問	82
○総務部長 谷口 誠君答弁	85
(2) 怒留湯健蓉さん質問	87
「公文書管理と情報公開」	87
○総務部長 谷口 誠君答弁	88
○教育長 倉原久義君答弁	89
怒留湯健蓉さん再質問	89
○総務部長 谷口 誠君答弁	90
○教育長 倉原久義君答弁	91
怒留湯健蓉さん再々質問	91
○教育長 倉原久義君答弁	93
○総務部長 谷口 誠君答弁	93

○市長 福村三男君答弁	94
昼食休憩	94
開 議	94
(1) 坂本昭信君質問	95
「強い農業づくり交付金事業について」	95
○経済部長 平野國臣君答弁	95
坂本昭信君再質問	95
○経済部長 平野國臣君答弁	95
(2) 坂本昭信君質問	96
「公立幼稚園の民営化について」	96
○教育長 倉原久義君答弁	97
坂本昭信君再質問	97
○教育長 倉原久義君答弁	98
坂本昭信君再々質問	99
○市長 福村三男君答弁	100
(3) 坂本昭信君質問	101
「施政方針について」	101
○企画部長 野口祐成君答弁	101
坂本昭信君再質問	102
○市長 福村三男君答弁	103
休 憩	104
開 議	104
(1) 城 典臣君質問	105
「介護報酬改定について」	105
○市民部長 宮本誠一君答弁	105
城 典臣君再質問	105
○市民部長 宮本誠一君答弁	106
城 典臣君再々質問	106
○市長 福村三男君答弁	106
(2) 城 典臣君質問	107
「し尿処理について」	107
○市民部長 宮本誠一君答弁	107
○建設部長 山田憲章君答弁	107
城 典臣君再質問	108

○市民部長 宮本誠一君答弁	108
城 典臣君再々質問	109
○市長 福村三男君答弁	109
(3) 城 典臣君質問	109
「市道立門木護線の改良について」	109
○建設部長 山田憲章君答弁	110
城 典臣君再質問	110
○建設部長 山田憲章君答弁	110
城 典臣君再々質問	111
○市長 福村三男君答弁	111
(4) 城 典臣君質問	111
「施政方針について」	111
○教育長 倉原久義君答弁	112
○経済部長 平野國臣君答弁	113
○市民部長 宮本誠一君答弁	113
城 典臣君再質問	115
○市民部長 宮本誠一君答弁	116
○市長 福村三男君答弁	116
休憩	117
開議	117
発言の申し出	117
(1) 泉田栄一朗君質問	117
「新規就農について」	117
○経済部長 平野國臣君答弁	118
泉田栄一朗君再質問	118
○経済部長 平野國臣君答弁	119
泉田栄一朗君再々質問	119
○経済部長 平野國臣君答弁	120
(2) 泉田栄一朗君質問	120
「支所機能の充実について」	120
○総務部長 谷口 誠君答弁	121
泉田栄一朗君再質問	121
○総務部長 谷口 誠君答弁	122
○市長 福村三男君答弁	122

泉田栄一郎君再々質問	123
○総務部長 谷口 誠君答弁	123
(3) 泉田栄一郎君質問	123
「総合案内の充実について」	123
○総務部長 谷口 誠君答弁	124
泉田栄一郎君再質問	124
○総務部長 谷口 誠君答弁	124
10. 日程通告 散会	125

3月7日（水曜日） 本会議

頁

1. 議事日程第3号	129
2. 本日の会議に付した事件	129
3. 出席議員氏名	129
4. 欠席議員氏名	130
5. 説明のため出席した者の職氏名	130
6. 事務局職員出席者	130
7. 開 議	131
8. 日程第1 一般質問	131
(1) 中原 繁君質問	131
「庁舎問題について」	131
○企画部長 野口祐成君答弁	134
○教育長 倉原久義君答弁	135
休 憩	135
開 議	135
○泗水総合支所長 春木義臣君答弁	135
○総務部長 谷口 誠君答弁	135
中原 繁君再質問	136
○総務部長 谷口 誠君答弁	136
(1) 東 英俊君質問	136
「庁内組織について」	137
○総務部長 谷口 誠君答弁	138
○市長 福村三男君答弁	138
東 英俊君再質問	139
○市長 福村三男君答弁	140

(2) 東 英俊君質問	141
「学校統合問題について」	141
○企画部長 野口祐成君答弁	143
○教育長 倉原久義君答弁	143
東 英俊君再質問	145
○教育長 倉原久義君答弁	147
東 英俊君再々質問	148
○市長 福村三男君答弁	149
(3) 東 英俊君質問	151
「農業政策について」	151
昼食休憩	151
開 議	151
(1) 隈部忠宗君質問	151
「菊池文化資源総合研究事業について」	152
○企画部長 野口祐成君答弁	152
隈部忠宗君再質問	153
○企画部長 野口祐成君答弁	153
隈部忠宗君再々質問	154
○教育長 倉原久義君答弁	154
(2) 隈部忠宗君質問	155
「地域の課題について」	155
○建設部長 山田憲章君答弁	155
隈部忠宗君再質問	156
○建設部長 山田憲章君答弁	156
(3) 隈部忠宗君質問	156
「施政方針について」	156
○総務部長 谷口 誠君答弁	157
隈部忠宗君再質問	159
○教育長 倉原久義君答弁	159
隈部忠宗君再々質問	160
○教育長 倉原久義君答弁	160
休 憩	161
開 議	161
(1) 樋口正博君質問	161

「小中学校 2 学期制について」	162
○教育長 倉原久義君答弁	162
樋口正博君再質問	163
○教育長 倉原久義君答弁	163
(2) 樋口正博君質問	164
「市内の教育環境整備について」	164
○教育長 倉原久義君答弁	165
(3) 樋口正博君質問	166
「施政方針について」	166
○企画部長 野口祐成君答弁	168
○建設部長 山田憲章君答弁	169
樋口正博君再質問	169
○経済部長 平野國臣君答弁	173
樋口正博君再々質問	173
○経済部長 平野國臣君答弁	174
休憩	174
開議	174
(1) 岡崎俊裕君質問	175
「行政改革について」	175
○総務部長 谷口 誠君答弁	176
岡崎俊裕君再質問	178
○総務部長 谷口 誠君答弁	179
岡崎俊裕君再々質問	181
○市長 福村三男君答弁	182
(2) 岡崎俊裕君質問	184
「施政方針について」	184
○企画部長 野口祐成君答弁	185
岡崎俊裕君再質問	186
○企画部長 野口祐成君答弁	186
9. 日程通告 散会	187
3月8日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	191
2. 本日の会議に付した事件	191

3. 出席議員氏名	191
4. 欠席議員氏名	192
5. 説明のため出席した者の職氏名	192
6. 事務局職員出席者	192
7. 開 議	193
8. 日程第1 一般質問	193
(1) 中山繁雄君質問	193
「花房台の開発について」	193
○企画部長 野口祐成君答弁	193
中山繁雄君再質問	194
○建設部長 山田憲章君答弁	194
(2) 中山繁雄君質問	195
「地域の活動の今後について」	195
○総務部長 谷口 誠君答弁	195
(3) 中山繁雄君質問	196
「庁舎について」	196
○市長 福村三男君答弁	197
(1) 森 隆博君質問	198
「菊池市の財政施策について」	198
○総務部長 谷口 誠君答弁	199
(2) 森 隆博君質問	200
「行政報告の重要性について」	200
○企画部長 野口祐成君答弁	200
○総務部長 谷口 誠君答弁	201
○市長 福村三男君答弁	203
森 隆博君再質問	204
○市長 福村三男君答弁	207
森 隆博君再々質問	208
休 憩	208
開 議	208
(1) 水上彰澄君質問	208
「下水道処理について」	209
○建設部長 山田憲章君答弁	209
水上彰澄君再質問	210

休 憩	210
開 議	210
○建設部長 山田憲章君答弁	210
水上彰澄君再々質問	211
○市長 福村三男君答弁	212
(2) 水上彰澄君質問	213
「林道拡張・改修について」	213
○経済部長 平野國臣君答弁	213
水上彰澄君再質問	214
○経済部長 平野國臣君答弁	215
水上彰澄君再々質問	215
昼食休憩	215
開 議	215
(1) 大賀慶一君質問	215
「本市のごみ収集について」	215
○市民部長 宮本誠一君答弁	216
大賀慶一君再質問	216
○市民部長 宮本誠一君答弁	217
大賀慶一君再々質問	217
○市長 福村三男君答弁	218
(2) 大賀慶一君質問	218
「幼稚園の統廃合について」	218
○教育長 倉原久義君答弁	219
大賀慶一君再質問	220
○教育長 倉原久義君答弁	220
○市長 福村三男君答弁	221
(3) 大賀慶一君質問	221
「地域振興について」	222
○企画部長 野口祐成君答弁	222
大賀慶一君再質問	222
○企画部長 野口祐成君答弁	223
大賀慶一君再々質問	224
○市長 福村三男君答弁	224
9. 日程通告 散会	225

3月9日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	229
2. 本日の会議に付した事件	229
3. 出席議員氏名	229
4. 欠席議員氏名	230
5. 説明のため出席した者の職氏名	230
6. 事務局職員出席者	230
7. 開 議	231
8. 日程第1 一般質問	231
(1) 坂井正次君質問	231
「グランドデザインと活力ある菊池について」	232
○企画部長 野口祐成君答弁	232
坂井正次君再質問	233
○企画部長 野口祐成君答弁	234
坂井正次君再々質問	235
○市長 福村三男君答弁	236
(2) 坂井正次君質問	238
「庁舎建設と今後の合併合意について」	238
○市長 福村三男君答弁	238
坂井正次君再質問	239
○市長 福村三男君答弁	240
坂井正次君再々質問	241
○市長 福村三男君答弁	242
休 憩	243
開 議	243
(1) 二ノ文伸元君質問	243
「学校給食施設整備方針について」	243
○教育長 倉原久義君答弁	244
二ノ文伸元君再質問	246
○教育長 倉原久義君答弁	247
二ノ文伸元君再々質問	248
○教育長 倉原久義君答弁	249
(2) 二ノ文伸元君質問	249

「隈府小学校卒業後の通学区域について」	249
○教育長 倉原久義君答弁	250
二ノ文伸元君再質問	250
○教育長 倉原久義君答弁	251
二ノ文伸元君再々質問	252
○教育長 倉原久義君答弁	252
昼食休憩	253
開 議	253
(1) 木下雄二君質問	253
「道路整備について」	253
○建設部長 山田憲章君答弁	254
(2) 木下雄二君質問	254
「小学校統廃合について」	255
○市長 福村三男君答弁	255
○教育長 倉原久義君答弁	256
木下雄二君再質問	256
○教育長 倉原久義君答弁	257
(3) 木下雄二君質問	257
「観光振興について」	257
○教育長 倉原久義君答弁	257
木下雄二君再質問	258
○市長 福村三男君答弁	259
(4) 木下雄二君質問	260
「足湯について」	260
○建設部長 山田憲章君答弁	260
木下雄二君再質問	262
○市長 福村三男君答弁	263
(5) 木下雄二君質問	264
「環境問題について」	264
○市民部長 宮本誠一君答弁	265
○経済部長 平野國臣君答弁	265
木下雄二君再質問	266
○市長 福村三男君答弁	266
(6) 木下雄二君質問	267

「施政方針について」	267
○市民部長 宮本誠一君答弁	267
○市長 福村三男君答弁	268
9. 日程通告 散会	269

3月10日（土曜日）	休 会
3月11日（日曜日）	休 会
3月12日（月曜日）	常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
3月13日（火曜日）	常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
3月14日（水曜日）	常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
3月15日（木曜日）	常任委員会（総務文教・福祉厚生・経済建設）
3月16日（金曜日）	休 会
3月17日（土曜日）	休 会
3月18日（日曜日）	休 会
3月19日（月曜日）	休 会
3月20日（火曜日）	休 会

3月21日（水曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第6号		273
2. 本日の会議に付した事件		273
3. 出席議員氏名		273
4. 欠席議員氏名		274
5. 説明のため出席した者の職氏名		274
6. 事務局職員出席者		275
7. 開 議		276
8. 日程第1 各常任委員長報告		277
・総務文教常任委員長報告		277
・福祉厚生常任委員長報告		280
・経済建設常任委員長報告		284
委員長報告に対する質疑		287
（1）木下雄二君質疑		288
（2）中山繁雄君質疑		289
（3）森 隆博君質疑		290
討 論		291

(1) 東 裕人君討論	291
(2) 東 裕人君討論	294
(3) 木下雄二君討論	295
(4) 東 裕人君討論	296
(5) 隈部忠宗君討論	296
(6) 怒留湯健蓉さん討論	297
採 決	298
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	298
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	299
日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	299
日程第2 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	300
11. 閉 会	302

第 1 号

3 月 2 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成24年3月2日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 1号 菊池市暴力団排除条例の制定について
- 議案第 2号 菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定について
- 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第15号 平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

- 議案第 20 号 平成 23 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 21 号 平成 23 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 22 号 平成 23 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 23 号 平成 23 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 23 年度菊池市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 25 号 平成 24 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 24 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 24 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 24 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 24 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 24 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 24 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 36 号 訴えの提起について
- 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市小原ほたる交流館)
- 議案第 39 号 市道路線の廃止について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明

- 第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 報告第 2 号 平成 23 年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

まで上程・報告・質疑

- 第 5 議事第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 上程・説明・討論・採決

- 第6 請願第 1号 菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願
請願第 2号 菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地
変更を求める請願書

まで上程



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第 1号 菊池市暴力団排除条例の制定について
議案第 2号 菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定について
議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第 6号 菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第 8号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第13号 菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処
理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
議案第14号 平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
議案第15号 平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）
議案第16号 平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）

- 議案第17号 平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第18号 平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第20号 平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第21号 平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 議案第24号 平成23年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 平成24年度菊池市一般会計予算
- 議案第26号 平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第27号 平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第30号 平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第35号 平成24年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第36号 訴えの提起について
- 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市小原ほたる交流館)
- 議案第39号 市道路線の廃止について
- 議案第40号 市道路線の認定について
- 議案第41号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明

- 日程第4 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 平成23年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告
について

まで上程・報告・質疑

- 日程第5 議事第 1号 農業委員会委員の推薦について

上程・説明・討論・採決

- 日程第6 請願第 1号 菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願
請願第 2号 菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建
設地変更を求める請願書

上程



出席議員（23名）

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 工藤圭一郎君 |
| 2番 | 城典臣君 |
| 3番 | 大賀慶一君 |
| 4番 | 岡崎俊裕君 |
| 5番 | 水上彰澄君 |
| 6番 | 東英俊君 |
| 7番 | 東裕人君 |
| 8番 | 泉田栄一朗君 |
| 9番 | 森清孝君 |
| 10番 | 中原繁君 |
| 11番 | 樋口正博君 |
| 12番 | 二ノ文伸元君 |
| 13番 | 中山繁雄君 |
| 14番 | 怒留湯健蓉さん |
| 15番 | 坂本昭信君 |
| 16番 | 隈部忠宗君 |
| 17番 | 葛原勇次郎君 |
| 18番 | 木下雄二君 |
| 19番 | 坂井正次君 |
| 20番 | 森隆博君 |
| 21番 | 山瀬義也君 |

22番 境 和 則 君
23番 北 田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	谷 口 誠 君
企 画 部 長	野 口 祐 成 君
市 民 部 長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	山 田 憲 章 君
七城総合支所長	田 代 武 則 君
旭志総合支所長	三 池 繁 廣 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	原 和 徳 君
教 育 長	倉 原 久 義 君
教 育 次 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	山 田 浩 文 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回菊池市議会定例会を開会いたします。

ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。監査委員から平成23年11月分から平成24年1月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告書の報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○
午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、工藤圭一郎君及び城典臣君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月24日の議会運営委員会におきまして、本日から3月21日までの20日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月21日までの20日間と決定しました。

○
日程第3 議案第1号から議案第41号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議案第1号から議案第41号までを一括議題

とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成24年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように本日3月2日から3月21日までの20日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

初めに、菊池市議会第1回定例会の開会に当たりまして、平成24年度における施政に関する方針と予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位を初め市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

今、日本は、長期にわたる経済の低迷や財政状況の悪化、加えて人口減少と高齢化が進み、成熟社会に対応した社会構造への方向性が見いだせないまま閉塞感が漂っております。国は再生を図るために、東日本大震災に起因する様々な被害から復興に総力を上げるとともに、円高、デフレへの対策を推進することにより、経済の土台を立て直し、財政健全化と経済社会の持続可能性を確保しなければならないとしており、地方に対しましても多様な変革が求められてくるものと考えております。

このような背景にあつて、本県では九州新幹線が全線開業し、熊本市におきましては今年4月から政令指定都市へ移行するなど、県全体が大きな変革期を迎えている中に、新しい交通体系の構築や「くまモン」の活躍など、これに即した観光戦略が繰り広げられております。本市におきましては、菊池温泉が県内で3カ所目となる日本の名湯百選に選ばれ、今後の観光戦略に活用できるものと大いに期待するところでございます。施策におきましては、市内全域への光ブロードバンドの整備を初め、交通や通信に関するインフラ整備を進めるとともに、ブランド化の推進や広報戦略に重点を置いた事業を展開し、市民の皆様の生活基盤の充実に努めてまいりました。さらに、本日から始まる小惑星探査機はやぶさの展示は、市内の小中学生の子どもたちが未来に希望をつなぐ活力となるような事業として取り組んでおります。今後とも本市が置かれている現状と課題を的確に把握し、市民の皆様の協働による健康で活力のある菊池市の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

予算編成方針についてであります。東日本大震災の影響により多額の復興財源の確保など、国の財政状況はさらに悪化することが懸念される中、政府におきましては閣議決定された中期財政フレームにおいて、震災からの復旧・復興については財政の枠組みにとらわれず全力で傾注する一方で、財政健全化目標の達成に向けた取り組みは着実に進めていかなければならないとされ、歳出では基礎的財政収支、

対象経費について恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の規模を上回らないこととし、できるだけ抑制に努めることとされております。このような中、本市におきましては不安定な雇用状況の影響とともに、少子高齢化社会の進展を背景にした社会保障費関係費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増大や庁舎建設の凍結解除を受けた早急な取り組みなど、多くの課題を抱えております。このことから、厳しい財政状況が予想されますが、合併の特例である特例債発行期限が迫る中で、市総合計画後期基本計画や新市建設計画に掲げられた事業の着実な推進を目指し、特に平成24年度におきましては、若者定住化のための施策や菊池ブランドの定着に向けた積極的な活動並びに観光、歴史、文化など、総合的なPRを進め観光客誘致を展開していく必要があります。

以上を踏まえた上で、本市の予算編成における歳入で、市税につきましては税制改正による年少扶養控除の廃止に伴う影響額等を考慮に試算の結果、昨年から3.5%増の約47億7,700万円、地方交付税は国の地方財政計画に基づき80億円を予定し、平成24年度一般会計予算総額は昨年度から1.2%増の238億900万円を計上しております。

それでは、平成24年度の主要施策について総合計画の9つの柱に沿って述べてまいります。菊池市総合計画の基本構想に基づいて、本市が目指す将来像を達成するための施策を具体的にした菊池市総合計画後期基本計画を基に重点施策を掲げ、主要な事業に反映させております。

第一の柱は、市民総参加のまちづくりでございます。

まず、市民参画の推進について申し上げます。市民の皆様、各種団体、行政がお互いに手を取り合い、まちづくりを進めていく市民総参加のまちづくりの推進は、重点施策の第一に挙げられる市政運営の最も基本的重要な項目の一つです。広報紙やホームページ、情報公開制度の充実と適正な運用を図り、幅広く市民の皆様に情報を提供するとともに、パブリックコメントの活用を初め多くの皆様の声を聴く機会を確保し、これらのご意見を反映させ、公正で開かれた市政を目指してまいります。

なお、平成24年度は新聞に記事広告として本市の自然や歴史、物産や観光等素材とした効果的な宣伝広告を展開してまいります。

平成22年に男女共同参画計画を改定し、男女共同参画都市を宣言いたしました。今後も意識啓発や相談業務等の充実を図り、社会における意思決定過程への男女共同参画の促進に努めてまいります。

地域コミュニティによる市民活動の育成支援としましては、近年、少子高齢化の進展や勤務形態の変化に伴い、祭りや生活環境の整備など、地域特有の営みを維持

するための活力低下が懸念されております。このため、地域の多様性を尊重し活動を後押しするためのコミュニティ助成事業や地域づくりの推進事業により、各地区の皆様が自ら考え、自ら実践する地域づくりや人材の育成、さらに菊池遺産の認定により活力に満ちた地域の醸成を支援してまいります。

以上のように、市民の皆様と行政が協働で市政に取り組む市民総参加のまちづくりを目指してまいります。

第2の柱は、行財政の効率化でございます。

最初に、効率的な行政運営について申し上げます。事務事業の効率化と市民サービスの向上のため、本市の行財政改革の理念と方向性を定めた第2次行政改革大綱に沿って、簡素で効率的な行政運営と市民視点の行政サービスの充実を着実に推進します。

養護老人ホーム2園は、昨年9月に民間移譲を実施しておりますが、公立保育園3園の民間移譲を本年4月より実施し、スムーズな引き継ぎと入園者への更なるサービスの向上に努めてまいります。

公立保育園の民営化は、効率幼稚園民営化検討委員会の答申を尊重しながら、民営化に向けた取り組みを進めることとして、土地開発公社の見直し及び特別養護老人ホームつまごめ荘の総点検につきましても、着実に推進してまいります。

また入札の透明性、公正性、業務効率化及び迅速な情報公開を図るため、平成24年度から電子入札の一部運用を開始します。庁舎につきましては、平成24年度は昨年12月から着手しております庁舎整備方針に基づく基本構想・基本計画を策定し、次のステップの基本設計・実施設計に着手することにしております。市民の皆様のご利便性と効率的な行政運営を行うために進めてまいります。

次に、財政健全化につきましては、平成27年度からの普通交付税の一本算定への移行も踏まえ、資産・債務管理や費用管理における財政の透明性を高めるため、公会計制度による資産と債務の改革に取り組み、持続可能な財政基盤の強化を図ってまいります。

第3の柱は、連携・交流の推進でございます。

まず、文化経済交流の推進について申し上げます。国際交流に推進につきましては、竹島問題、新型インフルエンザの世界的な流行、さらには韓国における口蹄疫の発生等により、中断しておりました日韓青少年ホームステイ交流を平成23年度は4年ぶりに再開することができました。これからの菊池市を担う若い力が外国の文化に触れ、国際的感覚を体験する事業の再開は本市の将来にとって大きな一歩であったと言えます。今後もより多くの青少年が国際的視野で物事を考え、積極的に行動を起こすことができるよう、あらゆる場面において交流の機会を提供してまい

ります。

一方、近年まれにみる円高の影響で、ここ数年、海外からの観光客数が低迷している状況にあります。そのような中、日本での宿泊先として、本市を選択していただけるよう本年3月末には韓国釜山の旅行エージェントをモニター客として2泊3日で本市に招待し、日本の名湯百選に選ばれた菊池温泉の体験と観光菊池の案内を行い、本市の観光旅行誘致のPRを行います。さらに、新たな試みとして、熊本空港からのチャーター便を利用し、商工会や観光協会と連携を図りながら、市民友好の翼として友好都市への訪問を行いたいと考えております。広く市民の皆様に国際交流を体験していただき、市民レベルでの友好都市交流を進めます。あわせて、日本からの観光客も増加してきた台湾へも新たな交流の創造を目指し、本市との交流の糸口をさぐるべく調査を進めてまいります。

また、既に友好都市を締結しております国内外の地域とは、より深い交流となるよう継続した交流を進めてまいります。

次に、個性ある地域づくりの促進について申し上げます。本市には、後世に引き継いでいかなければならない様々な文化や文化財が残されており、これらの支援、継承に努めていかなければなりません。平成23年度から取り組んでおります九州大学への委託事業の歴史文化資源総合調査では、文化資源を生かしたまちづくりに関する講演会やシンポジウムを開催するとともに、建築関係の専門家や市民の皆様にもご協力をいただきながら、市内の歴史建造物の調査や検証を実施しております。今後も引き続き活動を深め、これらの建築物について重要であると確認されたものから、国登録有形文化財を目指してまいります。また、従来からの指定文化財の保存・保護を図るとともに、農業基盤整備事業等の開発に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、さらなる歴史の解明を図ってまいります。

これらの取り組みによって、新たな菊池市の発見と地域文化の活性化につなげてまいります。

第4の柱は生涯学習の推進でございます。

まず、学校教育と社会教育の充実について申し上げます。学校教育の充実につきましては、児童生徒の着実な基礎学力の定着、向上のため、引き続き複式学級における学習指導補助、特別支援学級や通常学級に在籍する教育的支援を必要とする児童生徒への学習指導補助、介助等を行い、学力向上に努めてまいります。

今年で3年目となります体験型英会話合宿「英語の森・きくち」事業につきましては、児童生徒の英語力向上と国際理解を図ることを目的としており、参加者からも好評ですので、平成24年度も継続して実施してまいります。

学校耐震化につきましては、繰越事業として河原小体育館、菊之池小、泗水西小

の校舎の補強工事に取り組んでまいります。今回の耐震補強工事をもって市内全ての学校施設の耐震補強工事は完了となり、安全・安心を確保することができます。学校規模適正化につきましては、昨年6月定例議会において水源小・迫水小・龍門小の3校を菊池北小に統合する関係条例の可決をいただき、その後、関係4小学校の代表者で構成する統合準備委員会を設置し、所掌事務について協議中であります。なお、河原小学校と隈府小学校との統合につきましても、関係する保護者と地域の皆様方からの同意が得られましたので、今議会に関係条例の改正を提案しているところです。子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するという重要な課題でありますことから、議会の皆様のご理解をいただき、平成25年4月からの統合に向けて万全の準備を整えてまいりたいと考えております。また統合後の学校跡地につきましては、地元の皆様のご意見をしっかりお聞きしながら検討してまいります。

社会教育の充実といたしましては、公民館主催講座の充実を初め、地域コミュニティの充実と公民館活動の活性化を支援します。また、泗水地区には孔子公園横にまちづくりの拠点となる地域交流センター、これは仮称であります。地域交流センターの建設を計画しております。平成24年度は地域交流センターの実施設計書の策定を行います。学習支援につきましては、近年家庭の教育力の低下が指摘をされ、その背景には育児不安の増大や児童虐待、少年非行などが指摘されております。それらの問題を解決するための家庭教育支援としまして、保護者対象の講演会、小学生対象の土曜体験教室、大人対象の青少年健全育成ミニ集会の開催及び市民の皆様のニーズが高い出前講座の充実を図るとともに、学習成果の発表の場を提供し、学習意欲の向上を図ってまいります。

市民スポーツの振興につきましては、各種イベント大会を開催し、スポーツを通して市民相互の交流を図り、市民の健康、体力づくりに取り組むとともに、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図ってまいります。特に本年は9月15日、16日に県民体育祭が菊池郡市一円で開催をされ、11競技、13会場が本市会場になりますので、準備を万全にし、おもてなしの心で選手、役員をお迎えしたいと考えております。

次に、人権意識の高揚につきましては、同和問題を初め、あらゆる人権問題を解決するために、全ての市民の皆様に理解と認識を深めていただき、お互いの人権を尊重しあえる、差別のない明るいまちづくりを目指します。そのために、部落差別等撤廃・人権擁護審議会において、本市における人権教育啓発のあり方について総括的な審議をお願いし、今後の方向性についても示唆をしていただきながら、市民の皆様へ効果的な研修機会を提供してまいります。

第5の柱は産業の振興でございます。特性を生かした魅力ある農林畜産業の振興

につきましては、農産物の価格低迷や消費の減退により農業所得が減少している中、農業所得を高め経営の安定を図る必要があります。このため、各事業の取り組みによる支援はもとより、生産者、行政、関係団体が一体となって市内農畜産物のPRと消費拡大を図ってまいります。特に畜産業につきましては、引き続き飼料米利用牛のブランド化の確立を図るため、配合飼料と飼料米との差額を補てんし、「えこめ牛」の安定供給を支援してまいります。

また、口蹄疫や福島第一原子力発電所事故による風評被害の影響で市場価格は低迷し、畜産を取り巻く環境はますます厳しい状況が続いております。

このような中、家畜飼料特別支援資金及び県飼料・燃油価格高騰緊急対策資金の利子助成について、これまでの3年間の助成に加えて、さらに2年間延長し支援してまいります。

さらに、平成24年度におきましては、菊池市地域ブランド推進協議会において協議した内容を基に、本市の農林畜産物及び加工品等のさらなる販路拡大や知名度アップを目指すとともに、菊池溪谷の清流イメージやご当地グルメのPR等に取り組んでまいります。市民の皆様が求める豊かで安心できる食料の供給のため生産基盤の整備が必要であり、水田及び畑地帯の区画整理、用排水路等の総合整備事業を継続して実施してまいります。また、地域農業の担い手である認定農業者の育成につきましては、認定農業者規模拡大推進事業を、さらに延長し担い手への利用集積による経営規模の拡大と農地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を促進してまいります。

さらに、新規就農者の確保及び農業後継者の育成につきましては、新規就農奨励金、農業者結婚祝い金や先進地研修の助成等により支援してまいります。

農道につきましては、各区への原材料支給などにより整備を促進してまいります。

林業の振興につきましては、辺地対策事業による幹線林道の路網整備や原材料支給を継続することにより、林業経営の活性化とあわせ、森林の持つ多面的機能の維持増進に努めてまいります。

なお、環太平洋経済連携協定TPPにつきましては、国や県の動向を見定めながら情報収集に努めてまいります。

次に、活力ある商工業の振興につきましては、店舗密度の低さが商業地としての魅力に欠ける大きな要因となっていることから、平成23年度は空き店舗対策事業などにより空き店舗への新規出店を募ってまいりました。平成24年度は軽トラ朝市のようなまちの賑わいを創出することにより、新たな顧客の開拓を視野に入れた商業展開を期待するとともに、外部からの新規出店意欲を高め、国のまちづくり交付金事業や市単独の助成事業を有効活用しながら、さらなる空き店舗の解消に努め

てまいります。

あわせて、観光消費額の落ち込みが観光関連産業はもとより、地域経済低迷の要因の一つであることから、大会や学会などのコンベンションを積極的に誘致してまいります。

また、雇用機会の創出による若者の定住化促進や財政力強化につながる産業基盤の増強を進めるため、県と企業立地課、企業誘致連絡協議会、東京・大阪事務所との連携を図り、既存工業団地の早期完売と優良企業の誘致に努めてまいります。

日本の製造業の中心である東海から関西地域で直に情報を収集するため、引き続き県大阪事務所に職員を配置します。さらに、県営菊池テクノパーク整備事業を全面的に支援するため、県が行う造成工事にあわせて、周辺の道路の整備を行います。

観光の振興につきましては、九州新幹線全線開業に伴い、自然豊かな名水百選の菊池溪谷や昨年全国で3,000を超える温泉地の中から療養・保養に優れた温泉地として、日本の名湯百選に認定された菊池温泉などを初めとした観光資源の認知度を高めるために、大阪や福岡等の観光展への参加や祭り、イベント等を開催し、観光客誘致に努めてまいります。

また、観光大使として幅広くご活躍いただいております「劇団に”やあ」に加え、本年1月に委嘱した日本女子プロゴルファーで通算50勝を達成するなど、実力と知名度の高い不動裕里プロにもご支援をお願いし、さらなる菊池市の知名度アップにつなげてまいります。

第6の柱は都市基盤の振興でございます。

まず、魅力的な市街地と交流拠点の整備及び計画的・機能的な交通ネットワークについて申し上げます。市民の皆様にとって快適な移動手段となる基盤の整備と利便性の高い住みやすいまちづくりが求められております。平成20年度から限府中央地区都市再整備計画に基づく事業として取り組んでおり、平成24年度が最終年度となります。主な事業としましては、限府中央地区の主軸となる都市計画どおり限府中央線の整備を初め、回遊性に優れた歩行者ネットワークを形成するため、情報板、案内板の設置や各種拠点施設を有機的に結び、安心・安全に歩ける景観に優れた回遊道路整備、防災面、防犯面を考慮した街路灯の設置に取り組んでまいります。

国・県道と市道の整備促進につきましては、広域的なアクセスルートとして整備する必要があります。国道325号の旭志拡幅区間は、平成24年度中には完成予定であります。今後は大琳寺までの菊池拡幅区間の整備を行いますとともに、国道387号は引き続き菊池グリーンロードの花房交差点改良に取り組んでまいります。

二重峠菊池線、植木インター菊池線、辛川鹿本線、熊本菊鹿線などの整備促進に当たってまいります。

幹線市道の整備につきましては、各地域中心部や集落施設へのアクセス道路となる泗水中央線、妻越泗水線、川辺工業団地アクセス道路などの整備を促進し、地域連携と一体感を高め、地域の活性化を図り、交通安全対策や市民の皆様の利便性の向上のため、生活道路の整備や維持管理を行ってまいります。

さらに、菊池溪谷、阿蘇などへの観光ルート、近隣地域との交流、産業ルートの確保のため、菊池グリーンロード伊倉黒仁田線などのアクセス道路の整備を推進してまいります。

情報通信網につきましては、3月15日までに水源・龍門地区の整備が完了し、16日から菊池市内のほぼ全域で光ブロードバンドサービスを利用できるようになります。後年度負担のない初期負担金による民設民営での光回線の整備は、西日本エリアでも先進的な取り組みとして大きく評価され、他の自治体からの問い合わせも多くありまして、利用できるようになった企業や市民の皆様方からも好評を得ているところでございます。今後さらに市民生活や企業の活動に大きく貢献できるものと、利用の増加に期待するところです。また光回線の利活用につきましても、調査・検討を行ってまいります。

第7の柱は、自然環境の保全と活用でございます。

まず計画的な土地利用について申し上げます。平成24年度は合併に伴う新市の都市計画マスタープラン及び都市計画区域の見直しに引き続き、用途地域の見直しを進めてまいります。

地籍調査につきましては、平成24年度は深川・西寺の残り全部、下河原の一部、原の一部の一筆地調査を計画しております。

次に、集団的な優良農地の保全形成を図るため、平成22年度より取り組んでおります農業振興地域整備計画の全体見直しについて、最終年度となる平成24年度において、本市を一本化した農業振興地域整備計画を策定してまいります。そのほか、農地や農業用廃水路等の資源の維持保全のため、中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払事業を活用して支援します。

また、森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的な機能の発揮を図るため、森林経営計画作成促進、施業集約化の促進、作業路網の改良活動等の地域活動を支援します。

あわせて、森林施業に必要な作業路、作業道の開設補助を行い、林業経営の低コスト化を図ります。

自然環境の保全・活用において、産廃問題につきましては本市と九州産廃株式会

社との間で締結しました環境保全協定書及び一部変更協定書の法的有効性を確認するため、昨年、司法の場に調停を申し立てましたが不調に終わりました。今後は、市民の皆様の産廃問題に対する不安を解消するため、一部変更協定書の法的有効性を確認し、白紙撤回を無効とする確認訴訟を提起し、産廃問題の解決に努めてまいります。

レジ袋削減の活動につきましては、市民、事業者、行政が協働して環境にやさしいライフスタイルを進めるため、新たに「菊池市レジ袋削減推進協議会」を設立し、意見交換をしながら取り組んでまいります。

また、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成26年度には戸建て住宅の1割程度に達する見込みです。今後も継続して実施することにより、市民の皆様の環境保全意識の高揚と自然エネルギーへの関心につなげ、日本一の環境都市を目指してまいります。

第8の柱は生活環境の整備でございます。快適な住環境の確保につきましては、豊かな自然環境の中でいきいきと暮らせる活気のあるまちづくりを目指し、住民ニーズに合った身近な公園を確保するため、富の原公園、桜山公園整備事業を引き続き取り組んでまいります。

市営住宅につきましては、老朽化した朝日東団地の居住環境を改善するため建て替え事業を行います。市道及び公園を総合的に整備することで、入居者のみならず地域の住環境の向上にも取り組んでまいります。

また、老朽化した公営住宅のリニューアルを行い、適切な住環境を確保するため、葉山団地の改修工事を継続して実施するとともに、平成24年度から北宮団地の改修工事にも着手してまいります。

人口減少対策の一つとして、平成21年6月から空き家・空き地情報活用制度を立ち上げ、インターネットにより全国に情報を発信し、空き家の有効活用による定住化を進めてまいりました。昨年からは田舎暮らしの支援活動を行ってまいりましたNPO法人21世紀環境研究会と定住化に関する協力協定を締結し、空き家調査や移住者支援の活動を実施しており、新年度はさらなる空き家の調査を実施し、移住希望者の受け入れを進めてまいります。

ごみ処理につきましては、経費の削減や処理の効率化を考慮し、新環境工場建設に伴う用地選定及び機種選定が進められております。菊池環境保全組合に泗水地域だけでなく、菊池市全域を処理区域として加入することが最善であると考えております。平成24年度も引き続き本市全域が加入できるよう要望していくとともに、ごみ処理の広域化に合わせた処理方法の統一化を目指してまいります。

上水道事業につきましては、地震に強い水道を構築するため、西寺、神来、桜山

地区などの配水管の敷設替え及び桜山配水池の耐震化に取り組みます。簡易水道事業では、旭志北部地区の配水池や配水管を整備し、水道水の安定的な供給を図ります。

下水道は市民の皆様の生活環境を改善し、地域の健全な発展と公衆衛生の向上を図るため、河川など公共用水域の水質の保全等を目的として事業推進に努めております。平成24年度は、桜山地区の管渠工事、測量設計を進め、集合処理区以外の地域につきましては、市設置型浄化槽整備で市全域の生活排水処理対策を推進してまいります。

また、菊池市浄水センターの機器類の老朽化による改築更新事業及び菊池川水管橋、耐震補強工事を引き続き進めてまいります。

上下水道料金の収納につきましては、お客様サービスのさらなる向上を図るため、これまでの口座振替、金融機関等での収納に加えて、コンビニエンスストアでの収納を平成25年2月から開始する予定です。安心して暮らせるまちづくりにつきましては、昨年発生した東日本大震災を受けて、市民の皆様の防災に対する関心が高まってまいりました。これまでの基準にとらわれず、安全な避難先の確保、必需物資の備蓄等の課題を検証・整理し、防災計画の見直しを進めるとともに、菊池広域連合消防本部や地域密着性の高い消防団との連携を図り、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の支援体制づくりに取り組みます。広域的な災害に対処するために、従来の防災協定に加え、大分県日田市との協定を強化しました。さらに、企業や事業所との防災協定を進め、相互に応援協力を行い、応急対策及び復旧対策を円滑に進める体制を整えます。災害発生時には、市民の皆様に正確な情報を確実に伝え、迅速に行動することが防災対策の第一歩です。防災行政無線デジタル統合化整備実施設計を行い、災害時の情報ネットワークの構築を進めるとともに、火災時の初期消火の迅速化のため、消火栓の設置や小型動力ポンプ積載車などの整備を推進します。

最後に、第9の柱は健康・医療と福祉の充実でございます。

まず、市民全ての福祉の充実について申し上げます。少子化や核家族の進行、地域社会の状況変化など、子どもを取り巻く環境と子育ての環境が大きく変化しております。また、家庭や地域社会における子育て機能の低下と子育て中の親へのサポートが必要となってきております。そこで、新たな子育て支援充実施策としまして、病気回復機能児童を保育する病後児保育事業を認可保育所に委託し実施します。さらに、ファミリーサポートセンター利用料につきましては、兄弟姉妹等2人目以降の利用料を無料とします。

また、虐待及びDV防止対策としましては、相談員等の研修に積極的に参加し、

各種相談業務の充実を図ります。

子ども医療費の助成につきましては、疾病の早期発見を促し、健康の保持と健全な育成のため、平成23年度から対象者を中学3年生までに拡大し、医療費負担の軽減を図っております。

このように、子育て支援を重点施策として掲げ、子育てしやすいまちづくりを目指してまいります。

また、近年結婚をしない若者たちについての話題が増え、メディアでも頻繁に取り上げられるようになりました。結婚が将来の人口増、ひいては地域づくりの活力に結びつく要因の一つでもあると考えられますので、未来を担う若者たちが共に支え合う相手に巡り会うための婚活支援事業を行ってまいります。障がい者福祉につきましては、障がいのある方やその家族が地域の中で安心して暮らせるように障がい特性や一人一人のニーズに応じた居宅介護を初めとした福祉サービスを提供してまいります。

全ての高齢者が幸せを実感できる光あふれる健康のまちの実現を基本理念とした「第5期老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう日常生活を支援する活動やスポーツ、文化等、各種活動を支援してまいります。

認知症の高齢者を地域で支えるため、地域包括センターと地域の連携体制を強化するとともに、認知症サポーターの養成などに取り組みます。また、老人クラブや地区敬老会への助成を初め、高齢者の就業支援や老人福祉センターを拠点とした定期的な事業な開催や自主的な活動及び地域との交流を積極的に推進してまいります。

低所得者の生活につきましては、生活保護法に基づき必要な措置を行うとともに、生活保護受給者におきましては自立に向けた指導・助言に努めます。また、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉計画に基づき、サロン活動や見守り活動を推進し、住民が共に支え合う福祉のまちづくりに努めます。

生涯にわたる市民の健康づくりを支援するために、医師会と関係機関との連携を図りながら、保健師や管理栄養士等による健康相談や保健指導、健康教育等を行い、メタボリックシンドロームを初めとする生活習慣病の予防に努めてまいります。

また、生活習慣病や結核、各種がん等の早期発見・早期治療のために、市民の皆様が受けやすい健診体制を整備し、受診率向上に努めてまいります。

さらに、妊婦の健康保持や乳幼児の健全育成を支援するために、妊婦健診費用の助成や1カ月児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ってまいります。

予防接種につきましては、一昨年よりヒブと小児肺炎球菌ワクチンの接種費用の

助成を実施しております。これに加え、効果や副作用につき慎重に検討してまいりました結果、平成24年度より子宮頸がんワクチンを追加し、さらなる保護者の負担軽減を図ってまいります。

保健福祉制度の充実につきましては、国民健康保険事業では市民の皆様の健康を第一に、医療費の抑制及び健康保険の健全運営のため、40歳から74歳の被保険者を対象に特定健診、特定保健指導を実施してまいります。

終わりに、ただいま申し上げましたように、総合計画、新市建設計画並びに予算編成方針に基づいて事業を実施してまいります。菊池市行政改革大綱を基本にして、限られた財源を緊急性、必要性の高い事業を選択することにより、重点的に配分し、3つのまちづくりの方向性に沿って、将来を見据えたまちづくりを推進してまいります。

議員各位におかれましては、本定例会に提案申し上げております平成24年度予算案を初め各種案件につきまして、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

一部訂正をお願いしたいと思います。皆様方のお手元の資料の中で3ページでございますけれども、3ページの下から12段目、第2の柱のところでございますが、公立幼稚園の民営化というものを、私が公立保育園と読み違ったようでございますので、お詫びして訂正させていただきます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。議員の皆様は、大会議室にご集合願います。

○
休憩 午前10時42分

開議 午前10時51分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それでは、まず上程をされました議案第1号から議案第13号までの条例関係13議案についてご説明を申し上げます。議案書その1をお願いします。

議案第1号、菊池市暴力団排除条例の制定について、議案第2号、菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定について、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上、新たに制定する条例2議案、改正する条例11議案でございます。

次に、議案第14号から議案第24号まで11議案についてご説明を申し上げます。議案書はその2をお願いします。議案第14号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）から議案第24号、平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）まで、平成23年度一般及び各特別会計補正予算（案）並びに水道事業会計補正案11議案につきましては、それぞれの事業の確定あるいは実績を見込んでの補正でございます。

次に、別冊となっております議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算から、議案第35号、平成24年度菊池市水道事業会計予算の11議案につきましては、先ほど施政方針で内容の一部をご説明申し上げました平成24年度の各会計当初予算案でございます。

続きまして、議案第36号から議案第41号の6議案についてご説明申し上げます。議案書その1、35ページをお願いします。

議案第36号、訴えの提起については、記載の被告人に対し、環境保全協定の一部変更協定書の公的有効性の確認を求めて訴えを提起するものです。

次に、議案第37号及び議案第38号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、菊池市老人福祉センター及び菊池市小原ふるさと交流館の指定管理者の指定をお願いしたく、議会の議決を求めるものです。

また、議案第39号及び議案第40号は、市道路線の廃止及び認定について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第41号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更については、菊池広域連合の規約に一部変更が生じたので、地方自治法第291条の

11の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案の概要についてご説明申し上げましたが、内容の詳細につきましても総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましても慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

恐れ入ります。また読み間違ったようでございます。39ページでございますけれども、1、2、3と番号打ってありますが、この1のところ、「菊池市小原ほたる交流館」と読み上げなければならないところを、「小原ふるさと交流館」と、こう言ってしまったようでございまして、また訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。それでは、上程をされました議案の内容を一括してご説明をいたします。

議案その1の1ページをお開きください。議案第1号、菊池市暴力団排除条例の制定についてでございます。提案理由は、市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与するため、暴力団排除の基本理念を定め、市・市民及び事業者の責務等の明らかにする必要があるため、条例案を提出するものでございます。この条例に関しましては、同様の趣旨の条例が既に県において昨年4月から施行されておりますが、県内のほとんどの市町村において、今年度中に制定をされる予定であります。

開けていただきまして、2ページからが条例案でございます。第3条で基本理念を定め、第4条、第5条、第6条で、市、市民及び事業者の責務をそれぞれ定めております。また、附則におきまして、施行日を定めているほか、第2項で菊池市公共施設の暴力団排除に関する条例、また第3項で菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例についても所要の改正を行っております。

次に、5ページをお開きください。議案第2号、菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、複雑多様化する市民のニーズに対応し、限られた人員で市民サービスの向上を図るため、的確かつ迅速に対応できる行政組織を構築する必要があるため条例案を提出するものです。

開けていただきまして、6ページからが一部を改正する条例案でございます。内容といたしましては、この4月から市の組織の改編を行うもので。総務部、企画部、市民部を総務企画部、市民環境部、健康福祉部に改め、それぞれ部の事務分掌を定めるものでございます。

附則におきまして、施行日を定めているほか、第2項から9ページの第19項ま

でにおいて、関係する条例につきまして所要の改正を行っているところでございます。

次に、11ページをお開きください。議案第3号、菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定についてでございます。提案理由は、レジ袋削減のために市民団体、事業者、行政等が相互理解と連携を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みを支援するため、執行機関の附属機関として菊池市レジ袋削減推進協議会を設置する必要があるため、条例案を提出するものです。

開けていただきまして、12ページが条例案でございます。第2条が所掌事務で、レジ袋削減に係る方策、市民事業者等への啓発及び普及活動、レジ袋削減の取り組みに対する支援に関する事等について協議することとしております。第3条が組織で、協議会の委員は20人以内をもって組織するものとしております。

附則におきまして、施行日を定めております。

次に13ページをご覧ください。議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給方法を規定することとあわせ、菊池市レジ袋削減推進協議会を設置することに伴い、条例を改正する必要があるため条例案を提出するものです。

開けていただきまして、14ページが一部を改正する条例案でございます。改正の主な内容といたしましては、特別職の職員の年額、月額、日額報酬等の支給方法を定め、またあわせて議案第3号で設置をお願いしておりますレジ袋削減推進協議会委員の日額報酬を条例別表に追加する改正を行うものです。

なお、附則におきまして、施行日及び経過措置を定めております。

次に、15ページをお開きください。議案第5号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、厳しい社会経済情勢、本市の財政状況、一般職の職員の給料を減額している状況等を総合的に勘案し、市長、副市長及び教育長の給与について減額するため、条例案を提出するものでございます。

開けていただきまして、16ページが一部を改正する条例案でございます。改正の内容は、まず第1条で市長の給料を「80万5,000円」から「79万7,000円」に、また副市長の給料を「62万9,000円」から「62万5,000円」に、それぞれ改めるものでございます。次に、第2条で、教育長の給料を「56万円」から「55万7,000円」に改めるものです。

なお、附則におきまして、本年4月1日から施行することとしております。

次に、17ページをご覧ください。議案第6号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、たばこ税の税率、市民税の均等割の税率等所要の改正を行う必要があるため、条例案を提出するものでございます。

開けていただきまして、18ページが一部を改正する条例案でございます。主な改正といたしまして、県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲に伴います市たばこ税の税率を1,000本につき644円引き上げる改正と、個人住民税の均等割額を平成26年度から平成35年度まで500円加算するという改正を行っております。また、そのほかに退職所得の分離課税に係る所得割の特例措置の廃止、また東日本大震災に係る雑損控除の適用対応となる災害関連支出を追加する特例の改正を行っております。

なお、附則におきまして、改正項目ごとに施行日を定め、市民税、市たばこ税につきましては経過措置を設けております。

次に、19ページをご覧ください。議案第7号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、平成25年4月1日から菊池市立河原小学校を廃止し、菊池市立隈府小学校に統合し、教育環境を整備する必要があるため条例案を提出するものです。この議案につきましては、先の月例会、また先ほどの施政方針の中でも説明がございましたが、次の20ページが一部を改正する条例案でございます。

附則におきまして、施行日を平成25年4月1日としております。

次に、21ページをご覧ください。議案第8号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命に当たり、満たすべき基準について定める必要があるため条例案を提出するものです。

次の22ページが一部を改正する条例案でございます。これまで法律で定められておりました図書館協議会委員の任命基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本市の図書館条例に任命基準を追加するものでございます。

なお、附則におきまして施行日を定めております。

次に、23ページをご覧ください。議案第9号、菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、現在の菊池市菊池老人福祉センターを廃止し、新たに菊池市隈府432番地1に菊池市菊池老人福祉センターを設置することにあわせ、高齢者の利

用を優先しつつ、広く市民の利用促進を図るべく、菊池市老人福祉センター及び菊池市七城ふれあいプラザの休館日、開館時間及び使用料を改正する必要があるため条例案を提出するものです。

次の24ページからが一部を改正する条例案です。条例の内容は、まず第1条で、このたび菊池地域の菊池老人福祉センターが現在地と別の場所に建設されることに伴います老人福祉センター条例別表の改正を行います。これとあわせ、この菊池老人福祉センターを含む市内3つの老人福祉センターの休館日、開館時間、使用料等の改正を行うものです。また第2条で、同様に七城ふれあいプラザにつきましても休館日、開館時間、使用料の改正を行うものでございます。

なお、25ページの附則におきまして施行日を定めております。

次に、27ページをお開きください。議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、要介護認定者の増加及び介護報酬の改定により、介護保険給付費の増大が見込まれること及び介護保険サービスの充実を図るため、介護保険事業計画の見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正する必要があるため条例案を提出するものです。

次の28ページが一部を改正する条例案です。介護保険事業計画につきましては、平成24年度から平成26年度までが次期計画期間となっており、この計画に基づき、介護保険料を改正するものです。

なお、附則におきまして施行日を定め、あわせて所要の経過措置を定めております。

次に、29ページをご覧ください。議案第11号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅における入居者資格の同居親族要件を定める必要があるため条例案を提出するものです。

開けていただきまして、30ページが一部を改正する条例案です。法律で定められておりました同居親族要件が削除されることとなったため、改めまして本市条例において同居親族要件を定めるものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を定めております。

次に、31ページをご覧ください。議案第12号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由は、市設置型浄化槽に接続する排水設備工事の品質確保を図るべく、工事着工前に必要な指示を行うことができるよう計画確認申請を義務づけるため条例案を提出するものです。

開けていただきまして、32ページが一部を改正する条例案です。主な改正内容

は、住宅の所有者等が排水設備工事を行うに当たりまして、市において事前に工事内容の確認を行うこととするものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日及び経過措置を定めております。

次に、33ページをご覧ください。議案第13号、菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由を少し詳しくご説明をいたしますと、富の原東地区及び富の原西地区の農業集落排水区域においては、当初の計画人口を上回る人口増に伴い、処理施設に流入する汚水量が増加したことで施設能力が低下し、施設も耐用年数超過による老朽化がみられることから、生活排水処理計画の見直しを行いました結果、効率性及び経済性の面から既存施設の機能を強化するのではなく、隣接の特定環境保全公共下水道への切り替えで対応することとしたため、条例案を提出するものでございます。なお、切り替え工事終了後に富の原東地区農業集落排水処理施設及び富の原西地区クリーンセンターの廃止を行うものです。

開けていただきまして、34ページが一部を改正する条例案でございます。

なお、附則におきまして、施行日を定めております。

以上、議案第13号までの条例関係議案につきましては、議案第3号を除き別冊の新旧対照表に掲載をしておりますので、後ほどご参照ください。

次は、議案その2をお願いいたします。1ページをお開きください。議案第14号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。今回の補正は、1ページお開きいただきまして2ページでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ8億1,380万2,000円を減額し、予算の総額を239億305万9,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。上の表は庁舎等耐震推進事業ほか8事業の追加をお願いし、下の表は2つの事業の金額の変更をお願いするものです。

8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。2つの利子補給の追加をお願いするものです。

次の9ページをご覧ください。第4表地方債補正でございます。上の表は、今回の補正に伴い国の補正予算に対応する事業に係る起債を追加するものです。

次に、下の表は今回の補正に伴い6つの起債の限度額を変更するものでございます。

次に、14ページをお開きください。この14ページからが歳入の事項別明細でございます。歳入補正の主な理由であります。市税、国庫及び県支出金、地方債等今回補正をお願いしておりますその多くが説明欄にありますそれぞれの項目につ

いて事業等の確定あるいは執行見込みによる増額補正または減額補正でございます。そのほかに、国の3次補正及び4次補正予算に対応した事業を行うための補助金や起債についても追加の補正をお願いしております。個別の説明は略させていただきますが、26、27ページをお開きください。一番下の欄、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正により財政調整のため4億3,884万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。この34ページからが歳出の事項別明細でございます。今回の歳出の補正につきましても、全体的に各事業における事業費の確定並びに執行見込み等により増額または減額を行うものであります。またそのほかに国の補正予算に対応し、いくつか事業の追加または増額の補正を行っております。その中から特に金額の大きいもの、または主な事業についてご説明をいたします。38、39ページをお開きください。款2総務費、目7財産管理費、節15工事請負費の2億7,638万1,000円は、本庁舎及び泗水総合支所の耐震補強及びエレベーター設置の工事費でございます。耐震補強の部分が国の3次補正予算の対象となったため、国の交付金及び有利な起債を活用し、平成24年度で予定をしておりました工事を前倒しで実施するものでございます。工事費の内訳としましては、本庁舎が1億8,711万円、泗水総合支所が8,927万1,000円となっております。

次に、40、41ページをお開きください。款2総務費、目9地域振興費、節21貸付金の1億4,000万円の減額は、食品加工施設等を計画されておりました株式会社共同運輸さんが地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資制度を活用しないこととされたため、減額をするものでございます。

次に、52、53ページをお開きください。款3民生費、項3高齢者福祉施設建設費、節15工事請負費の6,946万7,000円の減額は、菊池老人福祉センター建設工事に係る入札残によるものでございます。

次に、54、55ページをお開きください。款3民生費、目3子ども手当て費、節20扶助費の1億2,201万5,000円の減額は、子ども手当ての支給実績確定による減額でございます。

次に、60、61ページをお開きください。款4衛生費、目は一番上の空欄のところでございますが、目2予防費でございます。そちらの節13委託料の6,015万5,000円の減額は、ヒブワクチン及び肺炎球菌の予防接種者が予定より少なかったため、医療機関への委託料を減額するものでございます。

次に、68、69ページをお開きください。款5農林水産業費、目の一番上の空欄のところは、目8農地費でございますが、そちらの節の19負担金補助及び交付

金の1億4,054万6,000円でございますが、説明欄の事業のうちから国の4次補正に対応し実施をいたします主な事業をご説明いたします。説明欄の一番上の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業負担金2,000万円、それと3項目めの南田島佐野地区ほ場整備事業負担金625万円、また5項目めの菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業負担金の2,470万3,000円は、平成24年度に予定をしておりました県営のほ場整備事業を前倒しで実施することによる県への負担金を増額するものでございます。

次に、説明欄の下から6項目めの団体営基盤整備促進事業菊池堰地区補助金4,500万円及びその一つ下の団体営基盤整備促進事業赤星堰地区補助金の2,700万円は、同じく平成24年度に予定をしておりました村田地区の菊池堰及び赤星地区の赤星堰に係る用排水路の改修を前倒しで実施をするため、菊池土地改良区に対する補助金を増額するものでございます。

次に、74、75ページをお開きください。款7土木費、一番上の表の目の空欄のところでございますが、目2道路橋梁新設改良費となっております。そちらの節17公有財産購入費の4,444万2,000円の減額は、花房森北線ほか5路線に係る用地買収費につきまして、今年度の執行が不可能となったため減額を行うものでございます。

以上が歳出補正の主なものでございます。これで議案第14号の説明といたします。

次に、97ページをお開きください。これから説明をいたします特別会計等補正予算関係の10議案につきましては、補正内容のほとんどが各事業の確定あるいは執行見込みに伴います減額及び増額補正でございますので、歳入歳出の事項別明細による説明は省略をさせていただきます。

それでは、議案第15号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)から説明をいたします。

開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ9,288万9,000円を減額し、予算の総額を67億6,505万円とするものでございます。

次に、115ページをお開きください。議案第16号、平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)でございます。開けていただきまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,286万8,000円を減額し、予算の総額を4億8,736万6,000円とするものでございます。

次に、127ページをお開きください。議案第17号、平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)でございます。開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,190万5,000円を減額し、予算の総額を49億

1,026万9,000円とするものでございます。

次に、147ページをお開きください。議案第18号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）でございます。開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,703万4,000円を減額し、予算の総額を3億2,631万8,000円とするものでございます。

150ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。今回の補正に伴い、起債の限度額を変更するものでございます。

次に、161ページをお開きください。議案第19号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。開けていただきまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ833万3,000円を減額し、予算の総額を10億4,468万3,000円とするものでございます。

164ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。今回の補正に伴い、起債の限度額を変更するものでございます。

次に、175ページをお開きください。議案第20号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ543万3,000円を減額し、予算の総額を5億4,256万3,000円とするものでございます。

179ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。今回の補正に伴い起債の限度額を変更するものでございます。

次に、191ページをお開きください。議案第21号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,627万5,000円を減額し、予算の総額を9,607万5,000円とするものでございます。

195ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。今回の補正により起債の限度額を変更するものでございます。

次に、207ページをお開きください。議案第22号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ452万3,000円を減額し、予算の総額を4億5,168万9,000円とするものでございます。

次に、219ページをお願いいたします。議案第23号、平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。開けていただきまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,220万3,000円を減額し、予算の総額を6億5,869万2,000円とするものでございます。

次に、235ページをお開きください。議案第24号、平成23年度菊池市水道

事業会計補正予算（第2号）でございます。開けていただきまして、今回の補正予算は第2条の収益的収支において、水道事業収益4億6,424万5,000円を28万1,000円減額し、総額を4億6,396万4,000円とし、水道事業費用4億622万6,000円を102万5,000円増額し、総額を4億725万1,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収支におきまして、資本的収入4,577万8,000円を2,074万5,000円減額し、総額を2,503万3,000円に、また資本的支出1億8,294万7,000円を1,385万円減額し、総額を1億6,909万7,000円とするものでございます。またこれらの補正にあわせまして、起債の限度額などを補正するものでございます。

以上、議案第24号の説明といたします。

次に、議案第25号から議案第35号までの平成24年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計の各会計の当初予算11議案につきましては、緑の2つの別冊となっております。この各24年度予算関係の議案の説明につきましては、別冊の白の参考資料の平成24年度予算に関する説明資料によりまして、概要を説明いたします。

それでは、平成24年度予算に関する説明資料の1ページをお願いいたします。平成24年度の菊池市の財政規模でございます。表の縦の区分が上から一般会計、9の特別会計並びに水道事業会計であります。横の区分が左から平成24年度と平成23年度の当初予算で、次が対前年度の増減額、増減率となっております。

まず、平成24年度の財政規模でございますが、一般会計、特別会計、水道事業会計の合計で、一番下になりますが401億2,738万1,000円でございます。平成23年度と比較をいたしますと6億7,954万5,000円の増額となっております。1.7%の伸びとなっております。まず一番上の一般会計で見ますと、歳入歳出予算の総額238億900万円で、対前年度2億7,400万円の増で1.2%の伸びとなっております。増額予算となった主な要因といたしましては後ほど説明をいたしますが、道路橋梁整備事業など事業費の増により、土木費が前年度比1.88倍、約17億4,000万円の増額となっていることによるものであります。

次に特別会計でございますが、国民健康保険事業会計につきましては、当初予算額70億1,605万5,000円で、対前年度4.3%の伸びとなっております。主な要因は、保険給付費の増と後期高齢者支援金の増によるものです。

次に、後期高齢者医療事業会計でございますが5億755万円で、対前年度0.5%の減であり、ほぼ前年度と同じ事業費でございます。

次に、介護保険事業会計でございますが49億4,913万7,000円、対前年

度2.8%の伸びとなります。これは、主に高齢者人口の伸び等に伴います介護保険給付費の伸びによるものです。

次に、簡易水道事業等会計は4億3,246万1,000円、対前年度16.0%の伸び率となっています。主な要因として、平成22年度からの継続事業である旭志北部地区簡易水道施設整備の事業費が増えることによるものです。

次に、公共下水道事業会計でございますが8億9,275万1,000円で、対前年度16.3%の減となります。これは下水処理施設の改築更新事業に係る事業費の減などによるものです。

次に、特定環境保全公共下水道事業会計につきましては5億8,485万3,000円、対前年度4.7%の増でございますが、これは農業集落排水処理地区の富の原西地区、富の原東地区が特定環境保全公共下水道事業へ移管することによる公債費の増等によるものです。

次に、地域生活排水処理事業会計につきましては、1億2,471万7,000円、対前年度7.2%の減でございます。これは、浄化槽整備に係る事業費の減少等が主な要因でございます。

次に、農業集落排水事業会計は4億1,719万8,000円、対前年度9.9%の減でございます。これは、富の原西、東地区が特定環境保全公共下水道事業会計へ移管することに伴います公債費の減等によるものです。

次に、特別養護老人ホーム会計は6億7,783万1,000円、対前年度0.0%でほぼ前年度並みの事業費でございます。

以上、特別会計全体では156億255万3,000円で、対前年度1.8%の増となっております。

次に、水道事業会計につきましては7億1,582万8,000円、対前年度21.5%の伸びでございます。これは老朽化しております給水管の敷設替え工事の増加、繰上償還に伴います公債費の増などによるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。平成24年度目的別歳入予算の状況でございます。表中の歳入の主なものを説明いたします。

まず、一番上の市税でございますが、47億7,772万6,000円、対前年度3.5%の増で、歳入の20.1%を占めております。市税の中では市民税を対前年度で7.4%増と見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画、本市の実績等を十分精査した上、見込額を計上しております。表の中程の地方交付税につきましては、前年度同額の80億円を見込んでおりますが、内訳は、普通交付税は1億円増の76億円、特別交付税は1億円減の4億円を見込んでおります。地方

交付税は歳入のうち33.6%を占めております。

次に、国庫支出金は32億1,399万9,000円で、対前年度18.8%の伸びで、歳入の13.5%を占めております。主な要因といたしましては、隈府・泗水地区などの社会資本整備総合交付金事業の財源として国庫補助金を約5億500万円の増と見込んでおります。

次に、県支出金は16億7,751万円で、対前年度10.1%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、安心子ども基金特別対策事業や間伐等森林整備促進対策事業に対します県補助金の減などによるものです。

次に、繰入金金は10億7,587万1,000円で、対前年度20.9%の減となっておりますが、主な要因といたしましては財政調整基金繰入金で1億8,300万円の減などによるものです。

次に、諸収入でございますが2億3,476万3,000円で、対前年度23.3%の減となっております。主な要因は、今年度予算計上をいたしました新型インフルエンザ対策事業に係る受診者からの一部負担金等の減などによるものでございます。

最後に、市債は29億6,820万円で、8.2%の増となっております。主な要因は合併特例事業債、公営住宅建設事業債の増等によるものでございます。

以上が目的別歳入予算の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。平成24年度目的別歳出予算の状況でございます。表の上から順に説明をさせていただきます。

まず、議会費は対前年度8.6%の減となっております。主な要因は、地方議会議員年金制度の見直しによる議員共済負担金約2,800万円の減によるものです。

次に、総務費は22億3,447万6,000円で、27.1%の減となっております。主な要因といたしましては、今年度予算計上をいたしました光ブロードバンド整備事業、地域総合整備資金貸付事業の減によるものです。

次に、民生費は81億6,083万6,000円で6.6%の減となっております。主な要因といたしまして、今年度予算計上いたしました老人福祉センター建設費の減などによるものでございます。

次に、衛生費は18億2,794万4,000円で0.6%の伸びとなっております。ほぼ前年度並みでございます。

次に、農林水産業費は16億8,583万2,000円で、2.8%の減となっております。主な要因として、間伐等森林整備促進対策事業の減などによるものでございます。

次に、商工費は3億4,904万9,000円で10.2%の減となっております。主な要因といたしまして、自然保養ゾーンなどの観光施設整備事業の減などによる

ものでございます。

次に、土木費でございますが37億2,034万8,000円で88.0%の増となっております。主な要因といたしまして、道路橋梁新設改良及び道路維持関連事業約12億3,200万円の増、朝日東団地建替事業2億1,400万円の増、また泗水地区公園整備事業約2億300万円の増などによるものです。これは、平成24年度で8年目となります新市建設計画に基づきます大規模事業を初めとした投資事業が工事施工時期を迎えることなどによるものでございます。

次に、消防費は7億4,117万6,000円で0.9%の減となっております。主な要因といたしまして、今年度の積載車を含む備品購入等消防施設整備事業が減となっていることなどによるものでございます。

次に、教育費は20億2,431万3,000円で4.7%の増となっております。主な要因といたしまして、旭志中学校グラウンド改修事業と中学校営繕工事の増などによるものでございます。

最後に公債費は27億9,662万6,000円で1.5%の減となっておりますが、これは長期債借り入れに係る元利償還金の減によるものでございます。

以上が目的別歳出予算の状況でございます。

次に、4ページ、5ページが平成24年度性質別歳入予算分析表でございます。次に、6ページ、7ページが平成24年度目的別性質別歳出予算分析表であります。また、8ページが性質別歳出予算分析グラフとなっております。次に、9ページ、10ページが平成24年度の主な普通建設事業の状況でございます。また、11ページから18ページまでが平成24年度の一般会計の主要事業一覧表でございます。次に、19、20ページが、平成24年度の特例会計の主要事業一覧表となっております。後ほどご参照いただきたいと思います。

以上が、平成24年度各会計予算の概要でございます。これで議案第25号から議案第35号までの説明とさせていただきます。

次に、議案その1をお願いいたします。議案その1の35ページをお開きください。議案第36号、訴えの提起についてでございます。九州産廃株式会社と平成19年3月28日に締結した環境保全協定の一部変更協定書の有効確認請求に係る訴えを提起したため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。この議案に関しましては、1月の月例会及び先ほどの施政方針の中でも説明をさせていただいております。1、当事者は、原告は菊池市、被告は九州産廃株式会社です。2、請求の要旨は、記載のとおりでございます。

次に、36ページをお開きください。3、本件に対する取り扱いでございますが、本件の訴訟は、弁護士に委任することとしております。

次に、37ページをご覧ください。議案第37号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市菊池老人福祉センター。2、指定しようとする団体は、社会福祉法人菊池市社会福祉協議会。3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まででございます。

次に、39ページをお開きください。議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。1、管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市小原ほたる交流館、2、指定しようとする団体は小原区。3、指定の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までです。

次に、41ページをお開きください。議案第39号、市道路線の廃止について。道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の42ページをお開きください。廃止をお願いいたします市道路線は表中の7路線であり、廃止の理由は圃場整備に伴います路線付け替えまたは終点の変更によるものです。

43ページに位置図を掲載しております。

次に、45ページをお開きください。議案第40号、市道路線の認定について。道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の46ページをお開きください。認定をお願いいたします市道路線は、表中の13路線でございます。認定の理由は、右端の欄に記載のとおりです。

次の47ページから52ページまで位置図を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、53ページをお開きください。議案第41号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法の規定により、菊池広域連合の処理する事務を変更し、菊池広域連合規約の一部を変更するものでございます。提案理由は、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため議案を提出するものでございます。この議案は、菊池広域連合を構成いたします2市2町の同文議決となっております。

開けていただきまして、次の54ページが一部を変更する規約案でございます。規約の変更内容につきましては、1月の月例会でご説明をさせていただいておりますが、主な改正点は2点ございます。1点目が、広域連合におきまして、いわゆる無縁仏納骨堂の設置が計画されていることに伴い、無縁仏納骨堂の設置管理及び運営に関することを広域連合が処理する事務に追加すること。2点目は、消防費の負

担割合に関する別表備考の第5項のただし書きを「毎年度見直す」から「毎年度協議する」に変更すること。以上が主な改正内容でございます。

なお、附則におきまして、規約の施行日を定めております。この規約変更につきましては、別冊の新旧対照表に掲載をしておりますので、後ほどご参照ください。

以上、議案第41号の説明といたします。

これで、上程をいたします議案の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて上程・報告・質疑

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第4、報告第1号から報告第2号を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、議案その1の55ページをお開きください。報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

開けていただきまして56ページが専決処分書でございますが、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起につきまして、地方自治法の規定に基づき次のとおり専決処分を行ったものです。

1、当事者は、原告が菊池市、被告が記載の方でございます。2、事件の概要でございますが、被告の方が市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、菊池市営住宅管理条例に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものです。滞納額は、記載のとおりでございます。3、請求の趣旨は、3つございます。1点目が被告は原告に対し、前項記載の建物を明け渡すこと。2点目が、被告は前項の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物の明け渡し済みに至るまでの家賃相当の倍額を損害金として支払うこと。3点目が、仮執行宣言でございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。議案その1の57ページをお願いいたします。報告第2号、平成23年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定によりご報告いたします。

本年度の教育委員会の事務事業の外部評価につきましては、平成22年度に実施しました事業対象に昨年12月19日に第1回目、新年になりまして1月19日に第2回目の評価委員会を開催しまして、評価委員会としての報告書の取りまとめを行っていただいたところでございます。それを受けまして、1月23日開催の教育委員会議に諮りまして承認をいただきましたので、今回その内容等につきまして議事に報告させていただくものでございます。

それでは、資料に基づきまして報告書の内容についてご説明させていただきます。

61ページをお願いいたします。教育委員会の事務事業の点検評価の趣旨・目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成20年4月から教育委員会は毎年その権限に属します事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することにより、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たそうというものでございます。点検評価に当たりましては、客観性を確保するために、法律の規定に基づき、本市の教育行政に関し、学識経験者を有する5名の方をお願いいたしましたが、委員さんの名簿につきましては61ページに記載のとおりでございます。なお、本年度の点検評価の対象は、62ページに掲載の平成22年度に教育委員会が実施した主要な15の事業でございます。点検評価の方法としましては、担当課で作成しました評価シートを基に63ページにあります評価基準に基づきまして必要性、有効性、目的達成度、効率性の4つの観点から評価をお願いしたところでございます。評価は5段階としまして改善を要するものを1点、検討を要するものを2点、妥当と思われるものを3点、良好と思われるものを4点、的確と思われるものを5点とし、その合計点数によりA、B、C、Dの4区分による総合評価をしていただいたところでございます。A区分には、総合点数16点以上のもので、計画どおりに事業を進めることが適当なもの、B区分は合計点数が11点から15点までのもので、事業の進め方の改善の検討を要するもの、C区分は合計点数が6点から10点のもので、事業規模、内容または実施主体の見直しの検討が必要なもの、D区分は合計点数が5点以下のもので、事業の抜本的見直し、休止あるいは廃止の検討を要するものと、それぞれ位置づけております。そういう基準の下に15の事業を評価していただきました結果、64ページから65ページに一覧表として掲載しておりますように、A評価が12事業、B評価が3事業という結果となっております。各事業ごとに評価委員会としてのコメントをいただいておりますが、その中で改善の検討を要するB評価の事業についてのみ紹介させていただきます。

まず、事業番号7番の「英語の森・きくち」事業ですが、平成22年度からの新

規事業として3泊4日のALTとの充実した体験学習であったようである。素晴らしい取り組み内容だけに、もう少し参加者を増員してほしい、生きた英語を習得することにより、児童生徒が外国語に関心を持つように、さらなる努力をお願いすると、そういうコメントでございます。

次に、14番の各種イベントでございますが、今日の車社会において、身体を動かす機会が減っており、各種イベントを開催し、健康増進を図ることは大変意義がある。今後も新規事業も検討しながら、より多くの市民が参加できるイベントを計画し、またPRに努めてほしいとのコメントでございます。

次に、15番の生涯スポーツ事業でございますが、高齢化社会の進展に伴い、高齢者に対する健康づくりは必要である。少しでも多くの方々が参加できるよう各地域での開催や募集の方法も考え、内容の充実を図ってほしいとのコメントでございました。

B評価の事業に対するコメントは以上でございますけれども、このほかにも今回の点検評価に当たりまして、委員の皆様からご指摘やご意見をいくつかいただきました。それらにつきましては、今後の計画、執行事業に当たりまして検討してまいりたいと考えております。

以上、平成23年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 報告第2号について質疑を行います。

この制度は、平成20年から取り入れられました。その過程の中でいろんな議論があったんですが、この外部評価委員会というのは教育委員会だけの外部評価委員会をつくる今のやり方と、総合的に評価をする外部委員会を設けて、そこで議論をしてもいいというお話でした。今の教育長のお話をお聞きしますと、各種イベント事業並びに「英語の森・きくち」事業等、市長の施政方針の中にも述べられている事項が入っている。そうであれば、平成20年のときに教育長が答弁をされた中で、時間の経過を見ながら今後どのような外部評価委員会を設けるかというお話があったと思うんですが、そのことが今日までどう議論をされ、その結果がどうなっているかという部分について、お聞かせいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまの質疑に対しまして、平成20年度から改正がなされてきて、現在まで教育委員会の主な事業のみの評価点検をしていただいているところでございます。まだ菊池市全体としての総合評価ということは、まだそこまで議論しておりませんが、今まで、これまでの前教育長のほうから報告を受けまして、しばらくこの教育委員会の事業のみを教育委員会としては点検評価していくということでご伺っております。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 教育長も、非常にお答えしにくいような感じですけど、総合的な話ですので、ぜひとも市長さんにもそこら辺は考えていただいて、今後様々な検証をしていただければと思います。終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第5 議事第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議事第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員会委員の4名を議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員を議長において指名することに決定しました。

農業委員会委員に、菊池市片角19番地、永田孝子さん、昭和28年7月4日生まれ。菊池市七城町甲佐町109番地、工藤孝子さん、昭和20年6月19日生まれ。菊池市旭志尾足960番地の2、桐原耕一さん、昭和32年1月3日生まれ。菊池市泗水町豊水605番地、中村つる子さん、昭和29年10月19日生まれを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名の方は、農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました永田孝子

さん、工藤孝子さん、桐原耕一さん、中村つる子さんを農業委員会委員に推薦することに決定しました。

○

日程第6 請願第1号から請願第2号まで上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、請願第1号及び請願第2号を議題とします。請願第1号及び請願第2号が今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る6日の午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、3月5日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後零時03分

第 2 号

3 月 6 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成24年3月6日（火曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

日程第2 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君

21番 山瀬 義也 君
22番 境 和則 君
23番 北田 彰 君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
副市長	永田 明紘 君
総務部長	谷口 誠 君
企画部長	野口 祐成 君
市民部長	宮本 誠一 君
経済部長	平野 國臣 君
建設部長	山田 憲章 君
七城総合支所長	田代 武則 君
旭志総合支所長	三池 繁廣 君
泗水総合支所長	春木 義臣 君
財政課長	小川 秀臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本 辰広 君
市長公室長	原 和徳 君
教育長	倉原 久義 君
教育次長	原 誠也 君
農業委員会事務局長	齋藤 誠 君
水道局長	山田 浩文 君
監査事務局長	大塚 茂幸 君

○

事務局職員出席者

事務局長	永田 哲士 君
議事課長	城 主一 君
議事課係長	松原 憲一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 議案に対する質疑の通告はあっておりませんので、日程第1、委員会付託を行います。

議案第1号から議案第41号まで及び請願第1号、請願第2号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託をします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成24年 第1回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 1号	菊池市暴力団排除条例の制定について
	議案第 2号	菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 5号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 6号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 7号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 8号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号 議案第25号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号） 平成24年度菊池市一般会計予算
福祉厚生 常任委員会	議案第 3号	菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定について
	議案第 9号	菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
	議案第15号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第16号	平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第17号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第23号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
	議案第25号	平成24年度菊池市一般会計予算
	議案第26号 議案第27号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算 平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第28号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第34号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第36号	訴えの提起について
	議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
	議案第41号	菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
	請願第2号	菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願書
経済建設 常任委員会	議案第11号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）
	議案第18号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）
	議案第19号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第20号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第21号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第22号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第24号	平成23年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第25号	平成24年度菊池市一般会計予算
	議案第29号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第30号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第31号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第32号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第33号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第35号	平成24年度菊池市水道事業会計予算
	議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）
	議案第39号	市道路線の廃止について
	議案第40号	市道路線の認定について
	請願第1号	菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願

日程第2 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含め60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順に質問を許します。

初めに、東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。一般質問を行います。

まず、年度初めでもありますので、この機会に私の議員としてのスタンスも改めて述べながら、市長の施政方針について質問をします。

施政方針とは、菊池市がこの1年間、どのような事業に取り組むのか、地方自治法が掲げる住民の福祉の増進という任務実現のために、一体何をするのか、市長の考えを示したものであります。この施政方針を受け、議員として何をすべきか、二元代表制の下で求められる議会議員の役割をこの1年間どう果たしていくのか、これが年度初めのこの議会に臨む私の問題意識であります。そして、私自身のスタンスとしては、何でも反対、あるいは何でも賛成という立場は取っていません。これまで同様、よいことは議員として執行部と一緒に進める、悪いことは断固反対を貫くという立場で、引き続き努力したいと思っております。

また、果たすべき役割として監視役に留まらず、一点での協働、協働の力で現実政治を前に動かすこの立場で合併後8年目を迎える平成24年度、引き続き奮闘したいと考えています。

ではまず初めに、現場認識と打開の方向性についてお伺いします。私は、市民の懐の問題、家計所得の問題について機会あるごとに取り上げてきました。今年2月に公表された市町村民所得推計によれば、これは平成21年度のデータですが、前年比で雇用者報酬マイナス26億円、個人企業所得マイナス7億円となっています。平成15年度からこの7年間で、この菊池地域で雇用者報酬が32億円減る、個人企業所得は69億円減る、7年間で菊池市の市民の懐から100億円を超えるお金が減っているのが現状であります。これだけ市民の懐から所得が減れば、当然、消費は減り、個人企業では再生産に必要な新たな資本は投下されません。地域経済の循環は弱くなるばかりであります。自治体としては、所得が減れば税収が減る、国保を初め増税負担増路線に拍車がかかる、行政コスト削減、サービス切り捨ても進む、その結果、可処分所得が減り、ますます消費縮小、こうした悪循環に

陥ってしまう、そして、今、陥っているのが現状だと思います。この現状について施政方針では、閉塞感が漂っていると表現して、本市が置かれている現状と課題を的確に把握し、健康で活力ある菊池市の実現に向けて取り組みを進めていくとしています。では、この施政方針が閉塞感打開のための施策、基本方針となっているのかどうか、まず初めに伺います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。平成24年度で、この24年度の施政方針を先日発表させていただきましたが、この冒頭、初めにという部分で触れておりますように、閉塞感というものが重くのしかかっているということは否めない事実であります。その状況につきましては、ただいま東議員のほうで調査をされ、数々の数字をお示しをさせていただいておりますと、このように認識をいたしております。平成20年度施政方針に現状を認識し、打開となる施策として打ち出しているのかというご質問でございますが、既に平成22年度から平成26年度までの菊池市の総合計画後期基本計画を策定する際におきましても、経済の低迷が大変強く叫ばれておりましたので、生活環境や市民生活の向上といったものに特別配慮をいたしまして、総合計画、前期基本計画を踏襲した後期の基本計画を策定していったところでございます。そのために、この各年度において編成する予算というものにつきましては、その時点での社会情勢や、また市民の皆様方の暮らしの現状に配慮して総合計画、後期基本計画に沿って方針を定め、汲み上げてまいったところでもあります。平成24年度におきましては、東日本の大震災やリーマンショックに続きますところの欧州の政府債務危機、円高デフレの影響で産業が低迷をし、本市の産業や消費の低迷にもつながっておりますので、特に市民の皆様方の生活の向上につながりますように、閉塞感の打開に向けた施策として方針を立てさせていただいているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、国政上の問題もいくつか答弁の中でありました。もちろん、その閉塞感というのは国の経済政策の行き詰まり、これも反映していると思います。しかし、地方自治体として、この問題で手をこまねいているだけではだめだと思います。打てる手は思い切って打つべきだと考えています。では、閉塞感打開の鍵を握る本市の経済政策について、いくつか伺います。

平成24年度のこの施策によって、一体どの産業が伸びて、市民の所得向上にど

れぐらい寄与するのか、何を今年度の地域産業政策の重点、力点とするのか、お答えいただきたいと思います。

それから、雇用者報酬減の話をしました。給料が減る、リストラ、あるいは正規職員から非正規への切り替え、こうしたことによる雇用者報酬の減少は、本当に深刻だと思います。私は、2009年3月議会の一般質問で、雇用破壊、失業から市民を守る総合的な施策について質問をしました。その後、どういう取り組みがなされ、どういう効果をもたらされたのか。そして、平成24年度は雇用問題で現状をどう打開しようと考えているのか、お聞きします。

それから、そうした経済政策や雇用の問題、それらが予算措置されているのかどうか。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成24年度の政策の中で、どのいわゆる地域産業に重点、あるいは力点を置いているのかというようなご質問でございました。それらの産業が菊池と地域におきまして、特に生産の基盤が、あるいはまたその環境が大変良好であるのかと思いますが、県下の中におきましても、非常に各産業がバランスのいいこの菊池の今の総生産力になっていると私は思っております。しかし全体的な落ち込みはいかんともしがたく、今のご指摘のとおり受け止めております。市民の生活、それから本市の経済を支える重要なそれぞれの産業でありますので、特にこれといって特定することはできません。そこで、それぞれの産業ごとにご説明を、考え方を申し述べさせていただきたいと思います。

地域産業の中でも何を言っても農業は特性を生かした魅力ある農林業の振興ということでございまして、後期基本計画の柱としまして、本市の地域条件に応じた各種の事業を展開させていただいております。しかしながら、ご案内のとおり大変厳しい経済環境の中で消費者物価は下落傾向にあります。農産物価格も、また低迷をいたしております。農家にとって大変な今向かい風になっているということでもあります。TPPの問題もあります。こういったことでありまして、このために基幹産業と位置づける農林業の経営の安定化と所得向上のための施策に取り組んでまいりたいと思っております。

商業につきましては、廃業されました店舗への新規出店を図るべく、空き店舗対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。空き店舗の照会や、また出店希望者と店舗所有者との意見の調整ばかりではなくて、賑わいを創出することで、新規顧客の開拓を図りながら、新規出店者によりますところの魅力のある商店街と

なるように努めてまいりたいと思います。一朝一夕でできるものではありませんが、地道でありまして取り組みを強くしていきたいと思っております。

また、工業につきましては、昨年から市内の企業連というものがあまして、その企業連の組織を中心にいたしまして、市長との意見交換会を開催をいたしております。この中でそれぞれの企業の情報交換を進めますとともに、市へ対しまして進出のときには要請をしながら、進出した後にお構いなしではいけないわけでありまして、進出をされた皆様方からどういった新たな事業の展開がこの考えられているのか、またできないかといったことを考えながら皆さん方の意見を聞いておるところであります。市に対する要望等も出されておりますし、それぞれの企業の特色を生かした新たな事業展開というものを求めながら、それぞれの企業の関連するような、また企業に対しまして、菊池市のアピールをよろしくお願ひしたいということをお願いを上げてまいっているところであります。

次に、雇用の問題への取り組みですが、平成21年の10月に緊急雇用対策本部を設置いたしまして、雇用情報の提供、また融資の相談などを行ってまいりました。また、従業員が10名以上の製造業、62社ございますが、この62社に対しましては、文書によりまして継続雇用の要請を行いますとともに、雇用する企業側への支援といたしまして、市独自の融資制度、また融資に係りますところの利子補給、信用保証料の補助など実施しております。

こうした対策も幾分効果的になってきたのかと思っておりますが、ハローワーク菊池の数値におきましては、平成21年度は0.33でありました有効求人倍率、平成23年度12月におきましては、いわゆる会社1社に当たって0.87人が募集をかけられているということでありまして、0.87まで持ち直しているところでございます。この数値は、県の平均を上回るものでありまして、一定のそれなりの施策の効果として見てもいいんではないかなと、このように考えております。平成24年度につきましては、設備投資に係りますところの利子補給を30%現在を、これを50%に引き上げます。また、信用保証料の補助につきまして3分の1を今まで認めておったところでありますが、これを全額信用保証補助をするということでございます。また、雇用する側の企業支援を行いながら、雇用の維持を図りますとともに、ハローワークとの連携によりまして、求職情報の提供や、また緊急雇用対策事業の継続によりまして、雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

最後に、こうした政策が予算化されているかのご質問でございますが、厳しい財政状況はご指摘のとおりであります。そういった中でも、これまでの産業振興策を堅持しつつ、地域経済活性化につながる地域産業もいくつか本議会に上程をさせていただいておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思いま

す。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 閉塞感打開のそれぞれの施策については、私自身もこれから1年間いろんな場面で取り上げていきたいと思いますが、2、3、農業について答弁もありました。ただ、施政方針では、TPPに対する認識や対応が不十分であると考えています。農林畜産業のみならず、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらすこのTPPに対して、農業を基幹産業としている自治体の首長として、私は反対の立場を鮮明にすべきだと思います。

それから、雇用については若者の雇用とともに、中高年の雇用対策も急務だと考えています。それから、企業誘致だけでなく、この地域で産業を興す、地域の産業を支援する、そして雇用もつくる、こういう構えで今年1年、行政として攻勢的に取り組んでいただけたらというふうに思います。

それから、求人が上向いているという話もありましたが、やはりそこはよく見て、実態が正規雇用が増えているのか、それとも非正規が増大しているために有効求人倍率が上がっているのかとか、そこら辺しっかり見ていただいて、ほんの10何年前は正規雇用が当たり前の社会だったわけですから、そうした正規が当たり前の雇用形態、菊池がそういう地域になっていくように、もちろん企業努力にも負うところが大きいですが、自治体としては最大限研究、働きかけを強めていくのも自治体の仕事ではないかというふうに思います。

最後に、施政方針の中の予算編成方針についてお聞きします。施政方針では、国の中期財政フレーム、地方財政計画による歳出抑制路線、これを引いて財政運営の厳しさを強調しています。一方で、地方財政計画は地方交付税の回復、増額措置を基本的に維持しています。当市の予算でも、地方税、普通交付税、一般財源はほぼ前年並みであります。

そこで、予算編成の基本的考え方について2点伺います。

昨年の施政方針で市長は、行政の効率化の名の下に社会保障の予算を削減することがあってはならない、削減対象とはしませんと答弁しています。では、歳入が基本的に維持されている下に置いて、市長は今年度も社会保障削減路線は取らないと言うべきだと思いますが、市長は明言できますか。

それから、市民が置かれている深刻な実態があります。生活苦、重税感、医療、介護、子育て、雇用などなど、市民が今求めている暮らし、福祉、雇用の課題、こうした緊急的問題に対応した当初予算となっているのかどうか、市長にお尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成24年度の予算につきましては、先の施政方針の中で述べさせていただいているとおりでございます。多くの課題を抱えまして、大変厳しい財政状況が予想される中ではありますが、定住化促進、あるいはまた観光客の誘致などを展開すべく、総合的なPR活動などの事業に取り組んでまいります。経費別の内訳といたしましては、人件費が1.7%の削減ということでございまして、社会保障といたしましては、ご指摘のとおり扶助費が1.1%増ということで削減ではありません。建設事業費が3.2%の増となっております。雇用情勢が大変厳しい中で、市民の方々が求めておられる暮らし、福祉、雇用など、緊急課題の問題に対応するために、それぞれの関係部署におきまして緊急性や、あるいは問題点の整理と、さらには事業に対しますところのその効果を精査しまして、優先順位に基づきまして予算編成に当たっているところでございます。また、国におきましては税制改正の一環として、伸びゆく社会保障費の安定した財源確保と財政健全化の同時達成を目指しております社会保障と税の一体改革の議論がなされておりました、これを今後の動向というものを注視する必要があると、このように受け止めております。平成24年度の当初予算を編成するに当たりましては、ご指摘ありましたが、地方交付税の動向が大きく影響するところでありますが、国が示しております平成24年度地方交付税の算定につきましては、歴史的な高騰も踏まえまして、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図りますとともに、高齢者の生活支援など住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるように措置すべきであると、このようにされております。また、東日本の震災によります地方財政への影響を極力抑えるという国の方針からいたしまして、平成24年度の予算については昨年並みの地方交付税額を計上しております。交付税の使途につきましては、それぞれの自治体によりますところの事業推進のための一般財源として活用されることとなります。歳出面におきましては、限られた財源によりまして、簡素で、しかも効率的な行財政運営を行いますために、行財政改革を進めながらも増加傾向にありますところの社会保障に適切に対応しますとともに、合併特例期限が迫る中におきまして、新市の建設計画や、また菊池市総合計画の後期計画の着実な推進、執行を図りますことも重要であると、このように考えております。このために、一般会計の規模というものは対前年度より1.2%増加いたしまして、238億9,000万円とさせていただいております。この中には、先の施政方針で触れさせていただいた重点事業の着実な実施や、また雇用対策関連並びに定住化対策等も織り交ぜながらの地域の活性化、住民の生活基盤、また社会保障も配慮した、このような予算内容となっております。

失礼いたしました。一般会計の予算規模は対前年度1.2%増の238億900万円でございます、9,000万円と間違っ読み上げたようでございます。失礼いたしました。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） これから1年間、市長は当然ですが、執行部、職員の皆さんも、この閉塞感打開のために何をすべきかという問題意識を持ちながら、ぜひ奮闘していただきたいと思います。

次に、国保税についてお尋ねをします。今、確定申告真っ最中で、所得も確定していないので固まっていないので、1点だけお尋ねをしたいと思います。昨年12月議会では、国保税のこれまでの議論、やりとりを踏まえて、行政内部でどういう議論、検討がなされているのか、その中身についてお聞きしました。行政の手の遅さは、市民の暮らしに責任を負うべき自治体本来の仕事に照らして許されないこと、税務課、徴税課、健康推進課の3課の認識の不一致があれば、市民が迷惑を被ること、市民の担税力、税負担能力は、もう限界であることなどなど指摘し、行政の議論が税負担軽減のための議論なのか、それともさしおり税率据え置きのための議論なのか、12月でお聞きしたところであります。執行部は、現下の厳しい経済状況を考慮し、これ以上の負担には耐えられないのではないかとの見解から、基金取り崩しや一般会計からの繰り入れにより現行税率を維持している、こう繰り返し答弁をされました。そして、引き続き議論、検討すると答えています。では、その後どういう調査、検討、議論があつて、結論としてどうなったのか。平成24年度はどうするのか。引き下げるのか、据え置きか、それとも税負担は限界と言いながら税金を上げるのか。そこら辺の経過と結果について現時点でお答えできる部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 国保税についてお答えをいたします。

国民健康保険の現状につきましては、昨年の12月議会においても答弁をし、健康推進課、税務課、徴税課の3課において今後の対応策を検討するため協議を行っていることも申し上げたところでございます。現在の賦課の状況について現在分析中でございますが、昨年の7月末時点でのデータを基に集計、抽出した結果を申し上げますと、国保世帯数8,517世帯のうち、保険税の2割、5割、または7割の軽減を受けております世帯が4,077世帯であり、約半分の世帯が軽減を受けている状況でございます。また、世帯主の主な所得別の申告内容については、給与が2,

970世帯、年金が2,017世帯、合わせて全体の約58%を占めており、以前は国保の大部分の割合を占めていたはずの農業が752世帯、自営業者が919世帯、合わせて約19%の割合となっております。給与所得者につきましては、約35%と多くを占める結果となっておりますが、この結果から推測をいたしますと、昨今の不況の影響から、企業も厳しい経営の中、社会保険の事業主負担が重荷となり、非正規社員等につきましては社会保険に加入できていないことが要因の一つと考えられます。

また、所得階層別に世帯数の割合を見てみますと、所得が200万円以下の世帯が約74%を占めております。一方、国保会計の状況を見てみますと、市全体の世帯数に占める国保世帯の加入率は約45%で半数近くを占めております。さらに1人当たりの診療費につきましては、平成22年度概数で一般被保険者分30万9,850円、退職被保険者分が33万9,322円と毎年上昇傾向が続いており、国保財政の運営を厳しくしている大きな要因となっております。この国保運営の問題は、単独の市町村で解決することは難しく、市としましては国において早急に抜本的見直しが行われるよう様々な機会を捉え、要望をしているところでございます。なお、平成24年度につきましては、現在、ちょうど所得税及び住民税の申告中であり、まだ23年中の所得につきましては確定していない状況でございます。したがって、来年度の予算としましては、昨年度同様、一般会計からの法定外繰り入れをお願いすることにより、現在の税率を維持する方向で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） あと3カ月はあるわけですから、しっかり分析して、協議もしていただいて判断していただきたいと思っております。

次に、新庁舎問題についてお尋ねをします。この長年にわたる新庁舎問題について、その一番の争点、焦点は、庁舎の位置の問題であったことは誰もが知るところであり、今、このことを発端に泗水地域では菊池からの分離を求める署名運動も展開をされています。12月以降の経過としては、1月25日、市長と正副議長が泗水をよくする会に議会報告会開催の申し入れを行います。その際、議員19名の連名の申し入れ文を手渡しています。1月29日、泗水町の独立を実現する集会が開かれました。そこで配付された趣意書によれば、新庁舎問題を発端に行政への不信感が募り、将来が危惧されるので、独立のための署名運動を行うと書かれています。2月16日、よくする会より議会報告会開催の申し入れに対する回答が出されましたが、そこには私どもは新庁舎建設方針変更決議に反対するものではありませんと

書かれています。この回答に対し、2月23日、新庁舎問題という、よくする会設立の趣旨を根本から変更するのなら、会そのものの性格も変わってくるのではないか、その違い、変更について、経過と理由を住民に説明したのかなどなど、5項目にわたる公開質問状が議員19名、有志一同名で提出をされました。2月29日を期限としたこの質問状に、今日なお回答は届いていないとのことであります。

こうした12月以降の経過も踏まえ、私は凍結期間中も含めてこの6年間、一般質問、質疑、討論などなど、繰り返し繰り返し庁舎問題を議論してきた者として、市長に率直にお尋ねをします。この長きに渡る一番の争点である庁舎の位置をめぐる問題は、もう決着がついた、解決したと私は考えていますが、市長はどう考えていますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎整備につきましては、多くの皆様方の意見を聞いた中で、熟慮をいたしました結果といたしまして、昨年11月4日に整備方針を表明させていただいたところであります。その方針は、昨年第3回議会の定例会で東裕人議員が提案をされまして、その時点では私は23分の1の意見として受け止めておりますと申し上げてまいりました。その後、多くの議員の皆様からご理解をいただいております整備方針に近いものであるというふうに思ったところであります。

また、同月の24日招集の議会臨時会におきまして、基本構想と基本計画策定業務の予算の承認をいただきましたので、現在その策定作業を進めさせていただいております。しかしながら、この本年に入りまして、泗水地区におきまして述べられましたように、庁舎の位置の変更に関連をいたしました住民運動、反対の運動が起こっております。このことからいたしまして、合併当初から市民の皆様の中に賛否両論ある中で熟慮に熟慮を重ねながら議会を初め、多くの市民の皆様方の意見を聞いた中において判断したことに対しまして、反対であるということとされているというふうに考えております。市政を預かる私といたしましては、菊池市民の全体のことを考えて、また将来のことも考慮したところでの決断でございましたので、ご理解をよろしくお願いいたしますと思います。

今後につきましては、今までのとおり、表明した整備方針に基づきながら進めるべきだろうというふうに考えているところであります。また、進めなければならぬと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東裕人君） 庁舎の位置の問題、解決したのかという問いにこういう答弁で

ありましたから、基本的に解決したというふうに市長が認識していると思います。そうであれば、次の課題は事業の規模、支所機能の充実についてであります。基本構想ができあがっていないのではっきりしたものは打ち出せないと思いますが、大枠についての考え方は持っていてしかるべきであると思います。私は、市民の将来負担軽減という立場から、昨年9月議会において事業費上限30億円の計画を問題提起的に提案をしました。事業の財源としては、合併特例債を活用し、頭金部分と将来の償還分、借金払い分として、今ある基金9億円を充てて交付税措置7割、逆算で総額大体30億円、そうすれば今後の手出しも、借金払いで将来に負担を残すこともなく実質タダに近い金額で全てできる。こうした試算を昨年9月議会で示しました。これは、平成18年秋の基本構想、基本計画案で示された総額98億円の計画の場合、実質的な将来負担が大体40億円ぐらいであることと比較すれば、財政上のメリットは私は桁違いのものであると考えています。また、昨年の新庁舎問題の議論は、財政負担、将来負担軽減のために緩和された合併特例債を新庁舎建設に活用するのかどうか、これが議論のスタートであり、将来に負担をつけ回さないために秋口まで結論を出すよう集中して審議した経過と結果を考えると、当然今後打ち出される事業規模というのは過大なものであってはならないと思います。耐震メイン、現庁舎の耐震、リニューアル、周辺整備、そして支所機能充実という方針のこの財政上のメリット、約40億円将来負担しなくて済む、このメリットを最大限生かした事業規模のものとすべきであると私は考えています。この事業の規模の問題は、市長はどう考えているのか、お聞きします。

それから、支所機能の問題で、総合支所の利活用については、当然今後の課題となると思います。私は昨年9月議会の試案で、今後事業を進める中で組織機構の再編などを行って、必要な人員を各支所に配置し、それぞれの支所を中心に住民サービスを充実させていくべきであると提案をしました。

そこでお聞きします。支所機能の充実で住民サービスの向上を目指すという点で、市長はどう考えていますか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎の整備方針に基づく概算の事業費につきましては、基本構想基本計画を策定する中で、いくつかの整備方法が考えられております。現在のところ、未だお答えできるようなところまで至っておりませんが、庁舎整備を行うに当たりましては、議会庁舎等検討特別委員会へ3案をお示しいたしましたが、その中で案2の庁舎整備方針を決定する要因といたしましては、総事業費を押さえると。そして、財政負担が少なくて済む方法であると、このように考えられます、と申し

上げております。このことを踏まえまして、後年度の財政負担等の比較検討をしながら決定をしてみたいと、このように考えております。

次に、支所機能についてですが、合併協議会におきまして各支所の機能、役割等については、住民サービスの維持、そして向上及び合併により効率化に配慮して、新しい市、新市において調整すると、このような合併協議がなされておきまして、このような確認がなされたわけでありまして、地域住民の皆様の利便性というものを考慮しながら、本庁方式となった後におきましても、合併の効果を生かすためには、本庁及び支所の連携によりますところの機能の充実が必要不可欠であると、このように考えております。そのことが不十分であったり、また住民サービスの維持向上に支障をきたすようなことがないように、関係部課におきまして今後調整していく必要があると、このように考えております。そのためには、議会の皆様方を初めといたしまして、市民の皆様にご意見を伺いながら、改善すべきところは改善して、不十分なところがあればまた見直ししていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 最後にお尋ねをします。今、庁舎問題を発端にした分離の運動が起こり、新聞紙上を賑わせています。その帰趨がどうなるのか、まだわかりません。しかし、合併後8年目を迎える新菊池市に対立や亀裂を持ち込むこの大問題に対して、事態を収束させるのも市政全体に責任を負う議会議員なら当然のことであると私は考えていますし、多くの議員さんもその立場だと思います。

いずれにせよ、事の発端である庁舎の位置をめぐる問題が基本的に解決をしたのなら、今後は事態を収束させ、いよいよ全市一体となって前に進むべきだと考えます。

そこで市長にお尋ねをします。合併当初からの市長として、今回の騒動の責任をどう考えていますか。また事態を収束させる上での構えについて考えていることを述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併協議を行う中におきまして、思えば平成16年の3月26日に開催をされました第5回の合併協議会におきまして、新市の事務所の位置についての提案が、また新市の事務所の位置候補地選定小委員会委員長よりなされておるところであります。協議の中では、それぞれの委員さんが意見を述べられておりました。私も合併前の旧菊池市の市長という立場におきまして、この委員会のほう

に出席をして、協議会のほうに出席をさせていただいているところではありますが、その内容につきまして、まだ圃場整備が固まっていない段階で何年後というのは直ちにこの計画変更をすぐ手続きをしなければ、やりましても5年間以上かかるだろうと言われておりますと、こういうことが議事録に記載されておまして、私はそういうことを申し上げてまいりました。このことにつきましては、昨年のたしか12月、森清孝議員の質問等の中でお述べになりましたけれども、この内容につきましては、そういうような経緯の中で4市町村の、これは森議員さんがおっしゃった自分なりに公平に見た思いということで、この要約すると直ちに今の計画変更手続きをしなければ5年以上かかるだろうと、加えて文化財も出ますと、願わくば数値目標を速やかにやるということで数値を入れなくてほしいといった意味合いのことを私が言ったということを述べていただきましたが、そういうことをその際に申し上げてきたことを今思い出しているところでございます。こういった経過の中で4市町村の協議によりまして、小委員会の提案によりまして、3項目がこの確認をされました。新市にとりまして市長選挙が実施をされました。私はその選挙の新市の設立前の段階における合併協議としては、それぞれの構成市町の中の一人として出席をして、その自分の意見を述べさせていただいたところではありますが、選挙によりまして、初代の市長に私が就任することになったところでもあります。新市の市長になってからは、合併協議のこの確認された事項というものを重く受け止めまして、そのことを尊重してまいったところでもあります。特に事務所の位置の問題につきましては大変重要な問題でありますので、合併いたしました平成17年度から合併協議で確認された菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求めると、この合意事項に従いまして基本構想と基本計画を直ちに着手してまいったところでもあります。その後につきましては、これまで説明や広報紙等でお知らせしたとおりでございますので省略いたしますが、これまで手順を踏んで合併協議を行い、合併して新市になって、新市の市長になりました後は、合併協議された確認事項に基づいて、この基本構想、基本計画をスタートして、そして実施設計、本設計に入ってくるという段階におきまして、このまま突き進んでいっても、当初が申し上げます、やっぱりこの3年、5年でできないというのが現実ものになっているということからすれば、無駄な設計をやるということは大変市民に迷惑をかけるということで、それでここで凍結をせざるを得ないということで凍結に至ったところでもあります。そして、状況を判断して、凍結を解除して前に進むという思いであったのですが、畑総事業というのはなかなか進みません。もう既に7年目を過ぎたわけで、7年になったわけではありますが、やっぱり想像していたより以上に、さらに難しい状況であるということで、この用地が取得できなければ、他人様の上にもって地上物件は建てられな

いということは当たり前の話であります。そういうことでこれはそれぞれの県や市や、あるいは土地改良の三者合意文書によってできるじゃないかというご意見もちゃんと記憶に残っておりますけれども、現実的にそれは権利の移行ができない、ということの中で断念せざるを得ないと。あとは、後々において、これはいずれ将来において、もしかすると庁舎の補助事業が出てきたりとか、新しい制度ができるなら別でありますけれども、現況としてはできないと。そういった中におきますところのこの昨年1月の総務省の通知が出てきたということによって、このことを、より財政が厳しくなっていく中で財源を有効的に使う必要があるということでありまして。そういういろんな諸々の思いの中から、大変厳しい財政の中で3億円ずつ、3カ年間9億円積み立てておりまして、東議員がおっしゃっていますように、少なくとも30億円と想定すれば、将来25年にわたって分割返済する起債分の原資をもう既に蓄えているということにもなるというご指摘でございますが、全くそのとおりでございます。そういう思いをぜひひとつ、議会制民主主義でありますので、議会に全て諮ってきているわけでありまして、議会の皆様方が今公開質問状を出されて、ご返事がまだまだあっていないということでございますけれども、議会の正当な手続きによって、私の独断でやれることではないはずでありますので、正しく状況、情報というものを市民の関係者の方々にお伝えいただければありがたいと、このように思っております。

次に、事態を収束させるためということでございますが、それからもう一つありました、その合併協議会の中で泗水の泉田さんという委員さんがおられました、庁舎は3年でできあがるだろうということでありまして。これは、建物をつくるということについては3年あればできるであろうと、それは全く私の意見も同じであります。ただ土地の要件と、土地の取得というものを省き、建設工事だけを考えればそういうふうにあると、3年でできると述べられたようであります。畑総完成には、畑地整備事業については6年かかるでしょうということをおっしゃられております。県に長年お勤めいただいた立場において、経験上に言われたことだろうと思っておりますが、いわゆる6年間以上、この6年以上はこの畑総事業としてはかかるであろうということをおっしゃられておりまして、それと3年間建築はかかるだろうと、合わせればこれだけでも9年間かかるということをおっしゃられていると。3年はそこで目標と、ここでも述べられておることを付け加えさせていただきたいと、このように思います。

そういうことで、収束ということについて、構えについてということでございますが、これはもう丁重に市民の皆様へ説明と考え方を述べていく必要があると考えております。現在、4地区の区長会の皆様へ説明会の開催を行いまして、地域か

らの要望による説明会とか、さらには広報、今回3月号や、また市のホームページも改めまして掲載をさせていただいております。何とかその辺につきましてはご理解をいただきまして、混乱なく新しいこの耐震構造を行いまして、そしてリニューアルと、そして第1、第2、第3庁舎の合同庁舎的なもので必要面積を増築するという、この第2の案につきまして、全体的にご理解を、議会の皆さん方にご理解いただいていると思いますので、その方向について市民のさらなるご理解を深めたいと、このように思いますので、よろしく願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩いたします。

○
休憩 午前10時50分

開議 午前10時59分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） これより一般質問を行います。2つのテーマでお願いしておりますので、順次進めてまいります。

最初に、市職員の処遇と人事管理について伺います。平成17年の合併を機に平成26年までの10年間を期間として定められた菊池市総合計画は、市の将来像である豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち、たびたび私はこのフレーズを申し上げますが、これを創造するために3つの目標、9つの柱、25の主要施策、そして50の施策がうたわれています。この3つの目標の中の最初の1つを心のふるさとづくりとして、それを推進する柱の2番目に、行財政の効率化を掲げています。そしてその中身としての主要施策、4、5、6番目にそれぞれ効率的な行政運営、財政健全化、職員の適正配置と人材育成を掲げています。これを見ただけでも、行財政の効率化は総合計画の中で非常に高い位置を占めていることがわかりますが、これを受け、実際に行財政の効率化を推進するために、平成18年度から21年度を目標とした第1次行政改革大綱集中改革プラン及び実施計画が策定され、以後今日まで行政改革が推進されてきました。この大綱計画が意図した分野は、38項目ありますね。その中のいわゆる主要6項目、つまり公立保育園、公立幼稚園、公立養護老人ホーム、そして学校給食に対するそれぞれの民営化、民間委託。そして第3セクターの見直し、特別養護老人ホームつまごめ荘の総点検という、この6項目については、私は最初から、そしてその後も、そして今も異議を唱える立場ですけ

れども、しかし既に公立の3保育園、2養護老人ホームについては、本議会の議決により民間へ移譲され、今日では新しい環境の下に置かれています。そして、また続く公立幼稚園、学校給食の民間委託等については、今日様々なアクションが報告されているところです。いずれも次世代育成、未来への人的投資として、公の責任が問われる課題であることには間違いありません。それらについて、別途取り上げることとして、ここでは行財政の効率化における主要施策の6番目、職員の適正配置と人材育成に関して、市当局のお考えを改めて伺い、可能な限り課題の共有化を図りつつ、かつ生産的・建設的な議論の展開になることを期待して質問をいたします。

昨年度、第1次行政改革大綱、集中改革プラン及び実施計画に定めた38の実施項目に関して、取り組みと概要と成果、効果額、効果額の内訳、今後の取り組みについて、進捗結果が公表されました。それによれば、1つ、5年間の行政改革による歳出削減額として8億3,934万7,000円、2つ目に5年間の行政改革による歳入増加額は1億9,060万1,000円、そして1と2を足した5年間の行政改革効果額として10億2,994万8,000円と記されています。これは、38のそれぞれの分野において地道に節約が積み上げられた工夫と努力の結果に相違はなく、率直に評価をしたいと思います。しかし、ここで一つ見過ごせないのは、組織機構改革や勸奨退職の推進、新規採用の見送りなど、大量退職者に対し新規採用を抑制することにより、定員適正化計画を2年前倒しの平成20年4月1日に計画を達成したと記されていることです。その内訳は、職員削減の当初の計画は5年間で43人であったものを3年間で91人削減することができたというものであり、前倒しで計画の倍以上の人間を減らしたということですが、これは単純に手放しで喜んでいいことかと私は気になります。その激減の裏で何が起こったか、始まったかの考察はされているのでしょうか。91人を削減したことによって、平成17年度職員人件費4億4,386万4,000円から21年度決算では3億5,834万6,000円に抑えることができて、結果として人件費を5億6,040万3,000円浮かせることができたという、この5億6,000万円余という数字が一人歩きしている間がなきにしもあらずの印象ですけれども、その一方で、非正規職員ですね、が増えて、その人件費は17年度決算では4億6,369万4,000円から21年度決算では6億3,857万5,000円と1億7,488万1,000円増えています。この現象についての考察はされているのでしょうか。また、正規職員と非正規職員の割合が約510対300幾つと、何人と聞いておりますけれども、これはかつてない歪な雇用状況の中で、責任の所在の問題や人間関係、労働密度の高まりによるメンタル疾患の多発等々、適正な人事管理が非常に困難な事態を招いて

いることについての考察はどのようにされているでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 市町村合併の大きな目的の一つは、行政組織を広域化し、限られた予算を、より効果的に住民ニーズの高いものから順に振り分けることにより、今後の少子高齢化社会に対応できる体制を構築することであると考えております。そのため、本市におきましてはこれまで様々な事務事業の見直しや人員の削減、組織機構の見直し等を行い、必要な財源の確保を行いながら行政サービスの効率化を進めてきたところでございます。中でも第1次行政改革による職員数の削減につきましては、財政健全化の一環として必要な施策でありますので、新規採用者数の調整や、あわせて課や係の統廃合を行いながら、当初の計画を上回る数の職員削減を行ってきたところでございます。この職員数の削減に関しましては、平成17年度から21年度にかけての熊本市及び八代市を除く県内各市の平均削減率はマイナス12.94%でございまして、上天草市がマイナスの21.25%と最も高く、続いて天草市がマイナス17.21%、宇城市がマイナス15.67%、本市が14.84%となっております。主に合併した市におきまして積極的に職員の削減が進められてきておりますが、その中では、本市は特に突出して高い削減率にはなっていないと認識をしております。

一方、臨時嘱託職員の数は確かに増加をしておりますが、これは職員削減の補充ではなく、事業の一時的拡大や教育現場の充実等によるものであり、通常業務の補充につきましては、育児休業や私傷病等に対応したものが主なものでございます。

また、メンタル疾患によります休職者等の増加につきましては、厚生労働省が3年に一度実施をしております患者調査によりますと、平成20年で既に104万1,000の方がうつ病を発症されているとのことでございます。このことは、職場も含めた様々な社会生活の変化が主な要因であると考えられることから、本年度から職員の家庭環境等についても自己申告書にできるだけ記入していただくことといたしました。また、これまでも健康診断時におけるストレスチェックや全職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施しております。さらに、本年度は庁内の職員や産業医で構成をしております市の安全衛生委員会による職場巡視等も実施したところでございます。今後も、労働安全衛生法に基づきます菊池市職員安全衛生管理規程により、職員の安全管理や健康管理も含め、適正な人事管理ができるような組織体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ご答弁聞きました。よそのその削減率などの数値が示されましたが、よそと比べて安心する問題ではないと。相対的な問題ではないだろうと思うんですね。私が聞いているのは、本市の特性における本市固有の問題として、その激減の下で当事者たちの業務の環境人的にも、物理的にも、どういうその変化に見舞われたのか。激減の影響はどの部署に、どのように現れているか、これを調査して、把握して改善するのが考察という作業だと私は思うんですね。それを聞いているのですから、それが行われて、今年度どういうふうにしていくかということが考えられているのであれば、その部分、核心の部分をお答えください。

また、非正規職員の増員については、その雇用の形態、内訳は存じておりますが、これもここで聞いているのは、正規職員、非正規職員が混在をする現場において、特に調理、給食の調理現場や保育園現場においては、非正規職員の割合のほうが高くなっていますね。その中で、昨年9月議会で学校給食調理現場で発生した問題のその一端を取り上げたように、適材適所の配置を人事管理の基本と言いながら、当局においてそれが遂行できない現状が発生している。あるいは、正規職員と同等の責任を担わせながら、業務を担わせられながら、処遇の格差等々のために人間関係が難しくなったり、優れた人材が現場に定着しないという現状がありますね。これらは人事管理の新しい課題だと思います。これをどう把握して、現場をどう改善していこうとしているか、その辺も考察がなされておれば、そうでなければ今後どうするかについて、再度お答えください。

それから、メンタル疾患については、今お触れいただいたからよかったですけれども、本市においても既に憂慮される状態、事態にありますね。顕在化している、数はあえてお聞きしませんが、複雑な要因の下で、その予備軍は相当数いるだろうという認識は以前から当局から示されていますので、改めて確認をいたしますが、今、部長がおっしゃいましたように、職員の安全管理や健康管理における義務法として、労働安全衛生法があるわけですが、本市では、私がこの質問を起すまでは、その体制はつくられながら委員会などはほとんど開催されずに、実質的には機能していないという状況が確認されています。今後は、メンタル疾患等を視野に入れて、職員の安全管理や健康管理のために労働安全衛生法を具体的に生かしていかなければなりません。もう一度そのところをきっちりやっていくというご答弁であればお答えください。

そして、それをお願いして、2番目の質問に移ります。菊池市総合計画は、今日平成22年度から26年度までを期間とする後期基本計画へと進んで、本年24年

度は、その後期中盤にさしかかりますね。前期5年間と後期2年間を通した6年間の課題を検証して、残る期間の推進に過ちがなきよう、時代を読みながらあらゆる分野において複眼的な洞察をしていくことが求められていると思います。第1次行政改革の結論は、先ほど申し上げましたように第2次行政改革大綱に引き継がれたわけですが、そこにある課題は実態に即して、さらに今年度精査され、真に市民本位のものとなるように、鳥の目、ありの目、双方から温かく、厳しい目配りをしていくことが執行部にも議会にも求められていると実感するところです。第2次行政改革大綱にも、効率的な組織体制の構築ということが掲げられており、第1次計画目標の平成22年4月1日現在の数値を基に、第2次定員適正化計画を策定し、職員の適正配置に努めるとされていますけれども、さらに定員の適正化、人件費の削減を図るということですが、第2次行政改革では、適正定員をどう考え、実数として何人の削減を図ろうとしているのか、人件費をどこまで落とそうと考えられているのか、お示してください。

また、同じ目的のために、機動的・効率的な組織を構築する、重要施策への重点的な人員配置を行うとして、第2次行政改革策定と同時に、業務ヒアリングの実施、業務量調査、組織機構の見直し等、現在も継続中であるはずですが、それぞれについてどのような形態で行われているのでしょうか。あわせて現時点での状況はどのように把握されていますか。本年度、24年度も業務ヒアリングの実施、業務量調査、組織機構の見直し等は実施されると、その途中かと思われませんが、中間年度としての方針、その手法をお示してください。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 第1回目の答弁でお答えをいたしましたとおり、第1次行政改革の取り組みでは、当初の計画を上回る職員数の削減を行いましたことや、本庁舎整備に伴う本庁総合支所の役割や職員配置の見直しといった課題もありまして、現時点では第2次定員適正化計画を策定するまでには至っておりません。今後、職員数や人件費の削減につきましては、平成24年度中には第2次定員適正化計画を策定し、今後の退職予定者数等を踏まえながら、適正な職員数を確保し、適正配置に努めてまいりたいと考えております。

また、業務ヒアリングにつきましては、現在各課の業務が比較的落ち着きます11月から12月にかけて、各課、局長を対象に実施をしております。聴き取りの内容といたしましては、当該年度に係る事業の実施状況や業務量、また翌年度に予定をしております新規事業や廃止事業の状況、所属職員のメンタルを含めた勤務

状況等でございます。翌年度に向けました組織の見直しと職員の配置につきましては、そのヒアリングの内容及びあわせて各職員から提出をされる自己申告書を踏まえて行っており、基本的にはこの方法を継続してまいりたいと考えております。

また、職員個々の状況につきましては、今後も引き続き自己申告書に改良を加えながら、これを提出してもらうことにより把握を行ってまいりたいと考えております。

人員削減の裏で何が起きているかというところと、あとその正規職員と非正規職員と混在の裏でということにつきましては、まだ十分今精査をしておりませんので、ご答弁はできないことについてはご了承いただきたいと思っております。

労働安全衛生法を踏まえた市の中の安全性管理委員会については、今年度スタートをしまして、現在職場巡視、また職員の健康管理等についての課題を分析して対応策の検討をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 適正化計画はまだということで、そうですね。今年度中につくるということですが、その資材とするために業務ヒアリングをかけるということでしょうけれども、これが、私か各課、局長クラスのみでは自ずから限界があると思うんですよ。定数とか適正配置を目指すならば、やっぱり現場に踏み込まなければ実態はつかめない、そう思いませんか。今までがそうだったですよ。私は常々いろんな部署を尋ねて聴き取りをしているんですけども、なかなか現場の声が届かないと。自己申告もなかなか反映されないということは、古くて新しい課題として、今日なお生々しいものがあります。多くある中で数点申し上げますけれども、今日の厳しい世相の投影として、特に福祉部門、ここは人出が足りないようです。遅くまで残業がされている、これは恒常化しているようです。私は、夜ある会議などでこの3階にときどき来るんですけども、生活保護等を担っている部署というのは、ほとんど残業をしています。やっぱり手が回らないということで、ここには相当の無理が強いられているなとつくづく感じております。このようにですね、この分野でも適正な定員が確保されていないという問題。また、昨年男女共同参画推進課における課長の兼務に見るように、重要施策に対しては重点配置を行うとおっしゃっていますが、どうも実態はそうはなっていない。また、同じ福祉部門ですけども、今日でも子育て支援や母子保健の業務において、保健師さんはかつてなく重要な任務を担わされていますよね。現場に出ることや継続して母子のケアをしなければならないということもあって、保健師さんがデスクワーク

においても現場においても足りないという現状。これは、ここ数年来指摘したことですけれども、なかなか改善されていませんね。それからもう一つですね、適正配置という点では、異動についての自己申告等で、当人がそこだけは外してほしいという意思表示をしたにもかかわらず、そこへ配属された話や、または資格取得や研修後に、それとは全く別分野に配属されたという話も聞き及んでいるところですが、こういう話があるほどに、適正定数の確保と適材適所の配置については、現場との認識の隔たりが相当大きいことが伺えます。これは、信頼関係と仕事に対する熱意、醸成のために無視できない状況であると、そう思われませんか。そうであれば、今年度においては自己申告における本人及び家庭状況等を重視することはもとより、ヒアリングにおいては各課局長のみならず、現場実務担当者、つまり当事者たちの意見を聞くことこそ必要だと思われませんが、そのようにシフトされるべきではありませんか。2番目のご答弁では、そういうことをちょっと聞かせていただいて最後の質問に移ります。私は、市民に対する公的サービスの質を落とさないため、維持向上をさせるためには、その担い手である職員の技量、技能、熱意、誠意、感性、理性、知性等々によるところが大きいと思っている一人ですけれども、その職員が持てる能力を最大限に生かすためには、そのための条件整備は重要であると思っています。

そこで、前回の12月定例議会からの懸案である次の事項について答弁と見解を求めます。

1つはラスパイレス指数についてです。これについては、もうここ数年来の課題でありますけれども、県内14市の中で下から3番目、平均給料月額ベースに換算すれば最大で2万円強の格差があることから、そういうことから市長も再三少なくとも県内で中クラス以上にしないといかんということをおっしゃっておられます。であれば、これを受けて事務方においては早急に、本年度中に具体化されるべきではありませんか。

それから、2番目に現業評議会の事前協議制、これは労働関連法の原則でありますかどうか。

それから、3番目に夏期休暇の半日取得、4番目に子の忌引き休暇について伺いますけれども、これらはワークライフバランスの見地からいかがですか。それから、書面で確認をするということ。当事者たちの協議事項や妥結事項が法理どおりに則って遵守されるべく、書面での取り交わしは誠実さのバロメーターだと考えられますがいかがですか。

次に、今後の課題として、産前産後の休暇を産前8週産後13週とすることについてです。これは、妊婦の安定期や赤ちゃんの首がすわる月齢、または離乳食を始

める時期と関わることとして考えられ、同時に第2子、第3子の出産を促すこととしても有効だと思われかもしれませんがいかがですか。

2つ目に、採用、配置、昇進における男女平等の保障についてです。採用の実数は18年度、女性が5、男性が2、21年度で女性が8、男性が3、22年度で女性が5、男性が6、23年度は女性が2、男性が6となっているということですが、配置や昇進について、男女平等を具現化するために、職員課は啓発事業を組むこととされていますが、啓発事業として具体的な取り組みをなさいましたか。そうでなければ、24年度は何か予定されていますか。

それから、部署の配置の男女の平均化です。これについては、部署によって男女の数の偏りが著しいということ。現在、職員課にさえ女性が1人ですよね。これは、前に言ったことがあると思いますが、これでは女性の意見が反映されにくいでしょう。看護師や介護士さん等は、女性の絶対数が多いということもありますが、女性の管理職への登用等を本気で考えているのであれば、採用と同時に男性と同等の条件と環境を保障することは言うに及ばず、配置の上でも男女の平準化が求められますがいかがですか。

それから4番目に、昇給制度の実態と男女差です。係長クラスの男女の年齢差が22年度で6歳、23年度で7歳ということで、これが後々ずっと格差を拡大していくということですね。これは、不合理です。本市においては、職員の配置や昇級昇格は、人事管理者や管理職において総合的に判断されるのであって、根拠となる内規規定等はないということですが、今後はより客観性を担保するための尺度として、内規規定等が必要になってくるのではありませんか。

以上、3回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 2回目の答弁を受けまして、まずご指摘のあった点についてお答えをさせていただきたいと思います。それぞれの所属におきまして必要な定員が確保されているか、あるいは人事配置に関しまして、職員の希望が反映されているか等のご指摘をいただいたところでございますが、これにつきましては現在業務ヒアリング、あるいは職員のほうから自己申告書を提出していただいておりますので、この内容をさらに充実したものとしていくといたしますか、記載内容についてしっかりまた職員の人にも書いていただくと、こういったことをしっかりやって、それぞれの所属の状況、個人の希望、特性については把握をしてみたいというふうに思います。

また、業務ヒアリングにつきましては、本人からの聴き取りはしないのかという

ようなご質問もあったかと思えます。現在、業務ヒアリングにつきましては、先ほど申しあげましたように11月から12月にかけて、職員課のほうで各所属長のほうからその業務の内容とか、所属の抱える問題点等について聴き取りを行っているところでございますが、これにつきましてはなかなか個々の職員、所属長以外の職員のほうから聴き取りをするというのはなかなかこれは難しいと。そういった個人個人の抱える問題も含めまして、これは所属長、もしくは審議員、課長補佐、そういったところから聴き取りをやっているところでございまして、今後もそういった方向でやりたいとは考えておりますが、この業務ヒアリングのやり方については、今後とも工夫、改善をしていきたいというふうに考えております。

それでは、3回目のご質問につきましてはの答弁をさせていただきます。前回の12月議会の質疑でもお答えをいたしました。職員の給与や勤務条件等の改正に当たりましては、地方公務員法第55条に、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあった場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとする規定をされております。昨年12月に行いました組合との団体交渉の中で、職員組合からも様々な要望をお聞きしておりますが、この忌引き、休暇日数の拡大など、早急に対応することが可能なものにつきましては、必要な規則等の改正を行ってきているところでございますし、夏期休暇の半日取得につきましても、平成24年度から実施できるよう準備を進めたいと考えております。

また、ラスパイレス指数につきましても、現在県内14市でもご指摘のとおり下位に位置していることから、平成24年度中には、その向上に向けて何らかの対策を打ち出したいと考えており、現在職員組合とも協議を重ねているところでございます。

そのほか、現業評議会との協定締結及び妥結事項の書面確認の重点要望項目等につきましても、職員組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、産後休暇の延長につきましては、国・県及び県内の他市町村の状況を見据えながら対応をしてまいりたいと考えております。

また、男女平等の取り組みにつきましては、女性職員を対象としたステップアップセミナー等の研修に積極的に参加をさせながら、啓発等にも努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の採用や配置、昇格における男女平等の取り組みについてでございますが、合併後の新規採用職員につきましては、37人中20人の女性を採用しておりますし、女性管理職の割合もご存じのように年々上昇しているところでございます。しかしながら、部署ごとの男女配置の平均化につきましては、職員の男女比率が6対4であることや、介護士や調理師などについては女性の割合が高いことなど

もあり、現状での完全な平均化は難しい状況でございます。また、昇級、昇格に係る内規等につきましては、現在のところ設けておりませんので、今後も総合的に判断をしてみたいと考えております。

いずれにしましても、今後も男女かわらず、適材適所の人員配置を基本に、優秀な人材であれば男女の区別なく積極的に採用や管理職への登用を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） もう3回ですので、もう言えませんが、多少積み残しがありますが、今後につないでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に移ります。公文書管理と情報公開について伺います。枝野幸男経済産業省は、1月24日でしたか、東京電力福島第一原発事故後につくられた政府の原子力災害対策本部が、それまでの議論を議事録として残していなかったことを明らかにしました。この事件がメディアに載ってしまい、識者、専門家のみならず日本中の人々が国・地方を問わず行政に蔓延している隠蔽体質が根底にあったと見ており、また今回の場合は、加えて責任回避のために意図的に隠蔽した疑いもあるとして、その犯罪性を厳しく問う論調もあります。公文書の管理や情報公開制度に詳しい名古屋大学大学院の春名教授は、このことについて将来同じ失敗を繰り返さないようにするための財産が失われたという意味で、国民的な損失だと指摘しています。全く同感ですが、このところ民主主義社会のバックボーンとして、犯罪捜査過程の可視化及び行政の可視化を求める声が広がっていますが、それを実現する一つの手段として、2009年6月に公文書等の管理に関する法律という新しい法律がつけられました。この法律は、2007年ごろから年金保険料の支払い記録が失われた宙に浮いた年金問題や給油活動中の海上自衛官の補給艦「とわだ」の航海日誌廃棄などの実態が次々に明らかになったことや、また薬害肝炎患者リストの放置などのずさんな公文書管理が浮き彫りになったことから、その反省に立って成立しています。この公文書等の管理に関する法律は、その目的をこの法律は国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的技巧を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が真つ当されるよう

にすることを目的とすると、誠に格調高く定めています。ここでは、きょうはこの法の趣旨に照らし、我が菊池市の実態について伺います。まず、合併前の4市町村にはそれぞれ議事録等の行政文書や歴史的事実の記録である貴重な公文書等、その存在が確認されていますが、それはどのくらいの量であり、現在どのように管理保管されていますか。合併に際して、それぞれどのように取り扱われましたか。取り扱いは、どの機関で決定されたのでしょうか。それらに関して、省庁が管理する公文書、歴史資料等は、一定の期間を経た後は国立公文書館に移管するようになっていきますね。しかし、地方自治体のそれらは、地方公文書館へ移管するということが求められておりますけれども、私が調べたところでは、09年10月現在で、地方公文書館は1777市町村にわずか16館しかなくて、本市にはもちろんありませんし、本市には公立の図書館、博物館さえありませんので心配なのですけれども、そういう状況下、それらの貴重な歴史的資料及び公文書等の点検と管理は、本市では今後どのように行われていくのでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 1回目のご質問に対しまして、まず総務部のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の合併前における4市町村の公文書の量及び現在の管理及び保管の状況についてお答えをいたします。公文書は、保存箱で約2,400個分の量があり、現在本庁及び各総合支所の書庫にて管理保管をいたしております。

次に、2点目の合併に際しての取り扱いについてでございますが、新市おきまして菊池市文書規程を定め、公文書の重要度に応じて30年、10年、5年、3年、1年、1年未満の6つの保存期間に区分けして管理保管することにいたしております。その際、簿冊やバインダーなど4市町村でばらばらであった文書管理の方法を統一し、文書を系統的に分類整理するために、旧菊池市において採用しておりましたファイリングシステムという個別フォルダー方式を導入いたしております。

次に、3点目の取り扱いほどの機関で決定されたのかということでございますが、菊池北部4市町村合併協議会の総務分科会の中で協議を行い、合併時に現在の仕組みに統合をいたしたところでございます。

最後に、4点目の今後の貴重な歴史的資料及び公文書等の点検と管理についてでございますが、平成22年度におきましては、県の緊急雇用創出基金事業を活用いたしまして、30年保存文書の電子データ化を一部行い、貴重な公文書の保存管理に努めているところでございます。今後も菊池市文書規程に基づき、適正な文書管

理、保存及び利用を図ることに努めてまいりたいと考えております。特に保存文書の廃棄に関しましては、これまで同様保存期間の満了と同時に、ただちに廃棄せず、重要度に応じて保存期間の延長措置が必要かどうか、改めて検証したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 歴史資料についてお答えしたいと思います。

まず、この歴史資料としまして、古文書を初め考古学資料や民俗資料など、様々ございますけれども、合併に際しましては、それぞれの旧市町村で保管していた施設において、そのまま現在保存ということで取り扱っております。

また、中央公民館にあります旧図書室等で保管しております古文書等冊子資料は、熊本県立大学の地域貢献事業におきまして、点検・調査等を行うように現在進めているところでございます。今後の管理につきましては、その地域地域の資料ということもありますので、現行の施設において管理を行ってまいりたいと、このように考えております。

なお、泗水歴史民俗資料館で保管していました資料につきましては、仮称泗水地域交流センター内に資料室も計画しておりますし、その資料展示を行う予定でございます。古文書など他の資料につきましては、収蔵スペースをできるだけ確保できる場所等を今後とも考えてまいりたいというふう考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） この質問を起こすに当たって、私も37条ですかね、菊池市文書規程37条からなるその菊池市文書規程に目を通しました。ただいまの総務部長の答弁は、この文書規定に沿うものであって、大筋信頼に足るものだと受け取れておきます。ただし、教育長のご答弁で歴史資料としての古文書とか、考古学の資料の保管管理は、この文書規定の範疇から外れるのですか。こちらは全て永久保存のための保管管理が求められているのだらうと思われませんが、ただいまの教育長のご答弁から察するに、これにはかなり課題があるんじゃないでしょうか。収蔵スペースの確保もこれからということですが、これは急がなければならないんじゃないでしょうか。ずさんな管理のために、貴重な歴史的な資料がネズミに食われたとか、なくなったとか、虫に食われた、あるいは雨漏りにやられたという話などはよく聞く話です。よく文教菊池と言われますが、それを要望する本市においては、

そんな恥ずかしいことにならないように、確固たる収蔵の場の確保をまずは急がなければならない。これは、切迫した状況じゃないんですか。これについては、状況をお聞かせください。

それと思ったんですけれども、一般民間の中にもですね、土蔵などに価値ある文献や資料等が眠っているという話もよく聞きます。これは、一度全体的に調査をかけてみる必要もあるんじゃないかと思いますが、この点どうお考えか、次にお答えいただくことをお願いして、2番目の質問に移ります。

公文書管理法は、公文書を民主主義の根幹を支える国民共有の地域資源と明記し、将来の国民に説明する責務を全うするものと位置づけておいて、文書作成時には、統一基準に従った名称を付けて、将来保存すべきかどうかを決めるルールを導入等をうたっています。このような法の意思に沿えば、文書管理に係る移管、保存、廃棄等については、第三者機関の公文書管理委員会のようなものを設けることも視野にいれなければならないと思われませんが、当局のお考えはいかがですか。

それと、同法は公文書を、ただいま申し上げましたように国民共有の知的資源、あるいは説明する責務を全うするものと位置づけていることからして、それはとりもなおさず行政の可視化を提唱するものだという解釈は、識者の解説を待つまでもありません。そして、行政の可視化は、情報公開と表裏一体であることも、また言うまでもありません。先の地元新聞では、本市の情報公開は県下でも最上位だと報道されたことがありましたが、しかし実際には、実態とのギャップは否定できない部分もありますよね。ただし我々議会においては、本会議はむろん、委員会も全文記録、いわゆる逐次録がなされており、それはホームページ等を通して広く市民の公開されています。しかし、教育委員会のこの分野は、私はまだ不十分だと思うんです。まちで聞いてみますと、一般市民の印象としては、現状に対しては今は市議会よりも教育委員会のほうが密室的で閉鎖的だという印象が強いようです。教育長はそれについてどう考えですか。せめて市議会なみの公開制度が求められますが、いかがお考えでしょうか。

以上、2回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 第三者機関の公文書管理委員会の設置についてのお尋ねでございましたが、現在のところは第三者機関の公文書管理委員会につきましては、本市においては設置をする計画はございません。しかしながら、公文書は現在菊池市文書規定を遵守した上で、ファイル、基準表を基に徹底をした管理及び保管に努めているところであり、議員ご指摘のとおり、貴重な歴史的資料も含まれているこ

とから、廃棄に当たりましては関係部署と十分協議を行い、保存期間延長等の措置を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほどの保存の場ということですね、これは本当に早急に私たちも対応しなくちゃならないと、そういうまず場を確保していくということは重要な課題であると考えておりますので、今後そのようにできるように対応していきたいというふうに思っております。

また、民家等の土蔵の調査ですけれども、なかなか民家ですので、なかなかこちらから入って行って調査するということが不可能ですけれども、そうした持っておられる方が教育委員会のほうに相談があればですね、現実には昨年もあっておりますので、調査していただいている、そういう状況です。

それから、教育委員会会議録につきましても、全文記録で保存を行っておりますけれども、しかしホームページでの公開や図書館や公民館での閲覧は行っていないのが現状でございます。情報を公開し共有することは大事なことでありと承知しておりますし、教育委員会会議規則でも、会議は委員長の許可を得て傍聴することができるかと規定しております。また、開示請求があれば公開するなど、これまでも閉鎖的に進めてきたつもりはございませんけれども、市民の方が密室的、あるいは閉鎖的だという印象をお持ちであれば、さらに開かれた教育委員会を目指してまいりたいと思っております。

また、議会並みでの公開度が必要とのことですが、各常任委員会と教育委員会が会議内容等では類似しておりますが、市議会、常任委員会分はホームページでは公開されていないと認識しておりますけれども、教育委員会会議録の公開につきましては、教育委員さん方のご意見等も聞きながら現在検討しております。さらに、県内各市の状況等も参考にしながら、今後さらに協議をして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 総務部長の答弁では、今のところ第三者機関としての委員会の設置は考えていないということですが、菊池市文書規程が厳格に執行されるとするならば大した問題は発生しないと思うんですけれども、ただ延長とか短縮廃棄に際しては、内部だけでは安易な判断に陥るのではないかなという心配も

実はあるんですね。本市には、その学芸員さんといったような専門職が少ないじゃないですか。そういうことで心配するわけですが、内部判断には専門家の意見を聞く機会とか、何らかの方法で規制がかかるような仕組みはありますか。これについては、あるか、ないか、どう考えていくかをちょっとお聞かせくださるとありがたいと思います。

それをお願いして、3番目の最後の質問に移りますが、私は教育長の今お話を聞きましたけれども、教育委員会関連の事案で情報公開条例に従って開示請求をしたことがあります。それについては教育委員会の議事録は逐次録でした。ですから、議論の内容やその背景がよく理解できました。提案者である教育長のそれなりの苦悩や教育委員の皆さんのそれなりの奮闘ぶりもよくわかったわけです。ですから、よほど軽微のものでない限り、政策にかかわる議事録は原則逐次録でなければならないと私は考えます。一言一句正確に記録してこそ事実が伝わるんです。議事録は、事実を歪めず正しく残すためのものであって、そうしてこそ、初めて民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源となり、将来の国民に説明する責務を果たすことになると思うんですが、私はそう考えますが、教育長はどうお考えですか。特に教育の分野、本市教育行政においては、この10年来、たびたび歴史的な変革が行われてきました。近いところでは2学期制の導入がありました。小学校の統廃合が終盤を迎えています。幼稚園の廃園、民間委託等、また学校給食の自校式の廃止等、児童生徒の教育を受ける環境が大きく変わります。今、我々が直面している諸課題は、実に大きな歴史的な変革であるわけですが、小学校の統廃合の審議の議事録が要点記録でしかなかったことについて、先の本会議で説明責任と情報公開という点で厳しい指摘がなされた経緯がありましたね。教育行政の非公開性の問題ありと疑問を持ったのは、私ばかりではなかったと思います。実際、一般市民の声としても、再々言いますが、それを聞くからここで取り上げているわけですが、要点記録は逐次録よりむしろ難しく、記録者の責任を伴うものです。正確でなければならないことは言うまでもないことで、何よりも一切の私情が取り除かれた客観性が保障されなければなりません。したがって、少なくとも菊池市総合計画に従う行政改革大綱に関わる主要項目については全文記録、逐次録とすべきですよ。教育長、いかがお考えですか。これについては、市長の見解も承りたいと思いますので、お願いをいたしておきます。

次に、記録された議事録は広く一般に公開されなければ説明責任を果たしたことにも、民主主義を担保することにもなりません。そこで、先に議会並みにと言いましたが、教育委員会関係の議事録も、まずは市のホームページに登載すべきですが、いかがですか。

同時に教育委員会開催の日程等も告知され、傍聴が保障されなければならないと考えますが、いかがお考えですか。議事録は、議会議事録並みに図書室、図書館等の公的施設において広く一般の市民の閲覧に供されなければならないと考えますがいかがですか。合志市では、去る12月議会において以上のことが教育長より約束されたと聞いております。倉原教育長のご英断を期待しますが、教育行政のトップとしてのお考えをお述べください。

以上、お願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 各種会議の議事録も全文記録とすべきということですが、それぞれの会議においては委員さん方がおられ、率直なご意見をいただきながら進めていくわけですが、全文記録ともなれば、録音機材も目の前にあります。発言も控えるような気持ちになられる方も少なからずあると思います。それぞれの会議の性質等を考慮した上で、記録方法につきましては全文記録にするのか、要点記録にするのか、最良の方法を取っていきたいと、このように考えております。教育委員会会議録につきましては、先ほど申しましたとおり、教育委員さん方のご意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。合志市では、2月7日付けで第1回目が掲載されておりまして、全文記録ではなく要約版として掲載されているようです。いずれにしましても、教育委員会では個人情報に関することも大変多く含まれる場合がございますので、公開については十分注意を払った上での取り組みが必要になってくるものと思います。

なお、教育委員会の会議開催の告知につきましては、教育委員会議で協議の上、できるだけ早い時期に告知できるようにしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど、公文書管理に関しまして、内部におけるチェックする機関等はあるかというご質問をいただいたと思いますが、現在のところ、庁舎の内部におきまして文書管理についてチェックする組織というものは特にはございません。今後、いかにこの公文書管理をチェックしていく、そういった機能をどうするかといった点については、今後重要な課題と考えておりますので、今後検討をしてまいりたいというふうに思います。

それでは、3点目のご質問に対しまして、事務的な部分をまず私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。情報公表責務として、菊池市情報公開条例第2

6条では、実施機関は市民の市政への参加をより一層促進し、開かれた市政の推進に資するために必要な情報については積極的に公表しなければならないと定めております。また第27条では、附属機関等の会議の公開ということで、実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、不開示情報が含まれる事項について審議審査、調査等を行う会議を開催する場合や会議を公開することにより当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障を生ずると認められる場合、また当該会議で非公開を決定したものを除き、公開するものとしております。これまで保育所民営化検討委員会、公立保育所移譲先事業者選定委員会、幼稚園民営化検討委員会、菊池市養護老人ホーム民営化検討委員会、菊池市行政改革大綱策定審議会については、ホームページ等で会議を事前にお知らせするとともに公開し、その後ホームページで全文記録の会議録を公表している会議もございます。これらは、市民の皆様の関心が特に高いものであるとの認識により公開をし、会議録を全文記録で公表をしております。会議録の作成に関し、全文記録とするか、または要点記録とするかにつきましては、その会議録が答申書の根拠となるものは全文記録とするなど、会議の性格、内容等を総合的に勘案し、その附属機関の委員等の判断に委ねるものと考えております。

次に、その会議録の公開につきましては、その附属機関の委員会等ごとに判断されるものであり、情報公開条例に基づく会議請求により対応をしております。現在、会議を公開で行う場合の全庁的な取り決めはございませんので、今後は附属機関の委員会等の会議の公開に関する指針を定め、会議の公開や会議録の公表等について対応可能なものから対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務部長がお答えいたしましたように、附属機関の委員会等の会議の公開に関する指針をぜひつくりたいと、このように思います。その指針に基づきまして、会議の公開、また会議録の公表に努めてまいりたいとこのように考えます。本定例会の冒頭の施政方針の中でも申し述べておりますが、情報公開制度の充実と適正な運用を図り、市民の皆様に対しまして情報を提供し、公正で、しかも透明な市政を目指してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午後零時00分

開議 午後零時59分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

強い農業づくり交付金事業についてお尋ねいたします。政府は、環太平洋パートナーシップTPPに関して強い農業づくり交付金事業を進めているが、その事業内容と菊池における実績についてお尋ねいたします。また、今後どう取り組んでいかれるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 坂本議員のご質問にお答えします。

強い農業づくり交付金事業につきましては、国産農畜産物の安定供給体制の構築を図ることを目的としまして、食料供給力の強化や生産の持続性確保を図るための共同利用施設を整備する場合、その事業費の2分の1以内を国が補助する制度でございます。事業主体は都道府県、市町村、農協や土地改良区、その他農業者団体となっております。本交付金事業の実績としましては、平成20年度以降の主な事業を申し上げますと、有限会社七城町特産品センターのメロン選果施設整備事業の7,287万円、富宮農組合の遠赤外線乾燥機導入事業の203万7,000円、菊池地域農協のカントリーエレベーター施設改修事業の5億2,059万3,000円、同じく菊池地域農協の荒茶加工施設改良事業の1,024万8,000円など、平成17年度以降14件、合計総事業費として10億5,128万5,000円を本事業で実施しているところでございます。今後とも事業実施主体となる関係団体等へ要望調査を行い、積極的に県へ申請してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、2回目の質問をいたします。

事業実施主体は都道府県、市町村、農協、土地改良区、その他農業団体ということでございますが、例えば集落営農組合や野菜生産組合等に施設や機械を市が事業主体となってリース方式で事業が行えないものか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

強い農業づくり交付金事業につきましては、先ほど申し上げましたように、農業者が食料供給力の強化や生産の持続性確保を図るための共同利用施設整備等を支援する制度というものでございます。この事業に取り組む場合、事業実施主体は、課題解決のための具体的な成果目標数値やその目標達成年度等を計画する必要があります。したがって、事業実施主体ごとに実情にあった内容が求められますので、市が事業実施主体となって共同利用施設などをリースすることは、現実的に難しいものと考えております。

なお、共同利用施設並びに機械購入事業等につきましては、中山間直接支払制度や非主食用米総合推進事業及び経営体育成支援事業などにより、現在取り組んでいるところでございます。

今後とも、農業者にとって有利かつ効果的な事業により支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 要するに事業費の2分の1が国から支援されるという制度でございまして。このような有利な事業はあまりないと思いますので、今後ですね、私たちが勉強しながら、執行部も勉強していただきながら、例えばその物産館の加工施設とか、その付加価値をつける施設です、要するに、そういうやつができるかできないか、そういうことも考えながら一生懸命勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。それでは教育長にお尋ねですが、昨年12月だったと思いますが、幼稚園の民営化、統廃合について集会が行われたように聞いておりますけれども、何と申しましても子どもたちの、就学前の幼児は、しつけといいますか、人の基礎となる、基本となることを教えなければなりません。それで、繰り返し繰り返し子どもたちには言って聞かせなければなりませんので、そのことにつきましてちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、子どもたちが幼稚園に入りますと、大変親たちも寂しい思いもしていますし、心配でもございます。それで、園と保護者との認識の共通化、要するにきょうは、今週は幼稚園で便所の環境について教えております、靴の脱ぎ揃え、その他、次に使う人に快く使ってもらうように教えておりますというようなことを保護者に連絡して、家庭でもそれを守ってください、このように教えてくださいという意識の共通点を見つけたしながらやることも大事じゃないかなと思うわけでございます。そのことを考えますときに、いろいろ教育長も考えがあると思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせくださ

い。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、幼児期の教育ということについて、これは教育基本法の中でも生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付けられております。幼稚園というものは、学校教育法第22条で義務教育及びその後の基礎を培うもの、第23条では、幼稚園修了までに育つことが期待されるものに生きる力の基礎となります。心情、意欲、態度、こういうものがあります。幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要綱に基づき、心身の健康に関する事、人との関わりに関する事、身近な環境との関わりに関する事、言葉の獲得に関する事、感性と表現に関する事の5つの領域を幼児が幼稚園における生活の中での様々な体験を積み重ね、相互に関連をもって体験していく中で、次第に身につけるように指導に当たっております。

このように、幼児教育の大切さ、あるいは成長における大切さは、疑うべくもありません。同時に、現在の社会生活の変化、家族形態の変化、これは幼児教育の場を保育園に求める保護者が多いこともご承知のとおりでございます。

そこで、国では子ども子育て支援システムを検討し、幼稚園と保育園を総合こども園にしていくような計画でございます。今後国の動向も注視しながら、現在幼稚園のあり方を検討いただいておりますこの菊池市幼稚園民営化検討委員会、これの答申を待ち、今後の幼児教育について十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 全くですね、無垢な子どもたちです。素直で、まじめで、真っ白で、頭は。それを大人が染めていくんです、いろいろ。そのことを考えますときですね、昔から言われていますように、三つ子の魂百まで、その幼児期の教育がいかに大切かということが判明されると思います。毎年成人式に参加しているわけでございますけれども、あの成人の姿を見てみるとですね、やはりこのようなことでは日本はどうなるかな、心配になる面も多々あるわけでございます。そういう親を育てた私たちの責任もございましてけれども、何と申しますか、やはりその人間の基礎と申しますかですね、やっぱりそのしていいこと悪いこと、いろいろあると思いますけれども、やはりその、例えば旭志幼稚園の場合を例に取ってみますとですね、私の幼稚園では、30人程度の子どもたちだと思います。それでですね、親と先生たちの連絡網とか、そういうことを聞いてみますと、非常に密接に一生懸命やっ

ておられるわけでありまして。旭志幼稚園にも、旭志にもいろいろその地理的な問題もございまして、遠くから来ている子どもたちもいます。それを考えるときに、民営化になればなったでいいけれども、廃校まではですね、してもらいたくないというのが保護者の意見でございまして、ここの旭志に幼稚園があるならば一人二人の子どもは持ちたいという希望を持っている母親もいるわけでありまして、遠くなればやはりその遠くなったで、今、若者たちが教育にかける情熱と申しますか、それは素晴らしいものがございまして、やっぱり一人一人を大事にですね、大切に育てたいという気持ちであろうかと思えます。そのようなことを考えるときにですね、やはりその幼稚園教育のあり方、そのさっきも申しましたが、そのああいう成人者みたいな人間になってほしくないという気持ちも少しあるんじゃないかなという思いもするわけでございます。叱るわけにもいかないし、静かにしなさいと小さい声で言っても聞かないし、そのような子どもたちがおるわけでございます、こういう成人者みたいなものが大人になって、親になっていったらどうなるんだろうかなという懸念もするわけでございます。このようなことを思いますときに、やはり少人数でも手の届く幼稚園教育があったならば、例え30人であろうと、10人であろうと、その子どもたちが大きくなって、その輪がだんだんと広がっていけば、かなり世の中も変わってくるんじゃないかなと思うわけでございますが、そのころにあまり幼稚園の、旭志幼稚園自体はまだ新しゅうございまして、何と申しますか、廃園にするにはもったいないという気持ちもあるわけでございます。その点につきまして、教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 私も今年の成人式に同席いたしまして、今、坂本議員のおっしゃられるようにですね、本当に少し残念かなと。私も、教育現場におりました子どもたちが今大人になった、そうした状況を見ますと、どうであったのかなというふうな反省をさせられる成人式でもございました。

それでは、今、坂本議員からのご質問にお答えしたいと思いますけれども、確かに幼児期の大切さ、これはもう人生の一生の中で一番大事な時期であるというふうには考えております。公立幼稚園の民営化につきましては、第1次行政改革大綱の38の実施項目の中に、公立幼稚園の民営化に向けた検討が上げられたことから、平成18年度から検討してまいったところでございます。当初は公立幼稚園の旭志幼稚園と泗水幼稚園の2園の民営化の方向で検討していたところですが、当時旭志地域の幼児数の減少に伴う幼稚園への入園児の減少が懸念されておりました。検討会には、園長を初め幼稚園教諭も参加しており、園児の教育環境として、

少人数では集団生活の中での園児同士の刺激や多様な考え方に触れる機会が少なくなってくることなどを危惧する幼稚園現場からの声が上がってまいりました。そこで、民営化の計画の中で園児数の減による教育環境上の問題を解決できるように検討をし、旭志幼稚園を泗水幼稚園に統合し、民営化することを計画案といたしました。平成24年1月に菊池市幼稚園民営化検討委員会に菊池市幼稚園の民営化に関する事項と幼稚園のあり方を諮問しております。この検討会には、公立幼稚園の保護者代表も委員として参加しており、それぞれのご意見を聞きながら幅広く検討をしていただくこととしております。教育委員会といたしましては、その答申を待つて、よりよい方向に進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、3回目の質問をいたします。

菊池テクノパークの造成がいよいよ4月から始まるわけでございます。どのような企業が来るかまだわかりませんが、地元からの雇用を優先にですね、菊池にある企業ですから、菊池に住んで菊池から勤めてもらいたいと願うものでございます。そういうことで、勤めてですね、やはりこの公立幼稚園民営化について保護者から得られたその資料によりますと、私立、公立に比べて入学金約7分の1、保育料が5分の1、低額に設定されています。このようなこともかなり今の若者にとって、給料の安い若者にとってですね、保育園にやるよりはその時間は短くても、少しでも幼稚園にやって少しでもお金を取りたい、生活のためにお金を取りたいというのが保護者の気持ちだろうと思います。それと、幼稚園の園児数の推移も書いてあります。公立幼稚園の運営費も書いてあります。園児1人当たりの経費も書いてあります。このようなことはですね、やはりその行革と申しますか、行政改革のほうから来ていると思いますけれども、教育はですね、やはりお金がかかるものです。そして、行革、さっきも私、冗談で申しましたけれども、教育には金は出しても口は出さな、これが私の哲学でございまして、やっぱり一生懸命子どもを大きくするためには、それぐらいのはまりで勉強させてやらなければ、将来の菊池市にとって不幸なことが起こりやせんかなと思うわけでございます。そういうことを思うときにですね、やはりその行政は行政改革で、こうだから統廃合しますよ、廃業しますよと言いますけれども、それに従いましてですね、それは若者の定住化、若者が菊池に住んでよかった、住みたい、市長はよくおっしゃられます。住みたい、住んでみてよかった。例えば、私はいつか一般質問しました。新入居者に対してアパート代を補助せとか、その家を建てたなら固定資産税を少しでもへずって菊池に来るよう

にしたらどうだろうかという相談もしました。何の音沙汰もなかったです。それで、後でも最後に触れますけれども、施政方針に触れますけれども、若者を増やす、その何と申しますか、政策が取ってなかった、全然。なすがままに、減るがままになって、園児が減る。その対策は取られてないでしょうが。そんなことじゃいかんと思います。こしこ対策して、若者が減ったけれども、子どもが減る、だから統廃合するんだ、そう言えばみんな納得しますけれども、ただその低くお金を設定した、幼稚園児の人数が減ってきた、1人当たりこれだけお金がかかっております。それだけで、その保護者を説得して、それで教育ができますか。そんなことではできないと思いますよ。やはり行政で一生懸命努力して、合併ですと人口は減っていますけれども、それに歯止めをかけて、ストップをかけてするのが行政じゃないですか。私はそうと思いますが。今までの対策は何も取らなくて、人間は減っていきよる。どんどん減りよつとはわかるけんですね、私たちも感じていました。私の部落に150戸ほどの家がございますけれども、矢旗が立たない年が多いんですよ。結婚相談、もう何人かの議員さんも結婚相談ばつくらんか、結婚に対しての対策はとらんかと執行部に投げかけても執行部は何もせんじやなかですか。そのようなことではですね、やっぱり菊池は寂れていくだけです。やはり行政もその議員さん方々もですね、やっぱり一生懸命になって頑張らんと、そして住んでみてよかった、来てみてよかったというような菊池市をつくっていくんですよ。ただ言葉で、来てもらいたい、住んでももらいたいですね、子ども手当てにしろ何にしろそうですよ。そのようなことを考えたときにですね、やはり行政がもう少し気合いを入れて、議員さんに投げかけて、こんな事業をしたいと思いますがいかがでしょうか、そのようなことをやってですね、やはり一生懸命にならんと、菊池市は寂れます。ということですね、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 公立保育園の民営化につきましては、通園の状況、また保護者の負担なども含めまして、サービスの低下にならないように総括的に菊池市保育園民営化の検討委員会で検討していただいているところでございます。人口増の施策ということではお答えしてまいりました。これまで人口増施策ということでお答えしてまいりましたとおり、子どもの育てやすさ、生みやすさ、いろんな意味を含めまして、まずは手初めに始めたのは医療費への助成ということでした。また、企業誘致も職住を一体化した、働く場所がなければ住むものなしということにもなろうかと思っております。そういった意味では、坂本議員、地元で大変お世話になりまして、菊池テクノパークいよいよ着工ということでございまして、県下一の大企

業が進出してくることを待ち望み、また努力していかなければならないと思います。地域づくりの子どもの医療費への助成とか、企業誘致対策とか、また地域づくりの補助金とか、さらには中山間地でありましてもご案内のとおり、光ブロードバンド、旭志地域も含めまして、全市域が利用できる環境など、菊池市独自の取り組みにも努力をしまいたったところでもあります。そういった生活の利便性というものも含めまして、やはり住みやすくなる、暮らしやすくなるということになるかと思えます。定住と人口増に向けた対策につきましては、本市の独身の方々と、それから県外からの独身者の方との出会いの場ということは、これまで議会のほうでも述べられましたように、婚活の支援ということをやれということでございました。そういった意味で、婚活支援事業ということ、あるいはまた病氣回復期にあります児童を保育します病後児保育事業なども、今回新たに取り組むことといたしております。これから状況の把握に努めまして、子育て世帯の皆様にも住みやすい環境を整えるための施策を進めまして、定住化促進を推進してまいりたいと、このように考えております。

失礼いたしました。今まで述べました中で、公立幼稚園を保育園と述べてしまったようでございますので、いずれも公立幼稚園ということとでお願いいたしたいと思えます。旭志幼稚園につきましても述べましたとおり、現在民営化検討委員会におきまして諮問を受けて検討を進められておりますので、その結果を踏まえながら方針を定めていきたいと、このように思っております。坂本議員が語る述べられましたご意見もそういったものの中での判断の一つにもさせていただきたいとこのように思っておりますので、以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 3回言いましたので、もう言いません。

続いて、施政方針についてお尋ねいたします。市長は施政方針で、若者の定住のための政策を行うと発表されました。合併後、先ほども述べましたが、人口は減少し続けております。地域に住んでみたい、菊池に住んでみたい、ああよかったと言われるような時代はいつ来るんでしょうかね。人口減少に歯止めをかけることは喫緊の課題でありまして、施策方針で述べられた若者定住のための具体的な施策、予算についてお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 人口減少に歯止めをかける対策ということでございますが、菊池市総合計画に沿って総合的に事業を推進していくことが本市の長所を市民の皆様

様と共に活力と結びつけ、希望が持てるまちづくりにつなげる、いわば定住のための対策であると考えております。平成24年度に新規に計画いたしました子育てや婚活に直接関係する事業につきましては、まず病児・病後児保育事業が児童が病気の回復期にあって、かつ集団保育が困難な期間でありましても、その子どもを保育所などに設置された専用のスペースで一時的に保育をお願いするものでございまして、私立の保育園の委託する事業であり、470万円を計上いたしております。また、いやしの里促進事業は、中山間地の空き家調査業務委託でございしますが、定住化に関する協力協定を結んでおりますNPO法人に対し、東日本大震災の影響で移住を希望されている方からの問い合わせが多く、空き家情報などを提供し、定住促進につなげていくものでございまして、141万2,000円を計上いたしております。定住促進婚活支援事業では、独身者に出会いの場を提供する支援事業といたしまして108万3,000円を計上いたしております。このほか、新規ではございませんが、市の単独事業として行っております子ども医療費助成事業は、中学3年生までの医療費の助成として1億7,623万2,000円を計上いたしております。また、補助教員配置事業の9,293万7,000円など、子どもの学習支援に関する事業にも重点をおいて、結婚から子育て、そして定住化につながるような予算計上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 大分ありますけれども、婚活が108万円ですかね、定住が141万円、要するに私はですね、もちろんこの、これぐらい予算では微々たるものだと思うわけでございます。なぜかと申しますと、やはりそのよその市町村に比べてやはり少しでも有利な条件、条件といいますか、それを出さないとなかなか人は集まらないと思いますよ。例えば、さっき申しましたように家賃の1万円でも2万円でもよそよりも安くしたりですね、固定資産を減額したりして、やはりその来やすいといいますか、今一番子育ての方々がお金が一番必要なんですよ、大体。要するに、20代、30代前後の方々、それから40にかけて、子どもたちを学校たちを学校にやったり、教育したり、教育期間による子どもたちが、親たちが一番お金がいるわけでございまして、やはり子育て支援とか、そういうことも大事でしょうけれども、やはり何とか、やっぱり皆さんが頭つき合わせてどがんふうにして呼び込もうかというプロジェクトチームでもつくってですね、やはりするような気構えば持たんと、大体日本の人口が減っているんですから、相対的に。それを菊池に呼び込もうという考えですから、一生懸命頑張ってやっていかないと、本当にも

う、見てください、みんなわかっていると思いますけれども、若者は、若者といえ
ば4、50代が田舎の若者ですよ、本当言って。危機感を感じます、本当に。そう
いうことを考えるときにですね、やはりその菊池市に住んでよかったというからに
は、やはりそのように宣伝するからには、やはりかなりのサービスをしなければ、
住民サービス、やっぱりきめ細かなサービスが必要と私は思うわけでございます。
そのようなことを受けましてですね、もう一度伺いますけれども、さっきるおっ
しゃいましたけれども、それ以外にいろいろありやせんか、それではプロジェクト
チームをつくるか、つくらないか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人口対策、定住対策ということでございますが、先ほど最初に
触れましたように、総合計画の各施策を進めていくことで人口の減少に何とか歯止
めをかけていきたいと、このような思いで、これは常にそういう思いを持ちながら、
本当に小出しのようでありますけれども、できる限りことは施策として今までやっ
てきたつもりであります。もっとダイナミックに突っ込んでいきなさいというよ
うなご発言であったろうかと思えます。思い切った施策というものにつきましても、
これは非常に長期的な展望で考えていかなければ、今、手を入れたから直ちにとい
うことで人口が増えるわけではないと思っております。そういう意味で、先ほどの
お答えにもありましたように、それぞれの単費を費やして何とか歯止めをかけよう
ということで、医療費の助成、あるいは学習支援に関しますところの事業など、多
額の単独費を費やしているということでもあります。また、例えば企業誘致にいたし
ましても、市の誘致につきましてもは最高額3億円を上限といたしまして、今でも多
分県下では1番か2番ぐらいのあるくらいに大変優遇なことでありまして、もちろ
ん減免、固定資産税の減免もあります。他にないようなことをやっているところ
でもあります。そういうことで、単年度でこういったものを辞めてしまえば、効果
が見られる前に止めてしまうということにもなりかねないので、継続して取り組ん
でいきたいと、このように考えております。また医療費も先ほど一部継続してやり
ますということで子育ての支援につながることでありまして、これも一旦始めまし
たら相当長期間にわたって続けていかなければならないということでもあります。さ
らには、また学校教育については補助教員というのが県下にならぬくらいに菊池市は
配置をしているということで、学習支援を行っております。将来を担うこの菊池市
の子どもたちの質の向上として不可欠なことでもあるということで支援を継続して
おるところであります。こういった施策も、近年取り組みを始めたところござい
ますけれども、事業に対する期待度というのは非常に大きいというふうに思っており

ます。そういった意味で、また人口関係に対するプロジェクトチームを組む考えはないかということではありますが、それにつきましては十分検討させていただきたいと思ひますし、またいろんな人口増対策等の絡みの中で、どういった部門が、どういったことをやっていかなければならないかということ、内部的な検討を進めながら進めていく必要性があろうかなど、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 最後になりました。要するに、菊池市は宣伝下手と皆さん言われますね。よく私もそういうことは詳しくありませんけれども、ツイッターとかブログとか、そういうのですね、やはり市をどんどん宣伝してですね、若い人たちに宣伝するんですよ。これは議場の中でこんなことしています、あんなことしていますというぐらいでは、人は集まりません。いかに人にその心を伝えるかということが一番大事じゃないかなと思うわけですが、いつぞやの誰かさんの質問に、正月のが12月号にまだそのまま残ったというように、12月にそのまま残ったというように話も聞きました。そんなことではだめだと思いますよ。やはりその菊池の、このように子育てでしているんだということを世間にみんな知らしめてですね、ああ、あそこはそぎゃんことしよるなら行ってみようか、それがやっぱり菊池市に行ってみたい、ついて話を聞いてみたい、よかったら住みたい、そのようなことになってくるんじゃないかなと思うわけです。皆さん、そこさつき怒留湯さんがおっしゃいましたが、職員が減って、そういうところまで手が回らないようなこともございますけれども、やはりですね、職員もほどほどに減らして、そういうことでですね、ある程度手が回るような職員体制でいかなければ、職員さん方々も残業したり、手が回らなかったり、それは裏を返せば、それだけ住民に細やかなサービスが届いていないということになるわけですから、そういうことを考えたときに、やはり菊池市の宣伝、こういうことを菊池市は子育てで頑張っている、来てみてください、話を聞いてくださいというようなことですね、やっていけば、それなりの効果は上がると思います。そのようなことをご要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間、暫時休憩をします。

○
休憩 午後1時38分

開議 午後1時46分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） こんにちは。通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、介護報酬改定についてお伺いしたいと思います。今回、介護報酬改定に伴い、厚生労働省は2012年度から3年間介護保険制度から事業者を支払う新しいサービスの報酬単価を決定し、ホームヘルパーさんなどが高齢者の家を定期的に訪問する24時間地域巡回型サービスを創設して、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう後押しする、こうした新施策などで施設から在宅介護への移行を促すとともに、生活支援を効率化し、増え続ける給付費の抑制を担う目的で今回事業が始まりました。今回の内容と今までの内容との変更点を教えてください。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） まず介護報酬につきましてご説明いたします。介護報酬とは、介護保険制度で介護サービスを提供した事業者を支払われる対価のことであり、原則として3年ごとに改定されます。平成24年度からの介護報酬の主な変更点につきましては、ホームヘルパーなどが高齢者宅を定期的に訪問する24時間地域巡回型サービス及び小規模多機能居宅介護と訪問介護を合わせました複合型サービスの創設があります。また、訪問介護での生活援助と身体介助の時間区分及び各種加算等の様々な改定があり、介護報酬全体では、平成21年度改定と比較しまして1.2%の引き上げとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） これを受けて、市はこの事業をどのように受け止めておられるか、お聞きしたいと思います。前にも私、言いましたけれども、私も家で介護した経験がございます。そのときは、介護する人間も3人ほどおりましたのでどうにかなっておりました。でも、これから先、もしも家で介護しなければならない事態になったときなどを考えましてですね、介護ができない事態も考えられますので、そのようなとき、今回のより短時間でも介護サービスが受けられればという思いがあります。これに対してはいろいろと問題点もあると思いますが、市としてもこの事業に取り組んでいかれるか何かをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 市の対応につきましては、市長のほうで後で答弁いただきますので、まず24時間地域巡回型サービスにつきまして、内容のほうのご説明をさせていただきたいと思います。24時間地域巡回型サービスの概要につきましては、在宅で介護を必要とされる方に対しまして、日中、夜間を通じて訪問介護及び訪問看護、それぞれが連携しながら、定期巡回訪問等の対応を行い、高齢者の在宅生活を支えるサービスでございます。具体的には、三度の食事や排泄の介助、床ずれ防止などのケア及び看護サービスを24時間、いつでも、複数回の介護サービスを受けることが可能になります。これまでのサービスとの違いは、訪問介護の多くは30分を単位として一定時間をかけないと介護サービスと見なされなかったものが、このサービスでは5分から10分といった短時間のケアを受けることも可能になります。以上、24時間地域巡回型サービスについてのご説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） この事業のねらいの一つは、ひとり暮らしや重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、また介護する方の負担を軽減するためにできたものと思われま。これについてですね、最後に市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 24時間地域巡回型サービスは、介護が必要な方が述べられましたように、住み慣れた地域で暮らし続けるように、ホームヘルパーが在宅の高齢者宅を日中、そして夜間も問わず定期的に訪問するものであります。このサービスは、在宅の高齢者を支える大変重要なサービスと、このように捉えておりますし、また介護する家族の方々の負担を軽減するということにもつながると認識をいたしております。24時間地域巡回型サービスは、24年度からの新しいサービスのため、現在のところは高齢者のニーズ及びまたこの事業に参入する事業所が未確定であります。そのために、平成24年度から開始されます第5期の介護保険事業計画におきましては予定しておりませんが、現在訪問介護を24時間対応する事業所もありますことから、このサービスへのニーズの把握及び介護保険関連の事業所の参入状況というものを調査しまして、第5期の介護保険事業計画の変更等も検討していきたいと、このように考えております。今後ますます増加することが予想されます在宅介護につきまして、高齢者の方が安心して生活できるよう、介護サービスの充実を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番(城 典臣君) ありがとうございます。

次に行きます。し尿処理についてお伺いします。現在、し尿処理の現状はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。浄化槽等汲み取りについてお聞きいたします。まず合併浄化槽についてお聞きします。個人で設置する浄化槽処理、また浄化槽市町村型整備事業があるようですが、私だけかもしれませんが、いまひとつよくわかりづらく、その辺を詳しく教えていただきたいと思います。

また、年1回法定検査をしなければならないようですが、うちにも通知が来ておりましたが、何のことやらわからずですね、そのままにしておりました。月1回の保守点検と毎年1回の清掃をしているのでそれでいいと思っておりました。法定検査のこともよくわかりませんので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長(山瀬義也君) 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長(宮本誠一君) まず、し尿処理につきましてお答えさせていただきます。

し尿収集につきましては、許可業者が行うし尿汲み取りと市が実施しております下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備事業及び個人で設置する浄化槽処理がございます。

まず、し尿汲み取りについてお答えします。し尿汲み取りにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市が許可をした業者が収集を行うことになっております。これは、生活環境の保全を目的としまして、し尿汲み取りを行うものに対し必要な規制を加え、収集運搬を適正に行わせるために定められているものでございます。市民の方がし尿収集を依頼される場合、し尿収集の許可業者に直接連絡をし、依頼していただくこととなります。収集の頻度につきましては、使用人数や便槽の大きさなどを考慮し、許可業者と相談していただくこととなりますが、定期的に収集する場合、臨時的に収集する場合が考えられます。臨時的に収集する場合は収集料金が加算される場合がありますので、許可業者の説明をしっかりと聞いていただきたいと思います。また、支払い方法につきましては、許可業者の業務態勢に基づき定められておまして、市から市民の方に周知することはできませんが、収集の際は市民の方々に十分説明を行うよう指導しているところでございます。

○議長(山瀬義也君) 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長(山田憲章君) 次に、浄化槽市町村整備事業は、浄化槽設置に伴う負担金をいただき、浄化槽本体を市が設置し、使用者より使用料を徴収し、浄化槽本体の維持管理、保守点検、清掃、法定検査等を行います。負担金は、5人槽で8万8、

000円、7人槽で10万2,000円、10人槽で12万9,000円になります。また、一月当たりの使用料は5人槽で4,920円、7人槽で5,810円、10人槽で7,160円になります。なお、排水設備、流入管、放流管及び電気料金、点検清掃に伴う水道料金は、自費となります。旧菊池市では、平成15年度より事業に取り組み、合併後の平成19年度から菊池全域を開始しており、設置基数は平成22年度末で総数478基、平成23年度は46基の予定でございます。なお、個人設置の合併浄化槽につきましても、浄化槽本体を市に寄付していただき、市が使用料を徴収し維持管理を行うこともできます。現在、寄付受入の基準について検討をしているところでございます。

次に、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査について、設置者は保守点検、清掃について市から許可を得た事業者へ業務を委託し、委託料を支払います。また、法定検査につきましても、検査機関として指定を受けた熊本県浄化槽協会が年1回法定検査を実施し、その検査料を支払うこととなります。浄化槽の機能を保全していくためには、保守点検と清掃は必ず必要であり、その保全状況を確認する目的で法定検査が実施されており、保守点検、清掃、法定検査は、浄化槽法により義務づけられております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城典臣君） 浄化槽については、大変よくわかりました。今度は、汲み取りについてお伺いしたいと思います。高齢化が進み、夫婦二人で住まれていても高齢であられる世帯も、また、一人住まいの高齢世帯も大分増えてきているのではないのでしょうか。いろいろなことを自分たちで手続きをしなければならないことが多くあると思います。つつい忘れてしまうこともあると思います。し尿の汲み取りなども業者に連絡が遅れたり、料金の支払いが遅れたりして料金を多く払わなければならないとなったり、汲み取りも来てもらうのが遅くなったりでは困ると思います。それで、さっき言われましたが、許可業者の説明をしっかりと聞いていただきたいと言われましたけれども、なかなかそのつつい忘れてしまったりするんじゃないかと思えます。このように、高齢者が不利益にならないためにもですね、福祉と環境が一体化して取り組むべき課題と考えますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 高齢者等の世帯への対応についてでございますが、現在本市においては高齢者の方々への支援として、し尿汲み取り料金等の支払いを行う事

業は行っておりません。しかし、介護保険認定を受けた方で各訪問介護事業所からのヘルパー派遣世帯につきましては、公共料金等を利用者に代わって支払いを行っている事業所もございます。また、高齢者の方々に判断能力が低下され、日常生活に不安をお持ちの方につきましては、社会福祉協議会において地域福祉権利擁護事業を行っており、公共料金、医療費、福祉サービス等の利用料金などを高齢者の方に代わって支払いを行う事業もございます。このようなことから、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活できますように、訪問介護事業所及び社会福祉協議会等と連絡を取り、高齢者の方々に啓発に努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、答弁にありましたように、今から考えていかれると思えますけれども、その辺を最後に市長にお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 高齢者の皆さん方が日常、物を買って、消費者となって支払いをされる、そういった場合におきまして、年齢が高齢になるに従いまして財産の管理が非常に難しくなってくると。そういったことで被害が出たりしますから、そういったことを含めて、社会福祉協議会におきまして権利者養護事業ということをやって、財産の管理、特に金銭の管理というのを進めております。今後またし尿処理関係の汲み取り料の支払いというだけではなくて、いろんな面でそういったことが生じてくるであろうと予測されますので、それを社協と行政のほうも十分検討をいたしまして、何かいい方法はないかと。また、先進事例等も何かないかということも研究検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。

それでは、次にいきます。市道の現状と今後の対応についてということで、市道立門木護線の改良についてお伺いしたいと思います。今に至っても道路の改良に手を加えておられておりません。倒木や落石もあり、道路の幅員が狭く、離合箇所も少ないという様々な問題がある道路であります。柏木護線が整備中であり事情はわかっておりますので、今後どのような対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 立門木護線の現状につきましては、議員ご指摘のとおり様々な問題を抱えております。

まず、1番目に掲げられますのが、道路の立地条件が問題ではないかと思っております。本路線は、山と川に囲まれた急峻な地形の中を走っており、ぎりぎりの道幅で整備されております。今後の対応としましては、市道柏木護線の整備が平成24年度に完了しますので、その後に現地調査等行い方針を決めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） この地区には、12世帯の36名の方が住んでおられます。この地域には、長年お住まいの世帯もございますが、鹿児島や宮崎、また熊本市内、山鹿などから移住してこられた方もおられます。以前は、イギリスの人も住んでおられました。その人が言っておられましたけれども、私は世界中を回ったと、でもここが一番いいところだと言われておりました。これは裏も取れております。怒留湯議員もそう言われておりました、聞いたということでありました。この道路を整備してもらえば、まだまだいろんなところから定住してこられる方がおられまして増えるかもしれません。これは何とも言えませんが、上に上がってしまえば素晴らしい景色のところでもあります。何とか道路環境をよくしてもらい、地元の方が安心して通られる位置に整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 木護地区は、豊かな自然に恵まれた地域であり、それを求めて訪れる方もたくさんいらっしゃると思います。そのような中で、道路幅員は狭く、離合箇所もない状況であり、倒木や落石が頻繁に発生しておりますので、市としましても道路環境整備に向け努力していかねばならないと考えております。本路線は、立地条件が大変厳しい状況にありますので、整備につきましては道路の線形や横断面等の詳細な確認作業が必要となります。また、木護地区の山林には保安林や国有林がございますので、道路線形等を基に山林の調査は必要になってまいります。先ほどお答えいたしましたように、柏木護線の整備完了後に整備方針を検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 地元の方の話をお聞きしますとですね、迂回路がないから工事ができないと、もう何年も前から言われとったそうです。今回ですね、柏木護線が整備されて終われば迂回路になります。まだ25年度中にも現地調査を行っていただきたいと思っております。また、この道路はですね、もともとできたときに森林管理署との、前の営林署ですね、その併用林道ではなかったかと思われま。その辺もですね、しっかり調べていただいて、一刻も早く整備をしていただきたいと思。います。木護区より市長に対して要望書も提出されております。最後に市長のお考。えをお聞きしたいと思。います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

大変悲願であったであろうと思。います柏木護線がいよいよ今年度をもって終了いた。します。そのことによりまして、24年度ですね、24年度に完了いた。します。先ほど建設部長から答弁いたしましたように、必要なところであるということだけは確認されておるわけでありま。すが、諸般のいろいろと国有林、保安林等の問題もあ。りまして、非常に厳しい環境にあるということとは言えるんじゃないかと思。います。柏木護線が完了するということによりまして、引き続きまた検討に入らせて。いただきたいと、このように考。えてお。ります。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしく願いしてお。きます。

次に行きます。施政方針について聞いてみたいと思。います。スポーツ振興についてお聞。きたいと思。います。市長の施政方針の中から3点お伺。いた。いと思。います。市長は、各種イベント大会を開催し、スポーツを通して市民相互の交流を図。り、市民の健康、体力づくりに取り組むとともに、競争力の向上とスポーツ精神の高揚を図。つてまい。りますと施政方針で述べられてお。りますが、各種イベント、スポーツ大会に。対して具体的な取り組みがあればお聞。かせ。く。だ。さい。

次に、産業振興についてお伺。いた。します。市長は、菊池溪谷の清流のイメージやご。当地グルメのPR等に取り組んでまい。りますと施政方針で言。われてお。りますが、い。まひとつ私のイメージが湧。きま。せん。市長の考。えてお。られるところをお話。く。だ。さい。

次に、林業振興についてお伺。いた。します。市長は、林業振興については辺地対策事。業による幹線道路の路網整備や原材料支給を継続することにより、林道経営の活。性化とあ。わせて、林道の持つ多面的機能の維持増進に努。めてまい。りますと施政方針で。言。われてお。ります。林業経営者に対してはそのような事業は大切ですが、市が持。つ

ている市有林につきまして、間伐の促進などで山づくりをしておられ、また水の保全をやっておられると思いますが、昨年の間伐の手入れで収支はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

そして、最後に健康と医療と福祉についてお伺いします。福祉制度の充実について、市長は市民全ての福祉の充実の中で、子育て支援、病後児回復期の児童を保有する病後児保育事業を認可保育園に委託してやるということによっておられます。先ほど坂本議員の質問のところでも、これ答えが出ておられますが、また私も出すので、またお聞かせ願えればと思います。どういう事業なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 私のほうから、スポーツの振興についてお答えしたいと思います。

市民スポーツの振興につきましては、各種イベントを開催し、スポーツを通して市民相互の交流を図り、市民の健康、あるいは体力づくりに取り組みとともに、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図っているところでございます。各種イベント等につきましては、年間を通しまして、まず小学生を対象としまして市内の小学生ソフトボール大会、そしてロータリー小学生駅伝大会を実施しております。また、市民各層を対象としました斑蛇口湖ふれあいレガッタ、あるいは市民スポレク祭、市民体育祭など、約20のイベントを開催しております。また、本年9月には12年ぶりの熊本県民体育祭を菊池郡市一円で開催いたします。本市では11競技の開催予定であり、おもてなしの心で選手や役員をお迎えしたいと考えております。

また、毎年4月の第1日曜日に開催しております熊日菊池桜マラソン大会には、県内外より約1,000名の参加があり、満開の桜の下、気持ちよく走り、そして大会後には大変泉質のよい菊池温泉で疲れを癒し、ゆっくりくつろいでいただいて菊池を満喫していただいているところでございます。また、6月には全日本ジュニアボート選手権大会を開催します。全国各地より選手、監督、役員約360名にお願いいただき、延べ1,000名の宿泊もあり、この自然環境に恵まれた斑蛇口湖ボート場のPRと菊池の活性化に努めております。特に本年は第10回という記念すべき大会でもあり、お隣の韓国より有望なジュニア選手を招聘して世界の力を実感させるとともに、国内外に斑蛇口湖ボート場の素晴らしさをPRし、国内大会を初め国際大会も誘致できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の健康づくりについてでございますが、今日の少子高齢化社会の進展に伴い、本市におきましても今後ますます高齢化が進むものと考えられます。そ

のようなことから、現在高齢者の方々が健康でいきいきとした毎日を過ごしていただけるよう菊池地域と泗水地域で健康教室を開催していますが、今後も高齢者健康教室をさらに充実するとともに、スポーツ推進委員とも連携し、七城地域や旭志地域など、全ての地域での開催と利用者のニーズに対応した生涯スポーツ教室の開催なども検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 産業の振興についての2点についてお答えをいたします。

本市のブランドづくりにつきましては、菊池市地域ブランド推進協議会の中において、本市のブランドイメージやいまあるブランドを含めた菊池市の新しいブランドづくりにつながる戦略等の構築に向けた様々な協議を今行っているところでございます。菊池溪谷の清流のイメージの活用につきましては、豊かな湧水に生まれ、生産された本市の農林畜産物のイメージアップにつながるものと考えております。また「きくち井」や「菊池アイス」などを含むご当地グルメのPRにつきましては、地産地消の推進と本市の知名度アップを図るため、今後とも引き続きテレビ等のメディアや情報誌を活用したPRを実施してまいりたいと考えております。

次に2点目でございますが、市有林の整備につきましては、菊池市森林整備計画及び森林施業計画に基づき、委嘱しております市有林管理人の意見等もお伺いしながら計画的に実施し、適正な森林整備に努めているところでございます。平成22年度の市有林整備事業費としましては、全体で3,400万円を支出し、下刈り、芽かぎ、間伐施業等を実施いたしております。このうち間伐事業につきましては、間伐材の売上収入のある搬出間伐を約29ha、間伐材を林内に残す切り捨て間伐を約32ha実施しております。搬出間伐の事業収支としましては、委託料1,672万円に対しまして木材の売上代金1,095万9,000円、合わせて市有林造林事業補助金が634万9,000円ありましたので、合計が1,730万8,000円となり、単年度収支としましては58万8,000円の黒字ということになっております。今後とも間伐事業の実施に当たりましては、市の予算のほか、国・県の造林補助事業及び保安林整備事業を積極的に活用し、効果的な市有林の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 健康と医療、福祉についてお答えいたします。

健康・医療と福祉の充実における子育て支援事業としましては、地域における育児の総合援助活動を実施するファミリーサポート事業、第三子以降の子どもが生まれた場合に祝い金を支給するすくすく祝い金事業、児童虐待やDVに対する支援強化のための虐待防止事業など、引き続き実施予定であります。新たに平成24年度の新規事業としまして、病児・病後児保育事業を実施する予定であります。国が推進しています保育対策等促進事業の一つである病児・病後児保育事業とは、保護者が就労しているなどより子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、保育所等において病気の児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的としております。本市におきましては、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、児童を保育所等に設置された専用スペースで一時的に保育する病後児対応型事業を国が示す実施要件を満たしている市内の認可保育所に事業委託して実施する予定であります。

障がい者福祉につきましては、平成22年12月に障害者自立支援法が改正され、平成24年度から相談支援の充実、障がい児支援の強化等が実施されます。相談支援の充実に向けて、障がいのある方が抱える課題の解決や適切にサービスが利用できるように、各個人に応じたサービスと利用計画を作成し、課題の解決や目標の達成状況を定期的に評価していきます。また、障がい児支援を強化するために、今まで障害者自立支援法により実施していた児童デイサービス等の通所サービスが児童福祉法に基づいて実施されることとなります。あわせて、実施主体が県から市町村に移行し、身近な地域でサービスが受けられるようになります。今後も、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らせるように、障がい福祉のサービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉におきましては、4月にオープンを予定しています老人福祉センターを活用した各種講座の開催やシルバーヘルパー等のボランティア活動を社会福祉協議会や老人クラブと連携して積極的に支援します。さらに、高齢者への緊急通報システムや住宅改造、日常生活用具などによる生活支援を行ってまいります。

また、現在本市で取り組んでおります認知症の方やその家族の支えとなる認知症地域見守り事業及び認知症サポーター養成講座につきましては、新聞等でご存じのとおり、先進的なボランティアのネットワークを築いているとして、厚生労働省から高い評価を経て、先月全国表彰を受けたところでございます。今後も認知症地域見守り協力者を家庭や店舗などの協力をいただきながら、さらに拡充するとともに、認知症に係るよき理解者となる認知症サポーターの要請も一般市民はもとより、各職場、小中学生を対象に継続し、地域で認知症の方やその家族が安心して暮らせる

よう地域支援体制の整備を進めてまいります。生涯にわたる市民の健康づくり支援としましては、各種健診、母子保健、歯科保健、予防接種等、各種の事業を実施しております。特に本年度は保護者の負担軽減を図るために予防接種事業の中で一昨年から実施しておりますヒブと小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成に加えて、昨年まで効果や副作用等について慎重に検討しておりました子宮頸がんワクチンの追加を計画いたしております。このワクチンは、各種のがんの中で唯一ワクチンの接種による予防が可能なものであります。13歳から16歳までに接種することにより、70%程度未然に防ぐことができると言われています。今後も予防接種とともに啓発活動の強化を図り、市民の健康づくりに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ありがとうございます。

次に、スポーツの振興と健康と医療福祉、この2つの方針について、再度質問したいと思います。若い人のスポーツはいろいろと考えられますが、先ほども答弁されました高齢者のスポーツはなかなか制限があり、難しいものがあると思います。そこで、提案ですが、先ほどの答弁では別々の地域で開催されるようなことを言われましたが、私は全市を上げてですね、一遍にやると。何をやりたいかと。誰にでもできるグラウンドゴルフ大会などをですね、市長杯をつくり、全市挙げて大々的なイベントにできたらなと思います。大人の交流が一番今大事なときではないかと思えます。今、いろいろな問題を抱えております、地域間でですね。それが少しでも解決するように、また前進するようにと考えますが、市長はどう思われますか。お答えください。

今度は、健康と医療と福祉についてお伺いします。24年度に子宮頸がんワクチンを追加助成されました。これは、大賀議員を初め何人かの議員さんも質問されましたが、我が党が訴えてきたワクチン助成事業でございます。今度実施していただくということで、大変感謝しております。今後の健康・医療・福祉につきましては、市長が言われております市民全ての福祉の充実と言われております。

そこで、24年度一般会計予算の総額は昨年から1.2%増の238億900万円を計上してありますが、その中から福祉に対する予算計上は何%になるのか。また、23年度と今年度と福祉に対する予算配分の差は多いのか、少ないのか。お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 当初予算に占める福祉予算の割合でございますが、平成24年度当初予算238億900万円のうち福祉関係予算に占める割合は、民生費81億6,083万6,000円で34.3%、衛生費18億2,794万4,000円で77%の、合計42%となっております。前年度からの伸び率としましては、平成23年度が44.8%になっておりまして、2.8%の減となっております。これの主な理由といたしましては、現在4月にオープンの予定であります老人福祉センター、関係の予算4億6,453万2,000円が減となっております、主な要因と考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 少子高齢化社会にあります本市におきましては、市民の皆さん方が、また住み慣れたこの地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりのためには、福祉の充実が大切であるということで常々考えておりますし、またそのように申し上げてまいりました。今、内容につきましては担当部長のほうから説明をいたしたところでございます。今後ともまた福祉施策については重点的に力を入れていかなければならないと、このように考えております。関係部署のそれぞれの連携によりまして、それぞれの事業というものが縦断的に、横断的に行われるように努めてまいりたいと、このように思っております。

また、スポーツを通じた地域づくりといいましようか、あるいはこれまた全市域を挙げてのなにかイベント、大会ができないかといったことございまして、ご提言の一つとして受け止めさせていただきたいと思っております。それがグラウンドゴルフになるのか、パークゴルフになるのか何かわかりませんが、何かやっぱり地域として全体域がやったらどうかといったことだろうと思っております。市民の交流というのは大切なことでありますので、市民のスポーツ大会等などが開催をされてありますけれども、さらにきめの細かい、各競技ごとのものであってはどうかといったことでのご意見ではないのかなと思っております。

また、ただいま子宮頸がんにつきましても述べられましたけれども、大変熱っぽく公明党という政党の看板を背負っての議員でありますので、強く政策的なものを訴えられておりましたが、非常にまだ安全性というものに疑問が残っているということで見合わせておったところであります。明らかに安全性の確保ができたということで、本年度の予算の中に計上させていただいております。今後ともひとつよろしくお願い申し上げましてお答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○2番(城 典臣君) ありがとうございます。もう市長がついで言いなっただけで
すね、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(山瀬義也君) ここで10分間、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時33分

開議 午後2時43分

○議長(山瀬義也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでも市民部長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長(宮本誠一君) ただいま城議員さんの当初予算に占める福祉予算の割合の
説明の中で、衛生費18億2,794万4,000円で77%とお答えしましたけれ
ども、7.7%の間違いでございますので、訂正をさせていただきたいと思いま
す。よろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長(山瀬義也君) 次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番(泉田栄一朗君) こんにちは。初めに、市長の施政方針について一言申し上げ
ます。以前より質問していましたがレジ袋削減の活動につきまして、新たに菊池市レ
ジ袋削減推進協議会を設立し、さらに強化していくという前向きな方針に賛同いた
します。また、国際交流について、アジア戦略を見据え、熊本県も大きく動き出し
ております。そういう中で、本市も韓国並びに台湾との交流について積極的に取り
組む意向があり大変に共感する次第でございます。昨年11月議会で、私のほうか
ら台湾宜蘭県宜蘭市と本市の交流について述べさせていただきました。その後、2
月でございますが、菊池観光協会の代表の方と議員数名と市長の親書を携えて、宜
蘭県庁並びに宜蘭市長に行きまわりました。先方も大変に親しみを持って出迎え
てくださり、今後の交流に希望が持てると実感いたしました。将来、姉妹交流が結
ばれますと、研修や観光と、日本の名湯百選に選ばれ、本市の活性化につながっ
ていくと思います。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

新規就農支援事業についてでございます。平成20年の議会で、農業後継者の育
成について質問させていただきました。5年ごとの調査であります。平成17年
の本市の農業就業者のうち60歳以上の方が60%でありました。5年後の平成2

2年には60歳以上は64%になっております。しかも75歳以上が25%を占めております。次の5年後、平成27年にはどうなるのでしょうか。この数値を見ただけでも、後継者が育っていない、新規就農者が少ないということが想像できます。危機的な状態であることは間違いありません。熊本県の新規就農者状況を参考までに言いますと、平成20年がもっとも少ない159人、21年が213人、22年が303人と増加傾向にありましたが、23年には265人と減っています。その内訳の傾向として、新規学卒が減少し、Uターン、新規参入が増加しているというのが現状であります。増加しているといっても、全体の数が減少していることは深刻な事態と危惧しております。本市には、伝統ある菊池農業高校がありますが、卒業生のうち何人が就農しているかといいますと、平成18年には3人、平成19年には3人、平成20年、21年、22年いずれも1人でございます。初めに本市のこの2、3年の新規就農者の現状を質問します。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 泉田議員の質問にお答えします。

本市における新規就農者の推移につきましては、平成18年度16名、平成19年度17名、平成20年度11名、平成21年度16名、平成22年度21名という状況でございます。また、将来の農業を担う農業者が専業農家として積極的に就農に定着をし、実践力旺盛な農業後継者の育成を図ることを目的に、本市では単独事業ということで1人当たり30万円を新規就農奨励金として交付をいたしております。なお、交付後、5年間は追跡調査ということで年1回就農状況報告書の提出を義務づけておるところでございます。報告書により、家族経営の中核になりつつある方、契約栽培や直売所へ販路拡大、さらには病虫害・気象対策など、経営改善に取り組んでおられる状況などについても、この報告書により確認をいたしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、ご答弁で、毎年増えている傾向ではありますが、人数的には大変厳しいものがあります。市長の施政方針の中に、農業後継者育成のために新規就農奨励金、農業者結婚祝い金、先進地研修の助成金等の支援のことがありました。これらは大いに活用していただき、さらにここで国が行っている支援事業を紹介させていただきたいと思っております。農水省では、平成24年度から持続可能な力強い農業実現のために、毎年2万人の青年新規就農者の定着を目指し、新規就農総合

支援事業を開始しています。その柱となるのが青年就農給付金で、就農前後の経営の安定性を高めることで、若い世代の就農意欲を高め、就農後の定着率を上げることを狙いとしております。青年就農給付金とは、都道府県が認める都道府県農業大学校や先進農家、先進農業法人等で研修を受ける原則45歳未満の就農者に最長2年間、年間150万円を給付する準備型と、もう一つ45歳未満の独立自営就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、毎年150万円を支給する経営開始型があります。従来は支援策が無利子融資や農機具購入への補助に限られていたのに対し、今回は農業収入に対する直接の給付になっています。大変画期的なことであると思いますがいかがでしょうか。この支援を本市においても積極的に活用するとよいと思っております。ぜひこの計画を勉強されて、市としても積極的に取り入れていただきたいと思っております。2回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

今、泉田議員のほうから青年就農給付金については内容等についてご説明がありましたので、私のほうからもまたダブルかもしれませんが概略を説明させていただいて、その後の取り組みについて状況を説明させていただきたいと思っております。農業就農給付金は、全国で毎年2万人の新規就農者の定着を目的とした平成24年度からの新規事業でございます。就農給付金は、準備型と経営開始型の2つに分かれております。準備型につきましては、就農予定者が農業大学校や先進農家、先進農業法人等で概ね1年以上の研修を受ける場合に、年間150万円を最長2年間給付するものであり、給付窓口は都道府県ということになっております。また、経営開始型につきましては、経営が不安定な就農直後の支援や就農意欲の喚起を図るために、自立・自営就農者に対して年間150万円を最長5年間給付するものであり、給付窓口は市町村になっております。現在、国におきまして要綱・要領等の作成中ということで、詳細な給付要件は示されておりませんが、平成24年度の事業実施に向け、現在情報収集に努めながら準備を進めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 平成24年度からの新規事業であるということであり、積極的にこの事業を市としても取り入れていただきたいと思っております。

本市で計画している新規就農支援事業で支援した後に新規就農者の定期的研修会

や指導会、また交流発表会の場、またはさらにJAとのつながり等々、これらを受けた後のフォローが必要だと思っております。支給対象者が意欲的にこれから農業に取り組んでいくためには、様々なフォローが必要であると思います。市としてもこれからどのような彼らが自立をするまでの継続的な指導をしていくか、最後にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えします。

新規就農奨励金の交付した新規就農者につきましては、交付後5年間、年1回の就農状況報告書の提出が義務づけられております。青年就農給付金につきましても、受給期間中は6カ月ごとに就農状況報告書の提出が義務づけられる見込みとなっております。議員ご指摘のように、補助支援後の関わりについては大変重要なことと捉えておりますので、新規就農者に対しての各種制度の周知や施策の紹介を初め、関係機関との連絡調整、様々な相談に対応するなど、就農後のフォローについても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きたいと思ひます。支所活用についてでございます。市長は、前回の議会で花房台新庁舎建設を断念して、現在の菊池市役所の本庁舎の場所に現在の本庁舎を耐震改造して、菊池市役所本所としての新庁舎を設置し、現在の総合支所は業務を縮小した支所方式に切り替えるという発表をされました。確かに市は現在の総合支所は暫定的なもので、新庁舎ができたなら支所方式にすると言われていましたが、以前より支所方式では住民の利便性が悪いことや各総合支所の人数が以前の20%から30%しかおらず、その代わり、本庁舎は囑託を含め150%にもなっぴひしめき合っている現状であると思ひます。22年には坂井議員が、23年には中山議員と樋口議員がこの問題に質問されておられます。その折、住民のニーズを把握し、議会を初め地域審議会の意見や検討委員会、専門部会の意見を聞く必要があると言われていました。市長も、住民の気持ちを十分聴き取りして、その上で方向性を定めていくと言われておられました。十分意見や気持ちの聴き取りは行われたでしょうか。本庁舎と支所方式、総合支所の業務内容の違いについてと、支所方式と総合支所のメリット、デメリットを具体的に説明していただきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 本庁方式、総合支所方式のメリット、デメリットについてでございますが、本庁支所方式のメリットにつきましては、本庁舎に行政機構、組織を集約することにより、業務の効率化及び経費の削減が図られることが上げられ、デメリットにつきましては、それまで総合支所で行われていた業務が本庁でしかできなくなるなどが上げられます。一方、本庁総合支所方式のメリットにつきましては、各庁舎が管理部門以外の合併以前の機能を持つことなどから、ある程度の業務については合併前と同様に対応ができることが挙げられ、デメリットにつきましては業務の効率化等が図りにくいことが挙げられます。現在の本市の本庁総合支所方式につきましては、合併協議の中で定められた新市における組織機構の整備方針に基づき、それぞれの業務量に応じた職員数を配置し、住民サービスの向上に努めてきたところでございます。しかしながら、合併後の職員数の適正化につきましては、財政健全化の上で不可欠であるということから、3総合支所とも統一したサービス提供を行う職員数を確保できないと判断され、本庁へ業務を統合しても住民サービスの低下を招かないと判断された場合には、総合支所で行っていた業務を本庁へ統合して、業務量に応じた職員数を配置し、できる限りそれまでの総合支所と同じレベルのサービスを維持できるように努めてまいりました。これが合併効果を考えた本庁総合支所方式の基本的な考え方であると思っております。また、このことにつきましては、本庁支所方式においても基本的には同じであると考えております。今後は、さらに行財政改革を進めながら、どの程度の支所機能の継続が妥当なのか、様々な意見を総合的に取りまとめた上で、支所の機能を決定する必要があると考えております。

庁舎整備後の支所業務につきましては、一般的には各種証明書の発行や福祉相談業務など、現在の民生課で行われている業務等が中心になると考えております。いずれにしましても、支所、組織、機能については、庁舎整備の基本構想・基本計画を策定する中においても、支所の方向性を検討項目としており、庁内でも議論を進めながら、あわせて市民皆さんの意見を聞いてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 再質問をさせていただきます。

合併時からすると職員数は約100人ぐらい削減されております。支所方式にして行政の内部組織、決裁システムの合理化を図るということだと思っておりますが、本

当に市民のことを考えているのでしょうか。高齢化が進み、病院も買い物も支所に行くのもタクシーを利用して行かれる方が大勢おられます。高齢化だけではありません。子育てのお母さん、仕事を持って時間のない人たち等々、ほとんどの市民は現総合支所で事足りればそのほうがよいと望むはずで、支所周辺の商店街等も活力、活気が薄れております。支所方式にした場合、事足らず、本庁舎にいかねばならないということは、本当に不便です。真にアメニティの高い住環境を整えようとするならば、行政が住民の身近に位置し、住民のニーズに合った効率の良い行政執行を目指すべきだと思っております。逆発想で、本庁舎を頭脳的に役割でコンパクトにして、今の総合支所を実践的な市民にとって小回りが利くような充実した活気あるものにしていただきたいと思いますのですが、私の考えですが、その点についていかがでしょうか。市長も最後に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後の総合支所の取り扱いにつきましては、本庁支所方式を柱に据えながら、その機能につきましても様々な議論を行い、検討していく必要があると考えております。本定例会に上程をしております部設置条例の一部改正につきましても、効率的かつ関係部署の横断的な対応ができるような体制づくりを目的としたものであり、将来的な組織編制についても考慮したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務部長も申し上げましたけれども、今後の支所組織機能につきましては、庁舎整備の基本構想、基本計画を策定する中におきましても、支所の方向性というものを検討項目としておりまして、庁内でも議論を進めながら、あわせてまた市民の広く意見を聞いてまいりたいと、このように考えております。

また、総合支所の空きスペースの問題がよく議論になるわけでありまして、積極的に対応を検討してまいりたいと考えております。今後、市の、例えば商工会、あるいはJA、JP、あるいはまた福祉関係団体、地域振興局など交えながら呼びかけまして、支所の活用について、それぞれの組織団体が自らの持っているいろんな今の施設等々の整備をどう考えておられるかといったことも考えまして、そういった検討することによって、皆様方議員の中からもご提言がっております、一緒になってその支所機能というものの一部について民間開放、あるいはまた行政の延長線上にあります公益性の高い組織との協力というものをあわせて考えたらどうか

とていうようなご提言であったろうと思いますが、そういう組織をぜひひとつ創り上げて、相談をしていきたいなど、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 最後に、再々質問ですけれども、各支所の活用についてでございます。例えば泗水の総合支所は、今回耐震工事とあわせてエレベーター設置が計画されております。これだけの大きな経費をかけてするのであれば、それをどう活用するかが重要だと思っております。また、各支所、七城、旭志、このようなところも同じ考えだと思っております。どのような計画があるか、活用方法があるか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 総合支所の活用につきましては、先ほど市長のほうでも申し上げられましたが、利用については一定の制限がございますが、公益性の高いものについては積極的な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど各種団体や県あたりの機関にも呼びかけて今後は検討の場を設置して、支所の有効活用について検討したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 次に移ります。総合窓口サービスについてでございます。以前もこのことは質問をさせていただきました。そのときのお答えの中で、職員が交代ですぐ窓口案内と専門的な窓口案内を比較検討するということと言われていましたけれども、その後、その検討がどうなっているのでしょうか。窓口は市の顔でございます。下を向いていたり、声をかけられてから初めて対応する、挨拶するなど、そういうよい感じはいたしません。職員が減り、一人一人の仕事が増えているかもしれないけれども、聞きにくいような、市民に気を遣わせるような窓口ではいけないと思います。私ならこうします。まずは、来られたらすぐ、ドアが開いたら立ち上がります。そして、おはようございます、また、こんにちは、まず挨拶をかけます。そして、きょうはどのようなことでいらしたんですか、はい、それはこちらです、そういうような案内をしていく。そして、最後は帰られるときには、お疲れさまでした、気を付けてお帰りください等々、はっきりと明るい笑顔でお送り下されればいいと思います。個人的には、女性の方が言われたほうがいいですけれども、接遇心得、清潔な服装と明るい笑顔、挨拶、受け答え等の指導はなされているとは

思いますけれども、現在どのようになっているか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 総合案内につきましては、本庁舎を訪問される方々に対しまして、各課の案内や会議等の行事開催の問い合わせなど、本市の様々な分野における案内サービスに努めているところであり、市職員の研修の場であるとともに、市民の方との良好な人間関係を築くことを目的に実施しております。その対応につきましては、清潔な服装やはっきりとした挨拶でお出迎えできるよう指導をしているところでございます。以前、市民の方から下を向いて仕事をしていたり、挨拶が悪かったりといったご指摘も受けてきたところであり、その都度職員への指導を行ってまいりました。また、本年度も昨年度に引き続き、参事以下職員への指導研修を実施しており、職員の質の向上に努めてきたところでございます。今後もさらに職員一人一人が市役所の顔であることを肝に銘じた対応を行うよう指導徹底を図っていきたくと考えております。

また、前回ご質問をいただきました専門的な窓口案内サービスを行いますフロアマネージャーの設置に向けた検討内容につきましては、先進地であります福岡県の大野城市の視察を行い、県内各市における窓口案内サービスの実施状況の調査を行ったところでございます。そのことを踏まえまして、試行的に行えないかどうか、庁内で協議をしてまいりましたが、現在のところ具体的の実現までは至っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今後、また庁舎の問題等もあると思いますけれども、案内所の整備、案内人の方の人数、また専門的な案内の方を配置したほうがいいのか、もしくは先ほど言われましたように、大野城市のような市民からのボランティアを募集するとか、また様々な角度から検討をしていただきたいと思いますけれども、その点について、最後にお答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 総合案内窓口の充実につきましては、現在の実施状況をさらに検証しまして、来庁者の方に適切な対応ができるよう、関係部署との協議を深めてまいりたいと考えております。

また、フロアマネージャーの設置及びワンストップサービス化の実施につきましては、その具体的な実施方法について、関係部署との協議を行いながら、今後庁舎の整備にあわせて検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後3時17分

第 3 号

3 月 7 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成24年3月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

初めに、中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、新庁舎建設についてお伺いいたします。このことについては、約1年半にわたり、合併協議会の中で協議を行い、国道325号線、国道387号線を結ぶグリーンロードその沿線上に建設するという事で合意決定なされました。それがいわゆるA、B、C、D、花房台のA、B、C、D地点でありました。最終的にD地点にということで、市長はそれを目標に推してこられました。その間、機会あるごとに議会や市民に対し、一言一句変わることなく説明をされてこられました。終始一貫、微動だにしないあなたの強い政治姿勢には、改めて敬意を表する次第であります。しかしながら、様々な事情で一時凍結を発表されました。これも、議会全員の総意による申し入れに基づくものでありました。その凍結期間中においても、あくまでD地点に建設するという基本姿勢は何ら揺らぐことなく進めてこられました。このことは、万人が認めるところであります。この間、あなたに対し、いろいろな中傷批判的な言葉やあなたを揶揄するような発言等々にも毅然とした態度で貫き通してこられました。このようなあなたの強い信念と優れた政治手腕に対し、私は改めて敬服するとともに、議会並びに市民にとっても大きな誇りとするところであります。どうぞ今後ともさらなるご活躍を期待いたします。頑張ってください。

私は、先日、菊池広報3月号を見ました。「新庁舎建設、整備の経過を報告します」という見出しであります。懇切丁寧、そしてわかりやすく説明されております。だから、私は今回一部省略をしながら、私なりにお尋ねしたいと思います。議会としては、直ちに庁舎等検討特別委員会を立ち上げ、境和則委員長、葛原勇次郎副委員長の下、あらゆる角度から深い議論を行い、その結果、花房台地D地点においては、県営による畑総事業、遺跡調査、合併特例債を利用する場合、平成26年度ま

では完成しなければならないという物理的、あるいは時間的条件の中、D地点ではどうしても無理だということで、全会一致で白紙撤回をいたしました。一定の時間制限の中、急いで着手しなければならない。そのためには、1日も早く凍結を解除する必要があることから、これまた全会一致で市長に凍結解除の申し入れを行いました。そのことを受けて、市長は3つの案を提示されました。

第1案、本庁舎の耐震工事とエレベーター設置、トイレ改修工事並びに支所の耐震工事や改修工事を行う。第2案、本庁舎の耐震工事に合わせ、エレベーター設置、トイレ改修に加え、外壁、屋根、サッシ、内部改修などのリニューアルを行う。また、構造面は構造耐震指標I Sによる緊急度ランクの高い第2庁舎、中央公民館を含む第3庁舎及び第4庁舎を統合し、職員配置を考慮し、不足する面積を増築する。並びに支所の耐震工事や改修工事を行う。第3案、新たな候補地を選定し新築する。並びに支所の耐震工事や改修工事を行う。以上が示された3つの案の内容であります。

そこで、特別委員会としては、その内容を十分審査し、検討した結果、第2案が一番いいということで決定をみたところであります。そのときも委員ほとんどの方々が賛同し、特に異論を唱える人もいなかったように記憶しております。そして市長は、特別委員会の結果に基づき、早速昨年11月24日、第5回臨時会に建設の基本となる基本構想・基本計画設計委託料1,900万円を提示されました。そのときの議論の中で、賛成反対両討論もありましたが、採決の結果、賛成16、反対6により可決決定し、今日に至っております。

そこで、私が思うには、議会人たるものは、議会制民主主義を尊重し、例え自らが反対であったとしても、議会の決議事項に、それに従うことこそ議会制民主主義の基本的なルールであると存じます。今年はまだ平成24年度、特例期間平成26年度までそう余裕のある時間もないと思いますが、基本構想・基本計画はいつごろできるのでしょうか。今後建設に当たっては、次のステップとして実施設計に入っていくわけですが、26年度までの完成、間に合うのでしょうか。そこで市長もご承知のとおり、このことが引き金となって、泗水町においては熊日新聞等々に何度も掲載されたように、現職議員や元議員が推進しながら、分離独立運動が活発に展開されております。このようなことは、全国でも実にまれなことで、ほとんど例がないと聞いております。ということは、本市にとっても大変重大な問題であることは間違いありません。将来の住民の方々や旧泗水町出身の職員の皆さんのことを思うとき、心配でなりません。議会としても何もしないで様子眺めではだめだということで、19名の議員の連名をもって泗水をよくする会会長、松岡一俊氏に説明会の開催申し入れを行いました。拒否されました。さらに、公開質問状を差し上げ

ましたが、期日までの回答もありません。ならば、どうすればよいのか。山瀬議長以下私たち19名議員、頭を痛めております。我々も何とかしなくてはいろいろな手を尽くし、友人、知人、あるいは親戚等へ電話しても、全く聞く耳持たず話にならないのであります。仕方がないのかな、私個人としては思います。どうしても言うこと聞かんなら、やはりこれは離婚する以外にないのではないかなと私個人は思っております。

そこで、分離独立した場合、どうなるのでしょうか。素朴な疑問、たくさん湧いてきます。まず、財産分与であります。合併当初、持ち寄った財産、庁舎も含めて、全部与えるのか。または、泗水町民の方々が菊池市とお別れするのはいやだと言われた人が例えば半分おられた場合、真っ二つに分けて泗水町を与えるのでしょうか。あるいは、田島工業団地のみを与えるということが可能なのでしょうか。合併後丸7年経過しました。その間、社会資本整備、相当な財政投資も実施してまいりました。特に桜山の養鶏場跡地の買収、富の原の苗場跡地の買収、泗水町を東西に縦断する泗水中央線整備等々、数え切れないほどのこれまでの社会資本整備を投資してきた。これまで投資した財源、当然離婚する場合は返してもらおうべきと思うのですが、これはどうなるのでしょうか。さらには、事業継続中のものについては、当然事業の中止または中断すべきと思うのですが、どうするおつもりでしょうか。特に住民生活には最も近い広域で取り組んでおりますところの消防、ごみ処理、菊池養生園、し尿処理等々、一切利用できなくなると思うのですが、例えば身内に不幸があった場合、どこで火葬するのでしょうか。そして、し尿処理、これについては私たち、日々生活する中でトイレはほとんど毎日のように利用するのです。1日たりとも我慢はできません。じゃ、どこで用達しをすればいいのでしょうか。唐芋畑の真ん中に穴を掘る、泗水町民専用便所と大きな看板を掲げ、中に発射と同時にお尻を上げるなり、返り討ちには十分用心してください、注意書きをする。このようなご指導をなさるおつもりかどうか。さらには、家庭用のごみはどこに持っていくのでしょうか。心配する点、たくさんありますが、そこで、教育長、私の孫はほとんどみんな泗水町に住んでおります。子どもたちの教育はどうなるのでしょうか。心配でなりません。教育関係について、お話しいただければ幸いです。平成24年度当初予算を見ると、前年比約1.2%、2億7,400万円増、これはほとんどが泗水町にかかる予算です。そのほか、たくさんの事業予算が約10億円計上されております。予算執行に当たっては、泗水町の独立運動の結果を見るまで凍結すべきと、あるいは中止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、今回の運動のど真ん中におられます泗水総合支所長の春木さん、いろいろ大変だろうと思います。一連の動き、どう感じておられますか。あなたも独立

について賛成なんですか、それとも反対なんでしょうか。ご感想をお聞かせ願えれば幸いです。

そして今、泗水をよくする会では、各地区ごと説明会を開きながら署名活動をされております。このことに対し、私は何にもとやかく言うつもりはありません。しかし、一つだけ看過できない問題があります。それは、菊池市の議員は税金ば滞納しとるということであります。菊池市の議員は、税金ば滞納しとるって、ほんなこつかいた、一体誰かいた、ある市民の方からの私に対する電話であります。もしこのことが事実とするならば、個人情報保護法、あるいは地方公務員法、地方税法等々に抵触するのではないのでしょうか。税のことです。税務課職員以外誰も知り得ないことなんです。このようなことが一体誰が、いつ誰に、いかなる理由で漏らしたのか、お答えください。

以上で、私の第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。中原議員のご質問にお答えいたします。私のほうでお答えできる分だけをお答えしたいと思います。

庁舎整備の基本構想・基本計画につきましては、昨年12月末に委託業者と契約をし、着手しております。現在の状況といたしましては、本庁並びに総合支所の図面や各種の資料収集と現地確認を経て、組織の変更等に伴う増設面積及び増設場所の案づくりを行っているところでございます。ご質問の基本構想・基本計画の策定時期といたしましては、本年7月末を目処に事務を進めているところでございます。

次に、合併特例期限の平成26年度までに間に合うかのご質問でございますが、限られた期間の中で大変厳しい状況ではありますが、合併特例期限内の完成に向け努力してまいります。

市町村の廃置分合、合体、編入、分割分離につきましては、地方自治法の第7条の規定されておまして、市議会の議決を経た後、知事にその旨を申請し、知事は申請に基づき県議会の議決を経て総務大臣に届け出ることとなっております。合併した市から分離した場合、合併特例債や交付税の取り扱いについては、総務省からの特段の通知はあっておらず、また合併に係る要綱等にも記載されていないため、公共資産の分割につきましては協議には時間を要するものと思われまます。また、広域で処理しているごみ、し尿、火葬、消防等についても、構成市町村の協議が必要であり、現在進められている社会資本整備関係事業等につきましても、国の交付金を差し引いた残りの財源として合併特例債等を充てておりますので、事業の継続を行うためには様々な支障をきたすものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池市の教育委員会といたしましては、まず離脱されない、離婚されないということを切に願っておるところでございます。合併して7年過ぎようとしておりますけれども、同じ菊池市教育目標の中で、これまで一生懸命市内19校が取り組んできているわけです。スポーツ、それから文化の面、同じ気持ちで一生懸命取り組んでいるわけです。その中に、陸上記録会、あるいは音楽会、そうした文化面でも一つの会場で、みんなでそれぞれの学校の特色を生かした文化、そういうものをみんなの前で披露しているわけですので、これからもやはり教育委員会といたしましては、同じ気持ちでやっていきたいというふうに考えております。

また、市のほうでも補助教員等を配置しながら、特別支援教育あるいは学力向上、あるいは子どもたちが一人でも図書に親しむということから、それぞれの学校図書に司書を配置して取り組んでいるわけです。そういうことを考えまして、やはり教育は一つということでこれからも私は取り組んでいきたいという気持ちで今のところいっぱいです。しかし、せっかく菊池市の校長会という組織もございます。これまでそういう組織の中で校長先生方がそれぞれの役割を担いながら、子どもたちの教育のために取り組んでいるわけでございますので、そういうことから、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時18分

開議 午前10時20分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

泗水総合支所長、春木義臣君。

[登壇]

○泗水総合支所長（春木義臣君） おはようございます。私は職員でありますので、現在市長の命で仕事を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど税情報が漏れているのではないかとのご指摘がございました。大変これは重大な問題でございますので、至急行政内部における調査

を実施したいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） それぞれご答弁ありがとうございました。特に総務部長、税金の問題についてはですね、私も直接言われたことがあるし、ほかにもですね、数名の議員さんも直接言われているんですよ。火の気のないところに煙は立たないんですよ。徹底した調査をやってください。必ず議会に報告してください。それだけ1点もう1回、決意をもう1回、徹底してやると。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 先ほど内部調査を実施したいということをお願いしましたが、調査の方法については、またこれから検討させていただきたいと思います。至急調査を行いまして、また結果につきましては議会のほうへご報告をさせていただきたいと思います。期限は、まだ今ここで申し上げることはできませんが、なるべく早い時期に実施をしまして、結果につきましては、これも早いうちに議会のほうへご報告をさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） おはようございます。中原議員先輩の後でございます。大変私も緊張しております。全力でやりたいと思います。無所属の東英俊でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問に入りたいと思いますが、その前に、まず本定例会を最後に県に戻られる谷口総務部長の顔を拝見できなくなることに、非常に残念でなりません。本市発展のためにご尽力いただき、谷口部長だけに誠にありがとうございました。県に戻られましても、本市への援護射撃、サポートをぜひともお願いをしておきたいと思います。

また、昨年3月に発生した東日本大震災が4日後で丸1年を迎えようとしております。復旧そのものがまだ数%の段階で、復興まではまだまだ遠い将来のようであります。私たちは、今回の東日本の大災害をどう受け取ったらいいのでしょうか。また、何を学ぶべきなのでしょう。日本列島そのものを歪めて2メートル半も東へ押しやってしまった巨大な力が一体何のために振るわれ、多くの尊い人命を奪い、町を破壊させたのでしょうか。少なくともこの国に残る記録の上では、マグニチュード9を越す地震は存在していませんでした。今回の災害は、原発を筆頭に地震、

津波に備えてつくられていた様々な設備や施設の想定を遙かに上回り、未曾有の損害をこの国にもたらしました。このことから、ただ単に災害の恐ろしさを学ぶには余りにも単純すぎはしないか。行き過ぎた日本への原点回帰の警鐘でしょうか。だれも知るよしもありません。私はこの災害を機に、この菊池市という地方自治体においても、根本的な反省に立って真から立て直していかなくてはならないと考えます。あの日以来、想定外という言葉そのものが禁句の時代に入ったのかなと感じておるところでもありますし、ライブドアの粉飾決算事件で当時のあの社長が言われた、全て想定内という言葉の響きかどこか懐かしく感じられるのは、あの時代がまだ今よりまだ平和だったからでしょうか。

そこで、質問のほうに移らせていただきます。

まず、庁内組織についてですが、今議会に部設置条例の一部改正の議案として上げられております関係上、中身について掘り下げることは差し控えさせていただきます。2点お聞きします。

まず1点目、庁内組織を今まさに編成しようと思われた経緯はなぜなのか。なにがしかの不具合が生じたのか、具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

次に2点目ですが、今回の施政方針の中にも、菊池市総合計画の後期基本計画に則って9つの柱を推進していくとあります。市民サービスの向上を図る上で、限りある予算を効率よく、生きたお金の使途の観点から、私は本市のベクトルの方向がどちらに向いているのかは十分理解をしておるところでございます。それに関しまして、各課レベルで十分検討の結果の内容でしようし、枝葉の部分であると感じております。これに関してとやかく言う気もありません。ただ市民レベル、市民サイドから見た場合は、どう感じておられるでしょうか。実際のところ、閉塞感漂うニュワンスで物をしゃべられる方々が多いように感じてなりません。今の経済情勢を踏まえれば、そういう気になるのもわかります。今定例会において執行部は閉塞感の打開に向けての施策実施のために、練りに練った予算案を議案提出されました。ただ、毎回思うのは、常に枝葉の部分に着目し過ぎている点であり、本来は大局の部分、いわゆる根幹、幹の部分を見据えるべきではないかというところでもあります。政策そのものが点でしか存在していないために、それ自体がその部署が一人歩きしているためであります。それと、市町村単独であったときから広域合併をしたことにより、そのときよりも増してトップの顔や行政の姿が見えないなど感じている市民感情が生じていることも一つの要因だと感じております。

以上のことを踏まえて、今現在の本市に欠けているものは何なのか。要するに各課の政策が点と点で存在し過ぎてしまい、それを取りまとめて一元化し、いわゆる市のグランドデザインそのものを打ち出す機関や部署が本市に存在しないことでは

ないのか。要するに、各部、各課の抱えた課題、情報の統括・審議を一元的に行い、政策施策に反映させ、市民にもっともっと身近なところで、さらには市民の方々と同じ目線での説明やら告知を行う市長直轄の部署、市長公室とは違う、いわゆる成長戦力室なるものが必要だということであります。

そこで2点目ですが、今ご案内申し上げた成長戦略室をこの際同時に設けてみる考えはあるのか、ないのか。

以上、2点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 組織の変更につきましては、これまでも行財政改革による職員数の削減状況や毎年行っている業務ヒアリング等により聴き取りを行いながら、課や係の統合等を行ってきたところでございます。そのような今までの取り組みを踏まえて、内部で検討を行ってまいりました結果、現在の組織体制の不具合といったことではなく、大規模な自然災害や感染症等の発生時の迅速な対応、組織内の連携の強化、市民サービスの向上等を目指して、より機能的で効率的な組織編制を目的に、今回の組織の変更に至ったところでございます。また、今回の組織機構の変更では、ただいま議員のほうからお尋ねをいただいたような成長戦略室的なものの組織を新たに設置することは考えておりません。その理由につきましては、現在の企画部におきまして市の総合的な企画及び調整に関することを担当しておりますことから、これまでも企画部の企画振興課を中心に関係各部局の連携を図りながら、様々な課題に取り組んできたところでございます。今回の組織変更におきましては、総務部と企画部を統合し総務企画部としました理由は、各部局にまたがる業務や横断的課題の調整、政策と財政の連携についても、さらにその機能を強化し対応していくためであり、そのための組織編制としたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま総務部長の答弁でも申し上げましたが、本市が抱えております様々な課題につきましては、大変厳しい財政状況下の中ではありますが、各部局内での調整はもちろんのことでございますが、関係各部局の連携というものを強く図りながら、その解決に向けて取り組んでまいったところでございます。しかしながら、議員のご指摘のとおり、本市の行政運営体制というものはまだまだうまく総合調整が図られていない部分があるというのも現実だろうと、このように思います。そのようなことを踏まえまして、今回の組織機構の改変を行いまして、財政

運営と一体化した政策の企画立案及び調整機能の強化を図るとともに、総合計画と行政改革の連動を図って、計画的事業の実施体制の整備を行っていくということなどを目的にいたしまして、総務部と企画部を統合して総務企画部と、このようにしたところでございます。今後市全体を総合的に調整する機能というものは、これまでの大きな課題でもあるわけでありますが、行政経営、あるいはまた地域経営、戦略の本部となるような部署の設置ということで、成長戦略室を設けたらどうかということでございますが、こういったことにつきましては、このどうしても政策調整の機能というのはやっぱり落ちているなど、何とかもう少し、たくましく、力強く、トップダウン等によってでもやっぱりやっていくべきものを明確にしなきゃいけないなど、そういったことを常々考えているところであります。そういったことについては、先進地の取り組み等についてどういったものが取り組んでおられるのかということをも十分調査を行いまして、今後そういったことについての組織体制の中で必要性等についての再検証を行って取り組みの是非を決めていきたいと、このように思っております。十分必要性ということについては感じているところであります。

また、なかなかこの行政ご指摘のとおり枝の部分と、それから点の部分ばかりがやっているんじゃないかということでもあります。お返しして申し訳ないけれども、枝はやっぱり葉っぱがあって幹が大きくなるのであって、点もやっぱり点があって面が広がってくるということからいたしますれば、点も、それで葉っぱのほうもですね、枝葉の部分も大事にしていかなければならない。そこをうまく調整していくのが総合調整機能ということになるろうかと思っておりますので、ご指摘・ご提言というものを謙虚に受け止めながら検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、福村市長、答弁されました。総務部長も答弁されましたけど。この行政というものは、税金というものを使っておるわけでございます。点と点から面が変わるといふのは、それはあくまでも言い訳であって、やはりですね、税金というものをいかにどうやって使っていくかということになれば、まず幹の部分が絶対に大切であるというふうには私は感じております。また、この成長戦略室なるものを設置を考えてはいるものという形で市長も答えられましたけれども、考えているだけでは、全て前には進まないわけでございます。様々な課題をクリアしていくためには、じゃどうするか。総務部長の答弁の中に、企画振興課が中心となって今までやってきましたというふうに言われましたけれども、縦横の連携そのものが実際は取れておりますか。次の学校統廃合の問題でこれが明るみになるかと思

われますので、それは今ここで指摘はいたしません。実際ですね、平成22年度からこの庁内において人事評価制度そのものがこの菊池市役所内には存在しております。そして、平成23年度、要するに昨年1年間、2月1日で締め切りなんですが、人事評価制度が執り行われております。なぜこの人事評価制度を執り行っているか。要するに、職員さん、優秀な職員とそうでない職員、我々が言うには大変おこがましいんですが、この制度そのものを十二分に活用して、そして市の前進のため、じゃどういった形で進むべきなのかというところを行政は本来ならもっと考えるべきであります。もしこの評価制度を活用することができないとなるならば、じゃこれは単純に骨抜き制度であったのかと言わざるを得ないと私は考えておりますが、その点を福村市長、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人事評価についてでございますが、これまで人事評価につきましては、議員の中からも人事評価をどう運用するんだと。人は人を評価するということについて大変難しい課題である、問題があるということも申し上げてまいりました。現実問題として、評価制度が稼働できるような体制ができてきたということでもありまして、本格的な運用というものについては、このいわゆる昇任昇格とかといったものを含めれば、26年度以降ぐらいになるのかなと思いますが、現実、今の状況といたしましては、その個人個人の職員の皆様方についての評価というのは、職場におきましてどういったところが的確であるかといった的確性の判断と、そういったことを評価するというので評価の中からこのどういった職場が、あるいはどういった特性を持っていると。あるいはまた経歴かれこれにつきましても、そういった経験がどれだけ積み重ねておられているのかという、そういう分析をされたものが人事評価としての的確性が判断されたものをその配置するということになるかと思っております。その延長線上に、その能力と識見と指導力、そういうものを総合的に判断した上で昇任・昇格ということ、あるいは昇級というものにも影響を及ぼしてくるのではないかと。ただそこに公平性というもの保たなければなりません。公平性は単に入庁が一緒だったからと、経歴が同じだからということだけではなくて、そういう特性を持った能力のある人というものを人が評価しておりますが、そういった評価を、評価することが、またこの平等性ということにもなるのではないかなと思っております。これは慎重を大変期して導入しなければならない問題でありまして、まだまだこの23年度で評価が一応上がってはおりますものの、導入については、より昇任・昇格という重大な問題が含まれておりますので、慎重を期して導入を考えていかなければならないと、このように考えております。ただ、

調査をただけ、評価をただけで終わってはならないというご指摘はもっともなことだと受け止めております。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 福村市長、時代は前に進んでおります。市民の皆さんもですね、今の時代に大変あえいでおる現状でございます。この菊池市、私も3年間この議会のほうに在籍をしております。常に熊本県内他の14市という形の比較が常にされますが、この菊池市はほかの市にはあっても、この菊池市は菊池市なりの独自性というものを私はもっと出してもいいんじゃないかなというふうに考えております。今回の3月議会一般質問、通告書見てみますと17名の議員さん方々が一般質問されますが、全てやはり、なぜこう議員として一般質問をして、行政のその動きそのものを問いたしたいのかという動きを見ておりますと、その統括、情報の統括、そして審議、そして一元化、その部署が全くなくて、はい、これはここ、はい、これはここ、はい、これはあんたらが答えなさいというような、そんな感じで、全て振りやられてしまっておると。だから、何回も何回も同じようなことを聞かなきゃいかんし、その際、前に進んでおることがないというふうに議員さん方がみんな感じておられる。これがこの一般質問の現状じゃないかというふうに私は感じて、今回この庁内組織について、成長戦略室を設けたらいいのかなかというところに入った次第でございました。

次の質問に移ります。学校統廃合問題についてでございます。この問題については、先の定例会でも質問させてもらいましたが、再度質問させていただきます。

まず、私の前回の一般質問、その時点において河原小校区では保護者、地区での協議がまだまだ盛んに行われていた時期でもあり、結論には達しておりませんでした。その中であって、私の質問の要旨はこうであったと思います。少子化が進む中、学校統廃合は教育をする側、受ける側の一定のレベルを保つ上では必要なことと感じてはいるものの、あくまでも年輩者の方々が望み、また私も望む文教菊池の再興のための一プロセスでなければならない。そのために、市内の優秀な小学生、中学生の市外への進学を極力なくし、地元に残っていただくこと、いわゆる菊池高校への進学を促すために中高一貫、これを唱え、進学実績を残していけば、必ず本市の活性化にもつながると一般質問したことを鮮明に記憶しております。本市の活性化、定住化促進において、雇用の場の確保のための企業誘致促進も当然必要な手段の一つと考えるところであります。ですが、子どもを持つ親が考えることは、一体なんでしょう。職場が決まれば、次は子どもの教育の問題です。要するに、今の小学校でいいのか、今の中学校でいいのか、進学校は近いのか、今の住所でその進学校の

学区域に入っているのか、いないのか、近くにいい塾や予備校はあるのか、恐らくこれにつきると考えられません。ですから、学校統廃合問題は適正規模だけに留まらず、将来の本市活性化に向けての一プロセスでなければならないと申し上げておるわけでございます。本市の活性化にさらに必要なものは何か、これまでも、今現在も、ほかの自治体にはあって、この菊池に欠けているものは何なのか、これを考えてみると、やはり進学校と呼べる高校が今この菊池には本当に残念ながら断定することができないという、この1点に尽きてしまうのではないのでしょうか。市長部局からは、一線を画した教育委員会、今までの教育行政や学力向上のための施策を非難する気もありません。なぜなら、この菊池市において、少なくとも中学校まではかなり優秀な人材、また生徒の多くがいらっしゃるし、輩出していることをわかっているからでございます。ただ、残念なことは、そのほとんどとっていいぐらいの生徒の大多数が市外の中学校や高校に進学をしておるということではないのでしょうか。議会議員の控え室からちょうど同じ目線に菊池高校が見えます。私の母校でもあるあの校舎も、本来なら移転をし新築される予定だったということも聞いております。なぜか移転も取りやめ、数年前にかなりの県費用をつぎ込まれて建て替えられたことも、皆さん承知のところであります。

そこで、まずお聞きしますが、この10年間の菊池高校普通科の倍率の変遷、建て替えにかかった費用、それと建物が新しくなっても優秀な生徒の確保ができていない現状を市の教育委員会としてどう捉えていらっしゃるのか、お聞きします。

2点目、統廃合が将来の本市における教育活性化、市の活性化に向けての一プロセスでなければならないとの私の考えは寸分の揺らぎもありませんが、私が幼いころに勉学に、そして部活、剣道部に励んだ河原小学校も、保護者と地区の意見がまとまりまして、先日、山下昭弘河原校区長、PTA会長が教育委員長あてに学校規模適正化基本計画素案に同意する旨の報告が市長室にて行われた。そして、この報告において、山瀬議長と私も同行をいたしました。その報告と同時に、地域からの附帯意見として4点の意見が提出されましたね。今定例会にも教育委員会は菊池市小中学校設置条例の一部改正の議案として上げておられる以上、教育委員会側もその意見を真摯に当然受け止めていらっしゃるだろうし、説明責任を果たすべきだと私は考えております。その4点の附帯意見を紹介いたしますと、まず1点目、小学校の跡地利用を含む地域の活性化対策には、地元住民の意見を十分尊重していただきたい。2点目、辺地対策事業が適用されないこの当該地域には、これに代わる地域再生策、いわゆる河原校区のグランドデザインを示していただきたい。3点目、従来からの行政区域、河原は存続していただきたい。4点目、市立小中学校の統廃合にかかわる将来像を明示し、菊池の教育問題についてはどのように考え、文教菊

池の再興へのプロセス手段を示していただきたいという、以上4点の附帯意見への回答をお聞きしたいと思います。

3点目、この菊池に大学受験のための塾や予備校がないことがどうお考えなのか。以上、まずお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） それでは、まず私のほうから今の4点の項目の中の1から3番までについて、私の方からお答えさせていただきます。河原地区からのご意見についてお答えいたします。

まず、地元の意見を十分尊重することという部分につきましては、そのように進めてまいります。河原地区だけではなく具体的な進め方につきましては、それぞれの地区の代表者の皆様と廃校利用に関する事例情報の共有、利活用方法の検討、これらのご意見の集約方法など、ご相談をすところから進めてまいります。

次に、河原地域の地域再生策を示すことという部分につきましては、学校の跡地の利用方法によって変わってくるものでございますので、地元の皆様のご意見を集約していく中で方向性が見えてくると予測されます。したがって、このような地域再生策につきましても、一方的に行政側だけで進めるべきではありません。河原地区を取り巻く施設や道路など、周辺環境を地域の皆様と一緒に考え、その延長線として再生策を考えてまいりたいと思います。

次に、行政区域の河原の存続についてでございますが、旧菊池地域におきましては、9地区で102人の行政区がありますが、河原地区はその9地区のうちの一つで、6つの行政区から成り立っております。歴史的には、江戸時代、ときの総庄屋の河原左衛門が原井手掘削により水路整備を行い、水田地帯をつくった地域とされ、歴史的にも重要な地区名でございます。小学校が廃校になったり、ほかの公共的な施設がなくなったとしても、この周辺地域は河原地区として存続していかなければならないものと捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、学校統廃合にかかわる将来像についてですけれども、日本は平成17年には人口減少社会となっており、今後出産します女性の人口も減っていく見込みであるということから、今後も子どもの数は全国的に減っていくと考えられています。菊池市におきましても、今回学校規模適正化の対象となりました4つの小学校区だけでなく、市全体を見ても児童数が今後増えるということは予

想しにくいと思われます。そのような中で、文部科学省においても学級編制基準の見直しなどの動きがあります。今後、国の対策や方針等も変わっていくことは考えられます。そのため、市の方針なども修正していくことが必要になるかと思われます。今回、学校規模適正化の対象となっています4校のほかにも、児童数が減少している学校もあります。教育委員会としましては、今後の児童数の推移等を見ながら、必要に応じて菊池市学校規模適正化審議会に諮問するなど、学校規模適正化について検討していきたいと考えています。

次に、菊池の教育についてですけれども、教育の目的は、教育基本法第1条に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない、このようにあります。つまり、何を目指して教育を行い、どのような人間を育てるかを基本的な目的にするべきかが明記されています。この教育の目的を受けまして、本市教育委員会といたしましては、文武両道、廉恥礼節を基本理念とし、ふるさと菊池を愛し、菊池市の伝統文化を受け継ぎながら児童生徒の学力の充実と健全な心身の育成に努め、文教菊池の確立を目指しています。具体的には、毎年年度初めに学校教育におけます重点努力事項を定め、各学校への周知を図っています。また、各学校では、その市及び学校の独自努力、重点努力事項をプラン、いわゆる目標、ドゥ、実行、チェック、評価、アクション、改善というP・D・C・Aサイクルで継続的に改善しながら、積極的な学校経営、教育活動を展開しているところでございます。さらに、教育委員会では学校訪問等で推進状況等を把握しながら、年度末の学校評価により、成果と課題を洗い出し、次年度につなげることとしております。本年度の重点努力事項は、5つの柱を立てて文教菊池の確立を一步一步確実に進めているところでございます。このことにつきましては、今年の1月20日、文部科学省の調査官が来られまして調査をされました。その中で、菊池市教育委員会は、特色ある教育施策で多くの成果を上げていると、こういう評価をいただいたところでございます。

このように、大きな目標を掲げながら1年間の重点努力事項をP・D・C・Aサイクルに則り、成果を大切にしながら新たな課題に取り組んでいくという地道で確実な歩みを進めているところであります。ただ、教育はかけがえのない子どもたちの命を育み、磨き、輝かせる営みです。そのために、教育委員会としましては、学校が十分その機能が発揮できるよう精いっぱい支援を行ってまいります。

次に、菊池高校の施設内容についてですけれども、施設面では管理教室等が鉄筋コンクリート造4階建て、延べ面積5,149㎡、また体育館が鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積3,911㎡でございます。これは、それぞれ平成19年度に建

設されております。建設費としましては、管理教室等が約7億4,000万円、体育館が約5億5,000万円とのことでございます。

また、菊池高校の10年間の入試倍率についてでございますけれども、入試が1回実施されておりました平成15年度0.94倍、平成16年度が1.06倍でした。また、平成17年度から平成23年度までの7年間は、前期・後期の2回実施されております。前期は最もこの7年間の中で高いときで4.5倍、最も低いときで2.25倍です。後期は高いときで1.04倍、低いときで0.61倍でした。また、平成24年度入試については、普通科を受験する場合、後期1回実施となっております。今回の競争率を見ますと0.75倍であったと伺っております。今日から県内の公立高校の後期の一般選抜が始まりまして、1万363人の受験生が初めての試練に挑戦しているということになります。建物は新しくし教育環境を整えることも魅力ある学園づくりの一助になりましょう。しかし、高校は義務教育ではございませんので、高校進学や高校選択は、やはりあくまでも生徒や保護者が決めることとなります。生徒や保護者のニーズに応えるべく、各高校が特色ある、そして魅力ある学園づくりを進めていただくこと、このことにつきますかと思ひ、その実現を切に願っているところであります。

次に、本市に大学受験のための予備校がないのはなぜかということですが、生徒たちの需要が少なく、やはりこれは企業ですので、経営面から成り立つというのが非常に無理じゃないかという気持ちでいっぱいです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 倉原教育長、先ほど野口企画部長が答弁されておりました地域の附帯意見の上位1、2、3点についてなんですが、聞かれていて感じられたと思います、教育委員会がこの学校統廃合問題というものは想像していた以上に地域住民、そして子どもたちに対して大きな影響を与えているんだということは十分わかりいただけたと思います。そんな単純な問題ではないことを恐らく感じられたと思っております。小中学校までの市の教育委員会の教育行政を私がとやかく非難する気もないと、私も先ほど申しましたように、本当に優秀でございます。私も昨年まで菊池南中学校のPTA会長、菊池市のPTA会長もしておりました以上、そういったところもちゃんと調査しておりますが、問題は、今最後に企画部長が答弁されたような、今までの菊池高校の倍率の変遷というのは前期・後期というものがあった。それによって、そういった数字のまやかさに陥ったということございまして、今回の数字が一番よく表している、0.75倍。いかに魅力のない高校になっ

ているのか。市の教育委員会は、本当にどう考えます。確かに熊本県立でございます。県の教育委員会の所管であります。私も議員ながら、県の教育長は、ああ、菊池高校の先輩、山本教育長なのになと感じているところでございます。そして、河原校区という当該地域への責任を教育委員会は負ったわけですから、もう少し市長部局と連携をもっと密にして、協議を重ね、政策そのものを具体的に納得させるぐらいの回答を今後行政はやっていただくよう求めておきます。一つの政策を立案する場合、政策というものは本来多岐にわたっているものでありまして、先ほどご提案申し上げた成長戦略室なるものが十二分にある程度少しは理解をしてもらえたものと信じております。

再質問に入ります。ここで一つ資料をちょっとご紹介申し上げたいんですが、これは議長の許可を得ております。宮崎県立の五ヶ瀬中等教育学校という、ホームページで調べてもらえばすぐわかります。恐らく教育行政に携わっておられる教育長ならば、行ったこともあられるのではないかなというふうに思っておりますが、人口が、今、恐らく4,300か400人ぐらいのちっちゃな五ヶ瀬町でございます。そこにあつて、その五ヶ瀬中等教育学校というものは、全国初の公立中高一貫教育校であり、今年で27年目を迎えていると。全寮制を取っていると。1年生から3年生までを前期課程、高校の1年生から3年生に当たる4年生から6年生を後期課程という形で捉え、教育再生を行っている。そして、この五ヶ瀬町に恵まれたその自然の中で、感性を磨き、生徒一人一人の個性を開発する教育を通して、眼を世界に開き、未来を切り開く創造性豊かな主体的に生きる人間の育成を目指す感動と感性の教育を推進している。これは恐らく4、5年前にですね、五ヶ瀬中等教育学校というものは、テレビで一度放映されております。本当に地元のお年寄り、おじいちゃん、おばあちゃん方々と一緒に地域の福祉活動を行ったり、お餅つきを行ったりですね、本当に自然とのふれあいの時間が非常に多い。その中にあつて、その6年間の中高一貫後、大学合格実績を見てみますと、たった一学年40名でございます。5年間の累計で主なものだけちょっと申し上げますと、北大に3名、福島大学に1名、過去5年間の累計でございます、筑波大学に10名、お茶の水女子大に4名、東京大学5名、東京外語大3名、大阪大学2名、熊本大学が10名、宮崎大学は39名。このような取り組みを宮崎県のそういったところに行っている。なぜ、じゃ熊本県で行えないのか。今、私が示したこの資料というのは、中高一貫の良き例だというふうに私は思われます。

そこでお聞きしますが、県と市の教育委員会の協議が今後ますますさらに本当なら必要であると感じますが、いかがですか。

2点目、本市においての中高一貫が必要な施策に、本市においては中高一貫の政

策がもう必要になっていると思われませんが、いかがですか。

3点目、地域における最終学歴である高校の学力が上がって、難関大学に合格するような校区となり得るなら、地域の発展、活性化にもつながると考えますがいかがですか。

以上、再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいまご紹介がありましたこの宮崎県の五ヶ瀬中高一貫教育、私も15年前ですかね、できまして2年後に行ってまいりました。自然に恵まれた豊かな山間の中で、本当に素晴らしい校舎が建っておりまして、その中で全寮制ということで、学業に励んでいる子どもたちの姿を目にいたしました。これも、どういう経過でこの五ヶ瀬に持ってきたのかということは詳しいことはわかりません。宮崎県の肝いりでここに持ってきたんだろうとは思いますが、そういうことを熊本県、この菊池のほうにもできないかという切な願いではないかというふうに思っております。私もこの現在の高校進学率というものをまず見ましたときに、昭和49年には90%を超え、以来、現在98%の高校進学率、もう本当に高校の義務化という様相を呈しているというふうに感じております。しかし少子高齢化が進み、県内では県央地区以外の本市を含みます県北、それから県南地区の高校で定員割れの減少が現在続いています。したがって、ご承知のとおり、現在県教育委員会は、高校の再編成整備の施策を進めているというところでございます。そのために、やはり地元高校の目指すものを掲げ、その取り組みを行うということには、私も同じ菊池高校生のおBとして同じ気持ちです。やはりそのためには、菊池高校が生徒や社会のニーズを十分踏まえ、特色ある学園づくりを行うということがまず必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

次に、地元高校の学力について申し上げますけれども、本市教育委員会の本務は小中学生の育成であります。小中学生が学力を付け、そのまま市内の高校に進学し、このことが理想であります。つまり、生徒たちにとって魅力ある高校に変わるということが高校への進学につながり、さらには地元高校の学力向上となります。市教育委員会といたしましても、県立の高校を指導する、いわゆる協議する、そういった立場にはないということをご理解ください。ただ、地元の高校、あるいは県のほうに提言していくということは可能かと思っております。

しかし、地元高校に何かできないかということ考えた場合、現在取り組んでおりますこの教育支援ネットワーク菊池事業で菊池高校主催の拓志ゼミナールに補助金を出し、地元中学生の同校への進学を支援しているところでございます。

次に、中高一貫教育についてですけれども、現在熊本県では、玉名高校、八代高校、宇土高校、同じ敷地内に付属中学校を設置しまして、中高一貫教育を行っています。しかし、菊池高校の場合、今の現状では敷地あるいは交通のまず利便性、あるいは地域のニーズ等、そういうことから、あるいは県と市のまず所管の違い、こういうことから菊池高校の場合、非常に難しいのではないかなというふうに思われますが、しかし教育委員会としてもですね、できるだけ本当にそういうことができたらいいなというふうには受け止めております。

また、地元高校の活性化は、当然地域の発展につながるものと考えますし、しかし高校の活性化というものは、学力向上もさることながら、やはり中学生たちがこの高校で学んでみたい、生活をしたい、そうした魅力や思いを抱く高校でなければならぬと思います。そのために、各高校が特色ある、あるいは魅力ある学園づくりを行う必要があると思われます。例えば、菊池高校の普通科の中に書道コース、美術コース、体育コース、こういうものを設置し、大学進学につなぐということも一つの方法でしょうし、運動、部活動に力を入れ、特色を出す方法も考えられます。そのために教育委員会としまして、同窓会を初め地域の方々が生徒たちのニーズを高校に伝える必要があるんじゃないかなというふうに思われます。

人材の流出ということですが、今も地元5つの中学校から交通の利便性や各高校の特色、魅力の観点から熊本市内を初め鹿本地区あるいは大津地区、遠くは県外の高校に進学しているというのが現状です。しかし、高校を選ぶのはあくまでもやはり生徒と保護者です。例えば、剣道を続けたい生徒は菊池高校でも十分できますが、やはりその中には全国で通用する剣道をしたいという夢を描き、熊本市内や県外の高校に進学することもよく理解できます。地元高校の再発見ということで申し上げたいこととしまして、私は常日ごろからどこの高校、大学を卒業したということよりも、やはり大学あるいは高校でこんなことを学び、どんな力を付けたいかが大切ではないかなというふうに思っております。生徒たちの夢を大切にしながら、その実現への支援も私たちの責務かと存じております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 倉原教育長は、たしか菊池高校の学校評議員をされておられると思います。評議委員会が当然あるかと思われま。優秀な生徒が集う学校となるような提言を、菊池高校のOBとして、そして教育行政のトップとして、そして地域を思う気持ちの表れとしていろいろな提言をされていらっしゃると思えます。これについて、もうお聞きはしません。

市長に最後にお聞きします。中高一貫を市長、もう少し真剣に考えられたらいか
がと思いますが、その点を最後にお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池の教育について、真剣にいろいろな視点から提案をいた
いておりまして、謙虚に受け止めているところであります。私たち菊池市という行
政体からすれば、義務制の小中学校の教育というものを教育委員会が預らせてい
ただいております。その延長線上に高等学校教育、高等教育というのがあるわけ
であります。行政のテリトリーから離れて、この菊池市立高等学校ではないとい
うこともあって、今言われるような学校審議員というような立場ではいろんな意見
を述べる機会がありましても、現実的に学校の運営、経営についてくちばしを挟む
というような状況にはないということであろうかと思えます。高等学校、菊池高校の
入学率が非常に低くなってきているということからのご心配であります。少なく
とも今の菊池市の教育委員会としては、小中学校の義務制におきます人づくりと、
いわば学校教育というもの真剣に努力をしていただいております。その学力は県
下の中でも、この数年来上昇になっているということでもありますので、いろんな意
味で議会のご理解等を受けながら、図書の実績だとか、いろんな教育環境の整備だ
とかいったことは、効果を現してきているというふうに思えます。その後の受け皿
ということになりましたときに、地元高等学校にもう少しこの受け皿をしっかりし
てほしいというような思いが込められているように思えます。一面からすれば、こ
の言い逃れではありませんが、倍率のみが果たして人間教育という一面で見た場合
にそれでいいのかなといった感じもないわけでもあります。全国的に人口が少なく
なり、そして少子化になってきているという中ですから、必然的にこれまでの定員と
いうのが割れていく、その結果が結果的に、さっき述べられましたように、河原小
学校を含むところのそれぞれの小学校の統廃合ということにやむを得ない状況にな
ってきていると。そういうことからして、定員というものが少しずつ削減を全体的
な高等学校の中でもされていると。有名校、即定員率が100%を遙かにいつでも
超えているかという、そうばかりではなくなっているということではないの
かなと。倍率ということについても気にして、心がけていかなければなりませんけ
れども、やっぱり倍率のみにひるむことなく、やっぱり人づくりという側面から
いたしまして、それを誠実に貫いていくということも学校像として、将来的なもの
については、やっぱり評価がされるんじゃないかなと思えます。宮崎県の五ヶ瀬中
学校が中高一貫体制を組まれたと。そして、その成果が大変上がっているとい
うことのご紹介がございまして、それは大変素晴らしいことだと思います。平成11年と

いいますから、もう既に13年経っておりますけれども、その当時中高一貫体制というものについては、広く議論をされておりました。私も平成元年ぐらいに県議会のほうに籍を置かせていただいておりますので、その折に全国のいろんな学校の視察にまいりまして、やっぱりリーダーである校長先生がしっかりしていただかなければならない。しかし、多忙で、非常に仕事に追まわられているような状況で、全校を見る余裕がないというようなお話もあっておりました。そこで熊本県といたしましては、この中高一貫の前提としながらも、高等学校教育をもう少し見直す必要があるということで、教頭二人制というものの導入の必要性というものを強く私は訴えまして、文教治安の委員長として、その教頭二人制を導入いたしました。そして、中高一貫ということについても議論をした経緯がございます。その当時、菊池高校というものを一步離れてみた場合に、県立菊池高校が県立菊池高校のままであって改革ができるのかという思いが一つにありました。高校制度が導入される前におきましては、中学ということで旧制のそういった中学校が高校生になっている。そういった歴史的な深いところが非常に重点的な公共教育の場として見なされていたのも現実であります。そこで、このまだ合併の遙か前ですので、この菊池郡市8市町村によりますこの組合立の菊池高等学校ということで、我々地方自治体が担っていくべきではないのかということ深く考えた時期もあったわけでありまして。今日考えますときに、中高一貫と言え、中学校が今、宇土、八代、玉名というふうには県立中学校になって中高一貫になっておりますが、私たちは逆に今の小中学校は市立であります、高等学校が市立化できないのかなんて変なことまで頭によぎるわけでありまして。現実性をおびてないかもしれませんが、やっぱり今の校区というものを考えますときに、菊池市がそのほとんどの部分になってきているということからすれば、あくまでも今の学生制度というものを維持していかなければならない根拠は崩れてきているんじゃないかなと。しかも、この政令都市になる熊本市というものを除けば、県北と県南という地域に分かれてくるわけでありまして、県北の菊池の振興という意味で、熊本県の眼というのは、特に県北・県南に分かれた視点においていろんな施策が練られるものではないのかなと。その辺も訴えて、この中高一貫というものだけのみならず、いろんな視点で、そういう広い目で見ればいいのではないかなと、このように思っているところでありまして、ご提言というものを以前も伺ったことがありますけれども、また真剣に考えていかなければならないんじゃないかなと。いずれにいたしましても、教育委員会におきまして議論をしていただきまして、その議論の結果というものを踏まえて、私どももまた判断、行動を起こさせていただきたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番(東 英俊君) 最後に提言だけ。本市の奨学金制度のさらなる精査についてもご提言を申し上げて、次の質問に移りますが、時間が3分でございます、農業政策プロセスについてちょっとお聞きしたかったところでございます。その前に、今のTPPの今の進捗状況だけをこの場を借りて、また市民の皆さん方にご理解を求めたい。その思いで、今の進捗状況だけをちょっとお話申し上げますと、今重大局面にTPPというのは入ってきております。参加9カ国との事前協議が一巡をいたしました。その一巡をした上で、やはり米国を初めとした各国が言ってきたのは、原則関税の撤廃であると。それを受け入れる意思が日本にあるのか、ないのかということ、この事前協議の中でも言ってきた。3月に入ってから米国との事前協議の中で、日本政府は全ての品目を自由化交渉のテーブルに上げると明言をしております。非常に重大な問題でございます。そして、日本の農業分野というものは、もう既にですね、十分過ぎるほどの市場開放を行っております。その結果が食糧自給率の39%という数字であり、先進国最低の水準に落ち込んでいる現実だということ、を皆さん頭に入れたいと思います。そして、最後に残った農業の砦が、よく新聞紙上で、またニュースあたりで言われている重要品目という、米、小麦、乳製品、砂糖、牛肉、豚肉、これらが最後の砦というふうになっているわけでございます。ご案内のとおり、主食であり地域の基幹作物であるというところがあります。

以上を申し上げ、質問には入りません。終わりたいと思います。

○議長(山瀬義也君) ここで、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時より開きます。

○
休憩 午前11時23分

開議 午後 零時58分
○

○議長(山瀬義也君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番(隈部忠宗君) こんにちは。お昼からの一番でございますけれども、よろしくお願いをいたします。16番、隈部でございます。先般通告をいたしました、1番目に菊池文化資源総合研究事業について、2番目に地域の課題として1点、3番目に施政方針について2点質問をいたしたいと思います。

質問の前に、本日は大変うれしいことがございます。と言いますのは、念願であ

りました七城の鴨川公園ですけれども、堆積した汚泥が立派に取り除かれまして、きれいな鴨川公園によみがえっております。春から夏にかけて、きっと子どもたちが遊ぶ姿が見られると思ひまして、ご報告を申し上げます。大変お世話になりました。

それでは、質問に移りたいと思ひます。施政方針にも掲げてあります個性ある地域づくりの促進の中で、本市には後世に引き継がなければならない様々な文化や文化財が残されています。平成23年度から取り組まれております九州大学への委託事業の菊池文化資源総合研究事業につきまして、本年度の事業及び成果について伺いをしたいと思ひます。

第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） それでは、菊池文化資源総合研究事業についてご答弁いたします。九州大学の藤原研究室にお願いしております菊池文化資源総合調査業務の今年度の事業成果としましては、まず文化資源について、東京大学教授で文化資源学会長の木下直之先生や本市出身で元富士銀行ロンドン支店長を務められた江頭実先生、作家で元文化審議会委員の森まゆみ先生を迎え、全3回の講演会を開催し、多くの市民の皆様にご参加をいただいたところがございます。また11月には松囃子能場におきまして、異国の文化資源としてバリ舞踊団による文化資源シアターが開催され、多くの皆様に文化資源の広がりについて訴えることができたものと考えております。そのほかにも、本市の建築士、大工、左官などの建設関係者の皆様が構成される菊池建物応援団によります建物調査や、養生私塾を中心とした文化資源研究会の皆様にもご参加をいただき、国登録有形文化財の指定を受ける可能性を持った建造物の掘り起こしを行うとともに、建物の保存や修復、修理、再生や歴史的なまちなみ整備などについてのワークショップも行われてまいりました。また、これらの活動団体の皆様には、藤原先生が関わり、歴史的建造物をまちづくりにつなげた成功事例である大分県日田市、福岡県八女市、うきは市、山口県萩市などへも研修にご参加いただきました。このほかにも、先進事例の研修にご参加をいただき、建物応援団で建築士の松田さんにおかれましては、先生に同行され、海外のネパール研修に行かれており、本年度の取り組みの総括として開催されました2月19日の文化資源シンポジウムでは、パネリストとしてもご参加いただきました。このシンポジウムでは、阿蘇デザインセンターの坂本事務局長の基調講演もございました。このような市民の皆様が九州大学と協力して文化資源の掘り起こしにご活躍いただいております。まさに総合計画にうたっております菊池の豊かな自然環境や歴史を

生かし、人の優しさで創り上げる健康で活力のあるまちづくりと思います。一つの成果として、これらの皆様の活躍も加えられるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ただいま事業の成果について説明がございましたけれども、この事業の成果を高めるためには、やはり市民総力を上げて支援をしてほしいと思います。委託をされています九州大学の藤原先生が提起されておりますように、菊池の再生を育む3つの要素として、文脈の再生、矜持の再生、紐帯の再生こそ文化資源活用型の観光戦略だと思います。3回の講演会があったという報告でございしますが、3回の講演会と文化資源シアター、それぞれ参加人員は何名ぐらいだったか、お伺いをしたいと思います。私も参加しましたが、もっと市民が参加してほしいと感じました。地区の公民館長さんや区長さん、老人クラブや女性の会や、それぞれの組織にも呼びかけたり、また広報紙に特集号を設けて企画をしたり、放送などを通じて周知徹底をしてほしいと思いました。この事業の成果を高めるために、今後どういう支援が必要か、お伺いをいたします。

2点目に、研究室からは先生を初め学生の方々が毎月の軽トラ市にも参加するなど、市民の中になるべく入って研究を進めようとされている姿が見受けられます。それぞれの年次の成果を展示したり、または写真を公開する場がほしいなと思っております。また、九州大学の藤原先生の研究室では、さっきも述べられましたように、日田や天草でも活動されておりますし、福岡県の八女市などでは非常な成果を上げられているとお聞きをしております。この事業の活動や成果、また海外での研究室で研究されていることなどを展示する活動拠点があれば、もっと効果が上がるのではないかと考えております。3年間の委託事業ですけれども、将来にわたって調査研究を行ってほしいと考えておりますけれども、今後どう成果を活用するお考えであるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

まず、講演会などの参加人数についてお答えいたします。菊池市文化会館で行われました第1回目の文化資源講演会の参加者が約100人、七城公民館で行われました第2回目の講演会が約120人、同じく文化会館で行われました第3回目の講演会が約100人でございました。また、松囃子能場で行われました文化資源シアターが屋外の夜間でございましたが、約100人の参加がございました。

次に、市民の皆様への参加の呼びかけについてでございますが、ただいま申し上げました講演会のように、事前に計画ができるものにつきましては、ご提案のような各組織に呼びかけて周知を広めていただくなど、可能なものについて工夫をしてみたいと思います。事業の成果を高める支援につきましては、今後も可能な限り支援をしてみたいと思います。しかしながら、藤原先生の歴史的建造物掘り起こしにつきましては、住民の力を活用するということが特徴でございますが、ご自身も住民が自ら活動を続けなければ、探し出した宝物も生きたものにはならないとおっしゃられておりますので、会場の手配や物の支援につきましては、先生とお話をしながら応援を続けてまいりたいと考えております。

次に、成果につきましては、広報紙やホームページなどを使って周知に努め、また成果が積み重なりましたときは、特集なども視野に入れ、活動支援に努めてまいりたいと考えております。

各年度の成果を展示したり、公開したりする場の確保につきましては、この事業をお願いする時点から拠点となるような場所があると活動に弾みがつくといったことを申されておりました。活動には多くの学生も参加されておりますので、市内中心部に拠点となる場所があれば理想的であるかという認識は持っております。現在、松倉亭を頻繁に利用させていただいておりますが、文化資源にふさわしい物件ということも考慮しなければなりませんので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

なお、成果につきましては、この活動にご参加いただいております皆様と相談しながら、展示方法や場所を見つけていくことは可能であるかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ぜひ活動拠点については、ご配慮を今後お願いしたいと思います。

また、この事業の成果を高めるため、また活用するためには、公民館活動での支援、講座の開設等活用することが市の活性化につながるのではないかと思います。地域の伝統文化や集落の歴史、昔話など、文化資源の継承、発掘等、文化財保護委員による講座とか連携が必要ではないかと考えますが、公民館講座での支援・活用についてどうお考えか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 現在、菊池の中央公民館では、歴史文化講座としまして、ふ

るさと歴史講座、これを年間10回、菊池古文書講座を年間20回ほど開催しております。またそのほかにも肥後古代の森事業、ふるさと歴史探訪等の郷土の歴史を学ぶ事業を実施し、受講生の方から大変好評を得ているところでございます。郷土の歴史に関する講座は、市民にとりましても非常に関心の高い講座でありますので、来年度も引き続き開催し、さらに七城公民館におきましても、菊池古代史講座、これを新たに開設する予定としております。ご質問の公民館講座で菊池文化資源総合研究事業の支援・活用はできないかということにつきましては、ただちに公民館講座として取り入れ、実施するということは今のところまだ考えておりませんが、その事業の成果につきましては、今後とも参考にしながら公民館での歴史文化講座の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） この九州大学に委託されております菊池文化資源総合研究については、市民の方々から非常にわかりにくいという声が聞かれます。そのために、若い人たちの参加が少ないと思いますけれども、学術的な見方かもしれませんが、先生が調査は自ら促進、趣向、手間暇かけて調査すると言われております。ぜひ市民総参加の支援をしてほしいと思います。

次に、2番目の地域の課題について質問をいたします。天神川について質問をしたいと思いますが、天神川につきましては泗水にも天神川があるとお聞きをいたしました。今回の質問は、七城にある天神川でございますけれども、七城の中心を流れる1級河川であります天神川については、環境美化、防火水路、中学生によるほたるの育成活動など、住民にとっても重要な河川となっております。市として天神川の位置づけについてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 天神川につきましては、七城地域の中心に当たる農業生産地域を東西に縦断する重要な菊池川水系の1級河川の一つであります。天神川の大元は、迫間川から取り入れた農業用排水の水と地下からの湧水や地域の雨水が集まった河川であり、以前は湧水も多く、水もきれいなほたるが飛び交う河川でした。近年は、湧水量の減少により河川の水量も少なくなり、生活排水の流入でよごれが進んでいる状況でした。しかし、現在は地域を上げての美化活動や中学生によるほたるの育成活動、防火水路としての利用、下水道整備などにより、以前の美しい河川を取り戻しつつあります。天神川は、県管理の河川でありますので、河川の維持保

全につきましては、県が主体となり取り組まれています。市や地域にとってもかけがいのない財産と認識し、現在行政と地域住民、学校などの協力の下、多くの活動に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

七城のこの天神川につきましては、冬場の水量が少ないために、迫間川の堰を稼働させ、川の水を用水路から天神川に流していますが、この対応により地域では環境美化や防火用水、中学生によるほたるの育成、またNPO環境ネットワークの方々EM菌を流して浄化するなど、非常に地域に役立っております。市は以前、堰の稼働時に係る経費を河川の美化整備として堰組合に補助をしていた経緯がありますが、現在、補助はあっておりません。市としての考え、今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 天神川については、冬場の水量が少なく、川がよどむため、迫間川から堰の用水として取り込み、水量を確保することで地域の防火用水や環境美化、河川の環境保全として活用されていきました。その際の堰の経費として、天神川環境整備補助金を平成17年度まで、堰の管理者である七城町土地改良区に交付しておりました。しかし、平成18年度からは天神川環境整備委託料として期間を定めて、平成22年度まで委託料として支払いを行っております。今後につきましては、県に河川の維持保全の推進をお願いし、河川美化等に伴う事業につきましては、行政と地域が一体となり活動し、河川の環境保全や地域の防災上の必要性も含め、状況を観察しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ただいま答弁いただきましたように、冬場の水量が少ないときに迫間川から水を引いているわけですが、行政改革の一端として、団体の補助等の打ち切りによって助成金がなくなっておりますけれども、行政改革にはなじまないではないかと思っております。ご検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、施政方針について伺いをいたします。

まず、決算特別委員会の指摘事項をどう施政方針に反映させておられるか、お伺いをいたします。決算特別委員会は、9月の定例会で平成22年度一般会計歳入歳出の認定から菊池市水道事業会計決算の認定まで12議案の審査・認定をしたわけでございますけれども、昨年10月4日から4日間執行部の説明を受けました。決算特別委員会の審査は、予算がその目的と趣旨に沿って適正に反映されているか、また今後の行財政運営にどのように改善されるべきかを審査するわけでございますけれども、委員会で出た意見がどのように施政方針に反映させておられるか、お伺いをしたいと思います。特に委員会に出た主な意見は、市税の納付について、所得が落ちている、全市的に取り組んでいきたいというような回答でございましたけれども、どう検討されたか。2番目に、行政改革等効率について。3番目に、職員の研修について。4番目に、太陽光発電装置の設置の効果について。また新エネルギー対策事業について。5番目に、ブランド推進課の充実について。6番目に、生活保護の認定とその後の実態の把握について。7番目に、奨学資金制度について、ハードルが高いのではないかというような意見も出されております。8番目に、地籍調査事業について。9番目に、中小企業振興基本条例と入札について。というふうな意見が出されましたが、こういう事業についてどのように検討され反映されたか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） ただいまご質問をいただきましたことに関しましては、各部等にまたがりまますので、総務部のほうから一括してお答えをさせていただきます。

昨年、10月4日から7日までの4日間に及びました決算特別委員会で、各委員の皆様方から貴重なご指摘をいただきました。それらの事項につきましては、各部署で十分検討を重ね、今後の行財政運営に反映をすることとしております。以下、ご質問をいただきました項目ごとにご説明を申し上げます。

まず、最初に市税の納付について所得が落ちている。全市的に取り組んでいきたいと申し上げたことに対して検討されたかどうかというご指摘でございますが、このことに関しましては、施政方針で述べられております各施策のうち、所得の向上に資する施策としましては、産業の振興や都市基盤の整備、生活環境の整備が中心となりますが、市民の皆様の生活向上につながるようブランドの構築やPRの充実、雇用創出、また生産環境の基盤となる道路や農地の整備などに力点を置き、調査検討の上、来年度の施策に反映をさせております。

次に、行政改革等効率についてでございます。行政改革につきましては、現在第2次行政改革大綱に移行しておりますが、第1次行政改革大綱の方針、方向性を継

承しながら、改革の成果が市民の暮らしに直接結びつくような市民視点の行政サービスの充実を目的に加え、推進をいたしております。今後も主要6項目を初め、全20項目の取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、職員研修についてでございます。職員研修につきましては、平成24年度も県の市町村研修協議会や市町村アカデミー等への研修参加を予定しております。このほかにも、直接、市において業務に関連した研修等、様々な研修を予定しており、今後も職員のスキルアップ、公務員としての資質の向上に努めてまいります。また、今年度から本格施行いたしました人事評価制度の充実に向けた研修につきましても、平成24年度も引き続き実施することとしております。

次に、太陽光発電装置設置の効果と新エネルギー対策事業についてでございます。太陽光発電システムの設置効果につきましては、数年内に市内の戸建て住宅の約1割への設置達成される見込みです。自然環境に配慮した効率のよいエネルギー源として、市民の皆様にも好評であり、環境や節電意識の向上とあいまって、設置希望も年々増加しております。また、新エネルギー対策事業につきましては、今申し上げました太陽光発電システム補助を中心に進めてまいります。そのほかの新エネルギーにつきましては、国や県の動向を注視し、情報の収集に努めてまいります。

次に、ブランド推進課の充実についてでございます。ブランド推進課につきましては、平成22年度に設置を行ったところでございますが、平成23年度には職員を1名増員したところでございます。今後、菊池市地域ブランド推進協議会で本市のブランド戦略が構築されますので、それに伴い予算の充実を図ってまいります。

次に、生活保護の認定とその後の実態の把握についてでございます。生活保護受給者には生活保護法に基づき、必要な扶助を行っておりますが、被保護者数は依然として増加傾向にあります。今後も就労可能な受給者に対しましては就労支援を行うなど自立に向けた助言指導に努めてまいります。

次に、教育委員会で所管をしております奨学資金制度について、ハードルが高いのではないかというご指摘についてでございます。本市の奨学金の貸付につきましては、市条例に基づき、経済的理由などにより就学困難な方に対して貸付の決定を行っております。本市の制度につきましては、県内の他市と比べ貸付額も高い水準にあり、また申請資格も他市の奨学金に比べ緩和されており、利用しやすい制度であると考えております。

次に、地籍調査事業についてでございます。地籍調査事業の推進につきましては、平成22年度からの第6次10カ年計画も考慮し、体制づくりを整えながら早期完了に向け努力をしております。

最後に、中小企業振興基本条例と入札についてでございます。菊池市中小企業振

興基本条例につきましては、その理念に基づき、指名に当たっては市内業者を優先して選定しておりますが、さらなる受注機会の増大に向け、資格取得等のレベルアップを図り、将来的な受注機会の拡大に向けた取り組みを行っております。平成24年度におきましては、高止まりしています落札率の低下や入札の透明化、迅速化等を踏まえ、今回の議会で予算をお願いしております電子入札を導入してまいります。

以上、個別ごとに申し上げましたが、決算特別委員会でご指摘をいただきました事項につきましては、予算が伴うもので主要なものにつきましては施政方針の内容とし、今後の行財政運営にも十分反映することとしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ありがとうございます。今後とも決算特別委員会をぜひ市政に反映をさせてほしいと思います。

再質問をいたします。施政方針の中で、泗水に地域交流センター、仮称ですがけれども、建設する計画が立ててございますけれども、この交流センターの中にぜひ論語教育の拠点として活用してほしいと思いますけれども、活用できないか、お尋ねを申し上げます。

論語につきましては、高野瀬の老人福祉センター内に文明4年、1472年ですがけれども、21代の重朝公が菊池の文教奨励のため創建した孔子堂跡の石碑があります。今から540年前、孔子堂には孔子の画像と十哲の像が祭られ、重朝は家臣を集めて儒学を教えを春・秋には積奠の礼を行い、菊池における学問の場として広く知られていたところでございます。孔子公園の一角にあるこのセンターこそ、菊池論語教育の拠点にふさわしい場所だと思いますけれども、活用できないか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 地域交流センター、これは仮称ですがけれども、これは、まずまちづくり活動とコミュニティ形成の拠点として、社会資本整備総合交付金事業の提案事業により整備される施設であるわけです。したがって、当事業の整備方針に基づいて建設される施設でありますので、現時点では論語教育の拠点となる施設の位置付けは大変難しいのではないかと考えております。ただし、センター内に歴史民俗資料室を設置する予定でありますので、孔子やあるいは論語に関する既存

の資料は、ここで展示できるのではないかなと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

ただいま教育長のほうから活用方法についてはお聞きをしましたがけれども、現在、菊池の教育会で子ども論語塾が行われております。2500年前の孔子と、その弟子たちへの教えが今も日本人の総合人間学として、また心のマニュアルとして生き続けております。佐賀の多久市では、多久聖廟が建ち、論語によってまちおこしが行われております。子どもたちは、論語カルタや論語検定で論語を日常の生活の中で活用しております。文教菊池として孔子を奉り、積奠の礼を行っているこの孔子公園の施設こそ、論語教育、人間教育の拠点としてふさわしいと思っております。孔子公園に行きますと、孔子の教え八徳、八つの徳、人として守るべき8つの行いを大きく書いてあります。「恥、廉、義、禮、信、忠、悌、孝」、恥というのは恥ずかしい行いをせず正しく進むこと、廉とは欲張って物をほしがることをせず、きれいな心でいること、義とは正しい行いをして悪いことをしないこと、禮とは礼儀正しくすること、信とは人に嘘のない真心を持つこと、忠とは正しく真っ直ぐの心、自分にも嘘のない真心を持つこと、悌とは兄弟仲良くしてみんなで助け合うこと、孝とはお父さん、お母さんの言うことを聞き、心配をかけず親孝行をすること、親孝行が人間の道として一番大切ですよということが大きく書かれております。これこそやっぱり子どもの教育の基本ではないかと思っておりますけれども、論語教育についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 現在、中町にあります菊池教育会で子ども論語塾が盛んに行われておりますし、子ども、そして親共々大変うれしそうに参加しているのを一度拝見したこともございます。また、佐賀県にあります多久市、私も一度そこにおじゃましたことがありますけれども、本当にこの論語教育というものが徹底して行われているような地域でございました。

お尋ねの件ですけれども、仮称地域交流センターは、孔子をシンボルとした孔子公園に隣接して、一体的に整備される施設であるため、孔子とは関係の深い施設であると考えております。高野瀬地区の老人福祉センターの敷地内に孔子堂跡の石碑が建てられておりますとおり、儒学を学問として取り入れたことで、文教の地菊池として広く知れ渡ったということは存じております。しかし、先ほどお答えしまし

たとおり、現時点におきましては、地域交流センターがこの論語教育の拠点となる施設とは考えておりません。ただ、地域交流センターは、公民館の機能を有する施設として整備されますので、新しい講座の中に論語教育を取り入れることは可能ではないかなと思っております。こうした公民館講座の中にひとつ位置付けて講座を開設していければいいなというふうには考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後1時40分

開議　午後1時52分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君）　こんにちは。まずは、午前中、東議員からも話がありました。4日後の11日、あの忌まわしい東日本大震災から丸一年を迎えます。改めて犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災者の方にお見舞いを申し上げます。菊池からも多くの職員さん、市民が支援活動を続けてまいりました。私自身も4月に8日間、7月、8月と3日間、微力ながら宮城県南三陸町並びに岩手県の大槌町、遠野市にお手伝いに行かせていただきました。本来であれば、復興の兆しが見える時期であるはずですが、未だにその姿が見えない。それどころか復旧すら進まない。理由は、広域的ながれき処理が原因だと思います。宮城県の通常の19年分、岩手県通常の11年分、その処理率はわずか5.6%に留まっております。残念ながらこの菊池市においては公の処分場がないために、そのことにお答えできませんが、きょう現在受け入れ自治体は、東京都のみです。神奈川県、静岡県などが地元説明会を実施していますが、反対の意見も多く聞かれております。しかし、処理にはがれき時に1回、移動時1回、裁断時に1回、焼却前に1回、焼却灰1回、都合5回の放射能検査が行われております。安全性には万全を期する制度ですが、その制度をつくった国に信頼ができないという意見については、私は反論できる立場にはありません。ただそんな中、先日遠く離れた沖縄県が受け入れを表明いたしました。基地問題の痛みを全国で分かち合ってほしい、そんな願いを発信されていることから、逆に東北の痛みを受け入れる、この決断は日本人の一人として感謝の意を表すところであります。私ごときが大変僭越ではありますが、この状況を打破するためにも、被災地の方々に成り代わりまして、全国の皆様のご理解を

得ることを願いばかりであります。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

平成20年度より、菊池市内全ての小中学校において2学期制度が実施をされております。実施に至っては、多くの議員さんより意見が出されたことを記憶しております。効果としては、多様化する先生方の事務効率の向上と、何より児童生徒の学力向上が望めるということでありました。私自身も委員会審議の中で、実施に踏み切ることは理解を示しますが、もしその効果が表れないときは、勇気を持って元に戻す決断を望むという意見を述べさせていただきました。以来、4年を経過した今、学力及び子どもたちにどのような変化がみられるのか、また保護者等からは意見はどのように伝わっているのか。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 平成20年度の2学期制導入から今年4年目となります。通知表が3回から2回になったこと、そして5日間の秋休みが置かれたこと、また2学期制で目指すものとして、1年間を長い期間で区切ることで、柔軟に学校行事、教育活動を設定し、学校教育活動の一層の充実を図ったり、教師が子どもたちとしっかり向き合い、より充実した学習指導や生徒指導、あるいは進路指導等を行ったりすることにあり、この4年間で一定の教育効果も生まれているところでございます。その中で、子どもたちの学力についてみますと、2学期制の前の年であります平成19年度と平成22年度の数値を比べてみますと、全国標準学力テストでは、全国平均50.0に対しまして小学校では54.2から54.1と、ほとんど変わりませんが、中学校では49.9から現在51.6と1.7ポイント上がってきております。また、毎年行われております県の学力学習状況調査でも、市全体を見ましたときに、市の平均は小学校、中学校ともに県平均より2年ほど前から上回るようになってきております。そのほか、年間30日以上欠席者であります、いわゆる不登校児童生徒数では、小学校は2名から3名と1名増えていますが、中学校では47名から34名と13名大きく減少している状況にあります。

次に、保護者からの意見であります。導入前の年や初年度には、通知表が2回では不安、秋休みは要らない、そういった意見がありましたけれども、通知表に代わるものとして、小学校では学びのステップ、中学校では成績表が作成され、保護者に渡されること、秋休みの分は夏休みの短縮で授業日数が200日確保されていること等をご理解いただいて、2年目以降からは批判的なご意見は特に伺っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 学力は、中学校は1.7ポイント上昇で、不登校も非常に減ったというお話であります。ただ、保護者からのご意見という部分については、一部しか伝わらないところがあると思うので、それだけの実績が出たのであれば、これからはできるだけ教育委員会として機会を見て、保護者の方についてやっぱり説明会、または広報での周知というもので、より理解を得ることが私は最善の道ではないかというふうに思います。そして、そのことは何より、やっぱり子どもたちの育成が一番であるということを考えれば、常に検証を怠らない旨、これが一番大事だと思います。今後保護者等についてそういう説明会を行う予定があるかどうかをお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 保護者からの、今申し上げましたように、批判的なご意見というものは今のところ聞いておりませんが、現在、各学校に学校評価報告書を3月12日までに提出を求めています。本年度は、この中に2学期制の検証という項目を入れております。この報告書により、必要に応じて学校を通して啓発を行ってまいります。2学期制の実施4年目となり、菊池市においては授業日の200日の確保に努め、新学習指導要領に基づく授業実数も確保し、学校行事の見直しを行いながら、三者面談、あるいは夏休み中のサマースクール、いわゆる補充学習ですけれども、こういうものを年々実施しながら定着してきたところです。

そこで、今ご意見がありましたように、ご質問がありましたように、保護者へのさらにその2学期制の趣旨の徹底あるいは効果、こういうものをさらに教育委員会のほうからでも説明してほしいという点でございますけれども、2学期制を導入する前の年、そして実施しました平成20年の年というものは、PTA総会を初め保護者会等で説明を行ってきたところです。しかし、保護者も年ごとに代わってまいりますので、その点で理解されていない方もおられるんじゃないかなというふうな気持ちは持っております。今後、校長会等を通して、PTA総会や保護者会等で随時再度、2学期制についての目的、そしてその成果、こういうものを理解していただくために、いろんなPTAの会合等で説明をしていただきますように指導してまいりますというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番(樋口正博君) それでは、次に移らせていただきます。市内の教育環境整備について、とりわけ専門教育の強化についてということでお伺いをいたします。実は、この内容はほとんど先ほどの東英俊議員の教育内容とかぶってしまっていて、重複する分は結構ですので、私なりの観点でちょっとお聞きしたいと思います。非常に東議員、また市長、教育長の母校にかける熱い思いというのはお聞きをして安心をしたところではありますが、先ほどの東議員は非常に在学中に成績が優秀であった高い目線での話なんです、私はそれほどできがよくありませんでしたので、その目線でちょっと質問をさせてもらいたいと思います。菊池市では、他自治体にはない独自の事業として、体験英会話合宿英語の森菊池や国際感覚を養う日韓青少年ホームステイ事業などが国際色豊かな取り組みとして行われてきました。今日の菊池、熊本、そして日本を背負う若者の育成の取り組みであって、私自身は非常にいい取り組みだというふうに感じています。しかし、中学校卒業後、この貴重な体験を生かす場所がこの菊池市には不足しているというふうに思います。これから越権行為というふうに書いてあるんですが、先ほど答弁をされたので大丈夫かとは思いますが、この菊池市には3つの高等学校が存在をします。1つは菊池女子高校、普通科、家庭科、そして社会福祉科があり、建学の精神をととみ、専門課程による資格取得等、高い就職率を誇っております。近年では、剣道やボート競技において顕著な成績を収め、大学への進学率も高まっているというふうに聞いております。次に、菊池農業高校、農業、園芸、畜産、食品、生活文化等5つの学科を持ち、それぞれに特色を生かし、農業後継者の受け皿となるとともに、近年では九州大学進学等も果たしており、学科における最高倍率は1.45ですね、5学科のうち2つが1倍以上ということでもあります。そして、菊池高校ですが、普通科、商業科があり、現在まで多くの医師、教育者、官僚等を輩出していますが、近年では商業科は常に1倍以上の競争率があるものの、残念ながら普通科においては、先ほども教育長言われましたが今年でいうと0.75倍、定員割れの状況が見られます。さらにその数値は、教育長もご存じでしょうが、我々の時代は普通科定員320名、今は定員200名に対してこの倍率ということでもあります。卒業生の一人として、非常に寂しい思いを感じておりますが、では今の体制が悪いのかと言え、私はそうは捉えていません。何が悪いのか。一つは少子高齢化の波が非常に大きいというふうには思います。さらには、私は今の時代背景を見る中では、ある意味普通科の需要自体がもう限界に来ているのではないかと考えています。それは、近隣の鹿本高校や大津高校を見ても、普通科だけを見れば定員は昔より少なくなっています。ならば、先ほど述べたように、特色ある菊池の義務教育を高等学校でも継続できる

ように新たな学科の創設を熊本県に対して要望することはできないでしょうか。例えば、他校にも英語コースというのはありますが、そこにプラスワンで北京語やハングル語、それらを学べるような国際学科や国が力を入れているインバウンドの観光に対する人材の育成を行う観光科など、菊池市だからこそ行える新しい分野の創設は可能と考えますが、いかがでしょうか。現在では、調理や美術、または建築などに特化している高校も見受けられますので、不可能ではないというふうに考えております。実は今までもOBからかなりいろんな意見は出されていると思うんですが、私の知る限りでは、公式に県に対して声を上げたということは記憶をしておりません。先ほども述べられたように、教育長は今学校審議員もしておられますので、できれば菊朋会を中心として地域の意見を集約して、本気で将来の姿を模索することはできないでしょうか。ある意味マイスター制度ではないか等の非常に解釈が難しいことは承知をしておりますが、これ以上事態が悪化する前に、まずはアクションを菊池として起こしていただきたいと思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 樋口議員の熱い思いも、私も十分受け止めておりますし、また菊池市高校のOBとして切に願っている一人でもございます。しかし、現在我が国というものは高校入学、募集定員が受験者を大きく上回る高校全入の時代が到来しております。現在、県内外、公立・私立を問わず、各高校は特色ある学校づくりのために、学科・コースの設置、校名や制服の変更を行ったり、部活動や進学の実績を上げるなど、生徒の獲得に努めておられます。ご指摘の地元高校の活性化を図る上で、特色のある学科あるいはコースの新設をされることにつきましては、私も同じ気持ちでございます。なお、学科やコースを設置する場合、これも40人という一つの学級編制基準が必要となります。原則、学科を設置する場合、定員が40名。またコースの件につきましては、例えば鹿本高校の普通科の中に体育コースというのがございます。この中に1コースで40人の場合、そして大津高校の普通科には体育コース、美術コースというのがありまして、体育コース20名、美術コース20名、このように2コース合わせて40人、そしてこれが一つの学級と編制されております。学科・コースの設置については、菊池高校で先ほど議員からおっしゃいましたように、私自身が学校審議員じゃなくて学校評議員ですね、学校評議員を努めておりますが、これまでも評議員の会議の中で、特色ある学校づくりや、あるいは芸術コース、あるいは体育コース等の新設の提言も行ってきたところです。公式にはまだ言うておりませんが、今言われましたように、もしそういうふ

うな熱意が地域から、あるいは学校から、あるいは地元の高校から上がっていけば一番いいと思いますけれども、そのためにはやはり今の中学生の子どもたちがどのような学科、あるいはどのようなコースを希望しているのか、そういうのも調査する必要があります。そうした実態調査を踏まえた上で、地元高校なり、あるいは県のほうにも話を進めていかなければならないというふうに考えております。先月、私も県立高校の所管しております高等教育課のほうに行ってまいりまして、直接お会いして、担当の方とどういうふうにして学科とかコース等ができていったのか、そういった経緯あたりもお聞きしました。言われたことは、やはり地元校区にあります地域の特性、例えば農林業、農業が盛んな地域、林業が盛んな地域、あるいは水産業が盛んな地域、そうした地域の特性がその地元高校にどういうふうになっているのか。それから、2つ目は、やはり高校側からの要望であると。例えば、菊池高校がこういう科を設置していきたい、学科を設置していきたい、そういうものが上がってきて、初めてテーブルに乗って、そしてそれから話し合いを進めていくということです。ですから、まずやっぱり地元の中学生がどんな希望を持っているのか、そういうのを調査しながら、これからまた学校評議委員会、あるいは菊朋会、こういうところとも話を進めながら、もし必要ということであれば、その気になって私のほうも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 先ほど教育長も、市長のお考えもお伺いしましたので、できれば是が非でも、廃校という最悪な事態だけは避けるように、積極的な関与を続けていただければというふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。施政方針についてお伺いをいたします。

まず、最初に連携交流の推進、産業の振興についてであります。農業・観光業のブランド化に向けての具体的な広報戦略はということです。今年の施政方針を見る中で、ブランドという言葉が4回、広報戦略を含めたPRという言葉が6回出てまいります。福村市長の地域ブランドにかける意気込みが強く感じられる内容であります。確かにブランド力を高めるためには、広報戦略というのは有効な手段として、また欠かせない手段と思いますが、平成24年度に行われる広報活動の具体的内容についてお答えをいただきたいと思います。

2点目が、「市民友好の翼」事業についてです。この事業については、企画からチラシ作成及び参加者の同意に至るまで、商工会及び商工会青年部がこれまで独自に行ってきた自主事業として運営がなされております。第1回目が平成4年、参加人

数約280人、行き先がハワイ。第2回目が平成8年、参加人数が約20人、ハワイ。第3回、平成12年、参加112人、ハワイ。第4回が平成16年、参加126人で韓国。第5回が平成19年参加102名で台湾というような事業であります。今回の施政方針の中に、この事業を載せているということに関して、当事者である商工会及び青年部に対して、事前の打ち合わせ及び了解を得ているのかをお伺いをしたいと思います。

2点目は都市基盤の振興についてであります。都市計画を含めた国道325号の大琳寺以降のルート選択についてお伺いをいたします。方針の中には、今後は大琳寺までの菊池拡幅区間の整備を行うとともに云々というふうに記してあります。しかしながら、既にここの区間は熊本県よりマクドナルドの店舗までのルート及び工事の決定がなされているというふうに私は認識をしております。では、今後本当に大事なことは、その先のルート決定にあるのではないかというふうに考えます。なぜなら、菊池市の都市計画は確定をしておらず、さらには平成16年もP I委員会での協議結果である、片側1車線、2車線の両論併記なるものが未だにその先のルート決定に悪影響を及ぼしているのが現状であります。国土交通省においても、このP I委員会の答申は影響が多いというふうに聞いております。ならば、前回のP I委員会に続く新たな議論の場を設け、都市計画を含め協議をすべきと考えます。1車線、2車線、いずれを選択にせよ、多くの議論を必要とすることが予想されるからであります。例えば、現状で言えば伊坂付近にセブンイレブンがありますが、大変な賑わいを見せております。しかしながら、あそこが片側2車線になるということは、中央分離帯ができます。中央分離帯ができると逆方向からの進入ができなくなる。そうなれば、商行為に大きな影響を及ぼすことが予想されます。街中を大道路で分断をするのか。それとも、ほかの方法があるのか。または、用地買収が可能なのか。数多くの問題に直面すると思います。ならば、できるだけ早く準備を進めて、今後のルート確定に向けた菊池市の意見を国・県に対して伝えることが私は重要ではないかというふうに考えます。

また、4月から造成が始まる菊池テクノパークにおいても、中九州横断道路と国道325号線が将来どう機能するかで、誘致企業の反応も必然的に変わってくるはずです。言い換えれば、私は今回の菊池テクノパークにどのような企業が立地をするか、その企業次第で菊池市の未来像が大きく変化を遂げるチャンスではないかというふうに感じております。であるならば、菊池市として国・県を動かす大きなアクションを起こすときと考えますが、執行部のご見解をお伺いをいたします。

3点目が生活環境の整備についてですね。これは、人口減少対策におけるNPO法人と協力協定締結というふうにあります。これ多分私も勉強不足なんでしょう

が、この内容をどのような取り組みで、どのくらいの効果を見込んでおられるか。このことについてお伺いします。

また、先日担当課にお渡しをしています。所沢市の街中の居住環境及び街なみを保存するための条例の制定等も考えておられるかどうか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 私のほうから、まず1点目のPR広告についてと、それと2点目の市民友好の翼事業についてお答えいたします。市の広告に対する取り組みにつきましては、平成23年におきましても関係各課において、様々なメディアを活用し、連携を実施してきたところでございます。また、観光協会を初め関係団体とも協議を重ねながら、効果的なPR広告を実施しているところでございます。平成24年度は菊池市の知名度を向上させることを主たる目的としたPRとして、ラッピングバスや市の歴史や資源を新聞記事風に紹介する広告、観光資源や農畜産物等を絡め、観光客誘致と消費拡大をねらいとしたPRとして、観光情報誌やラジオ番組での情報告知、また企業誘致などを目的としたPRとして、東京方面の交通機関を利用した広告など、市の戦略に応じ、それぞれのターゲットを明確にし、より効果的な広告戦略を実施することとしております。そのために、関係各課が連携をし、各種メディアを活用したPR広告を予定しております。事業実施に当たりましては、重複するような広告を避けるため、関係各課での協議を行うとともに、観光協会など関係団体とも協議を重ね、より効果的なPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、市民友好の翼事業につきましては、市長が施政方針で申し述べましたように、広く市民の皆様に国際交流を体験していただくために、新たな試みとして熊本空港からチャーター便を利用し、釜山経由で韓国の友好都市を訪問する計画でございます。今後、各団体との詳細な協議を行わなければなりません。このような考えがあることだけはお伝えしており、商工会の青年部からは、同じような計画があるので一緒にやりたいとの回答を得ております。同様に、観光協会も今月末に韓国からのモニターツアーを実施するところですが、韓国から菊池に来てくださいとお願いするためには、こちらからも行かなければならないので、ぜひ協力したいとお話をいただいております。予算の承認をいただいた後は、商工会青年部や観光協会等の関係団体と連携を図りながら、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 私のほうからは、2点目の土地基盤の振興、それから3点目の生活基盤の整備について答弁させていただきます。

国道325号は、現在順次4車線化の準備が進められております。旭志拡幅から、いよいよ森北から大琳寺までの菊池拡幅区間に入りました。議員ご質問の菊池市街地区間整備でございますが、熊本県ではこれまで国道325号菊池地域の整備のあり方を検討するに当たり、住民参加型の道づくりを進めるため、パブリック・インボルメント方式を採用し、地域住民や学識経験者及び行政関係者からなる国道325号検討委員会を設置し、検討が進められております。委員会のまとめとしましては、先ほど質問の中にありましたように、郊外から市街地流入部までについての早期の4車線化を求めた上で、市街地区間については現道の4車線化と現道と主要地方道植木インター菊池線を活用する現道2車線プラス2車線案の両論を併記して終了しております。今後、熊本県におきましては、市街地区間について現在進めております旭志拡幅や菊池拡幅の事業進捗と、これに伴う事業者交通量の変化等を見極めながら検討していくと聞いております。市といたしましても、事業主体であります熊本県の動向を見据え、国道325号の計画と併せて将来のまちづくりについて検討し、県と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の生活環境の整備につきまして答弁をいたします。NPO法人21世紀環境研究会は、環境保全の取り組みの一環として、田舎暮らしを応援する活動を行っており、本市の空き家での移住実績を持っていたため、昨年5月、定住化促進のための活動に関して協力協定を締結いたしました。協定内容は、空き家情報の共有や移住者支援となる空き家の片づけ、移住者が地域や風土になじめるような継続的なサポートなどです。NPO法人の活動により、協定締結後に8世帯30名が移住しており、さらに2件の賃貸契約も完了しております。東日本大震災の影響もあり、移住のための空き家に関する問い合わせが多くなっているため、NPO法人へ空き家調査業務を委託しており、さらなる定住促進を図ります。

なお、現在、前述した活動も含め、空き家の情報収集を行っておりますが、ご指摘のように安全面や景観上も含め、その管理において問題になっている場面がございます。市街地のみならず、中山間地におきましても、危険な空き家が確認されております。条例等での規制も考えられますが、まずは所有者のそれぞれの事情や個人的な権利も含め状況を把握したいと考えております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君）　まずは、市民友好の翼なんですけど、企画部長、お話わかりません。わかるんですけど、若い子たちが企画をして実行するというのは、ひとつ学びの場でもありますし、行政として関わる以上は、僕は必要以上のことをしてはいけないというふうにも感じてます。それは、事柄にあまり干渉せず、行政として必要最小限のことはお願いをしながら、若者の自主性を生かした事業に仕上げていただければというふうに感じています。

あと、国道325号の話なんですけど、すみません、部長、今おっしゃったこと、僕が質問したことと一緒に、それをわかってちょっとお聞きをしているんですけど、要はその先の車両の数云々ということはわかるんですけど、要はこの先、延ばそうと思えば、先に準備をしとかないと後手後手に回ってしまうという意味ですので、そのことはぜひ捉えていただきたい。PI委員会についても、私は傍聴しかできなかったんですけど、あのメンバーの中に最終的にもめたのは、あのメンバーの中に八代から来られた女性の方が1名入っておられて、最後までそれを言い張って、なし崩し的にああいう形になったというのは、何人かの部長さんたち、ご存じだと思うんですよ。あれが本当に民意かといえば、私はそうではないというふうに感じているし、そうであれば、新たな協議機関などをいち早く立ち上げるということが私は大切だと思いますので、そのことは考えていただきたいというふうに思います。

あとは、条例制定については、当然街中の居住空間の安全性、または街なみを保護するためには、ぜひとも必要な条例ですし、いろんな問題があるのはわかりませんが、現によその自治体で条例として成り立っているということではできないということではないと思いますので、前向きに捉えていただきたいというふうに思います。

それでは、広報戦略についてだけちょっと再質問させていただきます。広報戦略についてですが、言葉に表すのは一番簡単なんですけど、ある意味一番困難な課題であるということは私も捉えております。方針の中にも触れてありましたが、昨年菊池温泉は全国名湯百選の栄を受けました。改めて村川信彦を初め、先人のご苦労とたゆまなき努力に感謝をするところであります。この名湯百選が私は新たな菊池ブランドの確立に一役買えるのではないかとこのように考えております。この評価は、私自身が観光業という意味合いではなくて、この評価そのものが私はこの菊池市が持つ大自然に育まれた環境、そのことによって生まれたブランドだからというふうに捉えております。ならば、今回をきっかけに、このブランド力を農業のブランド強化に生かせないかとこのように考えています。例えば、お隣というか、すぐ近くの佐賀県の嬉野市では、皆さんご存じのとおり、温泉豆腐というのが非常に有名だと思うんです。これ熱していくと豆腐がだんだん溶けていって、大体非常においし

いんですが、これが各旅館の定番メニューになっていまして、それについて、観光客がおみやげに豆腐と調理水とたれと薬味がセットになった嬉野温泉豆腐ということで買い求められます。多分、皆さんの中にも買った方おられるかと思うんですが、これなぜ溶け出すかということは非常に不思議なんでしょうが、意外と仕掛けは簡単でして、この場では種は証しませんが、ただこの近年のデフレの中です、このセットは豆腐2つですよ、大ぶりの、たった2つなんですけど、これ豆腐2丁で1,500円から3,500円で店舗やネットで売っているんです。ただこれですね、菊池で考えれば、今豆腐いくらかというと、1丁大体35、6円から、高いところで100円ですよ。国産大豆といっても150円とか200円なんですけどね、これがそういう値段で売れるんです。ただ、この豆腐はですね、嬉野市で収穫をされた大豆、嬉野市のお豆腐屋さんでつくった豆腐というのが大前提なんです、またさらにはですね、地元で嬉野温泉豆腐協会というのを組織しまして、登録商標をこれ取っておられます。要は、法的に類似商品の販売ができない手立てを打っておられるんです。温泉の恩恵を農業者や加工業にも広げている、身近な例ではありますが、要は農家が自分がつくった作物に自分で値段を付けれる、加工業も適切な付加価値を得ることができると。温泉施設はあふれ出ている温泉を用いて対価を得ることができると。本当に一番いい形ではないかと思えます。そんな農商の連携が菊池でも創り出せないのかと考えるところでもあります。例えば、この議場の中におられる方々とのコラボレーションも、私は十分可能だというふうに思っています。既に耕畜連携により「えこめ牛」というブランドができておりますが、例えば私の家は旅館業なんです、よく客さんから、ちょっとお茶がおいしかったのでお茶を分けてくださいという話をよくお聞きするんです。最初のうちはですね、何でなんだろうなど、うちのは業務用ですからね、そんな上等なお茶は使ってないわけですから考えていたんですが、それが2回、3回、4回と続くたびに、よく考えてみたら、お茶を入れるポットのお湯を温泉水を沸騰させて入れていたんです。ああ、なるほど水が変わればやっぱり味も変わるのかなという感覚なんです、きのう中山議員とお話をしていたんですが、今大体100gで500円が平均で1,000円ではとても売れないという話なんです、例えばこれ、温泉水とセットでお茶の売価が1,000円以上、例えば1,200円で売ることだってできないのかなというふうにやっぱり考えます。例えば、温泉水がだめであれば、穴川の湧水や雪野の湧水、または若木水源の湧水とか、そういうものだってセットは可能だというふうに思えます。また畜産で言えば、隈部議員、東議員、坂本議員が酪農されていますが、人吉では牛乳焼酎というブランドで焼酎ができていますね。これ一時期ネットで、実は飲んでも塗っても毛が生えるという、育毛効果があるということで、ネットでしばらく

買えなかったんです。これはある化粧品メーカーが調査入れたところ、確かにその成分が含まれていたそうです。これは、つくったほうが意図的にやったのではなくて、ネット上の口コミで広がったという話なんです。そういうことを考えればですね、いろいろと商品はつくれるんじゃないかというふうに考えています。既に菊池の旅館組合においては、名湯百選のブランド保護を目的に菊池温泉の名所に登録商品の手続きを終えました。つまり、旅館組合の許可なく無断で菊池温泉のネーミングを使用することは、もうまかりなりません。例えば、菊池市の農産加工品の振興や菊池温泉郷のイメージを著しく損なう事業者、または菊池市の観光政策に非協力的な事業者に関しては、使用を差し止める法的手段を持っております。当然、奥菊池温泉や東西南北菊池温泉等の紛らわしい表記にも対応ができる準備を終えております。むろん菊池の優良なというか、普通の市民の方がこういうことをやりたいということであれば、当然どんどん使ってもらおうと思うんですが、悪用できないようにはしています。であれば、このブランドをどうにかして、菊池市の農産物や加工品を生かすための戦略を考えてはいただけないかと思っています。ある時期、一つに集約するというので、大手の広告代理店等を使って戦略が打てないかという話も考えてみたんですが、いろんな方に相談したところ、大体そうであれば年間2,000万円から3,000万円のお金が要るし、ある地域では5年間の継続で1億円使ったんだけど、仕事はちゃんとやってくれるんだけど、その本当に地域が求めているものが出るかどうかというのは、非常にやっぱり難しいというところでありました。本当に何が有効かというのは難しい判断ではあると思うんですが、そんな中、実は私、この間NHKの番組を見ていましたら、地方の疲弊した1次産業を蘇らせるデザイナーというのを紹介した番組がありました。日本の風景をつくり直せという番組で、これ高知県に住む方で宝はすぐ足下にあるということで、農産物や加工品のヒット作をプロデュースされている方なんですが、売れないゆずの加工品を年商20億円に押し上げたとかいう事例も出ていました。ただ、興味を持って画面を見てもみると、依頼した相手がどのくらい本気なのか、田舎を愛しているのか、それを確認するまでは仕事の契約はしない、一風変わった方だったんですが、ただ、やっぱりそんなに田舎を愛してくれる人にデザインをしてもらえる人は幸せなんじゃないかなというふうに感じました。あえてここで名前は出しませんし、その方が今ベストな選択かという確信は私自身も持ってません。ただ一つだけ言えることは、限られた予算で本当に農業を愛し、田舎を愛し、菊池のことを真剣に取り組んでくれる、そんな人材をやはり全国から探し出してプロデュースしてもらい取り組みを始めるべきではないかというふうには強く思いました。また、観光協会や商工会、旅館組合から、できれば広報費をお預かりして、市役所の広報予算も一本化をして、

菊池全域の広報戦略を一つのセクションに集約することも一つの方法じゃないかと思うんです。今の機構で言えば、市長の政策、そして広報を取り扱う市長公室、ここがもう全ての広報戦略を取り扱っていると、そういうことも先ほど調整という話がありましたが、なかなかこれ調整と言っても横の連携はとりにくいものですから、そういうことがあってもいいんじゃないかというふうに思います。いずれにしろ実現のためには、行政のより強いリーダーシップ、そしてパートナーシップが求められますが、今後の対応をどう考えられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えさせていただきます。

現在、観光協会や旅館組合の方にも参加していただき、菊池市地域ブランド推進協議会の中で、グルメづくりについての協議を行っているところでございます。議員の全国名湯百選に選ばれ、商標登録もされております菊池温泉の温泉水と農産物とのコラボレーション化したものを本市のブランド化づくりに生かせないかというご提案につきましては、今後のブランド推進協議会の中で協議をさせていただきたいというふうに考えております。また、本市のブランド戦略、ご当地グルメづくり、清流菊池水源のイメージ活用などにつきましては、協議内容の取りまとめやイメージづくりについて現在専門家をお願いをしております。今後におきましても、引き続き予算の範囲内で専門家の方のお知恵を借りまして、菊池ブランド戦略の確立に向け、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、観光協会、商工会を含めた関係各課の観光PR、広報等の予算の一元化につきましては、今後庁内の関係各課で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 先日、経済部長にはお渡しをしたと思うんですが、農林水産省も10月を目処に6次産業の支援プログラムということで、約200億円のファンドの設立を準備していますね。これを資本金として1次、2次産業出資金の同額を出すということですから、1次産業、2次産業が、例えば2億円の資本金を用意すれば、同額の2億円をそのファンドから出すと。合計4億円の会社ができあがる。さらに、これについては15年を目処に株式を買い取ってもらえばいいという話ですから、商業の操業支援事業の場合は、一般的には大体5年でその出資を買い戻してくれるということですから、3倍の長さがあるということ、非常に使いやすい

制度だと思えます。また、そこの受け皿というのは非常に難しい話ではあるんですが、ある程度大資本が前提となるので、農業法人というのは受け皿になると思うんですけれども、この農業法人も、僕は菊池においてはやっぱり優秀な法人が数は多くあると、存在しているというふうには思います。コッコファームさんもそうですし、この議場においでで北田前議長がお持ちの亀の甲ファーム、非常に優秀な農業法人がありますので、できればそういう方々にリーダーになっていただいて、地域の生産者の方も一緒に連れて行っていただきながら、そこに投資金を出していただいて国の支援事業を受けられると。さらには、これは投資金ですから何に使えるという使用用途もありませんし、自由に使えます。また、資本金に対しての、その信用で一般銀行との取り引きも非常に融資枠が増えるという制度ですので、このことを考えても、利用価値はあるというふうに考えます。その他様々な制度を生かして、今こそ私は前に打って出るチャンスだというふうに考えております。再度繰り返しますが、今回の名湯百選は私は百年に一度ということはいませんが、50年に一度のチャンスであるというふうには捉えております。ブランド確立、儲かる農業、商業施策を考えていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終えたいと思えます。執行部から何か意見がございましたら、お聞きをしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えします。

農林漁業成長産業化ファンドにつきましては、本年の2月21日と22日に熊本市内のホテルで九州農政局主催で説明会が開催されております。初めての本年度からの事業でありますので、早速本市から商工観光課、ブランド推進課、農林振興課の担当者を参加させております。この制度につきましては、農業者の方も多大な投資をする必要がございますので、法人化された大規模で所得率の高い農業者でないと、ファンドへの取り組みが難しい制度内容ということで、現在のところは理解をいたしております。ただ、この制度については大変有効な活用も考えられますので、今回の農林漁業成長産業化ファンドを含め、6次産業化の推進につきましては、平成24年度におきまして農業生産法人や認定農業者等を対象にセミナー等を開催をしたいということで現在計画をいたしております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後2時43分

開議 午後2時53分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 質問を始めます前に、まず先日の3月6日から菊池総合体育館で開催されました小惑星探査機はやぶさの帰還カプセル展示 in 菊池は、無限の宇宙空間を移動し続ける小惑星いとかわに到着し、表面から物質を採取し、2010年6月13日に約60億kmの旅を終えまして7年ぶりに地球へ帰ってきた小惑星探査機はやぶさの展示でありました。このことにつきましては、次代を担う多くの少年から青少年はもとより、会場を訪れました多くの皆さんに大きな感動と未来への夢をもたらしてくれたものではないかと私は思っています。特に同時に世界の誇れる日本の科学技術の素晴らしさを実証してくれたものと思っているところでございます。

さて、来る3月11日は東日本大震災から1年目を迎えます。死者1万5,850人、行方不明が3,272名という報道でありまして、岩手、宮城、福島3県では、今なお仮住まい、なお26万人の人がおられます。内訳的には、プレハブや仮設住宅が11万人で、アパート、公営住宅で15万人ということでありまして、被災地、被災者にとりまして本当の春はいつ来るのであろうかと、1日も早い復旧・復興を願うものであります。特に原発事故の後の福島においてですけれども、ストレスを感じると答えた人が調査では80%以上に上っているということでありまして。岩手、宮城、福島の3県、42市町村では震災直後の4月から今年1月までに新たに介護保険サービス制度の利用者が、認定された高齢者が約2万7,000人に上ることでありました。中でも38%を福島が占めているということでありまして。原発事故の1日も早い収束を願うところであります。

それでは、通告をしておきました2点につきましてご質問を申し上げます。

1点目でございますけれども行政改革について。このことにつきましては、2010年、一昨年、平成22年12月議会で第1次行政改革大綱の進捗状況の成果について及び平成21年度菊池市決算から見た財政状況についてお尋ねをしたところでありまして。当時の総務部長は、第1次菊池市行政改革大綱、平成18年から21年までの計画期間の全38の実施項目のうち、主要とする6つの項目について改革を進めてきたということで、6つにつきましては養護老人ホーム、公立の保育園、公立の幼稚園、学校給食、第3セクター、特別養護老人ホームであります。また、事務事業の再編整理、廃止、統合、民営化委託の推進、組織機構の見直しで91名の職員削減などが行われ、歳出削減額はトータルで10億3,000万円がこの5年

間の行政改革の進捗状況と成果、改革の効果額ということでありました。財政状況につきましては、21年度の決算では財政構造の弾力性を示す経済収支比率や実質公債費比率など、本市の財政構造は主に地方交付税などの国からの依存財源であり、自主財源の確保が大きな課題であるとの答弁でありました。

そこでお尋ねですが、第1次行政改革大綱につきましては、22年10月の進捗状況報告書以降の進捗状況、成果について、また第2次行政改革大綱、22年から26年までの取り組み状況については、以下の項目についてお尋ねをしたいと思います。目的の2に上げられています簡素で効率的な行政運営の中で、主要項目の4、民間活力の活用の中で、実施項目9の公立保育園の民営化の推進、10番目の公立幼稚園の民営化の検討、11の養護老人ホームの民営化の推進について、また主要項目の5で効率的な組織体制の中、実施項目12の組織体制の見直しと定員管理、14の学校規模の適正化、主要項目6の財政の健全化の中では、実施項目17の新市建設計画の見直し、18の特別養護老人ホームの総点検、主要項目の7外郭団体の見直しにつきましては、19の第3セクター見直し方針の推進、土地開発公社の見直し、以上の点につきまして、現在までの取り組み状況をお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 行政改革について、1回目のご質問にお答えをいたします。

平成18年度から平成21年度までを計画期間とした第1次行政改革大綱におきましては、全38の実施項目のうち6つの主要項目を定め推進してまいりました結果、平成22年度に議会を初め市民の皆様にご効果額10億3,000万円の成果を報告させていただきました。平成22年10月の進捗結果報告が第1次行政改革大綱の最終報告となります。現在は、第2次行政改革大綱に移行し、平成22年度から平成26年度までを計画期間とし、全20の実施項目のうち6つの項目を定め推進しているところでございます。第2次行政改革大綱20項目のうち、岡崎議員からご質問がありました項目について、現在の進捗状況と取り組み内容についてお答えをいたします。項目が多数ですので、簡潔に説明をさせていただきます。

まず、公立保育園の民営化につきましては、平成21年度に民営化検討委員会の答申を経て、市長を本部長とする行政改革推進本部会議で民営化の方針を決定いたしました。平成22年度には民営化する園やスケジュールを定めた実施計画案について保護者説明会を開催し、ご理解をお願いしております。平成23年度は移譲先選定委員会を開催し、保護者等の意見を踏まえた公募要領と選定基準を作成し、移

譲先法人の選定を行っております。平成23年12月定例議会において第一、第二幼稚園と砦保育園、3園の民営化関連議案のご議決をいただき、平成24年4月から民間に移譲することとなっております。

次に、公立幼稚園の民営化についてでございますが、平成20年度に行政改革推進本部会議で民営化の妥当性を承認しております。平成22年度におきましては、こども園構想の政府法案を慎重に検討する必要があるとして、民営化検討委員会の開催と諮問を見送っております。平成23年度におきましては、こども園構想の先送りに伴い、推進を再開し、実施計画案の作成、保護者説明会を実施いたしました。本年1月には検討委員会を立ち上げ、諮問を行っております。民営化を含めました公立幼稚園のあり方についてご審議をいただき、本年7月ごろに答申をいただく予定としております。

次に、養護老人ホームの民営化についてでございますが、平成21年度に行政改革推進本部会議において民営化の方針を決定いたしております。平成22年度に移譲先法人の選定を行っており、平成23年3月定例議会において、民営化関係議案のご議決をいただき、昨年9月1日にふじのお荘、こすもす荘、2施設の民間への移譲が完了しております。

次に、組織機構と定員管理についてでございますが、組織機構につきましては、第1次の行政改革から機能的で効率的な組織機構を目指し、できる限りの統合一元化に努めております。特に本年4月からは、部単位の組織改革を実施することとしており、さらに簡素で効率的な業務執行体制となるよう弾力的に見直しを実施したいと考えております。定員管理につきましては、昨年4月1日現在で合併当初と比較して101名の職員削減となっております。今後は、できる限り早い時期に定員適正化計画を策定し、適切な定員管理に努めたいと考えております。

次に、学校規模の適正化についてでございますが、水源・迫水・龍門小学校につきましては、平成25年4月からの菊池北小学校への統合を目指し、昨年9月に統合準備委員会を発足し、協議を行っております。河原小学校の隈府小学校統合につきましては、関係保護者、地区のご理解をいただき、本定例会への関連議案を上程いたしております。今後統合準備委員会を発足し、同時期の統合を目指したいと考えております。

また、学校給食につきましては、学校規模適正化審議会の答申を受けて作成しております学校規模適正化基本計画の中で、学校給食現場の再検証を行ってまいりました。本年度学校給食施設整備方針を作成し、保護者への説明を行ったところでございます。今後は、関係者のご意見をお聞きしながら、よりよい学校給食の運営を目指し推進をしてまいります。

次に、新市建設計画の見直しについてでございますが、平成18年度に総事業費を当初事業費から約20%減額する調整を実施しており、その後、随時新年度事業の確認を行い、当該年度の財政規模に合わせた調整を行っております。今後は、予定されている事業が現在の市民ニーズに適合するのか精査を行い、適正な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームつまごめ荘の総点検についてでございますが、平成22年度に中期財政計画を作成し、運営状況の精査を実施しております。本年度は、先進自治体の情報収集や運営形態の移行の可能性の調査を実施し、運営形態の方向性の検討を行っております。今後は、基本方針策定に伴う外部検討委員会の発足も視野に入れ、より効率的な運営形態の確立を推進してまいります。

次に、第3セクターの見直しについてでございますが、平成21年度に第3セクター見直し方針を作成し、経営検討委員会において経営形態の検証を実施し、毎年度継続して経営状況の公表を行っております。また、現在の指定管理は平成25年度で終了するため、今回の募集につきましては公募制導入を推進しているところでございます。

最後に、土地開発公社の見直しについてでございますが、平成22年度に公社の見直しに係る検証を実施しております。その検証結果を踏まえ、この平成23年度に土地開発公社見直し基本計画を作成しております。平成24年度からは公社が所有する土地の整理や処分を推進し、工業団地売却単価や企業誘致促進補助金の見直しを行い、早期売却に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再質問を行います。

ただいま養護老人ホーム2園については、昨年の9月に民間移譲をされています。また、公立保育園の3園の民営化移譲につきましても、本年4月よりの実施をされる予定であります。ほか、公立保育園3園でございます。公立幼稚園につきましても民営化に向けた取り組みが進められているところであります。特に学校規模適正化につきましては、水源小学校、迫水小学校、龍門小学校の3校が菊池北小に来年、4月から統合をされます。また、河原小学校と隈府小学校の統合も、今議会に関係条例の制定が上程をされているところであります。

そこでお尋ねですけれども、1点目には2園の養護老人ホームが昨年9月に民間移譲になっております。先ほどお尋ねをしました特別養護老人ホームつまごめ荘についてはどのような取り扱いを今後進めて行かれるかということをお尋ね申し上げます。

たいと思います。

2点目、民間移譲、民営化に伴います関係する保護者、家族と市民のニーズへの行政フォローが今後とも大変重要であると思いますが、民営化ありきではなく、市としての今後の対応、考え方についてお考えをお示してください。

3点目でございますけれども、小学校の統合と伝統ある学校跡地の利用につきましては、地域住民、保護者、卒業生などにとりましては大変重要かつ大きな課題でありますし、問題であります。当然、セットで考えるべきものと私は思っておりますが、市の考えはどのようなことでしょうか。先ほど東英俊議員もお尋ねでありました学校統合のあり方について、お考えを示してください。

4点目、第3セクターの組織統合の考えはどのようにされているか。

5点目には、新市建設計画の見直し、事業内容の再検証は、こういう財政厳しい折りでございます。当然されているものと思っておりますけれども、どのような考えでおられるか。

以上、再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の特別養護老人ホームつまごめ荘の現状維持かとのご質問でございますが、第1次、第2次の菊池市行政改革大綱及び実施計画においては、地方公営企業の経営健全化を目的とした特別養護老人ホームの総点検を実施するとしております。つまごめ荘はご存じのとおり、平成17年度から平成19年度の3年間で全面改築を実施しております。大規模な改築のため、その後の経営状況の見通しが不透明だったことから、第1次行政改革大綱におきましては、民営化等の協議に至っておりません。改築後は、平成22年度から調理業務の民間委託などの経費の削減、さらには平成22年度に第2期中期経営計画を策定し、経営内容の分析等を実施しております。現在、庁内の検討委員会で協議をしており、その中で今後のつまごめ荘の運営形態についても検討をしているところであり、平成26年度までに方向性を示すこととしております。

次に、2点目の民間移譲、民営化後のフォロー体制についてでございますが、まず公立保育園について申し上げますと、平成22年度に策定をしました菊池市公立保育所民営化実施計画及び平成23年度に移譲先事業者と締結をしました運営協定書におきましては、公立保育所を民営化した後の様々なフォローを行うこととしております。まずは、現在の公立保育所における保育士の8割程度を占める嘱託職員を継続して移譲先事業者において雇用するよう努めることとし、園児・保護者にと

って慣れ親しんだ保育士が引き続き保育を行う環境を提供できるよう取り組んでおります。

次に、民営化したのちも公立保育所の正職員保育士を1年間程度は定期的に派遣することで、従来の保育所独自の行事や管理運営をスムーズに行えるような引き継ぎを実施してまいります。また、民営化後のサービスの質や妥当性を検証するために、定期的な協議の開催と苦情解決の仕組みを整備することを移譲先事業者に義務づけております。これにより、保護者、移譲先事業者、市の三者協議を行い、十分な意見交換に努め、これまでの公立保育所の伝統を守りつつ、より充実発展させた保育の実現を目指してまいります。

次に、養護老人ホームのフォロー体制についてでございますが、民営化前、3カ月間の引き継ぎ期間を経て、昨年9月1日より民間移譲となりました。嘱託職員を継続して移譲先事業者に雇用していただき、移譲後の取り組みといたしましては、生きがい推進課に職員を配置し、当該施設の相談窓口として対応を行っております。また、施設への訪問を毎月行い、問題点や入所者の方の状況等も観察をしてまいりました。さらに、施設職員との連携を頻繁に取りながら、民営化前と変わらず連携をして対応を行っております。結果としまして、これまで入所者やその家族からの不平不満等もなく、現在に至っております。またその時々課題について意見交換を深め、入所者家族や地域住民等の意向を把握するための養護老人ホームふじのわ荘・こすもす荘評議委員会を移譲先法人とともに設置をいたしました。評議委員会は、情報交換や意識啓発等の活動を通して、家族や地域住民の参画と協働による開かれた施設づくりを進めるとともに、入所者の立場に立脚した生活支援を基本とする福祉サービスの質の向上確保と福祉の増進を目的とし、昨年12月8日に第1回目を開催いたしました。今後も施設に関する理解の促進と施設運営の検討及び評価を行い、サービスの質やコストの妥当性等について定期的に検証するとともに、移譲先民間法人の経営及び運営状況について注視してまいります。

なお、今後予定されております民間移譲・民営化につきましては、先行して実施をしております公立保育園や養護老人ホームの経験と反省を踏まえ対応をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の小学校統廃合の学校の跡地につきましては、今議会で河原小学校の統合が承認をされましたならば、平成25年度の学校統廃合後に市長部局の所管となりますので、それまでの間も含め、教育委員会と企画部企画振興課で関係校区の皆様のご意見をお伺いし、先進事例の調査や情報の共有を図りながら進めていくこととしております。

次に、4点目の第3セクターの組織統合についてでございますが、第2次行政改

革大綱の取り組み内容として、段階的な会社組織の統合等を視野に入れた検討を行うこととしております。しかしながら各セクターの事業形態、資本金額また出資割合の違い等で統合の検討までは至っていない状況です。今後指定管理者の民間公募等の手続きを段階的に進めながら、事業内容ごとに統合できるか、模索をしてみたいと思います。

最後に、5点目の新市建設計画事業の再検証についてでございますが、事業の実施に当たりましては、旧4市町村ごとに設置をしております地域審議会に毎年度説明と意見を伺いながら行っているところでございます。どの事業を優先するかにつきましては各地域の実情にもよりますが、今後実施しなければならない事業も多いことから、国や県の補助金等を利用しながら、合併した本市に認められております合併特例債を活用して、一般財源を抑えた事業実施の必要があると考えております。しかしながら、合併特例債は有利な起債ではありますが、その元利償還金の全額が交付税として交付されるものではございませんので、財政状況や経済動向等を見通して計画をしなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再々質問に移ります。

行政改革につきましては、単なる経費や人員の削減による財政収支の改善ではなく、市民と市職員及び民間事業者が協働で長期的な視点に立ち、市民へのサービス低下や後世の市民への負担を残さないような行財政の仕組みをつくり、簡素で効果的、効率的な行政運営と経済情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を築くための改革ではないかと思っております。地方自治法の基本としましては、読んで字のごとくですけれども、自らを治めるということであります。本来、住民及び地域住民、行政の役割分担をきちんとお互いが理解認識し合うことが大切ではないかと思っております。それぞれの地域においては自分でできることや地域でできること、それよりもできないことについては行政へというような、それぞれの役割分担をしっかりと認識し合うことが大切ではないかと思っております。行政への頼りといいますことについて、1点だけお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今回の東日本大震災においては、防災計画の大切さというのが大変重要になってきたと皆さん思っているところだろうと思います。施政方針の中に本市でも隣接する日田市との防災協定の締結がなされているということでもあります。今後とも防災計画の認定に当たりましては、防災消防計画、特に今までこの防災消防交通という部署につきましては、総務部のほうで所管をしていたわけですが、組織機構の改革後には市民部の

ほうに変更されるというような計画になっていることをご説明があつているところ
でございます。防災に当たりましては、特に国・県、また広域、あるいは隣接する
市町村、県外を超えたところの広域的な連携も必要になってきますので、本来でし
たら防災等につきましては、総務部所管が適当ではないかというのが私の思ってい
るところでございますけれども、この点についてはどういう経過でそういう組織の
編成がなされたかということについてもお尋ねしていきたいと思っております。

また、定員管理の中で、合併当初と比較しますと101名の職員が削減をされて
いる状況にあります。今後行政改革を推進する中に当たっては、特に行政改革の先
頭に立って進める職員の能力、力量というのが問われてくるのではないかと思っ
ております。その点では、職員の研修等につきましては、先の一般質問のときにお尋
ねをしましたけれども、職員の力量、能力をいかに高めて市民の付託に答えていく
かということが大切ではないかと思っております。行政改革で人員が削減を、前倒
して今回機構改革も行われるということでもありますので、行政改革の項目を合わせ
て、本当に市民が満足できるような行政改革でなければならないと思っております。
今日の日本の繁栄を築いていただいたのは、やっぱり戦前・戦中・戦後を通してこ
の地域を豊かに、高度経済成長とともに繁栄をしていただきました高齢者の皆さん
方のお力というのは多大なものがあると思います。聞くところによりますと、これ
も行政改革の一環で敬老会等の補助金等の一律カットがあつているということで、
高齢者の皆さん方から聞きますと、非常に不満を持っている部分もあると聞いてお
りますので、これのところのことは通告にないかもしれませんけれども、どうい
うお考えか、最後に市長にお伺いをしたいと思います。

特に将来を担う青少年、そしてこれまでのご苦勞を重ねていただいた高齢者の皆
さん方にとっては、今度の行政改革の中で保育園・保育所・小学校関係が行革の対
象になっておりますし、高齢者の皆さん方の将来への夢と希望を託せるような菊池
市のあり方にならなければならないと考えておりますので、そういうところも含め
まして、市長のお考えを、この行政改革に挑まれる市長の考えをお聞きしまして、
質問とさせていただきますと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の組織の変更についてでございますが、防災交通課を市民
環境部に配置することにいたしましたこの理由につきましては、大規模な自然災害
は言うに及ばず感染症など、あらゆる災害を想定しなければなりません。その災害
の発生時におきますところの市民の安全の確保や、また災害の拡大防止に迅速な対
応ができるようにと、そういった体制の整備を考えて行ったところであります。特

に災害の被害が甚大である場合は、復興までの期間が大変長い期間、数年間と長期化するとも考えられるということからいたしまして、そうした場合にあっては長期期間の対応を関係課が連携してできるように考えて、今回の組織改編を行ったところであります。

また、防災交通関係団体へは、これまでどおりの対応を行ってまいりたいと、このように今考えております。

それから、行革で本当に行政改革で市民が満足できるようになっているのかといったご趣旨だったと思います。行政改革の真の目的というものは、市民との協働で、長期的な視点に立ちまして、市民サービスの低下とか、後世への負担を残さないような行財政のシステムを構築することと、このように考えております。人口が減少をしている最中、そしてまたしかも高齢化しているということでありまして、まさにこの担税力というのが低下をしております。すなわち、今後引き続き行政のサービスを維持できるのかという大変な不安がよぎるわけでありまして、行革は避けて通れない一つの道であると、このように思っております。避けて通れるものであれば避けたいわけではありますが、誰かがいずれ手遅れにならないように行革を取り組んでいく必要があると、このように思っているところであります。行革は、直ちにすぐ目の前に効果が表れるというものではありませんが、先ほど述べられましたように、この5年間で10億余の効果が表れたという数値であります。これ将来共にやはり職員減というのが事実的にその数値として表れますが、ほかの部分については、数値的に表れても精神的には不満が残ると、そういうことではいけないことではなかろうかなと思っております。いずれにいたしましても、その効果というのが時間が経つにつれてあったと、住民の皆さん方が思っただけのような行政改革でなければならないと思っております。市民の皆様が生活実態として行政改革の成果と、あるいは効果というものを本当に実感していただけるように努力してまいりたいと思います。

また、第1次の行政改革の大綱の検証におきましても、職員や経費の削減で市民サービスの低下につながっていないかとの意見もありましたが、今申し上げますようなことで、総合計画の後期計画策定に伴います市民のアンケートやワークショップ等の意見を参考にいたしまして、第2次の行政改革大綱を策定しておるところであります。このように、第2次行政改革大綱は、第1次の行革大綱の方針と、また方向性を継承し、継続しながら経験と反省を踏まえながら策定しております。従来の簡素で効率的な行政運営に行革の成果が市民の暮らしに直接結びつくような、市民視点の行政サービスの充実を目的に加えて、そして市民視点と協働を重視しながら、市民の満足度を高めることとしておるところでございます。行政改革はサービ

スの充実と効率的な行政運営の両立を目指すもので、充実すべきところにつきましては投資をしまして、また切り詰めるべきところにつきましては合理化を図らなければなりません。市民の皆様、これはまさに理解と満足というのが相反するところであろうかと思いますが、足腰の強い自治体をつくらなければ後世に悔いを残すということでありまして、英断を持って痛みが伴う部分もあろうかと思いますが、皆さん方のご理解をいただきながら改革を断行していかなければならないと。そのことが、将来を担う子どもたちの時代になったときに、豊かな菊池市ということで引き継がれていくのではないかなと、このように考えるところでございます。

また、職員数が少なくなったということでの職員の意欲、モラルの問題であります。これについては常々答弁をしておりますように、職員それぞれ、一人一人が持ち場を守ってスキルアップを高めていかなければならないと、こういうふうに思います。

また、老人クラブに対しましては、長年この菊池を担い、あるいはまた我が国の繁栄と発展の礎となっておられた皆様方に対しまして、いろんな補助金が削減されたのではないかといたお話がありました。先日、隈部議員の意見の中にも天神川がございましたように、環境を守るという、これが行革と言っているのか、ふさわしくないのではないかと、本当に痛むようなことではございましたが、このこと等々も踏まえながら、本当に行革が切り込むべきところとそうでないところを見極めながら進めていかなければならないと思っております。老人会につきましては、合併をいたしておりますが、その地域地域が持っていた、これはクラブに限らずでありますけれども、決まり事としてあったところで、今まで1,200円1人当たりもっていたところが1,000円になったと。ジュースが付かなくなってしまいましたよというお声もあります。また、逆にゼロ円だったところがいきなり1,000円1人当たりもらえるようになったと、大変素晴らしいという評価もありまして、意見が分かれておりまして、山を削って窪地を埋めるというようなところもありますので、一概にどちらがいいとも悪いとも言えないわけではあります。そういったところについては十分説明をしながら、ご理解と協力をいただきながら、住民の公平性というものを保っていかなければならないと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 次に移ります。

施政方針の中で、若者の定住化の施策についてということでお尋ねをしたいと思います。特に平成24年度は若者の定住化のための施策について、積極的に展開を

すると施政方針の中にありました。それぞれの取り組みの内容につきましてお尋ねをしたいと思います。

また、当然、空き家・空き店舗等の活用、あるいは農業耕作放棄地の問題、荒廃農地の活用等もあろうかと思えますし、特に菊池市の場合は農業特区2反活用の問題もありますので、それぞれの状況も把握できておりましたならば、それを含めたところでお聞かせをいただきたいと思っております。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 昨日の坂本議員のご質問にお答えしておりますが、人口減少に対する対策とも言える菊池市総合計画の各施策に沿って事業に取り組んでおります。若者の定住といった視点で考えますと、その要素として教育、就業、住居、子育て、医療などに対する環境整備や支援が考えられますので、それに関する施策をご紹介します。平成24年度の施政方針で述べております施策につきましては、まず生涯学習の推進におきまして、英語の森きくち事業や補助教員配置事業により教育支援の環境を整える施策に取り組んでおります。次に、産業振興におきましては、農業後継者の就農支援対策として、新規就農奨励金や結婚祝い金により、担い手農家の育成に努め、企業等への就業につきましては、経済の冷え込みにより厳しい現状が続いておりますが、東京・大阪事務所との連携を図り、企業誘致にも力を注いでおります。また、自然環境、生活環境の柱では、住宅用太陽光発電システムへの補助、空き家情報の収集事業などが挙げられます。健康・医療・福祉の充実では、子育て医療に関しましては、病気が回復する時期の児童を私立保育園で保育していただく病後児保育事業、次に中学3年生までの医療費助成、さらに妊婦や乳幼児に対する支援の充実にも努めております。施政方針で述べております定住化の施策の主なものは以上のとおりでございます。

次に、空き家店舗の活用につきましては、空き店舗の増加に伴う店舗密度の低下が商業地としての魅力の欠如につながっていることから、空き店舗内覧会を初め、空き店舗対策モデル事業などに取り組んでまいりました。特に空き店舗対策モデル事業につきましては、借家料と店舗改装費に加えて、ほかの自治体では前例のない開業に要した借入金の利息及び信用保証料の全額補助対象としていることから、飲食店やコミュニティショップなどの店舗が平成20年度から平成22年度にかけて4件開業いたしております。本年度においても、新たに弁当、葬祭の店舗1件が補助申請されている状況です。

耕作放棄地や荒廃農地についてでございますが、その多くは山間部が占めており、

農地としての条件も厳しい場所が多く、農業参入を図る企業の平坦でまとまった優良農地で、数haほしいなどの要望には応えられていないのが現状であります。

一方、農地取得の特区20aにつきましては、菊池で農業をやりたいという問い合わせも多く、年間数名の新規就農者を認定しているところです。空き家情報につきましては、農業委員会におきましても情報収集に努めておりますが、家庭菜園程度の農地が付いた空き家を希望されることが多く、農業経営に結びついていないのが実情でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 再質問でございます。最後の質問にしたいと思います。

それぞれの取り組みについてご報告をいただいたところであります。昨年の3月議会でも施政方針の中で、農業関係についてご質問をしましたがけれども、やはり菊池の基幹産業というのは農業だろうと思っております。今、TPPという大きな問題もありますけれども、菊池の農業が元気にならなければ、商業も、工業も、いろんな経済も上向きにならないのではないかとというのが私の思いであります。農業振興こそが菊池市の明るい未来への第一歩ではないかというふうに私も思っております。今回の定住化促進のいろいろな取り組みにつきましては、それぞれ窓口があります。できることならば、菊池市の窓口はここですよというような窓口を設定していただいですね、いろんな対外市外の方々にもわかりやすいようなPR、ホームページ等で窓口を設定して紹介していただければと思っておりますけれども、その点について、今後の取り組みをされるのか、されないのかをお聞かせ願いたいと思いますし、菊池市の農業の発展につなげていただければと思っておりますので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

若者に限らず、就農者や地域参入者等の定住化につきましては、お話のようにそれぞれ関係の深いものについて複数の課で取り組んでおります。移住・定住に関するお問い合わせには、現在市のホームページ上に、空き家・空き地情報とあわせて、定住化促進に向けた市の支援策を一覧にして情報を提供いたしております。しかしながら、現時点で目立った混乱はございませんが、電話等でのお尋ねの際には、希望者の目的に合った円滑なご紹介という面で課題があるとも感じております。そのため、転入されてこられる際の住居・交通・医療・学校・地域活動など、その

他移住定住に関してそれぞれの課で持っております情報を共有して、連携して対応できるような横断的な窓口のあり方など必要性も含めて検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○4番（岡崎俊裕君） 施政方針に定めてあります各項目につきましては、本年度市職員全員が自分の力量・能力を最大限に発揮して、その取り組みの成果が上がりますように努めていただきたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時42分

第 4 号

3 月 8 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成24年3月8日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課係長	松原憲一君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、引き続き一般質問を行います。

初めに、中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） おはようございます。きのう中原議員がちょっと質問の中で述べられたこととしまして、ちょっとその当時の議員として申し述べておきます。庁舎凍結につきましては、全員が凍結に賛成して市長に申し入れたとありましたが、全員ではないということで、それは申し述べておきます。

それでは質問に入ります。花房台の開発について質問いたします。昨年、国の政策の見直しにより、庁舎建設に有利な財政上の政策が発表され、これを機に市長に庁舎建設の凍結解除を議会は申し入れ、市長は凍結解除をされました。場所については、花房台に建設予定でしたが、構造改善事業の遅れや埋蔵文化財の発掘の問題等により、花房台での建設は無理ということにより、現庁舎の耐震・リフォーム・増築となりました。私も花房台での建築を願っておりましたが、将来に負の負担を少なく、どうしても建設が無理ということにより、原案に賛成いたしました。そこで問題が出てまいりました。それは、庁舎予定地であった場所であります。構造改善に合わせて土地の確保、購入することになっておりました。庁舎の建設が現庁舎であることにより、その土地をその後何に利用するかが問題となります。以前の予定では庁舎を核に花房台の開発を押し進め人口増に努めることになっておりました。この土地について、今後市としてどのような利用方法を考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。

花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内に取得予定の約7.3haの土地は、庁舎用地を含む公共用施設用地として利用を計画しておりました庁舎用地としての利

用が無理となったことで、今後地域審議会や市民の皆様方からのご意見を伺いながら、議会にお示しして協議を行いながら土地を取得する前までに利用目的を決定したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） ぜひ花房台の活性化になるような考えをもって進めていただきたいと思います。

次に、県道住吉熊本線について質問いたします。以前質問しましたが、この計画についてはよい返事がもらえませんでした。このたび念願であった川辺工業団地の買収も終わり、造成が始まろうとしています。将来の菊池市にとっては明るい話題であると思います。一昨日の坂本議員の質問でもありましたけれども、働く場所の確保、働く人の確保が重要課題であると思われま。働く人の確保については、住宅の確保が必要であります。私は旭志に住んでおります。住宅は旭志にという思いはありますけれども、学校、高校の区域割りによる問題にやはり若い人は関心があると思います。旭志は圏外でもあり、泗水は熊本市圏内にあります。このことにより、県道住吉熊本線が重要路線になると考えます。現在、住吉で止まっている県道を花房台へ上げ、国道325号線へつなげ、以前何度も質問しております、今村のあの市道に十字路としてつなぐ考えはできないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） ご質問の路線につきましては、市道住吉赤星線として花房森北線までの延長約1,000mを平成17年度に概略設計を行い、ルートを検討をいたしましたところでございます。問題点としまして、県道西古閑泗水線と花房台地との高低差が約30mの急傾斜地となっております。道路構造上、縦断勾配を8%で計画した場合375mの勾配区間が必要となります。法面を掘削した場合、片側に約40m幅が必要となり、道路幅員を含めて全体で最大用地幅が約90m必要になります。また、縦断勾配がきつい区間には農道が横断し、現状のままで計画した場合、100m近くの橋を本線の上を超えるために設置する必要があるなど、実現に向けて様々な問題がございます。花房森北線から北側への国道325号までのルートにつきましては、旭志鹿本線へのアクセス道路として、延長約1,000mのルートが考えられます。現状につきましては、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業に係る計画道路用地を創設換地として、花房森北線及び住吉赤星線までの用地の

確保をお願いしております。今後は、畑地帯総合整備事業に係る用地を除いた部分の用地交渉、用地の取得、それからルートを選定について協議を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 現在ある市道かもしれませんが、その拡幅なども考えていただきたいと思います。現在、泗水において庁舎建設の問題を引き金に、泗水をよくする会の運動が行われております。私は住民の現在の状況を見てみますと、現在の景気の状態、不満だらけであると思います。現在の農業のTPP問題、地震、津波、原発による放射能問題による景気の影響、円安による企業の外国進出、現政治への不安などは一般の住民は大だと思えます。景気がよければもっと不満も減ったと考えます。これを皆、市の責任にするばかりではなく、私は議員として住民が少しでもよくなるよう努力に努めたいと思います。市長は、菊池のトップであります。住民の皆さんの意見を聞き、説明責任を持ち、市民のために頑張っていたきたいと思えます。

次の質問に入ります。地域の活動の今後について質問いたします。合併をしまして菊池市の人口は減少し続けております。特に中山間地での減少が多いようであります。将来のことを考えてみますと、どうなるのでしょうか。消防、市役所からの連絡網もままならなくなってくる心配があります。これも少しずつではありますけれども、現実味を持ってきております。今まで私は中山間地の買い物の弱者について質問してまいりましたけれども、それ以上にこの問題は考えなくてはならない問題だと思えます。消防団員の確保、区長さん探し、また今後考えられます地区にある公民館の維持について、また改築などの問題が起きた場合など、今のうちに想定しておくべき問題だと思えますけれども、市におかれましてはどう考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えをいたします。

本市における人口減少の問題につきましては、各地域の行政区におきましても、また市としましても重要な課題の一つでございます。各地域における消防団活動や公民館活動を初め、子ども会や老人会など、人がいなくては成り立たない活動でございます。市としましては、企業誘致による働く場の確保や定住化へ向けた空き家

対策を初め、地域づくり活動への支援など、様々な面から対策を講じているところでございます。ご指摘にございました消防団の活動に関しましては、まず平成22年度から分団の再編成により、25分団を15分団にまとめ、また消防団OBを対象に支援団員制度を導入したところでありますが、今後におきましても、社会状況に応じて、組織の見直し等を検討していく必要があると考えております。

次に、公民館活動につきましては、自治公民館活動推進員を中心に、毎年地域の活性化のための活動内容や今後の方針につきまして協議を行っているところでございます。

また、近い将来、行政区の運営ができなくなる地域が発生するかもしれないというご趣旨のご指摘をいただきましたが、その場合に備えまして市としましては、まず行政区の合併等に取り組んでいく必要があると考えております。過去におきましては、合併前の平成16年度に旧菊池地域におきまして行政区合併を推進し、当時111区あった行政区が102区になったところでございます。しかしながら、各行政区の長い歴史における慣習の違いや財産問題等の面でなかなか難しい部分もございまして、この行政区の合併につきましては慎重に進めていく必要があると考えております。

今後におきましては、各行政区の意向を把握するとともに、行政区合併の指針的にものを策定し、行政区合併が円滑かつ合理的に推進できるよう、行政支援の方法につきましても考慮しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） あくまで想定でありまして、今述べられましたように、スムーズにいくようにしていただきたいと思っております。先ほど私が円安と言いましたけれども、円高による企業進出ということで、ちょっと訂正させていただきます。

庁舎について質問いたします。このたび庁舎の耐震対策で予算計上がされております。議員さんが質問されている中、庁舎関係の質問を聞いておりますと、今回組織の見直し、支所機能の見直しなど、答弁で新庁舎の計画も同時に進められているようであります。議員さんが何人か説明しておられましたが、現在の支所機能を縮小しないでほしいという意見も出ておりますが、どうも雲行きが怪しいようであります。泉田議員も言うておりましたが、住民のほとんどのことは支所のできる機能は残してほしいという思いであります。それから、これ以上、その地区を寂れさせたくない、これが地域の声であります。特に高齢者社会に対応した支所機能が必要になると思われまます。先だって議会運営委員会で研修に広島の安芸高田市に研修に

行きました。新築の庁舎でありました。地熱を利用した冷暖房がされ、玄関に入った途端、高校生がテーブルでおにぎりを食べておりました。その先には、図書館、その隣には子どもたちが勉強し、お年寄りが雑談、またその隣の部屋には育児をされているお母さんの部屋がありました。我が市の職員の方も、ぜひ見に行つてほしいと思います。これが本当に市民に開かれた庁舎だと私は思いました。私が描いた庁舎は、現庁舎に図書館や公民館機能を持たせ、現在公民館のある場所に新築の庁舎を建設、市長、議会、総務関係をその庁舎にとつての思いであります。現在の庁舎は耐震、またリニューアル、耐用年数が伸びても20年と聞きました。また、20年後に建て替えられるのでしょうか。少しの負担で済むのであつたら、主たる庁舎は金をかけてもいいと私は思います。いかがでしょうか。今までの答弁を大体聞いておりますと方向性が決まっているようではございますけれども、あえて質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

本庁舎の建設についてでございますが、これはいつ発生するかわからない自然災害、あるいは緊急災害等々の活動の拠点として大変重要な役割を担っているわけがあります。本庁舎の耐震診断の結果は、これまで何度か申し上げてまいりましたけれども、緊急度は1から7まで7段階があるわけでありまして、その中で2段階にあるということで、大変高い耐震診断の結果となつておりまして、耐震補強工事を急ぐ必要があるということでございます。そのために、昨年、平成23年の1月から耐震設計に着手しておりました。その補強内容も決定いたしましたので、平成24年度は耐震補強工事に着工するというにしております、予算を計上させていただいているところであります。一方、庁舎整備方針に基づく増築する建物の完成時期ということにつきましては、この合併特例債の期限というものもありますので、平成26年度末までであります。その間におきましては、大規模災害が発生した場合、活動拠点としての機能を果たせなくなってしまいます。そういったことで、耐震補強工事につきましては、計画どおり、これまでどおりに進めてまいります。ご提案がありました第3庁舎につきましては、第3庁舎のほうに本庁舎をつくつたらどうかということでございますが、今、リニューアル等、それから耐震をやりまして、この庁舎が20年というような数値を述べられましたけれども、もっともっと長くこれは使えると、このように思っております。30年、もっと以上使えるんじゃないかなと思つておるところでありまして、そういう意味で使えるものは使つて、そしてこの庁舎の整備を進めていかなければならないと。それから、その他の複合的な施設につきましても、並行しながら検討させていただきたいと、このように考

えております。中山議員の今のご意見につきましては、一つの案として参考にさせていただきますと思います。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 平成26年度までに、素晴らしい、皆さんが打ち解けるような庁舎ができることを望みまして、質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をしていきたいと思っております。

今回の一般質問の1番目に掲げております菊池市の財政政策についてであります。1点目としましては、菊池市の人口減少化と自主財源の確保、2点目に平成27年度から合併特例債のアメの部分が無くなってまいりまして交付税削減ということで一本算定になるときの依存財源、これが菊池市の場合約75%ほどあります。これの見通しについて。3点目に、市債及び臨時財政対策債の返済計画というようなことで、この3点についてお尋ねをしたいと思っておりますが、菊池市の人口減少化につきましては、県のほうで行っております国勢調査というのが私は正しいと思っておりますので、その中で自分なりに調べております。菊池市は合併当初が5万1,862名でありまして、平成22年度は5万2,133名、1,649名の減少で3.18%の減少率であります。旧菊池市が1,171名の減少、七城町が248名、旭志が286名の減少、泗水町だけが508名の増であります。泗水町も同様に減少化が進んでいけば、人口比率から計算しますと約700名以上の減少が出てまいりまして、4万9,500以下を示すのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、菊池郡内を見ても、合志市が3,358人の増であります。大津町が2,129名、菊陽町が5,307名の増という数字が国勢調査の中で明確に示されておりますし、世帯数からしましても合志市が1,478、大津町が1,569、菊陽町が2,755という伸びの数字であります。菊池市の人口化が本当に自主財源に及ぼす危機感といいますか、市長はどのように認識されておられるのか。施政方針で述べられておるように、本当に安心して住める菊池市であるのか。本当に自主財源の確保といいますと、やはり主に固定資産でありまして、花房地区のインフラ整備が実現しておれば住宅の増加は確実に望めたと思っております。庁舎問題を懸念してインフラ整備が行われなかったということで、新市の自主財源に大なる影響と花房台地の地域の住民の方々の将来に不安を与えているのも現実であります。花房小学校の児童数も減少化も示し、住宅増加が全く伺えない現状でありまして、ただ確実なことは、

今後発展する市域は泗水地区だけということを私は実感しております。平成23年度泗水町の高齢化率を調べてみますとやはり22%であります。国保税、介護保険税も将来性があり、優良企業の税収も伸びていることも現実であります。私は、将来夢と希望が持てる泗水地域を誇りに思っているところであります。

2点目の質問にしておりました件につきましては、今まで4年間の監査委員もしとったということで、余り好ましくないということもありますので、3点目の市債及び臨時財政対策債の返済計画、この点についてだけ答弁をいただきたいと思えます。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） それでは、市債及び臨時財政対策債の返済計画についてお答えをさせていただきます。

まず、合併後の一般会計における地方債の状況についてでございますが、合併当初の平成17年度は地方債残高が276億6,892万3,000円、また平成22年度におきましては地方債残高263億1,495万7,000円となっております。

次に、臨時財政対策債の借り入れ状況についてでございますが、現在22年度末におきまして残高が77億788万5,000円となっており、地方債残高の29%を占めております。市債返済に充てられる基金といたしまして、財政調整基金と減債基金がございます。臨時財政対策債の償還につきましては3年据え置きで20年償還となっております。この臨時財政対策債につきましては、本来交付税として交付されるべきところを地方債の発行により財源不足を補っているもので、後年度への負担の先送りであるため、交付税の法定率の引き上げ等により発行額を減らし交付税を増やすよう市長会等を通じて要望をしているところでございます。

次に、各種基金の額につきましては、平成22年度決算により財政調整基金が48億1,457万円、減債基金が15億1,684万円、そのほかの特定目的基金が34億1,772万円、総額97億4,913万円の基金がございます。

次に、これらの基金が何年度まで維持できるかということでございますが、今後の事業推進や国の動向等が不透明なため、なかなか明確にはお答えすることはできませんが、交付税の一本算定への移行や社会保障費の増大、施設の老朽化による維持補修費の増大、事業推進のために発行されました合併特例債及び交付税の振り替えである臨時財政対策債の償還等により、財源不足も予想されます。このため、将来はその財源調整のための繰り入れも必要ではないかと考えておきまして、持続可

能な財政運営を行うためには、今後も自主財源の確保や歳出抑制を図る必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 市債、臨時財政対策債あたりに本当に質問をしましたが、やっぱり合併当初、市債額は大体25億円か26億円程度というようなことで思っておりましたけど、去年あたりから30億円を超えてくるというようなことでありますし、そしてまた一本算定化にも移行してまいります。厳しい社会状況も背負ってきておるといふときでありますので、やはりこの点についてはしっかりと財政の中でやっていただきたいと思っております。そういった中に、今回組織の見直しの中に財政課と会計税務課あたりの切り離しというところも伺っております。やはり透明性のある財政運営をやるためには一本化でやっていただきたいと思っております。

この点については、まだ課題もありますので、次に上げております2点目の質問に入らせていただきます。行政報告の重要性ということで、福村市長の施政方針に対する進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。施政方針は、市民最大の関心と希望・期待を望む政策方針であります。確実な事業の推進等についてお聞かせをいただきたい。

2点目に、旧市町村への行政報告状況でありまして、行政報告は旧市町村単位において一体感のある報告がなされてきたのか。去る2月17日、泗水地区区長会報告会において、合併項目に初めから無理があったと、福村市長の答弁は重大な発言問題であると私は思っております。この点につきましては、福村市長に初めから無理があったというわけをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 施政方針の進捗状況についてお答えさせていただきます。

平成23年度事業全般にわたるものですので、昨年施政方針で市長が述べられました主な事業についてお答えさせていただきます。

まず、光ブロードバンド整備事業につきましては、水源地区、龍門地区を初期負担金により民設民営にて準備をいたしました。これより菊池市内のほぼ全域で光ブロードバンドが利用できるようになりました。

次に、子ども医療費助成事業につきましては、平成23年度より対象者を0歳か

ら小学6年生までを中学3年生までに拡大し、実施いたしております。昨年4月から本年2月までの11カ月分の中学生分の状況でございますが、件数で3,160件、助成額663万6,000円となっております。

ブランド推進対策につきましては、テレビや情報誌等のメディアを活用して県内及び福岡において本市農林畜産物等の知名度アップに取り組んでいるところでございます。また、2月には本市において地元出店者と東京、大阪、福岡県内のレストラン、ホテルシェフ、百貨店、スーパー関係者などと直接情報交換を行う商談会を開催しており、県外では福岡、東京、大阪においても物産販売店を開催し、本市物産の販路拡大と知名度アップに取り組んでおります。

社会資本整備総合交付金事業による隈府中央地区の整備につきましては、隈府中央線及び回遊道路である迎町北宮線の道路整備のほか、ポケットパーク整備による中心市街地の観光及び交流拠点施設の整備を行いました。また、外国人観光客誘致及び利便性の向上を図るため4カ国語を表記した案内看板を設置しております。なお、高齢者の生きがいと交流拠点施設である老人福祉センターは3月末完成予定でございます。

次に、泗水地区の整備であります。富の原公園及び朝日東団地整備に伴い、苗畑事業所跡地の造成工事に着手しております。また観光施設である孔子公園の再整備並びに緑道整備のほか、隣接地に計画している地域交流センター（仮称）の整備や富の原公園整備の利活用についてのワークショップを開催し、市民の皆様のご意見をお伺いしたところでございます。

小惑星探査機はやぶさ特別展示につきましては、今月、昨日の6日まで菊池市総合体育館で5日間開催されました。菊池市内の全ての小中学生約4,200人にも学習を深めてもらいましたので、将来このような分野で活躍してくれる子どもたちが育ってくれることを願っております。

また、県北を中心に県内のほとんどの市町村から多くの来場者があり、県外は福岡、宮崎、鹿児島などから多数のご来場も見受けられました。約1万5,000人を超える来場者に大盛況となり、観光PRにも大きな効果があったものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、谷口誠君。

[登壇]

○総務部長（谷口 誠君） 私のほうからは、本市で行っております行政報告の状況についてお答えをいたします。

旧市町村地域への行政報告状況につきましては、一般的な行政報告につきまして

は、地域を問わず、全市民に共通する情報を提供するため、「広報きくち」やチラシによる回覧などのほか、市のホームページ等において随時周知をしているところでございます。また、特に重要な事項等につきましては、地域や団体の代表であります各地域審議会や各区長会議等にも諮りながら情報提供や行政報告等も行っているところでございます。

これまでの旧市町村単位での行政報告につきましては、行政と市民の方の相互理解を深め、市民参加の市政を目指すことを目的として、平成18年11月に各中学校区を単位としてまちづくり懇談会を開催しております。平成20年8月には、旧市町村地域ごとにふれあい懇談会として開催をしております。これらの懇談会におきましては、主に市の施策説明が中心であり、新市建設計画やその他の行政報告等も行い、市民の皆様方からの質問や意見に答える形での懇談会で行いました。今後の行政報告のあり方につきましては、基本的には従来どおり、広報やチラシ、ホームページなどにより、中身をより充実したものとして市民の皆様方に報告し、ご理解をいただきたいと考えております。

また、合併後、これまで2回ほど開催しました旧市町村単位ごとの懇談会につきましては、今後必要に応じ企画をしてみたいと考えております。

なお、現在市民の皆様方へ行っております主な行政報告の状況について申し上げますと、市の主要事業であります庁舎整備に関しましては、昨年8月の凍結解除表明から11月の庁舎整備等基本方針表明の折に、地域審議会や区長協議会等への経緯を説明し、ご質問やご意見をいただいたところでございます。また、昨年12月号の「広報きくち」でも市民方々へお知らせをしたところでございます。しかしながら、市内の一部地域におきまして、本件に関する正確な情報が伝わっていないためか、合併の離脱の動きがあっております。市としましては、市民の皆様方に広報やホームページにて経緯の説明を掲載しましたものの、十分なご理解が得られていなかったと判断をし、再度行政区のトップであります区長の皆様方にご理解をいただくため、他の主要事業や課題等も含め、現在説明を行っているところでございます。日程としましては、まず先の2月17日の泗水区長会議での説明を皮切りに、同月の27日の菊池区長会議までは終了をしております。今後におきましては、3月16日の旭志区長会議、また同じく19日の七城区長会議の際に、それぞれ詳しい説明をさせていただき、ご質問やご意見をいただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泗水区長会を初めといたしまして、各地区の区長会への説明につきましては、本年の1月27日開催の菊池市区長協議会臨時役員会におきまして、市民への説明については十分と言えないのではないかとといったようなご指摘をいただきましたので、改めて区長会の皆様方に説明をさせていただいているところでございます。ご指摘がありました合併項目にあらかじめ、合併項目に初めから無理があったと、私が、説明はそのようなことで私のほうが無理があったということを申し上げたということにつきまして、これは重大な問題発言であるという、こういうご指摘ですね。であるということではありますが、昨日東裕人議員に答弁いたしましたとおり、新市の事務所の位置につきましては、平成16年に開かれました3月26日でございますが、開催の第5回の合併協議会におきます新市事務所の位置候補地選定小委員会の委員長より提案がなされたところであります。そのことにつきまして、そのことについて質疑、意見等が関係者に求められたわけでありまして、その中で私のほうは、その当時は合併前でももちろんございますので、旧菊池市としての考え方といたしましては、意見を申し上げたわけでありまして、圃場整備事業がまだ固まってないという段階におきまして、これから何年かかるかわからない、その中で庁舎建設というのは3年という数値を置くことは極めて問題であるということで、直ちにこの計画の変更等々を行ったといたしましても、手続きをしておりますも5年以上はかかるということを申し上げておりました。それは、昨日申し上げましたように、泗水の代表であった泉田委員のほうも、そういうことを、庁舎建設だけであれば3年でいいということであったと思いますし、またさらに圃場整備事業ということから考えれば6年ぐらいかかるだろうといったことを言われたと記憶をいたしております。また、菊池市代表の松本登委員のほうからも附帯意見として、これについては3年は無理があるということを申し上げるということで申し上げてあったと思います。私も同じように3年、5年でできることではないので、これは速やかにというような言葉でできませんでしょうかと、そういったことも申し上げたところでありますが、結果的にはこの時点におきましては合併構成市町の私は首長の一人として、この菊池市の意見として申し上げてまいりました。結果的に3年、5年で絶対できないとする私の意見は通りませんで、合併協議会において確認事項ということにおきまして、この3年目標ということになったわけでございます。ですから、できないこととは思いますが、このことについては当然合併協議の合意確認事項ともものは尊重しなければなりません。旧菊池市民よりは再検討を求めるといって1万人を超える皆さん方の署名が提出をされましたが、私がその後新市長に就任をした後につきましては、これはあくまでもやっぱり意見は意見として3年は無理、5年は無理ということをおっしゃっていましたが、3年目標として確

認がされた以上におきましては、合併協議会のこの確認事項の実現に向けて頑張っていかなきゃならないということで、私は就任して平成17年、合併直後から、直ちに基本構想と基本計画の策定に着手をいたしました。また、建設予定地を検討するに当たりましては、確認事項でありますグリーンロード沿線周辺に地点を4地点設けまして比較検討を行ったところであります。さらにまた、議会のほうとしては議会の新庁舎の建設検討特別委員会へ報告と、それから協議をしながら進めてまいりました。

以上のようなことから、合併前の旧菊池市長としての発言、すなわちこれは無理ですということと、新市長になってからのやってみようと、またやらなければならぬと、計画遵守への行動ということで進めてまいったところでありますが、諸般の用地の取得ができないということが大きな原因になってまいりましたし、また時代は時代として、今、豪華な庁舎を、98億円もかけてインフラ整備までやるのかと。それに対しては、やっぱり今あるものが使えるものであれば使ったほうがいいではないかという、そういう民意というものを背景に受けまして決断をするに当たったわけでありましたが、これにつきましてもご案内のとおり議会の皆様方にお諮りを申し上げまして、議会内部におきます検討されて凍結の解除を事務所の位置の変更ということについては、正副議長さん、そしてまた特別委員会の正副委員長さんのほうから、これについては全議員の総意によることであるということと申し入れを、3点の要件を付けて受けたわけでありまして。そういうことからいたしますと、議会のそういった総意であるということと受け止めて進めておりますので、今ここで森議員のほうで、何か私が単独的に、独断的にもうやれないということと最初からわかっていてやってなかったんじゃないかというのはいかなるものであろうかということと私は率直に疑問に感じるところであります。また、逆に言えば議会で決まったこととありますので、地元泗水の住民の方々のご意見もあろうけれども、自分は反対したけれども、結果的に議会で議決されたということであるから理解をしてほしいということで、住民の皆様方に理解を求めていただくようなことでもお願いしたいなと思うところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、今、施政方針についてに限り再度再質問をしたいと思いますが、福村市長の施政方針に対しましてお尋ねをいたしました。今回の施政方針の第8の柱の中に、生活環境の整備ということで、ごみ処理について経費の削減、処理の効率化を考慮し、菊池環境保全組合の泗水のごみだけではなく、菊池

市全域の処理を加入ということで要望していくというような施政方針を出されておるわけでありまして、福村市長、菊池環境保全組合の管理者及び議会の実態を踏まえて、菊池市全域の加入をお願いするとするならば、どのような条件をクリアしなければならないかという認識は持っておられると思います。平成17年から19年の間の菊池環境保全組合の議事録を確認してみますと、平成20年12月22日に組合議会の全員協議会で2020年度の完成を目処とした新清掃工場建設計画が凍結されております。凍結の理由としましては、菊池市が九州産廃株式会社と交わした文書の中に泗水町の可燃ごみ処理が含まれていたこと。組合議会構成市町に全く報告がなかったこと。そのようなことから、信頼関係をなくし、新建設計画に加入は認めないということが凍結の理由であります。菊池市議会に福村市長は、未公表文書として議会及び市民に不安を与えたと謝罪をされたときに、関係市町村の。

○議長（山瀬義也君） 森議員、菊池環境保全組合の問題ですから、うちの月例会並びに全協の場所で言ってもらわんと、今は菊池市議会の予算を含めてのことですから、なじまない分野がありますから、その点は。

○20番（森 隆博君） これがですね、やはりこの施政方針の中にうたっていないならいいですよ。

○議長（山瀬義也君） この点についてはですね、当初うちの月例会、全協等でも申し上げているようにですね、もう少し慎重にうちの議会として、また行政として判断をしてということですから、そのときにその発言をやっていただきたいと思います。

○20番（森 隆博君） だけん、結局ですね、これは施政方針に上がってるから、私はここで申し上げておるわけでありまして、期間がないわけですよ。

○議長（山瀬義也君） 十分ですね、森議員の考え、また当然菊池環境保全組合の議長でありますから。

○20番（森 隆博君） これは議長に聞きよっとじゃなかけんですね。

○議長（山瀬義也君） この点についてはですね、今後また慎重に審議する場をつくりますから、そのときにお願いしたいと思います。

○20番（森 隆博君） 質問は質問として、施政方針に対して聞きよっとだけんですね、ここだけはぴしっと答えていただきたいと思うわけでありまして。やはりこの条件としましてですね、やはり九州産廃との和解ですよ。

○議長（山瀬義也君） これは議長のほうから、この議場の件については仕切るわけですから、今後またそういう機会をつくりますから、そのときに十分にやってください。

○20番（森 隆博君） 質問というかですね、施政方針について尋ねよっとですよ。

それをもって止めるということはできますか。

○議長（山瀬義也君） できます。このことについては、森議員、この気持ちはわかりますけれども、一応この質問は止めます。

○20番（森 隆博君） それでは、次に行きます。施政方針もですね、掲げてもらったら困ります。

それでは、市町村への行政報告の統一したというふうなことでお尋ねをしておりましたが、合併後、平成18年度に旧菊池市民が花房地区への庁舎建設に対する反対ということで1万人以上の署名が提出されました。このメンバーの中には、・・・・・・菊池市の議員さんの説明の参加があったと聞いております。今回、泗水地区の署名運動に対し、泗水の議員の批判も出ておるとは思いますけど、これは自分たちからしたことからすれば、上を向いてつばを吐くようなことではなかろうかと私は思うわけであります。旧菊池市が合併後、数カ月もしないうちに署名運動に至った経緯、これはどこに問題があるかと。合併後の規定を無視し、市民への説明責任が果たされず、ただ合併してしまえばどうにかなると、全く合併基本の理念を無視した行為であります。

一方、財政健全化の不安を与えたことに対しましても、三位一体改革の推進を取り上げ、財政課が示され、・・・・・・合併に至った経緯は本当に平成13年から14年と交付税の指数の見直しにより削減で厳しさが増すということで、合併協議会を設立したわけでありまして、協議項目の52の項目の一つでも反対の意見があるなら、再度持ち帰り各議会で協議を行い、確認をし、合併協議会で何度も確認を行ったところでありまして、旧菊池市においては議会議員の協議がなされていなかったという議事録も残っております。合併時の市民。

○議長（山瀬義也君） 森議員、行政内含めての質問ですからですね、ですからちょっと質問に適しないところはしないように。

○20番（森 隆博君）・・・・・・
・・・・・・本当に合併に人間関係の信頼というのが一番の問題であります。そういうことで、信頼を失いますと、やはり全てが嘘に聞こえてきますし、見えてきます。信頼関係をなくし、本当にまちづくりが今後できるのか。泗水市民の考えが変わることはないかと私は考えております。1日も早く住み良い泗水町に戻れるように願って、泗水をよくする会であります。福村市長、信念を強く持たれた政治家でもあります。前日、中原議員も申されておりますように、信念を持って取り込まれる政治家でありますので、その人が合併前と今申されましたが無理であるということであるなら、やはり泗水市民が要望がかないますようにご指導・ご協力をお示しを

いただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 何か、たしなめられているのか、褒められているのか、よくわかりませんでしたけれども、いずれにいたしましても、合併前におきましてはお互いがフリーの立場でそれぞれの市町村民の、住民の皆さん方の意見というものを聞きながら、そのことをこの合併協議会の中で訴えてきたと、このように思います。そういう中で、持ち帰りを何度も何度もしながら52協議項目について確認をされたという事実があるわけであります。しかしながら、地域の住民の皆様方が全てその情報を知り得る立場ではないでしょうし、いろんなことの中におきまして、この庁舎がこの花房台に建つということに懸念を抱いた菊池旧市民の方々がこれについてはもう一遍考えてほしいという行動を起こされたということであります。それが何か私と連動しているかのようなお考えになっているのかなとこう思いますけれども、それは全くありませんで、それがあんなら、もう政治家ですから、前の選挙のときに庁舎移転はやりませんかですね、花房台はありませんとかとって二者択一の中で言っていたのかもしれませんが。しかし、私はそのとき確認された事項については、絶対に遵守すべきであるということをお願いしました。そのことは、この旧菊池市の市民の有権者の方々からすれば、まさしく住民に対して反対的な行動を起こすということであったろうと思います。ただ、そのときにおきまして言ったのは、庁舎は今建設する時期ではない、もちろん建設できる要素が整ってないということでありますので、その間について、財政の立て直し、そしてまたこのいわゆる、今、目の前にあります学校の耐震ということで、これを速やかになっていかなきゃならないと。孫や子どもの命というものと庁舎等をかけ比べるわけにはいきませんが、庁舎よりももっと先にやるべき学校耐震があるということをお願いして、マイクを通じて訴えたところであります。

そういうことですから、最初からそういうことはだめだからしませんということでは言っておればよかったのかもしれませんが、しかし決まったことは守るといふことの森議員のお考えと同じように努力をしてきたけれども、ご案内のとおりできないと。たがらできる方法があるならば言ってくださいということは何度も申し上げたことでしょう。あれは代わる代案があるならぜひ出してくださいとこの間まで申し上げてきておって、代案はないと。そして、できると、花房台D地点でできるという確証があるようならば、どういうことがあるんですかと、「三者の協定によってできます」と言われる話もありました。しかし、具体論になってくれば、それについて「できるかもしれない」に変わってきたじゃないでしょうか。そうい

うことからして、ぜひひとつ、その気になればその気になるためにどうしたらいいのかと。人の土地の地権者が代わってまっさらになってこなければ、権利社会が終わらなければ用地のこの権利というのができないと、確保できないと。だから市有地になって、初めて市有の物件が建てられるのであって、人様の土地の上にもって、合意文書で建てるような、そんな乱暴なことはとてもじゃないけども暴挙としか言えないと。それをできるとした根拠を法的に示してほしいと私は思いますので、これはぜひこの後のことも含めまして、こういったことでできるんだよという法的見解をお示しいただければありがたいなど、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） よその屋敷には建てられないと言われましたが、ならそこに文化ホールはどうですか、よその屋敷じゃなかったですか。だから、賃借権があればできるということとですね、やはりいろいろと今確認をしてみましたら、国の方でも合併特例債の5年延期は百数十項目のうちの5番目に入っているというふうに聞いております。確実に5年の延期はあると。急ぎ足でされるのはちょっといかななものかなということを申し上げまして、もうこれ以上の論議はいたしません。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで暫時休憩いたします。

○

休憩 午前10時58分

開議 午前11時19分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、森隆博君から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

[登壇]

○20番（森 隆博君） ただいまの私の一般質問の発言の中で不当な発言があったと思いますので、議長のしかるべき処置をお願いします。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君の発言につきましては、後日会議録を調査し、不適切発言等があった場合には善処したいと思います。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） ただいまご指名されましたので、議席番号5番、水上彰澄、質問をいたします。質問がへたな部分がございますので、うまく受け止めて答弁のほうはお願いしたい。

では、通告に従って質問をしてまいりたいと思います。

まず、旭志地区の下水道処理についてお伺いします。このことは、一度お聞きしておりますが、アンケートも取り、旭志においては合併浄化槽で取り組むということでしたが、将来を考えたとき、私は納得ができません。旭志の河川は合志川、矢護川、二鹿来川と3本ありますけれども、いずれにおいても上流の水源地は旭志であります。一部矢護川が大津ということになっておりますけれども、旭志の片ヶ瀬というところの境界、すぐ上流でございますが、諏訪山というところがありますけれども、そこが湧水を起こして片ヶ瀬の部落はそこから水量をもらっているというのは、もちろんご承知のとおりであります。要するに、上流の水源地は旭志であります。今後の河川環境、地下水汚染等を考えたら、単独槽や、そのほか全部農業集落排水型にさせていただきたいということでもあります。ここ1、2年のうちに取り組まないと、合併浄化槽が今30数%ということでございますが、5割を超したらなかなか取り組めない。あとの残りの5割は単独槽やそのほか、永久に、そのままになってしまうということでもありますし、農集ができれば、個人負担の高い合併浄化槽も、いつでもつなげるようにしておくということも付け加えてお聞きしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 旭志地域の生活排水処理計画の変更についてのご質問にお答えいたします。

旭志地域の今後どの事業で取り組むか、方針案決定のため、合併後の平成17年に市内部で検討会議を開いております。集落排水事業での事業実施の可能性のある旭志総合支所を中心に6地区の地元説明会を実施し、並びに今議員言われましたようにアンケート調査を行っております。その結果を踏まえ、内部で検討会議を行い、集合型の農業集落排水事業では事業完了に長期間の年数を要し、将来の人口減少、また地域特性を考慮した場合、市で合併浄化槽を設置する市町村型設置の合併浄化槽事業で取り組むことがこの地域にとっても最も有効な施策と判断し、市町村型合併浄化槽事業区域として決定いたしました。市町村型合併浄化槽事業で進めることで、当時の旭志管内の市議会議員の皆様には説明を行い、また旭志全体区長会において経過報告を行い、事業推進の協力を行っております。

以上の経緯を踏まえまして、平成19年度より菊池市生活排水処理計画に基づきまして旭志地域全域の市町村型合併浄化槽事業に着手しており、この事業推進に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 再質問をいたします。今の答弁は一応聞いたのは聞いたということでありましてけれども、納得ができないから質問したわけですので、再質問をします。浄化槽の普及率が向上しない理由はなぜかということですが、当初の行政説明で合併浄化槽のほうが個人負担が安いというような、例えば説明、こういう中でアンケートを取っても、誰もやっぱり合併浄化槽にしますということになろうと思います。そのほうが行政の財政負担も少なくて済むということでしょうけれども、しかし今となっては、処理費用が高いと。処理費用が合併浄化槽のほうが高いということですのでございますし、30数%から普及しないという原因ではありませぬでしょうか。これは聞いた話でございますけれども、隣の市町から転入された方から菊池市のし尿汲み取り料金は高いと、これも第三者から聞いたものでありますけれども、そういう苦情も聞こえますが、郡市2市2町とは料金は合わせてあるのか。なかなか個人の許可業者との料金交渉ということとはできない。この辺をどのようにして決めてあるのか。広域においても、消防その他、一緒にやっておりますけれども、し尿処理も、当然この2市2町、この辺と料金が一緒になからにやいかんと、このように思いますが、業者は何社あるか知りませんが、入札でやったのか、あるいは随意契約、この辺で長期的に菊池だけの料金が決まっているのか。この辺も合わせてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩いたします。

○

休憩 午前11時29分

開議 午前11時35分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 再質問にお答えいたします。

議員言われますとおり、汲み取り料金につきましては合併浄化槽のほうが使用料が割高でございます。また、浄化槽の設置の際には、改築等の費用もかかりますし、またそういうことで汲み取り料金、そういうことで費用が高くなるという、浄化槽の設置のほうが設置率が低くなっております。また、そのほかに、既に単独浄化槽を設置している世帯が多くあり、トイレの水洗化が進んでいるということで合併浄化槽への付け替えが進まない状況がございます。そういうことを勘案してですね、

水洗化のほうは進んでいないと。ただ、料金につきましては、それでは業者が菊池市の場合は旭メンテナンスがおりますし、泗水については西部クリーンがございます。それぞれの業者のほうで料金は決まっておりますので、統一はなされておられません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 前に返るといけませんけれども、統一がなされておられませんということですから、統一はされとらんでもいいですけども、菊池市に来て、菊池はなしこげん高かっですかということを知りたくなさるんですけど、その辺はやっぱり2市2町は合わせとった方がいいと、そういう思いでございましたので、その辺を質問したところでございます。

再々質問をいたします。処理方法の計画変更ということですが、旭志には河川が、先ほど申しましたように3本ありますが、水源地は旭志と申しました。もちろん、旧菊池市にしても、菊池川、迫間川、河原川にしても、菊池市のうちで水源地があると思います。こんなに同じ菊池市で6本の河川がありながら、水源地が全部自分の菊池市で持っているという、そういうその地域はあんまりないかと思えます。菊池市においても、公共下水道のほかは中山間地を含め、農集でできるところがあると、今は旧菊池市ですね、あると思います。福村市長のときとは思いますが、竜門ダム上流の鳳来穴川部落においては、水源地でもありましようけれども、農集で取り組んでおられるということを知りました。なかなか上々の決断であると、そのように思えます。また、旭志においても伊坂の一部ではありますけれども、泗水の農集につないでおられるということも知りました。本当でしょうか。それなら、旭志を全部泗水につないでください。旭志の3本の河川は、全部泗水・七城に流れているのはご承知のとおりであります。県も先の議会で地下水は公共水ということで、大口取水を許可制に条例可決してあります。いずれそのうち河川・地下水環境条例等も厳しくなると思えます。泗水、七城が農業集落排水事業で取り組んでこられているのに、旭志ができないわけがないと、私は思っております。菊池市の河川は全部水源地であるということをお忘れず、下水処理において大量に地下水を汲み上げて希釈するのではなく、においや殺菌、色、これらを瞬間に消すということもできるんじゃないかならうかと、そういう方法もあるんじゃないかならうかと思えますが、そういう方法を取り入れたらどうでしょうか。これらを理由に、菊池市でできないなら国や県の特區、あるいは直轄でモデル事業でもできないか。計画変更をお願いいたします。旭志の議員4人の意見は一致しているところであります。

また、下水道の件は市長の政策の一端にしておかしくないと思いますし、住民運動や早期決起集会、あるいは署名活動をすればいいのでしょうか。そのほか何か有効な手段がありましたら教えてください。言われたとおりにやりますので。まずは、旭志の下水道処理の計画変更を検討してください。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 快い返事、答弁をしたいんですが、なかなか難しいことでございます。農業集落排水事業の取り組みについて再度調査検討できないかということでございますが、これまで、以前、議員の一般質問にもお答えした経緯もありますし、また大賀議員のほうからも質問がございまして、繰り返しての答弁ということになります。先ほど部長のほうからも答弁いたしましたとおり、市内部におきまして検討会議を行いました。そして、アンケート調査などなどの結果を踏まえながら、市町村型の合併浄化槽事業で進めることに決定いたしまして、菊池市生活排水処理計画に基づきまして事業を進めておりますので、再度の調査検討ということについては難しいと、このように考えております。使用料につきましては、平成22年度、それから平成23年度、区長協議会の総会におきまして、公共下水道の使用料、農業集落排水の使用料、特にこの使用料とその人頭制の使用料ということで、市町村型合併浄化槽の使用料の格差というものがこれはあるということは事実でありまして、旭志地区のほう負担を人頭制で高く負担をしているということでもあります。それで、その平成23年度に、昨年から生活排水処理施設運営協議会というものを設置いたしましたので、意見などを伺いながら、この料金の是正ということについて適正化を検討していきたいと、このように考えております。旭志地区につきましては、他のこの泗水、七城、また旧菊池を含めまして公共下水道、あるいは集落排水事業になっているんじゃないかということですが、随分このことについては検討を重ねましたけれども、いわば地形・地勢上の問題で、集落間の距離が大変遠いと。それで、人口の集中度合いというものも離れているというようなことで集中密度が低いというようなこともありまして、これはいわゆる水についても3本の河川が流れているということで、河川の汚染につながらないようにということでの水環境・水質管理ということで、環境ということで下水道をするわけですが、その処理方法について、住民の皆さん方がこの選択の中で市町村設置型と、今まで過去にない制度でありますけれども、これを進めることによって部落間が離れていたり、あるいは個別に離れている住家があったりした場合に、管渠をそこまで引っ張っていくというのは相当の負担になってしまうということで、多分

数字からすれば、例えば20億対60億といったぐらいに格差が多分あったんじゃないかなと記憶しておりますが、そういうことの中で、水環境をちゃんと公共下水道であれ、農集であれ、あるいは合併浄化槽であっても守れるということで、公共で管理していくということにほかならないので、そこで住民の負担が処理方法によって変わるということについてはいかがなものかということを受けて、区長会等による要望等があつて、それを検討に入っているということでありまして、不公平感というものをなくせばいいのではないのかなと思っております。また、今日まで浄化槽といえば単独浄化槽であつたわけでありまして、それが今もお使われているところもありますし、それが改修時期になったときに合併浄化槽に代わってきていると。それをさらに市町村型設置ということになれば、一時的な負担が軽減されると。そして、利用料、使用料につきましても、他と同じような公平性を図らなければならないということで考えておりますので、その点でご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 今、答弁をお聞きいたしますと、なかなか公共下水、農業集落排水、なかなか厳しいようであります。答弁のほうもわからなくてもございませんけれども、ここであきらめるわけにはいきませんので、この下水道処理の件においては、来年春、市長選後において再度聞くことにいたしまして、この質問は終わります。

次に移ります。新山1号線林道拡張改修についてということでお尋ねをします。新山1号線といっても、皆さんなかなかわからないと思いますが、実際私もあんまりわかっておりませんでした。四季の里から鞍岳に上る林道であります。今日までも辺地総合計画の下に災害復旧や拡張工事等をされてきたものと思いますが、全線離合できるような道路にしてもらえないかということでもあります。ご答弁をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 水上議員のご質問にお答えします。

林道新山1号線は、菊池市旭志麓の四季の里旭志沿いの緑資源管線林道、菊池人吉線を起点とし、阿蘇くじゅう国立公園を抜け、先は大観望へつながる自動車道2級林道でございます。この林道は、昭和42年度から47年度にかけ全体延長8,169m、幅員は全幅員4m、車道幅員3mで、新設改良を実施しております。また、一部狭小の区間につきましては、大型車の通行を考慮し、平成10年度から平

成17年度までに全長約1,246mの局部改良を行い、車道幅員を5.5mないし7mに拡幅整備を行ってまいりました。本路線における本年度までの事業費は、災害復旧費を含めまして約6億5,000万円となっております。この林道は、途中には標高1,118.6mの鞍岳があり、年間を通じての登山客や四季の里旭志へのアクセス道路として、また菊池市有林の財産管理道路としても重要な林道であると捉えております。本林道は、これまで補助事業等により実施していることから、道路構造令に基づき実施しており、国道都道府県道等を連絡する幹線ではないことや費用対効果等が低いため1車線による整備施工を行ってきたところでございます。今後において新たに2車線での改良を計画する場合は、交通量や特に費用対効果が問われ、阿蘇側の道路整備の遅れや鞍岳山頂付近の約2km区間では、縦断勾配や山の傾斜も急ということで拡幅工事は非常に厳しいものと考えられます。今後は、幅員が狭小のため離合しにくい場所も一部残っている状況でありますので、利用状況等の調査により、離合箇所が必要な場所については局部改良等により対応していきたいと考えております。

また、本路線の整備におきましては、菊池市辺地総合計画、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画であります。これに基づき整備を進めております。なお、工事費の一部につきましては、合志市、菊陽町からも新山林道協議会負担金ということでご負担をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 新山1号線は、辺地債等を利用して長期的な計画ができないかということで質問要旨には申し上げております。26年度までは辺地債で事業を取り組んでいくということですが、全幅4mで車道幅員が3mと規制があるようではありますが、車道は3mでは離合ができません。また、一部車道幅員が5.5mから7mの拡幅をしているということでもございますけれども、これは恐らく離合箇所をつくってあるものと思っております。以前は鞍岳頂上から向こうに旭志の持ち分100ha、それから泗水の持ち分200ha以上の草地でございました。そのころは、泗水から牧草をつくり、収穫して搬送するトラックや大型トラクター等の通行によく利用されたものであります。合併後は当然菊池市の山と草原として300ha以上の土地があるものと思います。将来、何かのためになるかと思いませんし、先は阿蘇国立公園や大観望へとつながるもので、夢が広がる林道でもあります。鞍岳の山頂上部のほうは国有林であります。また、四季の里のそばにも国有林があります。また、県有林も一部あるとお聞きしましたが、これらにひっかけて林

野庁あたりと相談しながら、規制ある辺地債だけでなく登山客や将来観光道としても利用できるような全幅5m以上、2車線とは申しませんが、5mあれば大体離合できると、そのように思いますので、菊池市の管内、うちまでの道路に長期的な計画です、事業を進めていただきたいと、このように思いますけれども、何かお考えはございませんでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、局部改良を優先的に考え、必要な箇所におきましては新山林道協議会で協議をし、平成27年度から平成31年度までの菊池市辺地総合計画により整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 辺地債、そのほかいろいろあるということではあると思いますが、辺地債でも構いませんけれども、長期的に、離合できるような道路で貫通させていただきたいと、そのようなことを願ひまして、質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時58分

開議 午後 零時58分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 議席番号3番の大賀慶一でございます。それでは、通告に従ひまして質問をいたしたいと思ひます。

まず初めに、ごみの分別収集の現状と課題についてお伺いをいたしたいと思ひます。人間が生活を営む上におきましては、ごみの問題は避けて通れない課題でございます。人類はごみと歴史を共にするとさえ言われております。本市におきましては、現在、旧泗水町におきましては菊池環境保全組合で、旧菊池市、旭志、七城におきましての可燃物についてはRDFでごみの処理が行われております。いずれの場合にしましても、ごみの資源等との分別収集は、減量化やエコ対策面からいたし

ましても重要なことでございます。まさに混ぜればごみ、分ければ資源でございます。

そこで、1点目に本市の分別収集の現状と課題について質問いたします。

2点目に、収集に際しましてのごみ袋の名前記入について質問をいたします。今、一部の地区で名前記入が課せられております。私としましては、ごみを出すのは自己責任でございますので、全ごみ袋に名前を記入するのが当然のことだと思います。一部の地区だけでなぜごみ袋に名前の記入が課せられているのか。

以上、2点についてお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 本市の分別収集の現状につきましては、現在、合併前の4市町村の地域で分別収集の方法が異なっております。菊池地域、七城地域につきましては、ごみ袋による収集のほか、各行政区の公民館等でカン・ビン・紙類等の資源物を中心とした拠点改修を行っております。旭志地域、泗水地域につきましては、蛍光管などを除き、ほとんどがごみ袋での収集を行っております。各地域とも分別収集方法は異なっておりますが、ごみの種類ごとに適正に処理し、資源物に関しては再資源化を行っているところでございます。また、ごみ袋への氏名の記入につきましては、記入している地域と記入していない地域がございしますが、これも合併前の状況を踏襲いたしております。氏名を記入する地域につきましては、可燃ごみに不燃ごみが混入するなど処理に支障を来すようなことを防ぐために、記入を義務化したものでございます。他の地域につきましても、氏名の記入について協議は行っておりましたが、個人情報保護の観点から反発が強く、氏名記入までは至っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 各地域によって、資源ごみ、分別収集が行われているようでございます。

次に、先の1月の月例会におきまして、RDF大牟田リサイクル発電所の処理委託料金の値上げが報告をされました。24年度よりトン当たり9,500円から2,700円の値上げで、トン当たり1万2,200円の処理代金として計画されているようでございます。このことは、本市のごみ処理にとりましても大きな問題でございます。そこで、RDF処理代金の値上げに至りました経過等、また今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） R D F 処理委託料につきましては、先の月例会で報告しましたとおり、平成24年度から、議員の質問にもございましたように1 t 当たり2,700円の増額が暫定計画として策定されました。増額の理由としましては、参加組合等のごみの減量化に伴い、R D F 搬入量が減少することによる処理委託料の収入源、またR D F 搬入量の減少に伴い、発電量が減少することによる売電収入の減、さらに大牟田リサイクル発電所の修繕計画見直しに伴う経費の増額などが示されております。本市のR D F を製造しておりますエコヴィレッジ旭につきましても、ここ3年ほどはあまり変動しておりませんが、操業開始時と比較しますと1割程度ごみ処理量が減少しているため、R D F の搬出料も減少しており、今後も減少していくことが予想される場所です。ごみの減量化につきましては、市民の環境意識の高揚を図るために、分別収集などのリサイクルの推進や生ごみ処理機の設置補助など、市の重要な施策として取り組んできたところでございます。しかしながら、その結果、可燃ごみが減少するとR D F の製造量が減少し、委託料の増額につながっているのが現状でございます。

また、エコヴィレッジ旭は可燃ごみを焼却せず、乾燥してR D F を製造することから、中間処理を行うリサイクル施設と位置づけております。しかし、施設の運転にはR D F を製造するための燃料費、電気料など高額な経費がかかっているところですので。そのためにも、生ごみなど水分を多く含むごみについては、水分を減らしていただくだけでも燃料費等の節約になりますので、今後も市民の皆様への啓発を実施してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 部長答弁がございましたように、R D F の処理料の値上げに關しましては、ごみの量が減ると値上げになると、何と申しますか大変我々としてはごみを減らしたいと思っておりますが、R D F としてはごみの処理量が減ってくると料金が高くなるという、何か矛盾したことが伺えますけれども、いずれにしましても、ごみを減らすのは当然のことだと思っております。

それでは、再々質問をいたします。R D F につきましては、もう将来的にも施設の老朽化等で大幅な値上げも予想されるんじゃないかと思っております。そのような中で、本市のごみ処理につきましては、将来的には現在進められております菊池環境保全組合での全量処理が最もベストなごみの処理方法であると思っております。ぜひとも本市

の全量を菊池環境保全組合にお願いすべきでございます。

そこで、市長にお尋ねをしたいと思います。大牟田発電所でのRDF処理につきましては、平成29年度までが本市との契約だと伺っております。また、エコヴィレッジ旭におきましても15年間が稼働期間だと伺っております。そこで、本市のごみを処理するに当たり、先ほども申しましたように、菊池環境保全組合に全量お願いするようになった場合、本市としてRDFの発電所からスムーズに撤退ができるのか。その点について市長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ごみ処理の広域化につきましては、本市の泗水地域、それから合志市、大津町、菊陽町の2市2町で構成をしております菊池環境保全組合において、新環境工場の建設をただいま進めているところであります。組合では、平成33年度の操業開始を目指しております、新環境工場の操業を機に本市全域加入を要望しているところでございます。本市のみならず、構成の市長にとりましてもごみ処理施設の建設費や、また維持管理費の経費削減、ごみ処理の効率化など、ごみ処理の広域化が有利になることは確実でございますので、今後とも広域処理化を目指して要望を続けてまいりたいと思っております。

次に、大牟田リサイクル発電事業につきましては、現在ご指摘のとおり、平成29年度までの処理委託契約を結んでおまして、これを途中で解約するということになれば、違約金などの問題もありますので、平成29年度より前に脱退することはできないわけでありまして、平成30年度以降につきましては、今後福岡県やまた大牟田リサイクル発電事業に参加しております組合などと協議を行っていくこととなります。本市としましては、ごみ処理の広域化を目指して、菊池環境保全組合に全域加入をさらに要望してまいりますし、またおりますので、平成30年度以降の可燃ごみの処理に支障がないように協議をしてまいります。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 平成33年度の開業を目指して菊池環境保全組合でのごみ処理が計画されているようでございますので、ぜひともこの大牟田リサイクル発電所からの撤退といえますか、これがスムーズにいきますように、事前から早めの打合せといえますか、そういうことをしていただければなと思っております。

次に、幼稚園の統廃合についてお伺いをいたします。先の12月議会におきましても、私はこの問題を質問いたしました。なかなか納得する答えがいただけませんでしたので、また再び質問をいたしたいと思います。12月以降後、旭志幼稚園の

保護者の方や地域の皆様と意見交換する機会がございました。その中で、保護者や地域の方々は旭志幼稚園の廃園について非常な不安と危機意識を持っておられます。また、何としてでも存続を願っておられます。その中で、多くの方々から活発な意見が討論されましたので、少しだけ紹介をいたしたいと思います。

まず一つ目として、泗水幼稚園と旭志小学校は異なる小学校区に存在するため、泗水に統合された場合、旭志小学校との連携はどうなるのか。また、泗水に統合されたら、旭志から行く人はいないんじゃないか。

次に、地元で幼稚園保育を受けさせて、友だちをつくって小学校に入学をさせたい。親も孤立をしてしまう。

次に、菊池市は幼稚園教育に金をかけているなど感心していたが、やっぱり予算を削るのか、がっかりした。

次に、この素晴らしい環境は、民営化してでも残すべきだ。

などなど多くの意見がございました。そこで質問でございますが、旧4市町村の中で旧旭志は面積的に2番目に広いわけでございますが、その旭志からだけ幼稚園がなくなってしまうということ、現実を教育の平等性、地域性の観点から、教育長はどのようにお考えでしょうか。ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 現在、市内には菊池地域に私立の2園、七城地域に私立1園、旭志地域に公立1園、泗水地域に公立1園の計、私立3園、公立2園の幼稚園がございました。そのような中、社会環境の変化、女性の社会進出の増加に伴い、就労する親の増加などによりまして、幼稚園の入園率というものは、公立・私立合わせて約56%と減少する傾向にあります。その一方では、保育園の園児数は増加傾向にあり、旭志地域でも保育園の定員を増やす園があると伺っております。公立幼稚園民営化の内部検討の過程で、園児数の減少は集団生活の中で学ぶべき共通の目的を見出したり、工夫したり、協力したりする経験が少なくなり、教育環境としては好ましくないという意見が幼稚園現場から上がり、庁内で教育環境についての検討を行ったところです。その結果、旭志幼稚園を泗水幼稚園に統合する菊池市公立幼稚園民営化実施計画案としたところでございます。現在、菊池市幼稚園民営化検討委員会に幼稚園のあり方を含めて検討を行っていただいておりますので、その答申を待って、今後の幼稚園の統廃合について、再度検討していきたいと、このように考えております。旭志地域から泗水幼稚園に通園する場合の就学前の連携につきましては、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行ができますように、現在菊池市でつくっています菊池市幼・保・小・中連携推進協議会の中で情報を共有する組織を

つくっております。その中で、連携を図りながら柔軟に対応していきたいと、このように考えております。

次に、旭志地域に住んでもらうには幼稚園は必要ではないかとの議員のご質問につきまして、現在国が示しております総合こども園、これは保育所の大半を総合こども園へ移行させ、幼児教育と保育を提供する施設とすることが計画されていることで、旭志地域の保育所が総合こども園へ移行することで対応できるのではないかと考えておりますが、このことも含めまして現在検討していただいております菊池市幼稚園民営化検討委員会の中の答申を今後待ちたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 再質問でございますが、私は12月の議会でもこのことにつきまして、英語教育を取り入れた特色ある幼稚園として旭志幼稚園を残してはどうだろうかということをお願いいたしました。その答弁の中で、教育長は現在本市で取り組んでいる英語の森の授業と関連して、幼稚園での英語の教育を検討してみたいとおっしゃっておりました。大変前向きなご発言に私は感激をいたしました。

そこでお尋ねいたしますが、本市は英語に限らず韓国や中国に友好姉妹都市との交流がございます。そこで、英語のみならず韓国語、中国語も考えられます。そのような外国語幼稚園としても継続される考えはないでしょうか。

また2点目に、企業誘致の面からしましても、公立幼稚園の必要性があると思います。このことも12月の議会でも市長に質問をいたしました。その後、企業誘致特別委員長の樋口議員が陳情で上京された際に、企業立地の条件として幼稚園、保育園の充実については非常に大切であると関係機関から聞かされたと同っております。一昨日の坂本議員も述べられましたように、川辺のテクノパークへの企業誘致のためにも、地元旭志への定住促進のためにも、幼稚園として存続、旭志に幼稚園として存続されるお考えはないのか。

以上2点について市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 園児の思いや、あるいは感じたこと、考えたことを言葉に表すようにするためには、やはり心に感動があることが必要であり、園での生活の中で感動するようなできごとや出会いが起こることで、そういう中で園児たちは学んでいきます。語学というものは、耳から聞いたネイティブな発音を理屈抜きに覚えていくことが、自然に語学に親しむとして一般的に語学教育は幼年時から始めるほ

うがよいと、このように言われています。しかしながら、幼稚園では日本語の基礎を培っている段階であり、言葉を学び、学校教育の目標とします考える力を育てるための芽生えの部分を受け持つことが重要だと考えるところでございます。ただいまご提案いただきましたこの中国語あるいは韓国語を取り入れたモデル園といえますか、そういうものの実施につきましては、例え幼稚園でそれを仮に取り入れたとしても、小学校、中学校へこの発展にまずつながらないんじゃないだろうかと思うわけでございます。しかし、英語を取り入れた場合、これは小学校、中学校へと系統的、あるいは段階的にも発展した活動も期待されるということも考えられますので、そのために現在、ALTとの委託業者と現在協議を行っているところでございます。もしこの協議がうまくできますならば、幼稚園のほうに英語教育を、ALTを派遣してやっていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市といたしましては、新たな工業団地、菊池テクノパークには大変大きな期待を持っているところであります。今後、企業誘致に力を入れていく計画でございますが、企業誘致においては、地元幼稚園やあるいは保育園があることが前提条件であるのではないかというふうに述べられましたが、現在におきましては、菊池市の幼稚園民営化検討委員会におきまして、幼稚園の保護者やあるいは学識経験者等によりまして、統合民営化を含めたところで幼稚園のあり方の検討を現在いただいている状況であります。検討結果は、答申として示されることになっておりますので、それを基にいたしまして、再度教育委員会と協議をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 再々質問で総合こども園についてお伺いをしたいと思いましたがけれども、先ほど教育長答弁されましたように、国も総合こども園として本年、2015年には認可することを閣議で決定したということをお聞きしました。そこで、総合こども園としてでもよろしゅうございますので、答えは要りませんが、ぜひともまたこういう方面の立場からでも旭志幼稚園の存続をお願いしたいと思います。いろいろ幼稚園の存続につきましては各方面から私は意見を述べてまいりましたが、旭志幼稚園の存続は本当に旧旭志地域の住民たつての願いでございます。どうかひとつ、トップダウンでのご英断をよろしくお願ひします。

それでは、次に地域の振興についてお伺いをいたします。小学校の統廃合も計画されておりました4校が平成25年4月より統廃合されることになりました。地域の住民の皆様におかれましては、保護者の皆様、住民の皆様におかれましては、大変な思いでの同意であったと思います。地域におきましては、小学校廃校は非常に不安でありまして、地域の疲弊が心配でもあると思います。そのようなことを考慮しますと、地域の振興策としての廃校後の学校跡地の有効活用に早く取り組む必要があると思います。この件に関しましては、昨日の一般質問でも岡崎議員、東英俊議員も述べられておりましたが、私としましても2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目、市として1年後に迫りました統廃合に向けて、跡地利用について検討策はどのようにされるのか。2点目に、人の体に例えますならば、人間も手術後のケアが体力回復には非常に必要でございます。伝統ある地域に根ざして小学校、大手術を行って地域から引き離すわけでございますから、地域への素早いケアをしなくてはなりません。跡地利用対策を速やかにやるべきだと思います。

そこで、本年度から担当部署を設置して、本腰で地域振興策として跡地利用対策に取り組む考えはないのか。

以上の点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 小学校の統廃合後の跡地につきましては、地域の皆様のご意見をお伺いして進めていかなければならないと申し上げてまいりました。今議会で河原小学校の統合につきましてご承認をいただきましたならば、早い段階で4小学校の跡地について、市長部局の所管としての分析と利活用を考えていかなければなりません。学校統合後は、面積や建物の状況などを分析すると同時に、教育委員会と企画振興課が地域の皆様とそれらのことも一緒に考慮しながら利活用の方法について模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 述べましたように、一刻も早い取り組みが必要だと思いますので、どうかひとつ本腰で取り組んでいただきたいと思います。

再質問をいたします。先日、福岡県の大木町の女性グループが活躍されておりますモアハウスを研修に行つてまいりました。このグループは、森清孝議員の友人でございます方が指導的立場で結成されたグループでございます、今ではキノコ栽

培のほかに道の駅大木でレストラン経営なども手がけられております。私たちが見学研修に行きましたときには月曜日の雨の日でございましたけれども、レストランの中は100席以上あると思われませんが、それこそ順番待ちがあるような大盛況でございました。その人たちに伺ってみますと、地産地消、その地域でできた野菜、いろんなものをレストランで提供しているということでございました。そういうことで、年商数億円も上げられているということでございます。これらの方々もですね、当初はやはり町の支援によって立ち上げられたと伺っております。今では国の補助事業等も活発に活用されておりました、いきいきと活動されておられます。一緒に同行されました旭志の女性グループの方々も大いに参考になったと目を輝かせておられました。私は、本市におきましても今後地域振興、地域の活性化をするためには、若手や女性グループ等の地域おこしをやろうとする人々への本市の積極的な支援が改めて必要であると思いました。

そこでお尋ねでございますが、今どのような支援活動があるのか、どのようなグループがあるのかについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

地域おこしグループへの活動支援につきましては、個人や単なるグループといったものには適用されませんが、地域づくり推進補助金によって、施設整備事業や活動支援、さらに人材育成支援を実施しております。この補助金制度は規約などを備えた10人以上の地域づくりを目的とした団体に交付するものでございます。グループとしては、それぞれの地域で区長さんたちのメンバーとか、そういう部分でこの補助金を受けられているところもございますし、また太田地区あたりでもいろんな形でご存じのとおり活躍されているところもございますが、事例で上げられましたようなグループが長く続けておられるグループで、既に一定の決まりなども確立されている対象のものもございます。菊池市の産業などに密着し、地元の皆様が結束して地域を元気にしていく活動でございますので、要件を満たせば各支援事業の対象となりますので、ご相談に来ていただきたいと思えます。

また、市の各部署にも様々な制度設けられておりますので、活動の内容次第ですが、ご相談いただければ一緒に考えて、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 地域振興支援につきましてはいろいろあるようでございますがなかなか私たちも現状として認識が足りませんし、市としてももっともっとPRをしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問をいたしたいと思います。本市の地域振興という意味では、道の駅の存在は皆様ご承知のとおり大変大きな役割を果たしておると思います。そのような中で、まだまだ活用されていない面もございます。例えば、旭志の道の駅のイベントホールでございますが、非常に活用度合いが少ないように思います。立地条件としては大変恵まれた場所でもございますし、施設としても立派なものでございます。有効利用ができていない理由として、施設の不備ではないかと思えます。時代に即応した施設をもっとやるべきではないかと思えます。例えば、炊事の施設やテーブル、いす等の整備など、多目的に活用できるような施設として、地域おこしで頑張っておられるグループ等がより活用しやすい施設として改善されていく考えはないのか、最後にお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地域づくり補助金は、地域の皆さん方が自ら考えて、自ら実践すると、地域づくりを推進することを目的としてつくられたものでありまして、気軽に、使い勝手のいい制度をつくらなければという、そういう思いを持ってつくらせていただいたものであります。財源につきましては、そういった意味を含めまして、市の単独の財源ということでございますので、利用の内容につきましても大変幅広く対応させていただき、地域づくりの活動に役立たせていただきたいと思います、このように考えております。広くこの制度のあることにつきまして周知に努めておりますけれども、まだまだそういったことの制度はよくわかってなかったという方々もおられるようでありまして、それぞれの隠れた地域づくりを頑張っておられる方々に利用いただく必要があると思っております。今、物産館や会議室の備品等の利用につきましてのご質問でございましたが、指定管理制度によりまして、今の第3セクターの公共用施設というものにつきましては、管理をいただいているわけでありまして、市は直接この貸し付けているものについて、また第三者に対してこれを貸し付けしているような意味での負担を免除するといったことはできませんが、これらを利用したような活動とか、計画を立てて、目的をもって活動されるような事業ということで行うものであれば、地域づくりの補助金も対象になりますし、また第3セクターとの意見の調整ということもやっていかなければならないと思っております。いろんな借上費などの支援を受けることが可能な場合もございますので、これはまた今部長が答弁申し上げたように、個々の案件としてまた相談もし

ていただければと思っております。地域おこしのグループにつきましては、積極的に支援を今後ともしてまいりたいと思いますので、本当に気軽にご相談をいただきますようによろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

ご苦勞さまでした。

散会 午後1時34分

第 5 号

3 月 9 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成24年3月9日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	永田哲士君
議事課長	城主一君
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ここで議長より申し上げます。明後日11日は東北大震災からちょうど1年になります。この震災では、1万5,000名以上の方が亡くなられました。今なお3,200名以上の方が行方不明となっております。ここで亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込めて黙祷を行いたいと思います。全員起立をお願いします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（山瀬義也君） 着席をお願いします。

今後は、行方不明者の方々が1日も早く発見されますように、また復旧復興が迅速に進みますように、心から願うものであります。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

初めに、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。10年後の菊池を見据えると、言いたいところがございますけれども、昨今の本市の状況を考えますと、何かしら心が痛みますし、早く健全な元の姿に戻ることを願いつつ、質問に移らせていただきたいと思います。

今の菊池は、何か閉塞感が漂っていると東議員もおっしゃいましたが、私も同感であります。閉塞感というのは、豊かさや明るい未来ともに夢が見えないからだと思はれます。もちろん時代背景もございます。そんな中、近隣の市長さんが、坂井さん、合併特例債の5年延長は閣議で決定され、今国会の20ぐらいの議案の中で上位6番目に入っているんで99%間違いないですよと元気な声で私におっしゃいました。本当にありがたい話であります。そこで、本市として大変有利な合併特例債を使える10年間にどれだけ有効に活用し、どれだけ活力ある菊池にできるかが本市合併後の10年間の最大の課題なのであったわけです。

そこで、1市2町1村合併をしたわけですが、あと3年とっていた合併債が8年使える可能性が、より高くなりましたので、今こそ10年先、20年先を見据え

たランドデザインを描き、将来につなげねばならないと思います。

そこで、ランドデザインと活力ある菊池について質問をいたします。現在の本市の産業について、合併時と現在の比較で農業、商業、観光業の売上比較、温泉旅館の宿泊客数の比較、1人当たりの市民所得の比較、また森議員もおっしゃいましたが人口の旧菊池市、泗水、七城、旭志、また市全体の比較をお示してください。

以上を1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） おはようございます。合併前の市町村との比較でございますが、既に統計する市町村の対象が変更となっているものもございますし、集計方法が変わっているものもございますので、比較できるものについて可能なものをお答えさせていただきます。

まず、人口につきましては、平成17年3月末現在で旧菊池市が2万7,061人、平成24年1月末現在が2万5,663人となり、1,398人の減でございます。旧七城町が5,925人が5,631人となり、294人の減でございます。旧旭志村が5,390人が5,054人となり、336人の減でございます。旧泗水町が1万4,412人が1万4,920人となり508人の増でございます。合計いたしますと5万2,788人が5万1,268人となり、1,520人の減でございます。

次に農業でございますが、平成17年2月の農林業センサスまでは旧市町村ごとの集計がございましたが、平成22年のセンサスでは一つの自治体としての集計しかございませんので、合計でお答えさせていただきます。農業生産額につきましては、生産額としての集計は取られておりませんが、1,000万円以上の販売農家につきましては、平成17年が636戸、平成22年が514戸で、122戸減少しております。

次に、販売農家戸数は平成17年が2,800戸、平成22年が2,464戸で、336戸減少しております。

商業につきましても、旧市町村ごとの集計はされてございません。平成14年の年間消費販売額が801億9,565万円、平成19年が930億5,995万円で、128億6,430万円の増でございます。

観光客数につきましても、旧市町村ごとの集計は取られてございません。平成17年が348万6,809人、平成22年が305万7,566人で、42万9,243人の減でございます。菊池溪谷への観光客数が平成17年で38万2,885人、平成22年が34万2,182人で4万703人の減、観光宿泊者数が平成17年が23万8,770人で、平成22年が13万4,024人で、10万4,746人の減と

なっております。

なお、個人所得につきましては、直接の比較の統計は出ておりませんので、過日の新聞で報道されたところがございますが、菊池としては12番目のランクとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） いろいろな数値を示していただきました。商業は伸びているんですね。ただ、この中で心配なのは、人口の減少と、特にひどいのが温泉郷の宿泊客の減少でございます。この点につきましては、管轄が建設部の都市整備課、そしてまた企画部企画振興課、そして経済部の商工観光課など、3つの部が複雑に関係し、連携がとれにくい点もあると思います。大変深刻だと私は思います。これは、もう一ホテル、一旅館で解決できる問題ではないと思います。市を挙げて観光旅館組合ですね、それから観光協会なりと連携を取り、一緒に将来構想を真剣に講じなければ、もっと宿泊客は減り、大半の旅館が成り立たなくなりはないか。早急なるグランドデザインと対策が必要であると思います。特に現代は、旅の主導権は主婦、女性がにぎっておられ、女性が泊まってみたい、楽しんでみたい温泉郷にするためのグランドデザインが必要だと思います。その他、農業、商業、観光、温泉郷、工業、人口減少ですので、定住住宅環境整備、都市計画、主要地域を結ぶ道路網の整備等々、本市といたしましてはどのようなグランドデザインをお考えですか。お伺いをいたします。グランドデザインですから、ダイナミックな、大きな構想をお願いしたいと思います。

以上、お伺いをいたします。

それから、もう1点ですけれども、私がかちちょっと残念だったのは、市長は合併して7年経った今ですね、今度の予算の中で企画費の委託料としてグランドデザインを外部委託されております。私は、グランドデザインというのはもう市長の特権であり、市長が描くものだと思っております。その内訳、グランドデザイン委託料107万円、市民広場基本構想基本計画委託料549万円、きくち夢・元気づくり戦略調査委託料500万円、菊池市再整備計画事業委託料105万円、委託料合計1,261万1,000円でございます。委託ばかりしなくても優秀な職員、そして市民がおられるので、よければプロジェクトチームをつくり、よろしければその中に議員も入れていただき、グランドデザインを描いたら、外部に委託しなくてもできるものではないかと思っておりますけれども、いかがお考えですか。お伺いをいたします。

また、企画費の業務委託、特にランドデザインに関しましては、何か考えがあられるとは思いますが、どのような考えで委託されたのかも、よろしければお答えください。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

ランドデザインにつきましては、これまでもお答えしてきましたとおり、総合計画の基本構想に当たる部分であると考えております。現在の基本構想は、合併当初の平成17年度につくったものでございますが、10年後となる平成26年度末に描く菊池を目指したものであり、平成22年度に後期基本計画を策定し、前期基本計画から数え8年目を迎えるところでございます。先般、総合計画策定の義務づけは地方自治法の規定から削除されましたが、現在の総合計画が終了し、次の計画期間に入る前年の平成26年度中には、現在の総合計画で進めてまいりました成果を検証し、次に目指す期間を定め、新たな総合計画を作成する必要があると考えております。

このように、総合計画といったものは、ある一定を定めた施策を進めるべきものであり、それゆえランドデザインとも言えるものではないかと考えております。今の総合計画基本構想が市民の皆様にはわかりづらいというご意見も聞かれますので、今回お示しするランドデザインの策定は、視覚的にもわかりやすいデザインで、現総合計画を解説したものをお示しできるようにしたいと考えて進めているところでございます。

それから、市民広場基本構想基本計画策定委託料、それときくち夢づくり戦略委託料のお話でしたが、こちらの分も簡単にご説明させていただきます。市民広場基本構想基本計画策定委託料につきましては、昨年12月議会の葛原議員のご質問にお答えしましたが、九州大学大学院の藤原先生にアドバイザーとしてお願いをし、菊池地区の議員の皆様を初め、各種団体の代表者の皆様と市民広場再整備の考え方についてご助言を仰ぎながら話し合っているところでございます。平成24年度は、この懇談会の意見や助言を受け、市民広場の整備に関する基本構想、基本計画の策定を委託するものでございます。

次に、きくち夢・元気づくり戦略委託料でございますが、緊急な施策が求められる際に、迅速な調査を行い、事業展開ができるようにするためのものです。近年、経済対策など、国や県の補助事業などが年度の途中で臨時的に交付される場合が増加しております。そのため、これらを利用した事業に即時対応できるよう調査検証

を行い、対応して行かなければなりません。また、同様に年度途中におきまして、必要性の高い業務が求められる場合もございます。それらに即時に対応することを目的としたものでございます。

このように、この2つの委託料につきましては、ランドデザインの策定に関する事業ではございません。

先ほどもお話ししましたが、今回のランドデザインの委託料につきましては、現在の総合計画を視覚的にわかりやすいものにするためのランドデザインの策定委託料でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） よくわかりました。ただ今も部長おっしゃいましたけれども、きくち夢・元気づくり戦略調査委託料、いざというときに使うお金だということをおっしゃいました。しかし、いざというときに使うときに計画がなければ間に合わないんじゃないですか。だから、私はそのデザインを早くつくっていただきたいという気持ちでいっぱいなのであります。基本構想、これが一種のランドデザインだというような答えだったとも思いますけれども、多くの議員がランドデザインについて質問されております。何か漠然としてですね、何を考えているのかわかりにくい、焦点が合いません。やはり、はっきりした市の姿、大きなランドに乗せたデザインが必要ではないでしょうか。農業に関しても、私は七城ですけれども、やっぱり七城の米、これは銘柄をつくらなければならないし、日本一の銘柄にできるものならしてほしい。また、ある野菜地帯にはハウスリースをやって大産地をつくるとか、商業においては中心市街地、大変売上げは伸びておりましたけれども、やっぱりゆめタウンとか山鹿に客も取られるところも多々あると思います。駐車場を大きく取れるような商業、そんな地域のゾーンをつくるというのも大事だと思いますし、観光におきましては、前にも言うておりましたけれども、今、研究にも行っておりますが、トロッコ、これは金が大変かかりますけれども、ケーブルとか、この前、大倉山のジャンプ台に行ったリフト、これ20億円ぐらいかかると言っておられましたけれども、その後、また阿蘇のロープウェイとか何かを溪谷の上の広い駐車場から谷間に道が下りておりますけれども、そこをロープウェイで下ろすとか、いろんな夢のようなことがランドデザインでございます。特に深刻なのがランドデザインが必要と思われるのが観光と温泉郷のことでございます。私なりに3つ、4つ考えてみました。これは以前から言うておりますけれども、まず山鹿はさくら湯というのを今つくっておられます。以前に樋口議員が提案されたと聞

いておりますけれども、菊池市民広場で菊池神社の土手から滝のように温泉が落ちて、大きな露天風呂があれば立派な元湯となり、その元湯に旅館から女性が浴衣姿で風呂に入り行かれる。その途中に、菊池のお菓子をつくる場所があったり、いろんな体験することがあったり、遊ぶ場所があったり、また食味する場所があったり、歴史を見るところがあったり、土産を買う場所があったり、そういった散策道がある。今の女性は、ただお風呂に入って飲み食いして帰る女性はいません。やはりその途中の何というか、遊ぶような散策道が必要だと思います。

それから、議長室でよく話しておりますけれども、医師会の奥の方に広い田んぼがあります。築地井手というような景観がいいところもありますけれども、そこを夢のような話です、グランドデザインだから、そこを市が土地開発公社か何かで買い上げて、そして温泉を試掘して5件か6件リースする、泉源と土地をですね。そこに黒川とか湯布院とか、そういった風情のある温泉旅館を建てていただく。さすれば、観光地としては阿蘇、渓谷とかいろいろあるので、必ずや泊まってくれる可能性もあると思います。また、ほかにもいろんなアイデアがあると思います。やはり市の執行部、そして観光の関係の方々、そして女性の方を交えて、これは一つ将来の観光誘致のためのプロジェクトチームをぜひつくって対応していただきたいと思いますが、それに対してお答えを願います。

それから、やはり10年、20年後のことを、先を考えていただきたい。例えば菊陽町のことを申しますと、あの何もない畑の中に大津菊陽のバイパスができました。今では立派な町となっております。そして、工場団地としてソニーが進出しました。そこには立派なアクセス道ができております。そして、何もなかったあの山林、畑の中に光の森というような立派なタウンが登場いたしました。10年先、20先を見据えた、市民が夢を抱くグラウンドデザインが必要ではないでしょうか。

また、現在庁舎問題等で深刻な事態となっている泗水町の分離独立問題に配慮をし、泗水町に対して庁舎用地がございます。それと、富の原花房台地あたりに打開策として光の森、ゆめタウンのような土地開発整備等のグランドデザインは打開策としてできないものか。

以上、3回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員のご質問にお答えしたいと思います。

常に夢を描きながら、夢を追い続けておられる思いを必死と受け止めさせていただいたところであります。なかなかこの実現性というものがなければ夢も夢に終わってしまいますし、大きな夢を与えながら希望をむし取るようなことになってはい

けないと思って、やはり行政としては現実性をおびるような総合計画、いわゆるグラウンドデザインになり得なければ仕方がないというところをご理解をお願いしたいと思うところであります。市を全体的に捉えながら、このグラウンドデザイン総合計画というものはこれまで策定をされております。現在の総合計画につきましては、抽象的な言葉でありますけれども、いわゆる心のふるさととしての菊池、そして爽快な暮らしができますようなふるさと、そしてまたさらにいきいきした、活力にみなぎるようなそんなまち、菊池というものをつくっていかうということでありまして、4つの市町村がそれぞれ長い歴史を踏まえながら、それぞれのまちづくりをやってきたわけでありまして。そういった中で、どこかにゾーンを決めようとした場合に、例えば農業ゾーンとして七城町を決めた場合に、やっぱりそれだけでいいのかといったのは、今での行政施策として福祉のほうにも力を入れてこられておりますし、また企業の誘致としてまだ売れ残っている土地があります。泗水町につきましても、農業を中心としてやるのか、中小商店を活性化に導くのかということでありまして、やっぱり企業は企業としての立地として、田島工業団地にも誘致をしていかなきゃいけない。それぞれの地域に長い歴史を踏まえながら町政執行、村政執行というものをやられてきているわけでありまして、そういったものを、どこかを一つのゾーンに0からのスタートということとはなかなかできないということで、非常に絵画的なものになっているということは否めないと思っておりますが、その中でも言われるように10年、20年後を見据えたようなグラウンドデザインというものを示していかなければならない。今、現在示しております総合計画、とりわけ後期基本計画に入りますときには、それをやはりもっと見やすいように、わかりやすいように、ゾーンを明確に地図に落としおくというようなことをこの考えて今から取り組んでいかうということをございます。このことによりまして、それぞれの施策の成果というものは市の全体に対して効果が期待されなければならないものであると思っておりますし、全ての市民の皆様方の利益というものに、あるいは恩恵というものが表れますように施策を進めていくことが我々の目的でなければならないと思っております。従いまして、今後策定してきますグラウンドデザインにつきましても、これから長期にわたって実現を目指す全市的な基本構想ということになります。その中の一つ一つにつきまして、今述べられますように花房台地の開発はどうなるかといったことも当然入ってまいりょうし、またこのご当地の七城地域については、どういったゾーンとしてやっていくかということも明確にわかりやすいような位置づけをしていくということをございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市長、いいですよ。思い切って、心配しないで頑張っていた
だきたいと思います。思い切っていいと思います。

次の質問ですけれども、庁舎建設と今後の合併合意についてでございます。合併
協議と協議項目の確認について。合併協議に関しまして、平成15年8月、任意の
合併協議を設置、同年11月合併協議会が設置されました。51項目の合併協議を
重ね、平成16年4月21日、新庁舎を花房台地に建設することを45名全会一致
で決議し、ほか51項目の協議項目が確認されました。任意の合併協議を含めます
と約9カ月間、各市町村の首長を初め、職員、議員、また各役職の方の合併協議委
員の方々が慎重に協議をされた合併協議と合併合意に至った協議項目についてどの
ような認識でおられるのか、執行部に質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員のほうから、思い切ってやれとの激励をいただきまし
てありがとうございます。思い切ってやりますので、思い切ってひとつご支援のほ
どをお願いいたしたいと思います。

合併協議におきまして確認されました51の協議項目につきましては、これは関
係した、合併した4市町村の議会におきます合併議決の大変前提となっていること
でありますから重く受け止めて、そして尊重していかなければならないと、このよ
うに思っております。これらの事項を検証しております新市といたしましては、そ
の一点一点につきまして計画の実行の最大限の努力をしていかなければならないと
思っております。しかしながら、この時代の変遷の中におきまして、環境の変化等々
がありますので、見直すべきところは見直していかなければならない。それについ
ては、住民のニーズがどう変化していくかと、市民サービスの変化がどうなってい
くのかということを含めまして、変更するに当たりましては、当然その地域を代表
されております議員の皆様方、またこの確認事項というものにつきまして、その後
の行く末を見定めるべく地域審議会というのが設置されておりますので、そちらの
ほうに政策的な変更を含めまして、あらゆる機会を通しまして区長様方にも説明を
申し上げましてご理解をいただいて、変更すべきところがあれば、そういうふう
にしてやっていくということでありまして、基本的にはこの協議されました確認の議
決の前提となっております協議項目を尊重していくということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） いろんな協議することがあれば、地域審議会なり、区長会に相談しながらやっていくというような答弁だったと思います。新庁舎は、花房台地のグリーンロード沿線に建て、それを拠点として都市整備し、発展させ、人口増を目指すというのが泗水地区の合併への期待であり、思いであったと思います。現在に至りましては、本庁舎は今の菊池の庁舎をリニューアルし、本庁とし、総合支所を支所とする福村第2案が考えられております。合併協議項目第4条ですね、庁舎の位置が確認され、記載されていますが、合併協議の根幹をなす非常に大事な協議項目なので、項目4まで読んでみたいと思います。協議項目1、合併の方式。合併の方式は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町を廃止、その区域を持って新しい市を設置する新設合併とする。対等合併とすると書いてあります。2、合併の期日。合併の記事は、平成17年3月22日火曜日とする。3、新市の名称。新市の名称は菊池市とする。4、新市の事務所の位置。4の1、合併当初の新市事務所本庁舎の位置は、菊池市大字隈府888番地、現菊池市役所とする。4の2、合併後、3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号、387号間の菊池市道花房森北線、菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求める。4の3、新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。新庁舎建設後は、本庁舎方式とし、総合支所を支所とするとうたってあります。皆さんも聞いておわかりと思いますが、ここであえて私が質問しますのは、協議項目4の中で3つの決めたことの中の2つ、庁舎の位置と新庁舎は建設するとしてありますけれども、建設しない。リニューアルするとなっております。この2カ所で約束違反といえますか、2つが大きく変わった、協議項目違反なのであります。つまり、協議項目の4の中で3つの決めごとがありますが、このうちの2つ決めごとが変われば、協議項目4は成り立たないと私は思います。したがって、協議項目4の残りの1つの決めごと、総合支所を支所とするのは白紙であると。もしどうしても支所にしたいのならば、泗水、七城、旭志、さつきも市長おっしゃいました。地域審議会なり区長会に相談をすと言いましたけれども、泗水・七城・旭志地区の同意は必要と思いますが、各地域の地域審議会、区長協議会からこのことについては同意を取っておられますか。質問をいたします。

また、市長のご尽力により菊池市全地域光回線で結ばれました。他の市町村に比べ、非常に恵まれているわけでございますけれども、前の一般質問で徳島県へインターネットを使ったIT企業がぞくぞくと進出していると紹介をいたしました。また、きのうのNHK番組で放送されておりましたけれども、同地域の上山町の通称テレワーク、離れて働くということだそうでございますけれども、インターネット利用で仕事が最近、そういった仕事が全国的に大変普及しているとのこと。打合

せは、テレビ電話、普及率が19.7%だそうでございます。本市も光回線が来ているので、前の一般質問からと言っておりますけれども、十分総合支所で仕事ができるわけで、また総合支所の駐車場を含めその施設利用、また新たな庁舎建設の建設費用の削減もできると思います。私に言わせれば、むしろ過密になっている本庁舎をスリム化すべきではないでしょうか。各地域の行政サービスの低下を防ぎ、地域の衰退をさせないためにも、また今問題の泗水地域のためにも、分庁化でもすれば対策になるのではありませんか。総合支所の分庁化、また総合支所の充実を図るべきと私は思いますけれども、いかがですか。お答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併協議に際しまして、新市の事務所の位置について調査及び審議などを行うために、新市事務所の位置候補地選定小委員会が設置されておりました。その小委員会の所管事務といたしましては、1点目として関係市町村が新設合併した場合におきますところの新市の事務所の位置の候補地の選定、2点目におきましては本庁舎及び支所のあり方についてと、3点目といたしましては、その他新市の事務所の位置候補地選定に関して必要な事項と、このようになっておったところであります。小委員会におきましては、本庁及び支所のあり方につきましての審議の状況は、新市の行政組織を複数の庁舎にも、いわゆる総合支所に分散し続けていきますことは、行政運営上、大変非効率で、財政運営上の観点からも、この本庁方式にすることにより、少ない経費で、より高度な質の高い行政サービスが提供できるような体制整備が必要であると、こういった結論が出されたわけでありまして、現在の庁舎が、この本庁舎を、これを本庁舎として使うという方針を打ち出してありますが、3つの今の現支所におきましても、あと数年後におきましては、また耐用年数からいたしまして改築の時期がくると。それでは3つともまた、さらにそれも改築、改築をして使うのかということになりかねないわけでありまして、そういった意味も含めまして、長期的な視点から立てば、大変そういった負担が大きいというようなことも含めたところでのこの体制整備が必要であるということでの結論が出されたものと受け止めております。新市におきますところの庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまではということで、先ほど議員ご指摘のとおり、総合支所方式として置くと。それは、なぜなら本庁舎に収容できるような状況にまだ至っていないと、庁舎ができてないということで、仮本庁舎の中では収容に限度があるということもありまして、現在のそれぞれの合併前の庁舎を総合支所として使うということであったわけでありまして、現在の各市町村の庁舎を総合支所として現在使っておりますが、新庁舎の建設の後につきましては、こういった行政サービスの徹底を

含め、支所の機能を高めるとともに、本庁におきましては本庁機能として統合した機能の発揮できるようにしていかねばならないということで、総合支所は必然的に支所となっていくと。その際、各支所の機能、役割等につきましては、繰り返しになりますが、住民サービスの維持向上及び合併によりますところの効率化に配慮いたしまして、新市において調整するということになっております。こういったことで、合併協議会へ提案をされまして、4市町村の確認によりまして、この庁舎問題につきましては現本庁舎を本庁舎として使うということになり、現本庁舎に代わる新庁舎ができたならば、そのときには今までの総合支所は支所となるということでの確認がされているということでございます。それで、そのことについて承認されておることについては、尊重していかねばならないと考えているところであります。

また、本庁舎及び支所がその役割を果たしていけるような組織づくりは必要でありますので、今回も組織の変更を一部やっておりますけれども、組織の運営に関します改善すべきところというものは、今後また出てくるだろうと思います。それは、そういう方向性でいくことには間違いのないわけでありませけれども、不十分な点等々におきまして、まずは住民を中心として考えていかねばなりませんので、市民サービスに影響を与えるようなことにならないようなことでは、この組織の見直し等々につきましては十分注意していきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 合併協議が行われましたのは、もうちょっと10年ぐらい前です。時代は進化しております。光回線も通じました。インターネット利用が全国で叫ばれている世の中でございます。菊池市としても変化が必要ではないでしょうか。また、同意のことに関してはおっしゃりませんでした。大丈夫よ、約束、前しとっただけん、2つ破っても、まあやりゃいいというような考えかもしれませけれども、前回の12月の定例会の一般質問で、泗水の地域の方々に何か配慮しないと、手を打たないと大変なことになりますよというようなことを一般質問いたしました。と言っていましたけれども、本当に大変な事態となっております。もちろん、離脱でもしてもらっては、本市にとって財政的にも、将来的にも一大事でございますし、どうにか思いとどまってもらわねばならないと思います。ただ、今の泗水町に対して、私は正しいですよ、何ら間違ったことはしていませんと言いつばかりしていても、何ら問題は解決しないと思います。合併、つまり結婚して離脱、離婚を真剣に考えておられる。何もなくてここまでの運動になるのでしょうか。私はな

らないと思います。なぜ泗水の方々がここまで立腹して、行動しておられるのか、謙虚に執行部、とりわけ福村市長考えてもらわねばならないと私は思います。やはり執行部のほうから庁舎問題で傷心の泗水の方々へ配慮し、花房台地の元庁舎用地の有利な活用法、またさっきも言いましたが、花房富の原一帯の都市整備等、泗水地区対策をしっかりと考えるべきと思いますが、いかがですか。さっきも市長おっしゃいましたけれども、後期基本構想、基本計画、これにも泗水対策を十分反映していただきたいと思います。総合支所を支所にするということは、同意は取っておられないようでございます。合併協議のときは、本庁舎の位置の件で菊池も譲られましたので、七城またはほかの地区の方々も総合支所の件も仕方がないというような判断だったと思うんですよ。しかし、合併協議項目4の中の3つの決めごとで2つが変わったとなれば、協議項目は、私は成り立たず白紙であると、私は思います。今朝の朝刊、泗水の独立運動が大きく載っていました。七城の住民も合併してよかこつはほんなごてなか、これが合い言葉になろうとしております。すみません、私たちの力が足らんでいつも謝っておりますけれども、合併前はお年寄りを温泉ドームの入浴料、福祉施策として150円が300円に上がりました。ハウスリース、これは税金かかってなかったんですけども、多額の税金をかけられるようになりました。お年寄りグラウンド使用は無料でしたけれども、料金払わなくてはならなくなった。七城米も七城であれば、もっと七城米をPRできるが、私がどんなにいってもなかなかそこまで市として対応はしてくれない。また、いろんな事業も減りました。これに総合支所の権限、機能権限も現在低下しております。行政サービスは、もう既に低下していると市民の方は言うておられます。JA菊池は、総合支所だから組合員離れがないんです。これが支所になったら、みんな組合員から離れます。ただ、市民は組合員のように自由にならないんです。自由にできないんです。だから、泗水運動が起きているかもしれない。七城も、旭志も、そういった爆発の火種はたくさんございます。総合支所が窓口業務の支所にでもなるとすれば、大変心配であります。だから、市民に今後丁寧に協議をしていただいて、泗水、七城、旭志の各地域審議会、各区長会への説明理解が必要だと思います。そして、承認を得なければならないと私は思いますけれども、市長のお考えはいかがですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 思い切ってやれという言葉が、何か空しく感じるようになってまいりました。思えば坂井議員のほうからは、正副議長という立場におかれまして、花房につきます新庁舎の建設位置の問題、D地点であります。これには無理があるというは坂井副議長、それから山瀬議長のほうから申し入れがあったところから

始まったところであろうかと思えます。また、議会におきましては、このことを受けまして、本庁舎の、この庁舎の耐震とリニューアル、そして執務面積の増築、第2、第3、第4庁舎の合同ということでご確認をいただき、坂井議員は賛成だったか、反対だったか、記憶ありませんけれども、すなわち副議長という立場であられますので議決が得られていると、そしてその予算の執行もしているということの中です。これをまた掘り返すような形で考えなさいというのはいかかなものかなというふうに率直に思うところでもあります。いろんな住民、市民の皆さん方の運動というものは、新聞、テレビ、あるいはまたいろんな方々からお話を聞いておきまして大変危惧をしておるところではありますけれども、確認された中で、やれることとやれないこと、計画されていても計画ができない部分とできる部分があるということをご理解いただきたいと思います。確認されたことだから、全て計画されたものはやれるかといったら、やれない場合があると。その中の一つとして、この庁舎問題が出てきているからこそ、代案を出してくださいと。それぞれの地域に詳しい議員の皆さん方、あるいはその地域審議会、区長さん方にも申し上げてまいりまして、結果的に案をいくつか出されましたけれども、これもちょっと無理だろうと。それで出した3案の中で、進めて既に入っているということでもありますので、どうぞひとつご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで10分間暫時休憩いたします。

○
休憩　午前10時53分

開議　午前11時03分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君）　おはようございます。教育長、ひとつよろしくお願ひいたします。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

人口減少に伴い、少子高齢化が進み、児童生徒の減少も予想を遙かに超える早さで進んでいる現状を思えば、教育行政の抱える課題も大変なものだと感じております。そのような中でも、教育長におかれましては、一つ一つ問題解決に向け、丁寧かつスピーディーに事に当たっておられる姿には、いつも感銘を受け、また尊敬を感じるばかりであります。特に小学校統廃合に関しましては、幾多の困難を乗り越えられ、いよいよ佳境に入り、あとは河原小学校と隈府小学校統合というところの

今議会の同意を得るばかりとなりました。しかし、次には学校給食施設整備基本計画、そして公立幼稚園民営化等、次から次へと難題が待ち受けていることは、私も承知をしておりますが、教育長なら必ず乗り越えられると信じております。

そこで質問ですが、まず1点目。我が菊池市では、現在どのような給食形態があるのかをお示しください。また、それぞれのメリット、デメリットを今回計画されている拠点校方式も含めてご説明をお願いします。

2点目、今回の計画を保護者も含めて関係者に説明されたのか。なされたとするなら、どのような意見や要望があったのか。

3点目、同じ菊池市の中で規模が、食数ですね、ばらばらように感じておりますが、このような現状をどのように捉え、考えておられますか。

以上3点お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） おはようございます。それでは、二ノ文議員の3点について答弁したいと思います。

まず1点目の給食施設の現状についてでございますけれども、菊池市内19校のうち菊池地域、旭志地域の13校では、自校方式として学校敷地内で調理しているところがございます。七城地域の2校と泗水地域の4校では、それぞれ給食センターから配送しているところです。七城、泗水の給食センターと菊池北中と旭志小についてはドライ方式を採用しており、それ以外の11校は、学校給食衛生基準に基づきまして、ウエット方式のドライ運用で給食を提供しているところです。ウエット方式のドライ運用で対応している11校の自校方式の実施につきましては、老朽化が激しく、早急に整備する必要がありますが、衛生基準ではドライシステム導入をするように努めること、またドライシステムを導入していない調理場においても、ドライ運用を図ることと定めてありまして、今後の施設整備はドライ方式による施設を建設しなければならないところであります。

次に、それぞれの方式に対するメリット、デメリットと、2点目の整備方針説明の状況と説明会における意見や要望についてお答えします。今回の方針説明は、まず11月15日に開催されました市内各小中学校の会長及び母親部長で構成されます菊池市PTA連絡協議会の総務委員会にて説明をし、ご意見をいただいたところでございます。その結果、七城、泗水、そして菊池北中学校につきましては、資料の配付だけでよいとの判断をいただき、関係小中学校を通じて資料を配付させていただいたところです。それ以外の菊池地域と旭志地域の12校につきましては、11月24日から12月18日まで、全ての学校で説明会を開催いたしました。説明

会では食育の問題、配送時間の問題、献立の問題、土曜日曜日の対応など、多岐にわたって質問やご意見をいただいたところでございますが、教育委員会としましては、衛生管理上からの必要性和食中毒発生防止のためには、老朽化した施設の改築とドライ方式の導入の必要性が高いこととあわせて、各学校敷地の状況から、拠点校化の必要性を説明したところでございます。1月に再度菊池市PTA連絡協議会の総務委員会に各学校の保護者説明会での意見等の経過報告をし、整備方針どおり進めることへのご理解とご協力をお願いいたしましたが、その後、2校から再度説明会を開いてほしいとの要望がありましたので、改めて説明会を実施いたしました。最終的に整備方針に対します意見の集約を各学校にお願いしましたところ、役員会を開いたり、あるいはPTA独自でアンケートを実施していただいた結果、対象校12校のうち10校が方針どおり進めてもよいとの報告をいただいたところでございます。現状としましては、全体的に整備方針に対してご理解をいただけたと感じているところでございますが、今後とも丁寧な説明を行いながら、説明責任を果たしていく所存であります。

次に、メリット、デメリットについてでありますけれども、今申し上げました保護者説明会でも現在学校で子どもたちが野菜や米などを栽培しており、食育として学校で食べさせているが、拠点校方式に変えると食育としてつくる喜びや食べる喜びを与えることができない。配送に変えると給食のにおいを感じることはできない。毎日給食をつくっていただいたことに対し、ありがたい感謝の気持ちを直接伝えることができない。直前まで熱した給食を出せない、自校方式の小規模校でできる手づくり感ある給食を提供することも大規模施設ではできない。こういった意見がありました。そのようなことが拠点校方式のデメリットではないかと思うところです。メリットとしましては、やはりドライシステム化することにより、子どもたちの命にかかわる食の安全を守れると、これが最大のメリットだと考えております。老朽化した施設の改築とあわせて、ドライ方式を導入することにより、衛生的な施設で調理することにより、今以上に食中毒を防止することができます。さらには、現在の15施設から5施設に変更することで、菊池市内全ての給食施設に栄養職員を配置し、平成21年3月に国及び県が作成しました学校給食衛生管理基準に基づき、調理業務を適切に管理指導することができる、こういうこともメリットであります。またそのほかに、栄養職員が配置されることによりまして、徹底した研修が給食調理員の方々に研修するという一本化ができるということもメリットではないかなというふうに思っております。食育につきましても、それぞれの拠点施設を食育の拠点施設と位置づけ、組織的に小中学校が連携した食育を行うことが可能となることもメリットの一つとも考えております。

次に、3点目の施設規模は適正であるかとのことですが、今回の方針では各施設規模を表します調理可能食数で申し上げますと、菊池地域の拠点校が2,000食、旭志地域の拠点校が500食、七城給食センターが700食、泗水給食センターが1,800食、菊池北中学校が400食となるところでございます。確かに議員ご指摘のとおり、施設規模は様々でありますけれども、まず配送時間の問題、建設用地の問題、建築費用やランニングコスト、人件費といった経費の問題、既存施設の状況、さらには地域特性を生かした食育計画など、様々な観点から検証しまして、施設規模は適正であると判断したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 再質問をいたします。

ただいまメリット、デメリットについてそれぞれ述べていただきました。ただ、今お聞きしましたところ、何か拠点方式はデメリットのほうが多くはないのかなというふうに感じたわけですが、教育長はいかに思われておられるのかはちょっとわかりませんが、私は今、正直そのように感じました。ただ、今お話しを聞いてわかったことは、どの方式がよいのか、保護者や子どもたちには選ぶ権利がないことがわかりました。私は、やっぱり自校方式がいいと思います。今、教育長もおっしゃられましたけれども、3時間目ぐらいから給食室のほうからいいにおいがしてきたり、調理する音が聞こえたり、また白いエプロン姿を見かけたりと、そしておいしかったと伝えることのできる子どもたちの五感教育には自校方式が最良のやり方と私は考えます。また、保護者総会に折には、給食の先生方の紹介もあり、そのときに日ごろの感謝の意を込めて拍手という形で表すこともできるのです。しかし、今回計画されている拠点方式ですと、隈府小学校だけはいいとしても、配送されるその他の学校では、この五感教育ができなくなると思います。このことは、同じ菊池市という自治体の中で教育格差が生じる恐れがありはしないか危惧されると思いますが、教育長の考えをお示してください。

そして、ただいま説明いただきましたアンケート調査についてですけれども、そのような結果がわかればですね、教えていただきたいなど。12校のうち10校が同意をされていると。ただ、私自身、そのアンケートというものをやった覚えもないですので、その辺のところどうなっているのか、お伺いを再度お願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、再質問にお答えします。

アンケートを学校独自でされたのは1校だけでございます。その結果、その学校の総意として、給食施設整備に一応同意しますという文書をいただいております。

それから、これまで言われましたように、自校方式がよいのではないかとというご質問ですけれども、実際、現在七城地域あるいは泗水地域は給食センターで行っておりまして、その子どもたちはいわゆる給食の先生に対する感謝の気持ちと、あるいはそこで、それぞれの学校で採れた米、あるいは野菜、そういうものを使っていただきながらやっているわけですので、実際、そういう同じ菊池市でも給食センター方式と、現在は自校方式と2通りやっておりますけれども、しかし議員がおっしゃるように、自校方式、これも十分教育委員会といたしましても考えました。しかし、教育委員会としては、まず子どもたちの命の安全を守る、命を守るということ。そして、安全、衛生な施設で子どもたちによりよい安全な食を提供すると、これが教育委員会の責務ではないかなというふうに考えております。確かに自校方式がいいということは私もわかります。ただ、それも検討いたしました。しかし、これから給食施設をつくる以上、やはりこれまでのウェット方式からドライ方式システムに変えるということが望ましいという国からの方針もいただいておりますし、それを考えたときに、今のそれぞれの学校での給食施設をドライ方式に変えた場合、どうしても敷地が足りないということがあります。つくろうと思ってもやはり倍ぐらいの敷地が必要になってまいります。それは十分検討いたしました。そうした敷地の問題、あるいは建設費の問題、そういうものも考えながら、今回の整備方針に至ったということでございます。ただ、拠点校化してもですね、食育教育と、食育はこれは推進できるというふうに考えております。この食育というものが出されてきた背景には、近年、子どもたちのいわゆる食生活の乱れ、それから偏った栄養の摂取、それから生活習慣病の低年齢化、こういう社会環境が変化し、それに伴いまして学校給食法というものが改正されました。その中に、これまでの栄養改善という方針から食育の推進というふうに学校給食法が大きく方針を変えてまいりました。食育といったときに、私はまず食事の重要性、食事の喜びあるいは楽しさを理解させる。望ましい栄養、あるいは食事の取り方、そして自ら管理していく能力、食事のマナー、食事を通じた人間関係形成能力の育成、各地域からの産物、食文化、食にかかわる歴史を理解し尊重する心、こういうことを食育の中で子どもたちに力をつけていかなければならない。すなわち食事の重要性、心身の健康、感謝の心、社会性、食文化、こういうものは日常の子どもたちの学校生活の中で、いわゆる教科の中で、あるいは学級活動の中で、学級指導の中で、教育活動全般にわたってこうした食育というものを教育していかなければならないというふうに考えておりま

す。確かに今、総合的な学習の中で学校田、あるいは学校農園で米をつくったり、野菜をつくったり、そしてそれを給食施設へ持って行って、そして子どもたちがおいしく食べている、そういう姿、私も非常にそれぞれの学校にそうした特色ある取り組み、感謝しております。それはそれで大事なことであります。しかし食育ということ考えたときに、教育活動全般にわたって、やはり食事することの重要性、本当に今の子どもたちを見てみますと、いわゆる朝ご飯を食べてきていない子どもたちが非常に多いということ。それを一つの目標にして、教育委員会といたしましても、そうした欠食児童がゼロになるように努めているところでございます。

それから、一番最初に申し上げましたアンケート、これは1校と言いましたけれども、小学校1校と中学校1校の2校ということで訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 今、教育長のお話を聞かせていただきました。食育に対する教育長の思いというものは素晴らしいものがあると今感じたわけです。そういうことから、やはりこの菊池市でこの教育を本当にしっかりやっておられるためには、私は今のお話を総合的に聞いて、自校方式のドライ式ですかね、きつなくてもそれをやるべきではないんですか。菊池北中ができるときに、私は一般質問をした覚えがあります。あのときたしか予算は約20億円だったものを一般質問において私が教育にお金はケチるなというような形で質問をいたしました。そしたら、そのときたしか29億円ぐらいに、私もびっくりしたんですけれども、やはりそれぐらいの意気込みでこの教育というものを教育長にしっかりとやっていただきたいなと思います。

それから、アンケートの件ですけれども、私はアンケートをやったと言われるものですから、2回目の質問でアンケート調査をやったらどうですかと言おうと思っただんですけれども、ああ、やられたのかなというふうに思いました。改めて聞いてみますと1校だけというのですかね、2校。小学校、中学校2校だけということですか。じゃなくて、やはり対象の学校のアンケート調査をやられるお考えはないのか。大体再質問だったですけれども再々質問になってしまいました。

それと、関係機関への説明ということですが、学校、保護者だけに説明をされたということですが、やはりそれに従事される方、されている方がおられると思います。今まで自校方式の嘱託の職員さんとか、時間で日々雇用の方とか、そういう方も恐らく対象に入ってくるのではないのかなというふうに思いますけれども、そこら辺のところのご説明はなされたのか。なされたとするならば、どのよ

うなご意見があったのか、再々質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） それでは、再々質問にお答えいたします。

まずアンケートの件ですけれども、これは教育委員会といたしましては、実施しないと、教育委員会としてはですね。

それから、説明につきましては、それぞれの関係します小学校の保護者の方、そして学校の先生、その中に一応そうした従事される方も入っておられます。そういう中で、これまで関係します小学校、中学校に説明会を実施してきていたということです。

それから、それでも自校式のドライ方式をやってほしいということですが、先ほど申しあげましたように、まず敷地の問題があります。お金をかけてもということですが、今回の整備計画の中で拠点校化した経費というものが約8億5,000万円、それから、もしそれぞれの学校で自校式のドライ方式をした場合、倍の金額がかかります。ということから、確かに自校方式がいいとは思いますが、そうしたものを考えたときにですね、拠点校化したドライ方式の学校給食、共同調理場を限府小学校のほうでまずつくって、そこからそれぞれの関係します小学校、中学校に配送するというので、私も、いわゆる給食数よりも一つはやはり配送時間、こちらのほうを大切にしなければならぬかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 早寝・早起き・朝ご飯、いい言葉です。ぜひ教育長の教育に対する信念を貫いて、市長に負けずに貫いていただきたいと思います。

次に進みます。限府小学校卒業後の通学区割りにつきましては、平成21年12月議会からこれまで幾度となく質問をしてみました。特に前回、昨年6月議会におきましては、このことに関する請願も樋口議員、東裕人議員が紹介議員となられ、本議会へ提出され、総務文教常任委員会において慎重審議がなされた結果、全会一致で可決されたことは皆さんご存じのとおりであります。また、このことに関する1,000名を超える署名も先般教育長に対して提出がなされたことは、教育長ご存じのとおりであります。そこで質問ですが、現在教育委員会としての最優先事項は、学校規模適正化審議会の答申を受けたところの小学校統廃合、このことに取り組んでおられるとのことですが、先ほども述べましたとおり、河原小学

校と隈府小学校の統廃合条例案が今議会に提出なされております。もし可決されたとするならば、教育長の言っておられる一定の目処は思ったより大変早くついたと考えますが、いかがでしょうか。そのことにより、前回の質問で教育長が補足説明、補足説明がなかったら、もう今回のこの質問はなかったんですけども、補足説明がなされた通学区域に関わる見直しについて、菊池市学校規模適正化審議会に諮問して、検討するのが平成25年4月からとのことでしたが、1年前倒して平成24年4月に諮問検討するか、できないものか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 中学校区の見直しにつきましては、昨年の6月議会定例会におきましても答弁させていただいたところでございます。議員ご承知のように、中学校区の見直しにつきましては、学校規模適正化審議会条例に基づき、諮問を行い、答申を得た上で保護者、地域住民など、関係者に十分な説明をし、通学区域の見直しを行う必要があると、このように考えております。今後は、平成25年4月スタートに向け、統合準備委員会閉校記念事業実行委員会、学校跡地検討委員会と協議しなければならない課題も多くあります。また、学校給食施設整備に向けた説明会、公立幼稚園民営化検討委員会等も行い、その答申を受けて計画案も作成しなければなりません。中学校区の問題も重要課題として対応すべきとは十分認識しておりますので、前回答弁しましたように、平成25年度に菊池市学校規模適正化審議会に諮問し、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 再質問いたします。

教育長は、現在、過去、未来においての状況を考えたときに、この校区割がこのままでいいと思っておられるのですか。私は、一刻も早くこの状況を解消しなければと考えております。前にも述べましたように、これまで菊池北中には菊池北小、龍門小、迫水小、水源小、そして隈府小学校と5校の児童生徒が一緒になって菊池北中が形成されております。しかし、このたびの小学校統廃合により、平成25年度から菊池北小と隈府小のわずかな生徒が形成されるようになるのです。これまでは、5校ということで人数的にも、気持ち的にもバランスが取られておりました。それが、崩れる恐れが非常に高くなってきているものだと考えます。現在においても、住所だけを変えて南中に通学する生徒がいるのに、統合されたならば、そのような家庭はもっと増えることが予想されます。このように、規則に沿わないことを

教育長としてある程度わかってはおられると思います。そのことをやはり、そのような状況を一刻も早く解消できるよう教育長の大英断を、もうやはりこの統廃合と私の今この校区割り問題については、いつも一般質問の中でも言っていますように、一体的なものと私は理解しております。もともとこの統廃合というものを24年4月から行われる予定だったはずですが、そのことを私が、なら最低いつまでに条例案を可決すれば24年度に開始ができますかという問いに対して、教育長は9月でしようということをおっしゃいましたのを私は覚えております。今から諮問をすれば、9月に私は間に合うと思うんですね。あれをやらなんからこっちをできないということじゃなくて、私は一体的なものと再三にわたり教育長にお願いをしてきております。絶対できないことはないと思います。頭からそういうふうに言われれば、何か私も質問している、何のためにここに立っているのか、全くわかりません。そのようなことができないならですよ、もう早いところ特区でもつくっていただいて、今の時代です、学校選択制にでもしていただいたほうが私はいいと思いますけれども。それもできないなら、北中と南中を統合させたほうが、そしてあの北中を菊池北小学校にして、そして今の北小の校舎を改装して住宅でもつくったほうが私はいいと思いますけれども、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 先ほど答弁しましたように、まだ教育委員会のほうも、まず25年4月にスタートいたします、関係します学校の統廃合問題につきまして、今年はそのそれぞれの校区で統合準備委員会を現在龍門、迫水、水源、北小のほうでは立ち上げて今検討しておるところです。今後河原小学校、隈府小学校とも統合準備委員会を立ち上げて、早急に検討しなければならない大きな課題があります。特にスクールバス等の問題もあります。それから、閉校に向けた式典等も準備しなければなりません。そういうことで、本当に二ノ文議員の気持ちは十分私も受け止めております。しかし、教育委員会としても十分それに向けて対応していきたいというふうに思っております。それで、25年の4月から審議会の中で諮問して、そして十分検討していただきたいというふうに思っております。確かに校区割りも40年経っております。平成24年度の隈府小学校から北中、南中にどれぐらいの子どもたちが行くのかということも一応分析はしております。確かにおっしゃられるように、今非常に北中と南中のバランスが崩れてきているのは確かです。そういうのも十分考慮しながら審議会の中で検討していただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番(二ノ文伸元君) 教育長、本当に苦しい胸の内はわかるんです。いろいろな問題が教育委員会としてはですね、立ちはだかっているのは私にもわかっております。しかし、子どもや保護者の本当の願いは何なのか。もう一度じっくり教育委員会の中で精査して考えてみたらいかがでしょうか。給食施設整備計画にしても自校方式がいいということは教育長が自身がおっしゃられているのですから、コストのことばかり考えて子どもの五感指導はさておき、校区割りにしても、もう2年以上になります、私の最初から、田中教育長でした。そのときは重要課題として捉えておくというようなご答弁をいただいております。そのことは、教育長には申し送り事項としてあったのだろうか、ちょっと疑ってるところですけども、いかがでしょうか。2年、何の進展もなく私にはこう受けるわけですけども。今度は25年度スタート願いの署名でもやって提出をしなければいけないのかなというふうにも思っておりますけれども。やはり教育委員会だけの物差しで考えるのではなくて、本当に子どもや保護者のことを聞き入れる教育委員会でなければならないと私は考えております。ただ計画に沿ったことだけをやられて、ご理解をお願いしなすと言われても、誠意を全く感じることはできません。子どもたちの夢を実現するために頑張りますと東英俊の質問の中でも言われましたが、このこともできずに子どもたちの夢など語れるはずが私はないと思います。本当の子どもたちや保護者の願いは何なのか、教育委員会の中でもう一度じっくり考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくご答弁をお願いします。

○議長(山瀬義也君) 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長(倉原久義君) 前教育長からの、まず申し送り事項はあったのかということですが、こういう問題があると、議会の中でも質問があっているということはお聞きしました。

それから、本当の願いと、確かに保護者の方の気持ちというのは私も十分わかっております。しかし、先ほど申し上げましたように、まだまだ教育委員会も取り組まなければならない問題もありますし、そして25年の審議会に諮問する以上、今年どういったメンバーで、役職でいくのか、何人ぐらいでいくのか、そういうこと検討しなくちゃなりません。いわゆる学校規模適正審議会の条例というのがありますので、それに基づきまして、そういうものを考えながら、今年は、今申し上げましたような役職、どれぐらいの人数で、どういう方々を委員として審議会に入っていくか、そういうのも審議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時46分

開議 午後 零時58分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。4日間の一般質問もいよいよ最後となりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路整備、柏木護線、戸城渡打線の整備の進捗状況についてお尋ねをいたします。この市道は、平成18年の集中豪雨のときに落石があり、木護集落までの唯一の道路である、先日、城議員からも整備の要望がありました立門木護線が通行止めとなり、木護区の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設里山の家に避難され、不安な一夜を過ごされました。このように、木護区は立門木護線が通れなくなると迂回路がないために陸の孤島になってしまうのであります。住民の不安を解消するためには、迂回路の整備を早急に進める必要がありましたので、その当時の木護区の内田区長、また井上水迫地区長、菊池警察署水源駐在所の犬童様とも何度も現地調査等を行い、市に対して要望を続けてまいりました。私もこれまで何度も一般質問させていただき、1日も早い柏木護線の全線開通を強くお願いしてまいりました。市としても緊急性、必要性を十分認識していただき、これまで橋梁の整備が進んでおりますが、現在舗装工事がまだ完了しておりません。平成23年6月の定例会において経済建設常任委員会での質疑に対して、全体延長は1,800mあるが、今年度は舗装は900mであり、全線開通には3年かかるとの答弁がありましたので、委員会としても現地調査を行い、柏木護区の集落は迂回路がないため孤立してしまう恐れがあり、早急に対応する必要があると認識し、委員長報告でも指摘要望が行われました。

そこでお尋ねですが、執行部としても緊急性を十分認識していただいていると思われませんが、今年度の柏木護線の舗装工事の整備計画をお示してください。

また、柏木護線にこれまでの経緯、また予算等がわかればお答えをいただきたいと思ひます。

次に、戸城渡打線についてお尋ねをいたします。この路線につきましては、水迫

地区戸城集落と水源地区渡打集落を結ぶ重要な道路であり、また県道二重峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線でありながら、長い間改良が止まっておりましたので、平成21年5月に改めてその当時の園田戸城区長、赤星伊牟田区長より整備に関する要望書を提出していただきました。市としても辺地総合整備計画に追加していただき、現在整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） 柏木護線につきましては、平成25年度の完成予定でありましたが、木護地区は災害時に孤立することが予想されるため、早急に迂回路としての整備を進めてほしいとの地元の方々の強い要望があり、1年前倒しすることにより、平成24年度には残りの延長約900mの整備完了に努めてまいりたいと思っております。本路線の整備状況につきましては、平成20年度に路線の測量設計の委託、それから舗装工事326mを実施しております。21年度には舗装工事401.5mを実施しております。それから、平成22年度は橋梁を含む改良工事207mを実施しております。それから、23年度にコンクリート舗装工事884mを実施しております。

そういうことで、施工総延長が約1,820mを予定しておりますし、事業費につきましても全体事業費4,540万円を予定しております。

次に、戸城渡打線につきましては、平成21年度に延長700mの測量設計を行い、地元の方々のご協力をいただきながら、平成22年度から平成23年8月までに用地買収を完了しております。平成23年に起点側であります戸城側より延長275mの工事に着手しまして、平成24年度には延長250m、平成25年度に残り175mを整備し、完了するように努めてまいりたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。柏木護線については、1年前倒しでやっていただくということで、大変ありがたく思っております。これまでですね、大分もう何年もかかって、本当に迂回路がきちんとできますので、地元も含め、私も大変喜んでいる次第でございます。ありがとうございます。

それと、戸城渡打線については、あと2年ほどかかるみたいですが、この路線も重要な路線でありますので、あと、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に小学校統廃合について、統合後の廃校の活用の計画の現状と受け入れる学校の整備計画についてお尋ねをいたします。学校統廃合については、平成21年4月20日、菊池市学校規模適正化審議会で審議の結果、答申が行われ、これまで対象地域の区長会、PTA等への説明会が開催され、平成23年6月定例会で可決され、現在は迫水小学校、龍門小学校、水源小学校を菊池北小学校に、平成25年4月1日から統合されることとなっております。特に今回の答申には、統合の結果として、地域社会に多大な影響を及ぼすこととなることとして、附帯意見として要望書が提出されておりましたので、執行部としても要望に真摯に対応されてこられたと思います。昨日までに統廃合につきましては、東英俊議員、岡崎議員、大賀議員、それぞれの議員より質問があり、重複するかもしれませんが、今回は特に1月21日に熊本で開催されました第2回廃校や余裕教室を活用した地域コミュニティづくり全国サミットに参加をさせていただきましたので、統合後の廃校の活用の計画の市の現状についてお尋ねをいたします。

また、現在平成25年4月1日より3校を受け入れることとなる菊池北小学校については、教育環境整備が求められると思われませんが、整備計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 小学校の跡地につきましては、今議会で河原小学校についてのご承認をいただきましたならば、小学校が統合する平成25年4月以降に市長部局の所管として管理をしていかなければならないわけであります。現在は、教育委員会所管ということで、子どもたちの通学に関することを中心に、学校の統合準備が進められておりますので、企画部企画振興課では、跡地利用に関する研修や情報の収集に努めているところであります。今後、跡地の面積や建物の状況、また周辺の公共施設や校区の環境についても検証を深めまして、教育委員会と企画部企画振興課が中心となりまして、早い時期に地区の代表者の皆様方に跡地利用についてのお話を聞かせていただくところから取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、同時に先進的な事例などにつきましても、さらに研修を深めて、いろんな情報を入手いたしまして、地域の皆様にもご提示したいと、このように思っております。参考にさせていただきますして、それぞれの小学校が関係する地域に応じた、よりよい跡地利用について進めてまいりたいと、このように考えております。

加えて、企業などの誘致につきましても、地区の皆様のまずはご意見をお伺いしてから進めるべきであると考えております。このような考えの下、早い時期から地

区の皆様と跡地の利活用について推進していりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） まず、関係3つの小学校の受入側であります菊池北小学校の平成24年度整備計画についてですけれども、簡易な修繕など、経常経費的なものは当初予算に計上しておりますが、投資的な施設整備費用につきましては、計上しておりません。また、スクールバス等の運行計画につきましては、各校区の保護者代表、住民代表、学校代表者からなります統合準備委員会等で協議を行っているところです。

その中で運行するに当たり、停留所の場所をどこにするかといったことや安全性、あるいは通学距離、時間、利便性、児童の体力面等も十分考慮しながら、平成25年4月から統合に向け、協議を重ねているものでございます。今後におきましても、保護者と関係者のご理解を得ることを基本にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。先ほど私も全国サミットに参加したということで申し上げましたけれども、そのときには、菊池の実践報告という形で水源きり村の事務局長の宮原さんが報告をされました。ほか全国からそれぞれの事例の発表になったわけでございますけれども、先ほど市長が申されましたように、とにかく早い時期に取り組まないと、1回廃校になってですね、期間が開けばいろんな問題が出てくるという、そういう事例の報告もございましたので、いずれにしても先ほど申されましたように、もう早い時期に執行部としてもリーダーシップを取りながらですね、地元との協議をやっていただきたいと思います。

それと、受け入れる学校の問題でございますけれども、今回は現在は北小学校のみの問題になりますけれども、教育長もご存じのように、北小学校も今年はたしか20周年ということでございます。20年経てばそれぞれの施設の傷みも出ているわけでございますので、特に何か体育館の床はですね、もう剣道なんかの練習をするときにすり足ができないと、そういう要望も出ているわけでございますので、その点についてちょっと考えがございましたら答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 菊池北小学校の施設整備につきましては、今後現地調査を再度行ったり、あるいは学校長とも相談したりしながら、整備箇所の把握等に努めてまいりたいと思います。

その中で、緊急を要します修繕等がございましたら、今話がありました体育館のフロア、こういうことも含めながら、必要に応じて補正予算で今後対応させていただきたいと思っております。

平成25年度の学校統合に向け、子どもたちの良好な教育環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、質の高い環境整備をお願いしておきます。

それでは、次に観光振興、十八外城の整備の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。十八外城の整備につきましては、合併後の市議会選挙後の初めての平成18年6月の定例会において、合併により旧七城町の町名の由来となっております7つの城跡と、旧菊池市の11の城跡が一緒になり、はれて菊池市の十八外城となりましたので、歴史的観光資源としての価値を認識していただき、整備のお願いをいたしました。そのときの答弁では、説明板、標柱、案内板等の設置程度の対応でしたので、改めて平成21年12月に質問させていただきました。市長も十八外城の整備の重要性については十分認識をしていただき、答弁でも、これまで十八外城の一つ一つの中のさらなる歴史を知ることが大切であり、歴史学の先生に十八外城物語を書いていただくとか、それぞれの城主になっていただける方を募集するとか、具体的に案を上げて答えられ、菊池が持っているものの中で一番大きなものは、やはり無形のこの歴史というかけがえのない歴史だと思っているので、この歴史を紐解くための十八外城の整備については今後とも努力しますと述べておられます。その後、本格的な整備には時間はかかりましたが、戸崎城跡の階段の整備が昨年末から始まり、本年1月末に完成しております。地元の方々はもちろん、菊池神社関係の方々も大変喜んでおられます。今後も引き続き未整備の城跡についても、整備の必要性は十分認識されておられると思いますので、今後の十八外城の整備の取り組みについてお示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 十八外城の整備等につきましては、以前の一般質問でもお答

えしてあったと思いますが、再度ご説明申し上げたいと思います。

市内に点在します十八外城のうち整備されているものは、七城町にあります亀尾城跡と台城跡の2カ所でございますが、亀尾城につきましては市の所有地であり、公園整備の一環として城跡を利用した整備が行われております。また、台城は城跡の整備ではございませんが、隣接地が市の所有地であるため、その部分が公園的な整備がなされているところから、一体感を出した景観となっております。本年度で戸崎城の階段を整備いたしました。これは県補助の地域元気事業補助金を活用し歴史回廊菊池、浪漫再発見事業の対象事業として実施したものでございます。隈府界隈を歴史の観光拠点としての機能強化という事業でもあり、補助事業ということでしたので、史跡等の案内標識設置及び市街地に一番近く、かつ元あった階段が埋もれ老朽化していましたので、階段部分の整備を行ったところです。ほかの城跡につきましては、ご存じのように平坦地、台地、山中にあるものなどに分かれますが、特に旧菊池市側は山中にあるものも多く、草刈り等を含め整備がなされていない箇所もあります。所有者、管理者については、個人や地区の共有地であったり様々で、景観的な管理ができていないところもあると思っておりますが、史跡整備としての城跡の説明板は、全てに設置が終了いたしているところでございます。市で設置したものにしましては、市で維持管理を行います。城跡自体についての管理については、所有者の方はもちろん、地域の方々も自分たちの地域の宝として考え、地域住民一体となって保存に努めていただければと思っております。

今後の取り組みといたしましては、城跡の面的整備は現在のところは考えておりませんが、案内標識の設置と城跡の現状、また地域での管理状況、活動等を踏まえた上で、部分的な整備については見学者の利便性を図る上では必要ではないかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。私も全部ですね、十八外城は一応回りましたけれども、今、教育長がおっしゃるようになりますね、旧菊池市の部分については非常に山の中と申しますか、もう険しい中に立っているところがたくさんあります。本当に昭和19年にですね、大映が菊池千本槍の映画を制作したときに立てた記念碑があります。十八外城のあれにですね。それがなければですね、もう本当に位置も確認することもできないような場所はたくさんございます。ですから、今のうちにですね、ある程度の整備を少しずつやらないと、管理されている方もですね、個人で管理されている方もいらっちゃって、高齢でございませ

で、その引き継ぎがきちんとできればいいんですが、そういうのができないところについては、もう場所も全然わからなくなってしまうんじゃないかというふうに危惧しております。

いずれにしましても、十八外城というのはやっぱり歴史的にもですね、非常に大事な遺跡でもありますので、それをきちんと守っていくのが私たちの役目でもあると思っております。

最後に、市長のほうに、市長も一生懸命取り組んでいくということは一般質問でも答えていただいておりますので、今後少しずつでもですね、18しかありませんので、1カ所ずつでもちゃんとやっていけば、最終的には終わりますので、そのことも含めてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 十八外城について、市の所有地としての管理が行えないかというご質問でございますが、十八外城は史跡として市の指定文化財に指定をされております。指定文化財の保存とこの保護につきましては、基本原則として維持管理は所有者またか管理者が行うものとなっておりますので、個人の土地を買い上げての公有地としての管理というものは難しいと、このように思っております。

また合併いたしまして、山城サミットが10月に山鹿市、菊池市で開催をいたしました。その折りにつきましては、太宰府政庁跡この鞠智城まで、この烽火リレーが行われたところではありますが、そういったことも今後の課題としてあるのではないかなと思えます。今回のいろんな意味でのこの歴史文化遺産というものについて、保存していかなければならないということでございまして、私のほうはただいま述べられましたように、十八外城の現地について何カ所かは見たわけではありますが、全てを見ているわけではありません。七城に行って神尾城、増永城、そのほかにつきましては温泉ドームの各部屋がお城の名前が付いておりまして、その部屋に行くたびに、木下議員の言葉を思い出しつつお城巡りをしなきゃならんなどというふうに思って、未だ果たせておりせん。整備については、この城址の面的な整備というのは大変難しいと思っておりますが、見学者の方々が行きやすいような利便性を図るうえでは、部分的に今お示しいただきましたような戸崎城のみたいなことで、部分的な整備については考えて、一つずつでも前に進みなさいということでもありますので、そういう方向性で行かせていただきたいと思えます。それには、その後、整備した後の整備というものについての管理ということで、普段から城址の城跡の清掃など、見学者の皆さん方に配慮した活動がなければ生きてこないということだと思えます。文化財は、教育長のほうからも述べられましたように、所有者

とか地域の方々がそのことを大事に思って、愛着を持って地域の歴史をまた語り、文化遺産として適正な維持管理をしようということではなければいけないと思っておりますし、市民のふるさとのこういった歴史遺産というものについての熱い思いが、ボランティア的な思いの中で行動になっていくと。そのことが、後世へのつながりとなって継承されていくものだと、このように思っております。十八外城の案内マップということの作成というものにつきましては、教育委員会のほうで今準備をされているということでございますので、今後とも取り組みを少しずつでも前に進めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。1回ですね、市長にも全部現地を視察していただいて、必要性を認識していただきたいと思います。合併十周年に向けてですね、そのときにはそれぞれの地区でのろしでも上げてですね、そういうイベントにでもしていただきたいような気持ちでおりますので、後はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に足湯のこれまでの経緯と整備の状況、今後の管理等の負担についてお尋ねいたします。これまで、足湯を含むポケットパークについては、平成23年3月に予算が提案されましたが、経済建設常任委員会では議案に対する修正案が出されて、公園及びトイレについては必要だが、足湯については経費等が多額の支出となり、費用対効果の面からも必要性がないと思われる。また、維持管理先について、地元との協議も不十分であり、3カ所の公園を市で維持管理するとなれば、他の公園を持つ行政区との公平性に欠けるものであり、再度設計等を見直す必要があるとして修正案が出され、可決いたしました。その後、改めて9月の定例会に再度提案され、審査が行われ、私は少数意見の留保の報告もさせていただき、反対をいたしました。賛成多数で可決し、現在、業者も決定し、工事が行われております。

そこで、確認も含めお尋ねですが、用地の取得費用等、これまでにかかった経費、これからの維持管理費等を詳しくお示してください。

また維持管理面については、地元との覚え書きを取っていくとのことでしたが、どのように進展したか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、山田憲章君。

[登壇]

○建設部長（山田憲章君） まず、足湯を含めましたポケットパークの整備は、限府中央地区都市再生整備計画における事業の一つとして進めてまいりました。事業を進

める過程で市民のご意見の中には、築地井手のオープン化や温泉地を印象づける施設の整備などの声が上がってきたことから、中央通りの一角と市街地の玄関口であります切明の2カ所に井手の水を引き込む親水広場と温泉源を有効活用した足湯を設置するポケットパーク整備案が計画されたところです。その後、上町、横町、切明の3地区とポケットパークの実施計画設計の協議を進める中で、上町、横町からも足湯設置の強い要望が出され、3カ所全てに足湯を設置する設計となりましたが、上町区からは予定箇所に整備することに疑問の声が上がり、整備を断念し、横町、切明の2カ所とする現在の計画に至っております。

また、本事業は社会資本整備交付金事業として取り組んでおり、総事業費の約4割が交付金として交付され、残りの事業費についても合併特例債を充当しているところでございます。

本年度行っております横町、切明地区に建設中のポケットパーク建設関連事業の費用につきましてですが、工事名ごとにご説明いたしますと、既設泉源井戸の改修と泉源ピット築造を主とした足湯泉源井戸改修工事が落札額682万5,000円、落札率94.8%、請負業者は株式会社八島開発です。次に、切明ポケットパーク整備工事が落札額3,286万5,000円、落札率98.8%、請負業者は株式会社七城建設です。横町ポケットパークは落札額は3,160万5,000円、落札率98.3%、請負業者は豊住建設でした。

また、温泉管施設等操作室築造を主とした足湯温泉館施設整備工事が落札額1,659万円、落札率96.8%、請負業者は有限会社工藤工業でした。

続きまして、現在に至るまで要した経費ですが、実施設計額が379万7,459円、切明ポケットパーク用地購入費1,176万4,370円、横町ポケットパーク用地購入費970万3,525円です。温泉管の施設につきましては、平成22年度までに延長1,003m、総費用889万2,738円となっております。

次に、管理に関する地元との覚え書きと締結状況の質問につきましては、足湯やトイレ以外の公園清掃に関しましては、地元でも定期的を実施するとの確認を取っておりますので、今後菊池ボランティアサポートプログラム推進事業実施要綱に基づいた協定の締結を本議会後に行い、市民と市が一体となった清掃活動を展開していきたいというふうに考えております。

次に、管理費につきましては、トイレットペーパーや温泉水滅菌薬剤代としての消耗品代13万円、電気料64万5,000円、水道料6万円、下水道料240万円、清掃管理業務委託が170万5,000円、合計449万円を平成24年度当初予算のほうにお願いをいたしております。

最後になりますが、将来負担が増えるであろうと思われる管理費についての考え

につきましては、固定経費としての電気料等につきましては節減していくことは困難であるものと理解しておりますが、本ポケットパーク建設は、中心市街地の活性化に寄与することも目的の一つとしております。そうした活動の中で、市民の皆様にも多様にこのポケットパークを活用していただき、管理の面でも様々な形で携わっていただければ費用の縮減にもつながっていくものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、このポケットパークにつきましてはもう莫大な経費がかかっているということは十分認識することができました。特に維持管理、議会で報告があったときには516万円ということでもございましたけれども、それぞれ計算したら490万円だったですかね、そのようになっているみたいです。電気代については、間違いなく今後は原発問題も含めて上がっていくのはもう間違いございませんので、経費はこれからかかっていくと思います。先般ですね、この中にだろうと思えますけれども、当初は3カ所でもございました。3カ所が私たちの議会の中で3月では修正案を出しまして、6月は議案として上がってきませんで、9月に上がってきたときには、もう2カ所になっておりました。質疑の中でも、何で2カ所になっているんだろうかということいろいろ質疑ございまして、確認を取りましたら、執行部の方からの報告は上町区については地元のほうで、市民のほうから反対が出たので、その断念しますと、そういうことでしたので、私も少数意見の留保の中にも述べておりますように、その上町区のポケットパークは市民の反対で断念するということだが、上町区に配管を埋設しているのは無駄になると。それと、言うなればその何で議会のほうにも相談もなしに、結局最初は3カ所つくらなければアートポリス構想は成り立たないようなことをおっしゃっていたのが、結局2カ所になったのを私どものほうに提案をされると。ということであれば、もう議会の審議よりも住民の意見のほうを尊重されたような形になりましたものですから、そういうことも含めて少数意見の留保という形の中で反対をしたわけでございます。

それと、先般ですね、平成23年の12月の定例会において、森隆博議員のほうから質問の中で、今回ポケットパークといいますか、足湯関係の問題で温泉管の埋設工事が行われておりますが、目的を持たないようなところで事業が進められておるということでありまして、そういったことが本当に菊池市の全体構想、夢があり将来性が望める事業であるかというふうに不安を抱くわけでありましてという形で質問をされた。それに対する市長の答弁がですね、どこどこまでパイプを引っ張りま

す。ここでポケットパークをつくりますとそういった提案があつて、3つのポケットパークの提案に対して修正が入って2カ所になったという、その中で必要であつたと思つていたところが否決されたために、その方にパイプを引こうとしておつた、あるいは引いた部分については、もう無駄になっているという、これはあるかもしれませんという形で答弁をされておりますけれども、委員長報告の中でもですね、ちゃんとこの2カ所になったということについて質疑があつたということの報告もあつておりますし、市長の答弁を聞いておりますと、何か委員会のほうで修正をして2カ所になったと、そういうふうな答弁というふうに私は捉えましたものですから、このことについて、市長がですね、どういうふうな考えでこういう形で答弁されたのか、ここでちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご承知のとおり、ポケットパークの建設に関しましては、平成23年の3月に開催をされました第1回の定例会におきまして、切明、横町、上町の3カ所にポケットパークを建設する予算案を計上させていただきました。しかし、費用対効果や維持管理の面でのご指摘がありまして、再度設計などを見直す必要があるとの理由で、経済建設常任委員会において予算に対する、今述べられましたように修正案が提出をされました。それらの費用を予備費に計上した平成23年度一般会計予算が修正の下に可決をされたということでございます。この事業は、平成19年度に作成された隈府中央地区の都市再整備計画に基づく事業であり、3地区につきましても予算計上に至るまでにはワークショップ等を重ねまして、区民の皆様のご意見を拝聴しつつ、設計も行ってまいりました。その中におきましては、それぞれの3地区の皆さん方の同意をいただいたところであります。しかしながら、修正理由となった事項について協議を行うために建設予定地に再びこのお話を持っていく中におきまして、上町地区につきましてはポケットパーク建設には異論はないものの、建設する場所について疑問の声が出されたということでもあります。協議をいたしました結果、平成23年の9月に開催されました第3回の定例会におきまして、上町を省いた、除いた、切明、迎町の2カ所に建設する一般会計補正予算を計上させていただき、皆様方のご承認をいただいたところでございます。

したがいまして、3カ所の整備提案を行つてはきましたが、最終的には地元の意向を踏まえながら1カ所の整備を断念せざるを得なくなったという意味でありまして、このことが議会の責任によってできなかったと、3カ所が2カ所になったという意味ではありません。意味の取り方でございましょうけれども、そういうことで皆さん方議会の責任に帰すものではないということをここで明言させていただきま

す。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、市長のほうから議会のほうの修正ではなかったということで答弁をいただきましたので、私も12月の議会するときにはそのようにお聞きしましたものですから、委員長、副委員長共々にですね、市長のほうにちょっと申し入れた経緯もございました。いずれにしましても、執行部としてですね、その提案するとき、ある面では見通しが甘かったと。ワークショップを何回も重ねて十分住民の理解を得たということで3月の議会には何度も執行部のほうからお答えがあっておりましたけれども、最終的には、その修正案が出たお陰といたしますか、地元のほうではちょっとまたお話をしたら、結局はつくらないほうがいいということで決まったということでございます。設計費もその分はちょっと無駄になったんじゃないかならうかと思えます。

いずれにしましても、今後ポケットパークが完成した後、やっぱり管理面も含めてですね、やっぱり本当に活用がきちんとできればいいんですが、いろんなことも不安材料も持ちながらやっぱりチェックをしていかなければいけないと思っております。

ここでですね、山鹿が先ほど坂井議員も振られましたけれども、さくら湯が9億何千万円かけて再生という形でやられております。本当に素晴らしい事業だと思っております。何かさくら湯再生一口湯主という形で、一口1万円ですが、もう500件以上の募集があっているということで、いずれにしましても最終的には維持管理費がですね、もうかからない、そういう、かかってもこういう形でやっぱりコストが削減できるような事業をやっていただきたいと思えます。この維持管理についての思いはまたいろいろと今後の課題にしていきたいと思えますので。

それでは、次に環境問題に入らせていただきます。九州産廃との協議の状況と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。九州産廃等の問題については、市と結んだ最終処分場埋立期間を4年間短縮する協定の白紙撤回を九州産廃が主張しているが、これまで平成23年11月には、市が山鹿簡易裁判所に申し立てた調停協議が不調に終わっております。その後も双方の意見はかみ合わず、現在も何の解決の目処も立っていない状況であります。市は、1月20日に、今度は短縮協定が有効であることの確認を求める訴訟を起こす方針を決め、今定例会に訴えの提訴について議案として提出されております。もともとは市が議会にも相談をしないで、努力目標とはいえ、九州産廃へのごみ処理業務委託など13項目あげたのが原因でもあります。提訴するとしても、調停が不調に終わったように簡単に解決できないと思

われます。先日、地元水迫地区でも説明会が行われましたが、いろんな意見が出ておりました。いずれにしましても、市として今後4年間短縮の期限が迫っている中で、どの程度の期間で決着を目指しているのか、お示しをいただきたいと思っております。

次に、環境整備基金についてお尋ねですが、平成23年12月定例会で旧市営牧場跡地の買い取りについて審議され、不採択となりましたが、まずは土地を確保することが重要と考え、土地開発基金により先行取得をすることでした。市がその後、環境整備基金で買い戻すことになっておりますが、その時期が具体的にはわかればお示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） 九州産廃株式会社を相手方としました環境保全協定書及び一部変更協定書の有効確認調停につきましては、平成23年5月18日から平成23年11月14日まで、計4回の調停が開催されましたが、お互いの主張は平行線のままで不調となったところです。調停が不調に終わったことから、市は今後の対応について委任弁護士や県と協議を重ねてきたところでございます。市としましては、協定書は市、県、会社、市民や議会の皆様の多くの関係者によって締結されたものであり、産廃問題解決の基本となるものであると考えております。今後は、本定例会に上程します一部変更協定書の法的有効性を確認する訴訟を提起し、その結果、会社からの一部変更協定書の白紙撤回が取り下げられ、最終埋立処分場を使用期間までに終了してもらいたいと考えております。

また、今回の確認訴訟への提起につきましては、これまでの産廃問題の経緯を含め、区長会や地元水迫地区への報告を順次行ってまいりたいと思っております。期間につきましては、弁護士等と協議の上、早急に解決したいということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 旧市営牧場跡地の今後の予定につきましてお答えをさせていただきます。旧市営牧場跡地の具体的な利用計画につきましては、今後庁内検討委員会を立ち上げ、区長会や水迫地区など地元のご意見を参考にしながらいろいろな角度からの検討を踏まえ、地域環境に配慮した土地利用計画を策定してまいりたいと考えております。旧市営牧場跡地は、現在、菊池農業振興地域整備計画の農用地区域内の採草放牧地として用途が指定されており、それ以外の用途として活用する場合は、農振農用地区域の除外の手続きが必要となってまいります。現在、農振

計画の全体見直しを行っており、平成24年度には完了する予定であり、その後、農振計画の個別見直しの手続きとなりますので、買い取り時期につきましては、現在のところ平成25年度以降になるものと見込んでおります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。裁判についてはですね、早急に解決したいということがございますけれども、その早急がどのくらいになるのかというのをお聞きしたつもりだったんですが。

それと、環境整備基金についての買い戻す時期については、24年度に農振の手続きですか、それが終わった以降ということがございます。この環境整備基金については、皆様もご存じのように、九州産廃からいただいた7,400万円強の寄附金が入っております。何回も私もそういう、それを分離しておかないと、なかなか地元のほうで活用するにしてもしにくいということをずっと提案してまいりましたけれども、分離することについては、市長のほうも方法の一つとしては考えるということございましたけれども、ここにきてですね、やはりもうきちんとした形である程度考えていかないと、いろんな問題も出てくるかと思っておりますので、この件も含めまして市長に、裁判の件も含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず、環境整備基金につきましては、環境保全協力金や、また県のほうの管理型の最終処分場立地交付金の活用ということで、積立金及び九州産廃株式会社からのご紹介いただいております寄付金などの財源により積み立てているわけでありまして。この基金の用途は基金条例及び運営要綱で定めておりますが、財源の趣旨からして活用の目的や活用する地域など、内容が若干異なっているところでございます。財源の内容に応じて基金を分離して新たな基金を創設すべきというご意見であります。基金は基本的に条例等によって定めた、用途目的に活用されるものでありますので、新たに基金条例を創設することがわかりやすい一面もあるけれども、逆にまた活用が制限をされるということでの使いにくさというものも裏表にあるのではないかと思います。そういう基金となる可能性もございますので、そのために現在の基金の中におきまして、財源の内訳を把握して、区分管理、いわゆるもう通帳を3つの分けて通帳管理を行うということで、用途目的に応じて臨機応変に対応できる使いやすい基金として活用して、このようにまいりたいというふうに考えております。

それから、裁判ということではありますが、先ほど部長が答弁しておりますように、これはそれぞれ弁護士先生とお話をしていかなければなりませんし、また公判廷ですからいつまで、どのような形になっていくのかというのは、今、私が言及するような状況にありませんのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、基金についてはもう区分管理、なかなか私も意味がちょっとわからないんですけども、いずれにしても今まで地元等のいろんな協議もありましたし、ここにきて新たな方法が出てきたみたいには感じております。

ちょっと時間もありませんので、この分については、また再度質問をしていきたいと思っております。

それでは、最後に、施政方針について、特に平成23年6月定例会において要望しておりました病後児保育事業が実施されるということですので、これまで子育て支援の充実としてお願いしてきたものとしては、大変喜んでおります。また、ファミリーサポートセンター利用料の兄弟姉妹等、2人目以降の利用料の無料化も実現するようですので、この件につきましても保護者の方々も大変感謝されると思います。

そこでお尋ねですが、病後児保育事業について、実施計画等具体的にわかっているとお示しをいただきたいと思っております。

それと次に、自然エネルギーについてですが、施政方針では住宅用太陽光発電システムの充実についての方針しか述べておられません、これまで私も含め、葛原議員、水上議員、中山議員から小水力発電等に関する質問が出ておりましたが、今回の施政方針には一切触れられておりません。これだけ自然エネルギーが叫ばれる中、特に菊池市は中山間地で農業用水路を活用できる地域でもありますので、ぜひとも取り組んでほしい施策であります。

そこでお尋ねですが、自然エネルギーの施策の中に小水力発電等がなぜ入っていないのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本誠一君。

[登壇]

○市民部長（宮本誠一君） まず私のほうから、病後児保育事業につきまして説明させていただきます。城議員さんの質問にもお答えしておりますが、国が推進している保育対策等促進事業の一つであります病児・病後児保育事業は、保護者が就労しているなどにより子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、保

育所等において病気の児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としております。本市におきましても社会情勢の変化等によりまして、長年にわたりまして市民の皆様方からのご要望により、事業の実施が望まれていたものであり、平成24年度より実施を予定しております。本事業の実施内容につきましては、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において、児童を保育所等に設置された専用スペースで一時的に保育するものでございます。実施方法につきましては、国が示します実施要件を満たしている市内の認可保育所に事業を委託して実施する予定であります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成26年度には菊池市内の現状といたしまして、新しいエネルギーといたしましては、この太陽光に随分以前から取り組んでまいっておりますが、個別住宅の約1割に太陽光発電システムが設置される見込みとなっております。県下では最も優れた先進的な事例になっているのではないかなど、このように自負をしているところであります。このシステムは、補助の開始時に比較しますと大分と設置費用が安くなって安価になってまいりました。こういったこともあって、補助額の見直しを行ってまいりましたが、今後は新しいエネルギーの方向性という中におきまして、これまで何度か幾たびか指摘をされております、提案をされております小水力発電というものを考えていかなければならないと思っておりますが、これにつきましては、部長のほうで答弁を本当はすべきことではあります。これまで設置の可能性がありますことにつきまして、県のほうが実施された農業関係の補助事業を活用した小水力発電施設の設置可能性調査というのがありまして、これにつきまして設置の可能性がある場所として原井手と、それから古川兵戸井手を報告したわけではあります。その後につきまして、この希望調査がございましたので、関係土地改良区に対しまして取りまとめをお願いしたところであります。発電されました電力の供給先の制約とか、水利権などの諸処の問題がありまして、いずれも希望がなかったというのが現実であります。小水力発電につきましては、これからも継続してこの社会の動静といたしましうか、注目していかなければならないと思っております。現時点におきましては、新しいエネルギーとしては太陽光発電システムの補助をさらに進めますとともに、自然エネルギーに対しまして県下一位となるよう取り組みを続けていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月21日の午前10時から開きます。議案等の採決を行います。

本日は、これもちまして散会します。
全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後1時59分

第 6 号

3 月 2 1 日

平成24年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成24年3月21日（水曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第2 決議案第1号 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査に関する決議

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
追加日程第1 議員提出議案第1号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第2 決議案第1号 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査に関する決議

○

出席議員（23名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君

11番	樋口正博君
12番	二ノ文伸元君
13番	中山繁雄君
14番	怒留湯健蓉さん
15番	坂本昭信君
16番	隈部忠宗君
17番	葛原勇次郎君
18番	木下雄二君
19番	坂井正次君
20番	森隆博君
21番	山瀬義也君
22番	境和則君
23番	北田彰君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	谷口誠君
企画部長	野口祐成君
市民部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	山田憲章君
七城総合支所長	田代武則君
旭志総合支所長	三池繁廣君
泗水総合支所長	春木義臣君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	原和徳君
教育長	倉原久義君
教育次長	原誠也君
農業委員会事務局長	齋藤誠君
水道局長	山田浩文君

監査事務局長

大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長

永田哲士君

議事課長

城主一君

議事課課長補佐

徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、日程に先立ちまして申し上げます。3月7日の中原議員の一般質問に対する執行部の答弁が答弁保留となっております。会議規則第66条の規定により、お手元に答弁書を配付しておりますのでご確認お願いいたします。

市税に関する内部調査結果について

平成24年3月21日

総務部

平成24年3月7日（水）の中原議員の「庁舎問題について」の一般質問の中で、「菊池市の議員の税情報を、市職員が漏らしているのではないか。」という趣旨のご質問を受け、執行部として内部調査（聞き取り調査）を実施しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 調査年月日

平成24年3月 9日（金） 10時30分～18時

平成24年3月12日（月） 8時30分～12時

2 調査方法

職員に対する個別面接による聞き取り

3 被調査者（聞き取りの相手方）

合計30人（税務課、徴税課等税務関係職員）

〔内 訳〕

税務課：18人（※産休中の1人については実施せず）

徴税課： 9人

七城、旭志及び泗水の各税務出張所

： 3人（※産休中の1人については実施せず）

4 調査者（聞き取り者）

①総務審議員以下の職員に対しては、税務課長、徴税課長及び職員課職員の3人

②税務課長及び徴税課長に対しては、副市長、総務部長及び職員課職員の3人

5 調査結果

税務関係職員が議員の税情報を、市民等他人に漏らしたことはないことを確認しました。

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る3月6日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第1号から議案第41号まで、及び請願第1号、請願第2号の43案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例関係7件、予算関係2件の9案件でございます。現地視察を踏まえ4日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

初めに、議案第1号、菊池市暴力団排除条例の制定について、申し上げます。市民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与するため、暴力団排除の基本理念を定め、市ならびに市民及び事業者の責務等を明らかにするため、提案されたものであります。委員より、市民の努力義務を課すに当たり、市としての対処策が見えない。県の暴力追放センターのように市独自のセンターを設置し、警察OBの嘱託雇用など、対策も早く考えるべきではないかという質疑がありました。執行部より、福祉課には警察OBを雇用しているが、体制整備については今後検討していきたいとのことでした。あわせて、警察とも充分協議したいとのことでありました。

次に、議案第2号、菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。さらなる効果的で迅速な住民サービスの提供を行うため、行政組織の構築を行うものであるという説明がありました。委員より、提案理由の中で、限られた人員で市民サービスの向上を図るとあるが、あまり極端に職負数が減れば市民サービスの低下にならないかとの質疑がありました。執行部より、職員数についてはほぼ全国的な水準になってきている。今後は、課・係の統廃合により管理職を削減していくことで、市民サービスの低下につながらないようにしていきたいとのことでした。また、平成32年度から交付税の優遇措置がなくなり、15億から20億円の交付税削減が想定される。そのため、事務事業の見直しを始め、人件費についても検討しなければならない。できるだけ24年度中には職員の適正化計画をつくっていきたいとのことでした。

次に、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。これまで、この費用弁償については会計規則で対処していましたが、自治法第203条の2第4項の規定により具体的な支給方法を規定し、あわせて菊池市レジ袋削減推進協議会委員の日額報酬を定めるものということでした。

次に、議案第5号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。市長、副市長及び教育長について減額するものでありますが、現在の社会状況下で減額幅が少ないのではないかという意見が出ました。執行部より、この条例が可決すれば市長の給与は県内14市中、最低額になること、また市報酬等審議会の答申も尊重してもらいたいという説明がありました。

次に、議案第6号、菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、また、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため地方税法が一部改正されたことによるものとのことでした。

委員から、市税が増える分、交付税は減額されるのかという質疑に対し、税収は基準財政収入額に反映されるので、正式な算定がなされないといけないけれども、税収が増えた分は交付税は減るであろうとの答弁でした。

次に、議案第7号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。これは、菊池市立河原小学校を菊池市立隈府小学校に統合するための改正でございます。委員より、昨年6月に可決した、水源、迫水、龍門各小学校の菊池北小学校への統合から9カ月の遅れがあり、統合のための準備も当然9カ月遅れることになる。統合の時期は全校平成25年4月1日であり、その対応は十分なのかという質疑がありました。執行部より、子どもたちに万全の態勢で統合させたい。そのために菊池北小学校とそれに統合する3校が統合準備委員会を立ち上げて準備を進めているので、同様に今回の2校の統合についても進めていきたいとのことでした。委員より、子どもたちのために、先生等の配置も含め全力を尽くすように意見が出されました。また、跡地利用についても、早急に取り組んでもらいたいという要望がありました。

次に、議案第8号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。提案の理由は、図書館協議会委員については、これまで規則で定められていたものが、図書館法の改正により条例で定めることとなったためということでした。

次に、議案第14号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）について

て申し上げます。今回の補正は事業確定によるものと、事業実績見込みによるものが主なものとの説明でした。一般職の職員の給与明細についての説明では、退職手当は退職者の増により800万円の増額になっているが、そのほかの給料、各種手当については減となっており、合計で7,240万1,000円の減額補正となっているとのことでした。消防施設費の備品購入費2,479万の減額で、消防積載車と小型動力ポンプの購入について、機械の耐用年数などにより年間計画で整備しているとのことであるが、購入の台数制限などなければ、合併特例債等活用できるので前倒しで整備してほしいという意見がありました。財産管理費の工事請負費2億7,638万1,000円は本庁と泗水総合支所の耐震及びエレベーター設置工事分で、財源は国庫補助金で社会資本整備総合交付金と合併特例事業債、緊急防災・減災事業債などが充てられるとのことでした。泗水総合支所のエレベーター設置予定箇所なども現地で確認し、説明を受けました。企画費の工事請負費2,002万3,000円の減額について、苗畑事業所跡地周辺の道路整備について、用地交渉が難航しているためであるとのことだが、補助金申請などの予算は企画振興課、事業は都市整備課ということであり、地元説明会、ワークショップのあり方など取りまとめはどこかの課が統一してやってほしいという意見もありました。教育費の事務局費の中で奨学資金貸付金が185万7,000円減額になっていることに対し、現在の社会情勢からすれば増えてもいいと思うが、貸付の内規が厳しいのではないかという質疑がありました。執行部より、内規は規定してあるが、ある程度緩和して運用はしているとのことでした。また、スクールバス運行委託料が1,513万1,000円減額で、落札率も低いということであるが、サービスや安全性などに問題は起きていないかという質疑がありました。執行部より、現在そういうことは起きていないということでありました。

次に、議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算について申し上げます。一般管理費の中で、電子入札システム開発負担金215万9,000円について、今後の計画等について質疑がありました。執行部より、県が開発しているシステムに本市も参画するもので、他の先進地の事例では、より入札の競争性は高くなると聞いている。事業者も時間の節約ができるなどメリットがある。平成25年1月から簡単な工事の入札から実施予定であり、将来は全事業について導入したいとのことでした。またそのために、事業者説明会も進めていきたいと、いうことでありました。防災管理費の中で、防災行政無線デジタル統合化整備計画策定業務委託料1,000万円について、現在のアナログ式の防災行政無線をデジタル化する計画で、難聴地区や消防関係者にはこれまでどおり戸別受信機を設置するものとのことでした。全国で災害が多発している現在、各家庭も家の密閉性が高くなるなど、屋外の

無線放送だけでは聞き取りにくく、各家庭に戸別受信機を設置してはどうかという質疑が委員多数からありました。戸別受信機は1台4万円から5万円で、全世帯に配布となると約8億5,000万円ほどかかるという試算も説明されましたが、せっかく整備するのであれば区長を初め広く意見を聞いて計画を策定してほしいということでした。国際交流費で、台湾宜蘭市との交流調査のため、有識者の旅費を計上してあることに対して、委員より、台湾との交流はどのような波及効果があるのか、またあわせて韓国との交流が盛んであるが、市に対してどのような効果があるのかという質疑がありました。執行部より、台湾は今すぐに友好都市など考えているわけではなく、どういうことができるのか、その道を探りたいという思いで調査するものであるとのことでした。また、韓国との交流では、経済的な面で言えば、外国人の宿泊者のピークは平成19年の1万288人で、そのうち9割が韓国からの宿泊者であった。その後、新型インフルエンザ、口蹄疫等で宿泊者も落ち込んだけれども、昨年の10月から再びピーク時並の宿泊者となってきている。交流と地道な誘客を行ってきた成果であると思うとのことでした。委員より、県も中国・韓国・台湾などとの交流推進という方針でもあるし、県などと連携をして推進してほしいという意見もありました。教育費の中で、補助教員配置事業については、小中学校に補助教員28名と特別支援教育支援員19名を配置するものですが、委員より、他市の状況、その必要性等について質疑がありました。執行部より、他市も取り組んでいる。小中学校においては複式学級の補助も必要であるし、通常学級においても教育的支援を必要とされる場合もあり、多様な補助、介助等のために配置しているとのことでした。また、教育長からも、通常学級の中にも何らかの発達障がいを持った子どもが年々増えてきている。担任一人ではどうしても無理がある。そこに補助教員等を配することによって非常に効果があるということでした。

以上、審議の結果、全議案とも討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告を行います。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例3件、予算案件10件、議決案件3件、請願1件であります。現地調査を踏まえ4日間慎重審議を

行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第3号、菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定については、レジ袋削減のため市民団体、事業者、行政等が相互理解と連携を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みを支援するための協議会設置条例です。質疑では、低酸素社会を目指すならビニール袋や塩素が入っていないものをどうするのか、条例の内容が不足するのではないかとの質疑があり、紙袋、ビニール袋を含めて推進していきたいとの答弁でした。

議案第9号、菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、新しく菊池市菊池老人福祉センターが設置されることにあわせて、高齢者の利用を優先しつつ広く市民の利用促進を図るため、菊池市七城ふれあいプラザの休館日、開館時間及び使用料を改正する条例です。質疑では、年末年始が休館日となっているが、高齢者は楽しみにしているので開館してほしいとの質疑に、指定管理者と協議していくとの答弁でした。また、冷暖房使用料を徴収される条例になっているが、老人福祉の目的からしてどうかとの質疑に、施設の運用の中で考えていきたいとの答弁がありました。

議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、要介護認定者の増加及び介護報酬の改定により、介護保険給付費の増大が見込まれること及び介護保険サービスの充実を図るため、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を改正する条例です。質疑では、介護保険料を上げる要因はなにかとの質疑に、介護保険を利用する方が増えて介護保険のサービス給付費の増加が主なものであるとの答弁でありました。また、市として介護保険料を抑えることができるのかとの質疑に、国・県・市で保険料の半分を負担している。残り半分以上を40歳から65歳までの方で負担をしているとの答弁でした。また、負担が増えることでサービスも加わるのかとの質疑に、訪問介護の充実を図り、介護予防のための教室を実施したいとの答弁がありました。

議案第14号、平成23年度菊池市一般会計補正予算（第11号）は、事業確定に伴うものであります。

議案第15号、平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、特定健診等委託料の減額の理由はとの質疑に、予想より実績が下回った。今後は広報に力を入れていきたいとの答弁でした。

議案第16号、平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑がありませんでした。

議案第17号、平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、介護報酬システム改修電算委託料の内容は何かとの質疑に、新しい事業が始ま

った追加費用であるとの答弁でした。

議案第23号、菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）については、施設介護サービス費収入の内容は何かとの質疑に、入所者の所得の変動で収入が変わるとの答弁がありました。

議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算では、病気回復期の児童を保育する病後児保育事業、子宮頸がんワクチン事業が新規の事業として計上されています。生活保護世帯が毎年増加傾向にあるとの説明がありました。児童のデイサービスが平成24年度より児童福祉法で行うようになるがどう変わるのかの質疑に、実施主体が市町村になる、受付が身近になる、サービスの中身は変わらないとの答弁でした。生活保護費抑制のため市としてどう取り組むのかとの質疑に、疾病予防と就労支援を充実させたいとの答弁でした。軽度障がい児の早期発見の手立てを行っているかの質疑に、保育連盟の研修の中で進めている。家庭訪問も実施しているとの答弁でありました。子宮頸がんワクチン事業の安全性の確認はできたのかとの質疑に、ワクチンの安全性が高いと判断した。また、郡市内には重篤な症例が出ていないとの答弁でした。また、RDF処理委託について厳しくチェックしてほしいとの指摘がありました。

議案第26号、平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算については、医療費の伸びの抑制をどうするのかとの質疑に、特定健診・がん検診を呼びかけ早期発見に努める。また、検診率を上げるとの答弁でした。国保税の収納率を計算上100%で組むと国保税も抑えることができないかとの質疑に、歳入欠陥を生じるので、収納率で計算しているとの答弁でした。

議案第27号、平成24年度菊池市後期高齢医療事業特別会計予算については、熊本県後期高齢者医療広域連合の運営は黒字か赤字なのかとの質疑に、赤字が生じているので、平成24年度から年額1,400円値上げの予定であるとの答弁がありました。

議案第28号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

議案第34号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算について質疑があり、経営の健全化に向けてどのような取り組みをするのかとの質疑に、嘱託職員の介護士を前年度より7名削減しているとの答弁でした。

議案第36号、訴えの提訴については、裁判はどれ位期間を要するのか、また、埋め立て処分期限の平成26年度を越えたらどうなるのかの質疑に、1年程度を目処に結審したい。負けるつもりはないとの答弁でした。

議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉セン

ター)については、今回の指定管理の公募は行っていないのかとの質疑に、現在の老人福祉センターを指定管理している団体が運営に精通しているので公募はしていない、当面1年とするとの答弁でした。

議案第41号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更については、特に質疑はありませんでした。

請願第2号、請願書、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設予定地変更を求める請願書について申し上げます。請願者と当事者それぞれから説明を伺いました。請願者より、建設予定者の生活を奪うものではない。地域住民への騒音と悪臭が問題点と思う。私たちは地域住民の不安を解消するために建設地変更を強く求めるものですとの説明でした。よその自治体の施設でどうい問題が起きているのかとの質疑に、他の自治体の調査は行っていないとの回答がありました。次に、当事者である方から施設建設の経過の説明を受けました。説明では、飼い主が飼いたいけど飼えなくなった老犬を預かる施設である。菊池市のイメージダウンにつながる施設とはしないとの説明でありました。他の自治体の施設で苦情が寄せられているのかとの質疑に、苦情を聞いたことがないとの説明でありました。その後、紹介議員より説明があり、この請願について不合理な点はない。請願書に整合性があると判断した。また、菊池公園の隣接地であり、環境面でも心配である。捨て犬についての不安もあるとの説明がありました。

議案第10号については、これまでの負担増抑制策をもってしてもなお保険料の増額には理解するが、自治体としてまだやるべきことがあるとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号については、RDF関連予算について、処理委託料の値上げに次ぐ値上げで、搬入量の減少を理由に処理委託の値上げには反対。今後のあり方についても検討の時期であるとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号については、少ない年金から保険料が天引きされる。受ける医療も制限される。さらなる引き上げは認められない。高齢者の声が広域連合に届きにくいとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号については、介護保険料の負担増を反映した予算は認められないとの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第2号については、環境基本条例に照らしたときに、不合理なことはなく住民の不安を受け止めていくことも必要としてとの賛成討論がありました。一方、思

いについてはよくわかるが、行政、議会、委員会に決定権があるのか不安である。議会の権限に属する事項に当たらない部分が多々ある。また、千数百名の署名が提出されていることもあり不安の表れは事実である。行政が不安解消の手立て、援助、助言もすべきであるとの反対討論がありました。採決の結果、賛成少数により原案は不採択とすべきものと決定をいたしました。

その他の議案については、討論もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託された案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） おはようございます。経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例3件、予算案14件、議決案件3件、請願1件です。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第11号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、分権一括法の施行により、公営住宅法の一部改正で入居者資格の同居親族要件が廃止されることに伴い、市営住宅管理条例において、従前どおりの入居者資格の同居親族要件を定めるものであるとの説明がありました。

議案第12号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定については、市設置型浄化槽に接続する排水設備工事の品質確保のため、工事着工前に必要な指示を行うことができるよう計画確認申請を義務付けるものとの説明を受け、質疑を行いました。水洗化率を上げるためには手続きは緩和していくべきと思うがという質疑に対し、申請者に代わって業者が代行するものであり、申請者本人の負担になるとは考えていない。また、風呂場、トイレ等の位置により浄化槽の高さが決まるので、低くなれば排水先によってはポンプを取り付ける必要があるため、着工前の申請を義務づけるものとの答弁がありました。

議案第13号、菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、富の原東地区及び西地区の人口増に伴い、富の原東地区農業集落排水処理施設及び富の原西地区クリーンセンターの処理能力の低下と施設の老朽化により、隣接する特定環境保全公共下水道へ切り替えるための条例改正との説明を受け、質疑を行いました。切り替えに伴い、負担金や使用料が値上げされることはないかとの質疑に対し、現時点で

は値上げはないとの答弁がありました。

議案第14号平成23年度菊池市一般会計補正予算(第11号)、議案第18号、平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)、議案第19号、平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)、議案第20号、平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第21号、平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第22号、平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第24号、平成23年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)ですが、そのほとんどが事業費確定によるものであります。

次に、議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算中付託分について、その主なものを申し上げます。

農業費において、七城町特産品センター改修工事は、当初24年から26年にかけて行う予定であったが、施設の劣化に対応するため前倒しにより実施するもので、ほかにも旭志ふれあいセンター食彩館の客室増設工事、泗水町養生市場の改修工事及び甘味処の新設工事も24年度で行うものとの説明がありました。地籍調査費においては、24年度に54字、3,044筆、6.8km²を計画しているとの説明を受け、質疑を行いました。地籍調査は、最終的には平成35年までかかるということであったが、国や県からの補助率が高いようなので、スピード感を持って進めてほしいとの意見に対し、今年度は前年度の140%を計画しており、あとは体制を整えながら予算要求し推進していきたいと考えているとの答弁がありました。委員会としてもできるだけスムーズに早く終わるように要望いたしました。商工費では新規事業である飲食店振興事業においては、観光客は44万人いたのが今は13万人となっており、旅館組合とも底上げを考えてほしい。一過性で終わるものではなく、飲食店の空き店舗対策が先ではないかとの意見に対し、宿泊者の減少や空き店舗対策としてコンベンション等誘致事業、飲食店振興事業を計画している。飲食店振興事業は商工会青年部中心に実行委員会をつくり、やる気のある店舗を募り、モニターを行い、飲食店の改善を行うもので、単年度で計画しているが、2年目以降も実行委員会で規模を変えてでも継続してもらおうよう考えているとの答弁がありました。また、補助金の交付はこのように個別に出すのではなく、地域の活性化には商工会、観光協会、旅館組合と一体となった改革が必要ではないかとの意見がありました。都市計画費では、富の原公園整備事業について、苗畑のシンボルツリーであったユリノキが伐採されているが、残すように要望していたのになぜかとの質疑に対し、ワークショップで地域の意見を聞き現計画になっており、ユリノキはどうしても伐採しなければならなくなったので理解してほしいとの答弁がありました。

朝日東団地の建替え工事については、入居されている住民に説明をしてあるのか。また、高齢者は家賃が上がれば住めなくなるのではないかとの質疑があり、説明会は23年7月と今年2月に2回開催しており、事業計画の説明とともに入居者の意向調査をしている。入居者にはできるだけ負担のかからないように、東団地以外の公営住宅も紹介し、協議を進めたいとの答弁がありました。

議案第29号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

つぎに、議案第30号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計予算については、浄水センター等運転業務委託料は、随意契約であるとのことだが、経費削減等の理由により入札にかけるべきと思うがとの質疑に対し、入札への移行は平成22年度に業者説明を行っており、平成25年度から進めたいと考えているとの答弁がありました。

議案第31号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第32号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第33号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算については、特に質疑もありませんでした。

つぎに、議案第35号、平成24年度菊池市水道事業会計予算については、水道事業業務は福岡の業者に委託してあるが、地元の業者を育てるということも考えてほしいとの質疑に対し、今後、業者等の選定に当たっては、業務対応が可能な業者があれば検討していきたいとの答弁がありました。

つぎに、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）については、現在の指定管理期間が平成24年3月31日に満了となるため、引き続き小原区を指定するものであり、この施設は国の補助事業で建設されていて処分占用期間経過後の平成25年9月30日から国に許可を取り、指定期間満了後に小原区への譲渡の手続きを行いたい。施設の維持管理費については小原区が負担し、指定管理料はないとの説明がありました。

次に、議案第39号、市道路線の廃止について及び議案第40号、市道路線の認定については、7路線の市道を廃止し、13路線を新たに市道認定するものであり、花房中部地区及び菊池東部地区ほ場整備による付け替え等であるとの説明がありました。

つぎに、請願第1号、菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願については、紹介議員から、菊池溪谷にトイレが足りないので新設してほしい。加えて障害者等が使いやすいトイレがなく、年間35万人も来場してくれる観光スポットとしてのトイレ状況とはいえない。また、道の駅的な役割を担っている物産館

なのに食事する場所がないのは経済効果を逃していることもあるが、もてなしが足りないので菊池物産館エリアに食堂を新設してほしいとの説明があり、慎重に審議いたしました。現在のトイレの数についての質疑に対し、駐車場の上下に各1カ所、溪谷館に1カ所、溪谷内に3カ所で計6カ所あるが、特に溪谷の入り口付近にほしいということでした。物産館のエリアについては、市民広場再整備事業にかかるまちづくり懇談会において協議をされており、食堂をつくってほしいとの要望は多く出されている。基本はこのまちづくり懇談会においてやっていかなければならないとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第25号及び請願第1号を除く議案11号から議案第14号、議案第18号から議案第22号、議案第24号、議案第29号から議案第33号及び議案第35号並びに議案第38号から議案第40号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論のあった議案第25号及び請願第1号について申し上げます。

議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算については、現地調査を行ったあとの討論では、都市計画費中、工事請負費の富の原公園整備事業の図面ではユリノキをシンボルツリーとして残すようになっており、予算と計画との整合性がないとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号、菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願については、現地調査を行い、執行部から、24年度に溪谷館のトイレ改修は計画しており、トイレ箇所を表示する看板を入りに設置したいとの説明がありました。

討論では、物産館エリアについては総務文教委員会所管において市民広場再整備委託料が計上されており、さらにはまちづくり懇談会においても食堂の問題は協議がされているので、行政の判断に委ねるべきとする反対討論があり、菊池溪谷のトイレについては必要性を感じるが林野庁の管轄下であるので、今後検討を進めるといふことで委員会として付帯意見をお願いしたいとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。
木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） それでは、福祉厚生常任委員長に対して、請願第2号についての質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点は、菊池市環境基本条例に対しての質疑はされたと思いますけれども、先ほど報告がございましたけれども、もっと具体的にですね、どのような意見が出たのか、改めてお伺いをしたいと思います。

続きまして、先ほども出ておりました市民の約1,760名分の署名に対して、これもどのような意見、質疑等がなされたのか、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、現地調査をしていただいたみたいでございますが、今現在、業者のほうも旭志のほうで既存の施設があるということでございますが、その既存の施設の調査をされたのか。その点についてもお伺いをしたいと思います。

それと、執行部に対してですね、先般、市営牧場跡地については、最終的には市が買い取るという対応について採択が行われておりますけれども、そのような意見が出なかったのか、お尋ねをいたしたいと思います。

最後に、菊池市の観光面に対するイメージダウンについての意見は出なかったのか、お伺いをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） それでは、木下議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

私の記憶の範囲内ということでお許しを願いたいと思います。

まず、1点目の菊池市環境条例についてということですが、やはり環境条例についての話も少しは出たと記憶しております。しかし、照らし合わせたときの、何か恐れがあるというようなことではなかなか当てはまらないのではないかなというような形であったと思っております。

それから、署名に対しては、先ほどもありましたように、委員長報告の中で申しましたように、1,200名近くの署名があったということで、行政に対して、やはり何らかの間に入ってやっていくべきではないかというような話がありました。

それから、旭志のほうにもですね、行ってまいりました。においについてはですね、周りのほうがよっぽどにおったというのが率直な感想です。そして、近くに国道が通っておりますけれども、30m、40mぐらい離れて犬をほえさせていただきました。そのときに、よっぽど車のほうがうるさいというふうに感じました。

それから、執行部が市営牧場ですか、買い取るというようなところでは、私の記

憶ではその話はなかったかなというふうに思っております。観光のイメージダウンということですが、このことについてもやはり恐れがあるということだけでは、我々議会としては判断の材料には当たらないということになっております。

以上、5点についてお答えを申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。大分温度差もあるようでございますけれども、私も既存の施設のほうには実際行ってまいりました。山の中でございますので、最初は場所がなかなかわからなかったんですけども、行きますとすぐ近くに車を止めましたら、犬の鳴き声が相当ありましたので、ここだなということが確認できたような状況でございました。私にとっては大分声が響いたように感じたんでございますけれども、委員会としては車の音のほうがうるさかったということでございます。

それと、署名についてはですね、ここに二ノ文議員の平成21年の3月議会のときに、これは場所は違いますが、青果市場の署名について、私としては委員長がその署名に対しての思いがあったということをお伝えしたかったものですから。

それでは、観光面については特段恐れがあるということについてのあれは認められないということでございますので、非常に残念な感覚でございますけれども、私どもとしては、市民の思いというのがございますので、これは改めてですね、後で請願に対する賛成討論という形で述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 福祉厚生常任委員長にお尋ねいたします。

今、私たちの場所に今の老犬施設が今仮にしておられますけれども、これは仮ということであってあるのでしょうか、正式ということ、そういう討論はあったのでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） 中山議員の質疑に対してお答えいたします。

現在の旭志の豚舎跡ということですが、仮に今の場所ができあがるまでの間ということだと伺っております。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 福祉厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

議案第36号です。訴えの提訴についてでありますけれども、これは九州産廃と
の一部協定についての裁判問題であります。23年度の11月14日に裁判で不
調というようなことで終わっております。この裁判につきまして、再度提訴を行う
ということでもあります。委員長報告の中で1年を目処にということと、勝利は
あるという発言がありましたので、その中身についてももう少し詳しくお聞かせいた
だきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） それでは、森隆博議員の質疑にお答えをいた
します。

議案第36号の訴えの提訴についてということですが、この件につきまし
ては、委員からも確かに質疑がありました。委員から、勝つ見込みがないような議
会内部といえますか、そういうところも聞き及んでおるけれども、実際はどうかと
いう質疑に対しては、負けるつもりはない。負けるつもりで提訴するわけはありま
せんというような答えでありました。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 今、委員長の報告にあったように、負けるつもりはないとい
うことで、私も安堵はしますけれども、その負けるつもりはないという、一回不調
に終わったといえますか、不調に終わった裁判がですね、再度ひっくり返すには相
当な何かのいい案が示されたのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君） まずですね、調停と提訴、裁判は違うとい
うことが第1点だろうと思っております。それから、優秀な弁護士がついておられるとい
うことも伺っております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 森隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 優秀な弁護士さんを期待しておきます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

次に、委員長報告が不採択であります請願第1号、請願第2号を除き、議案第1号から議案第41号までについて討論を行います。討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。議案第7号、第10号、第25号、第27号、第28号について、反対討論を行います。

まず、議案第7号、菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、河原小学校を廃止し、隈府小学校に統合する条例改正です。私は、小学校統廃合問題の出発点から結論に至る問題点について、今年の議会の討論もあえて引用して、この問題で反対したいと思います。

まず統廃合の出発点の問題です。平成20年6月から21年3月まで6回にわたって開かれた学校規模適正化審議会是非公開で、議会に知らせることを拒み、審議の結論さえ正副会長で覆しました。これは、この間の統廃合問題で忘れるわけにはいかない問題です。その後の経過の問題として、地域の合意形成の不十分さ、あきらめを強いてきた経過があります。そして結論として、学校規模適正化審議会述べられた立場、地域の議論がどうであれ、議会が何を言おうが一步も引き下がらないで統廃合を進める、この立場で進められた小学校統廃合問題全体の、私はそのあり方自体、厳しく批判されなければならないと考えています。

以上を述べて、河原小学校の廃止に当たっての条例改正に対する反対討論とします。

次に、議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。これまでの負担増抑制策をもってしても、なお、保険料をアップせざるを得ない現状はわからなくはありませんが、自治体としてまだやれることがあるのではないのでしょうか。市民税非課税世帯も含めて、全てが負担増となる今回の改正には賛成できないので反対いたします。

次に、議案第25号、平成24年度菊池市一般会計予算です。当初予算全体として歳入の源泉、市民の懐をどう温めるかという問題や中小企業支援など、地域産業政策、また歳入が基本的に維持されている中で市民が求める緊急的な問題、暮らしや福祉の課題に対応した当初予算になっているのかどうかという点で、私は不十分であると考えます。また、行き詰まった構造改革路線の下での行革路線など、予算編成上からも検討を深めるべき課題が未消化のままです。

それから、RDF関連予算では、値上げに次ぐ値上げであります。搬入量減少を

負担増で賄うやり方は、もう破綻しています。あり方も含めて検討すべき時期だと思えます。自治体への際限なき負担増を押しつける不平等な契約の改定にまだまだ自治体も議会も尽力すべきであると考えます。さらに、残存する同和対策事業を始め見直すべき課題も多くあります。よって、この当初予算には賛成できません。

次に、議案第27号、平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。75歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限される。そして、保険料は今年4月の見直しで1人当たり平均保険料額が1,375円増の5万3,266円となります。少ない年金が苦勞している中で、さらに引き上げるのは認められません。そういう値上げが反映されている予算には反対です。

また、本市8,200人を超える高齢者が加入する広域連合が赤字なのか、黒字なのか。それから、高齢者がどういう状況にあるのか、姿や実態が見えにくく、高齢者の声が広域連合にも自治体にも届きにくいという問題も解消されないままであり、私はこういう制度は直ちに廃止すべきであると考えます。

次に、議案第28号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計予算についてです。議案第10号の負担増を反映したこの当初予算は認められないので反対します。

以上、討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第7号、議案第10号、議案第25号、議案第27号、議案第28号に対する反対討論がありました。

次に、まずは議案第7号に対する討論をお願いします。賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第7号については、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで議案第7号に対する討論を終わります。

次に、議案第10号について、反対討論がありましたので、議案第10号に対する討論を行います。議案第10号に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第10号については、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで議案第10号に対する討論を終わります。

次に、議案第25号について、反対討論がありましたので、議案第25号に対する討論を行います。議案第25号に対する賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第25号について、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで議案第25号に対する討論を終わります。

次に、議案第27号について、反対討論がありましたので、議案第27号に対する討論を行います。議案第27号に対する賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 議案第27号については、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで議案第27号に対する討論を終わります。

次に、議案第28号について、反対討論がありましたので、議案第28号に対する討論を行います。議案第28号に対する賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 議案第28号については、ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで議案第28号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第7号、議案第10号、議案第25号、議案第27号、議案第28号を除き、一括採決します。

議案第1号から議案第6号まで、議案第8号、議案第9号、議案第11号から議案第24号まで、議案第26号及び議案第29号から議案第41号まで、以上36案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上の36案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第7号、議案第10号、議案第25号、議案第27号、議案第28号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第7号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起

立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第27号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、経済建設常任委員長報告が不採択の請願第1号、菊池溪谷のトイレ、菊池物産館エリアの食堂に関する請願について討論を行います。討論は、まず原案に賛成者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○7番(東裕人君) 請願第1号、菊池溪谷のトイレ、菊池物産館エリアの食堂に関する請願について、賛成討論を行います。菊池溪谷にトイレの新設を、菊池物産館エリアに食堂の新設を、この2点は、菊池溪谷や市民広場に行くとも誰もが感じる点であり、ごく当然の要求でもあると私は考えます。請願者は菊池市の観光大使の立場から、その活動を通じて感じた点、この当たり前の要求を請願として提出しており、何ら問題があるとは思えません。委員会でも反対、不採択の理由として、林野庁の管轄だから、市民広場再整備で議論しているからなどなど挙げられましたが、私は請願の趣旨そのものが正当なものであるのなら、採択し、その結論をもって関係省庁に働きかけたり、まちづくり懇談会などでの市民広場再整備の議論を進めるための一提案とすべきであると考えます。

以上、この請願は観光の振興を施政方針で掲げる本市産業政策に対する大事な提案、要求として採択されるべきであると思いますので、賛成いたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、請願第1号に対する討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。請願第1号、菊池溪谷のトイレ、菊池物産館エリアの食堂に関する請願について、委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第1号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、福祉厚生常任委員長の報告が不採択の請願第2号、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願について、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） それでは、請願第2号、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願について、賛成討論をさせていただきます。

この請願は、菊池公園隣接地に現在予定されております、飼育困難になった老犬を50頭まで全国から預かる施設建設について、地元高野瀬区長池邊様、亘区長石渕様、築地区長辻様、菊池市隈府地区区長会長菊川様により、建設予定地が総合体育館、多目的グラウンド、テニスコートのスポーツ施設、子どもたちの遊具施設、そして自然豊かな桜・つつじの名所として、菊池市民はもとより、全国に誇れる公園の隣接地であるがゆえに、議会、市長に対して請願が提出されたものであります。予定地に老犬ホームが建設されることにより、様々な危惧や問題点が考えられます。犬の夜泣き、無駄吠えなどの騒音、ふん尿等の悪臭、土壌の汚染等の発生による近隣住民の生活環境にかかわる被害が生じること。また、築地井手の汚染なども危惧されること。犬舎が建てられることにより、捨て犬等が発生し、通行人に対して気概を加える危険性が生じること、総合体育館駐車場では、夜間を含めた市内消防団

の操法大会、操法訓練、市内中学生のブラスバンドの練習等が行われたり、総合体育館で各種スポーツの全国規模の大会時には、飲食物の販売等が駐車場で行われています。このような、衛生面の観点からも心配をされております。

いずれにしましても、菊池市の今後の観光、商業等のイメージダウンにつながると思われまます。

以上の理由から、議員各位におかれましても、菊池市環境基本条例に基づき、地域住民の生活環境を維持すると同時に、自然豊かな菊池公園を守り、せっかく今回名湯百選にも選ばれた菊池市に、安心して全国からお客様に来ていただくためにも、「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願を採択していただきますようよろしくお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 請願第2号、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願書について、反対討論を行います。この問題は、法的問題がクリアしていると請願者も施設の側も双方とも認識をしている下で、何を賛否の基準にするのか、委員会でも議論したところであります。私は、この請願はその賛成、反対以前の問題で、議会の審議になじまないものであると考えます。仮にこれに賛成をすれば、民間の紛争の片方に議会が介入をし、後押しすることになりかねません。それは、議会の権限に属さない問題であります。よって、議会としては、この請願は採択すべきでないと考えますので、反対をします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ただいま請願に出されております老犬ホーム・トップの建設変更を求める請願書の紹介議員でございますので、賛成の意見を述べさせていただきます。

この施設に対しましては、隈府区長の菊川さんを初め、高野瀬区長の池邊さん、亘区長の石淵さん、築地区長の辻さん、本当に心配をされておられます。私は、この話をお聞きしまして、ここは菊池公園の一角であり、しかも体育館がありまして、体育館の体育施設の一環であります。せっかくこういう若い方が老犬施設を開こうとされているならば、もっと犬が和らげる場所、犬は暑さに弱うございますので、地域住民からもっと喜ばれる場所、しかもこの事業によって地域おこしができるようになればと思いました。我が子や孫のようにかわいがっておられる方々が集まっ

て、あるいはこういう方々が私の犬は菊池に預けている、住んでいるというような思いがございましたら、ひょっとすれば菊池に住んでいただけるかもしれません。そうして、こういう施設が拡大しますれば、犬の火葬場とか、お墓とか、できると思います。実はペットブームもここまできたかと思いましたがけれども、私の友人など、ペットを借りて散歩をしているようなことも聞いております。市として受け入れできる体制をやっぱりドッグファームとか、ドッグの森とかをつくってほしいなということから、現在の場所よりももっと適した場所への変更を求める請願書の紹介議員となりました。こういう老犬施設を市の活性化につなげたらと思ひまして、賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は、請願第2号、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願書に、紹介議員として賛成の立場で申し上げます。

これについては、委員長の報告にもありましたように、担当委員会としても現地調査を含め、請願者、それから相手方の方にも参考人として意見を聴取するという異例な展開となりまして、十分な時間をかけ、いろんな角度から論議をされてきたところですが、委員会としては、私一人が賛成で、圧倒的少数で不採択となりました。委員会の中でも述べてまいりましたけれども、私は紹介議員の末席の一人として、その思いの一端をこの場でも述べておきたいと思ひます。それぞれに木下議員、隈部議員が詳しくおっしゃいましたので、簡潔に骨格の部分を申し述べておきます。

私は一つには、請願の文言において、非常によく整えてありますが、現在の住環境を現状維持、温存させたいという思いは正当であって、何ら排除する根拠は見出せませんし、また請願項目が5つ書いてございますけれども、これについては近隣に類似施設がないということもあって、なかなかその裏が取れないということでもありますけれども、今後の新しい施設ですので、今後の展開としては、この5つの項目の懸念は予想されるという点においては合理性が認められます。よって、環境基本条例計画に照らしたときに、地域住民の不安を受け止めるには、ましてや場所の変更を求めるという点においては整合性が否定されるわけではないと思ひます。よって、私は賛成であるということをお話しして申し述べておきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、請願第2号に対する討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。請願第2号、菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願について、委員長報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第2号について、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、防災、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出の一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第 1、議員提出議案 1 号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

森隆博君。

[登壇]

- 20番（森 隆博君） 議員提出議案第 1 号について、提案理由を申し上げます。

先ほど成立しました菊池市部設置条例の一部改正につきまして、議会の常任委員会の所管が変更となるため、菊池市議会委員会条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の 3 ページから 9 ページをご覧くださいと思います。総務部と企画部が総務企画部となるため、総務文教常任委員会の所管のうち総務部の所管に属すること、企画部の所管に属することが総務企画部に属することとなります。また、市民部が市民環境部と健康福祉部に分かれ、税務課、徴税課が市民生活部に組織されることによりまして、福祉厚生常任委員会の所管が市民生活部の所管に属することと健康福祉部の所管に属することとなるものであります。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

- 議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議員提出議案第 1 号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 決議案第1号 地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査に関する決議

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第2、決議案件第1号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 提案理由の説明をいたします。

地方公務員の守秘義務・情報管理に関し、税務情報漏洩に関する調査が不十分であり、真相究明すべきと考えます。また、先ほど私の一般質問に対する答弁書が配付されましたが、到底納得できるものではありません。

以上、提案理由として、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

- 1、本議会は地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。地方公務員の守秘義務・情報管理に関し、税務情報漏洩に関する事項。
- 2、特別委員会の設置。特別委員会の名称等は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により、委員8名からなる地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査特別委員会とし、これを設置して特別委員会に付託するものとする。
- 3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を設置する特別委員会に委任する。
- 4、調査期限。上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。
- 5、調査経費。本調査の経費、予算の範囲内とする。

以上、議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案件第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付

託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対者のほうから。

北田彰君。

○23番（北田 彰君） 決議案第1号について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

提案理由の説明にありますように、地方公務員の守秘義務、情報管理に関し、税務情報漏洩に関する調査が不十分であるということで真相究明すべきであるというように提案理由されておりますけれども、普通はですね、職員の不祥事とか、あるいは市長等の不祥事とかについては調査をするわけがございますけれども、先ほど市に中原議員の一般質問によります市の関する調査をしてくれというようなことで一般質問があったんだろうと思いますけど、市税に関する内部調査について結果が出ております。それによりますと、聞き取りを30人聞き取ったというようなことだろうと思いますし、調査の対象は税務課長及び職員の3人というようなことでありますし、副市長、総務部長、職員の3人が調査をした。そして税務課が議員の税情報を市民ほか他人に漏らしたことはないことを確認をされたということでもありますから、何も調査委員会をつくってですね、市の職員が仕事をまずやり気があるのをやる気のないようにするとか、そういうのにあたりはせんどかと私は思うわけがあります。議員なら、自らそういう噂が立ったら、自分から自分の身を潔白して、そして自分は税は絶対滞納はないという証明ぐらいつけてですね、やるべきだというふうに私は思いますから、この辺に関して、この決議案に対しては反対であります。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

決議案件第1号は討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。決議案件第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。議員の皆さん方は、大会議室にお集まりください。

○

休憩 午前11時38分

開議 午前11時59分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。特別委員会の委員の選任ついてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました特別委員会委員の選任について日程に追加し、議題とします。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、委員会規則第8条第1項の規定によって、樋口正博君、中山繁雄君、東裕人君、境和則君、二ノ文伸元君、葛原勇次郎君、泉田栄一郎君、中原繁君を指名します。

ここで、正副委員長互選のために、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時59分

開議 午前11時59分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会委員長に、東裕人君、副委員長に二ノ文伸元君。以上です。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、平成24年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

閉会 午後零時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 工 藤 圭一郎

菊池市議会議員 城 典 臣

付 録

平成24年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(3月2日・3月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	菊池市暴力団排除条例の制定について	原案可決
議案第2号	菊池市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市レジ袋削減推進協議会条例の制定について	原案可決
議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例及び菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市老人福祉センター条例及び菊池市七城ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市農業集落排水処理施設条例及び菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第14号	平成23年度菊池市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第15号	平成23年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第16号	平成23年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第17号	平成23年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第18号	平成23年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第19号	平成23年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第20号	平成23年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第21号	平成23年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第22号	平成23年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第23号	平成23年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第24号	平成23年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第25号	平成24年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第26号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第29号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成24年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第36号	訴えの提起について	原案可決
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）	原案可決
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市小原ほたる交流館）	原案可決
議案第39号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第40号	市道路線の認定について	原案可決
議案第41号	菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案 第1号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
決議案		
決議案第1号	地方公務員の守秘義務・情報管理に関する調査に関する決議	原案可決
請願		

議案番号	件名	審議結果
請願第1号	菊池溪谷のトイレ・菊池物産館エリアの食堂に関する請願	不採択
請願第2号	菊池公園の隣接地に建設予定の「老犬ホーム トップ」の建設地変更を求める請願書	不採択
報 告		
報告第1号	専決処分の報告について	原案報告
報告第2号	平成23年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について	原案報告

菊池市議会会議録
平成24年第1回3月定例会

平成24年5月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968) 25-2325